



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想観測番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
秋北海道二十一世紀総合研究所	河川環境管理の包括的民間委託	3038	3038010	100040	河川環境管理の民間による統括的な業務推進に向けたデータベース作成や危機管理マップ等の作成	1. 国、都道府県、市町村、(民間)が管理しているすべての河川の管理に必要とされる水質測定、危機管理データの作成等の包括的な民間委託 2. 上記データ作成に関する予算措置(新設でなく既存の河川関連または環境保全関連の予算枠の活用)	1. 河川の各管理主体が保有するデータの開放 2. 1によるデータの活用や新規の環境測定データの作成による河川E S Iマップの作成に対する支援措置 3. E S Iマップをベースに、河川流域自治体が共通して活用できる危機管理システムの構築や日常の環境管理主体(住民やNPOを含む)の在り方を河川流域全体で検討するための仕組みづくり	増加傾向にある河川における水質事故への対応、河川の環境保全ニーズの高まりに対して、河川を一体化させた管理システムの導入が不可欠である。しかし、わが国では、河川の管理主体が細分化されているために、海洋や諸外国で構築されている環境脆弱性指標地図(E S I (Environmental Sensitivity Index) マップ)が作成されていない。現状では、流域管理マップが国により作成されているものの、有害物質の河川への流出の際の迅速な対応や河川全体の環境保全対策については、十分でない状況にある。 この対応のために、管理主体の異なる河川を包括化したE S Iの作成を民間主体で行い、これをベースに地域におけるリスク管理のあり方と管理主体のあり方を再検討する必要がある。		6		河川の管理は国土交通省の所管であるため					
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160070	100050	バイオマス利活用フロンティア推進事業の実施主体の範囲拡大(第3セクターの株式会社)	循環型社会の形成・地球温暖化防止・新たな産業の創造等総合的な観点から、バイオマス利活用フロンティア推進事業における有機性資源飼料化推進対策事業(プラント建設)の実施主体に新都市農業推進計画の推進母体として設立される第3セクターの株式会社を加え、フロンティア事業としての一層の推進を図る。	食品残渣を活用した農業分野での資源循環を図る。 学校給食等で発生する食品残渣を飼料化し、養豚用の飼料として活用し、当該飼料により肥育された豚肉を食材として活用する。 ・給食食品残渣：年間約3000トン	現在の要綱・要領は、地方公共団体しか規定されていないが、循環型社会の構築のため第3セクターの株式会社に門戸を開くことにより、フロンティア事業としての推進が図られる。	有機性資源飼料化事業実施要領	有機性資源飼料化推進事業において、第3セクターを含め事業実施が可能である。	5		有機性資源飼料化推進事業において、第3セクターを含め事業実施が可能である。	バイオマス利活用フロンティア推進事業における有機性資源飼料化推進対策事業(プラント建設)の実施主体として、第3セクターの株式会社が認められるのか、回答されたい。	5		有機性資源飼料化事業の実施主体として、公社(地方公共団体が出資している法人)が規定されており、第3セクターの株式会社も実施主体となりうる。 なお、バイオマス利活用フロンティア推進事業は、有機性資源飼料化推進事業とは何ら関係のない事業である。
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160080	100060	バイオマス利活用フロンティア推進事業の実施主体の範囲拡大(民間開放/一般企業)	循環型社会の形成・地球温暖化防止・新たな産業の創造等総合的な観点から、バイオマス利活用フロンティア推進事業における有機性資源飼料化推進対策事業(プラント建設)の実施主体に民間企業を加え、事業の一層の推進を図る。	食品残渣を活用した農業分野での資源循環を図る。 レストラン、スーパー、市場等で発生する食品残渣を飼料化し、養豚用の飼料として活用し、当該飼料により肥育された豚肉を食材として活用する。 また、食品残渣を堆肥化し、畑の肥料として活用し、当該肥料により育成された野菜等を食材として活用する。 ・食品流通業界による参入 ・飲食業界による参入	現在の要綱・要領は、地方公共団体しか規定されていないが、循環型社会の構築に熱心な流通・食品関係の民間企業に門戸を開くことにより、事業の推進が図られる。	有機性資源飼料化事業実施要領	有機性資源飼料化推進事業において、民間企業の組織する事業協同組合等を含め事業実施が可能である。	5		有機性資源飼料化推進事業において、民間企業の組織する事業協同組合等を含め事業実施が可能である。	バイオマス利活用フロンティア推進事業における有機性資源飼料化推進対策事業(プラント建設)の実施主体として、民間企業が認められるのか、回答されたい。	5		有機性資源飼料化事業の実施主体は、都道府県・市町村・公社(地方公共団体が出資している法人)・農協・農業協同組合等となっており、民間企業が単独で事業実施主体になることは困難である。なお、単独では事業実施主体にならない民間企業であっても、事業協同組合の構成員であれば、当該組合として実施主体となりうる。 なお、バイオマス利活用フロンティア推進事業は、有機性資源飼料化推進事業とは何ら関係のない事業である。
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066010	100070	屠殺場(業)への民間の参入	屠殺場(業)への民間事業者の参入により、隠岐で生産され飼育された黒毛和種牛に限り県内で食肉処理を可能なものとする。	隠岐は黒毛和種牛の産地として有名であり、隠岐島後では県牛も盛んである。県内での食肉処理を可能にすることで「隠岐牛」のブランド化により地産地消を進め、飼育農家の負担を軽減し、飼育頭数を増加することで畜産業の振興と観光業の振興を図る。	屠殺場(業)には食品衛生法上の規制があると思われる、民間事業者の参入ができない状態にあり、現状では、肉牛処理には一度県内の大田市まで輸送の必要がある。民間事業者が県内で処理できることで、輸送コストや労力を省くことができ、また、隠岐牛や老牛の処分や、子牛への更新にかかる飼育農家の負担が軽減される。		6		と畜場法は厚生労働省の所管法律であるため					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想コード	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答			
個人	県民福祉競馬場の創生計画		3071	3071010	100080	1. 競馬法第1条の改正 「都道府県もしくは指定を受けた市町村地方自治体のみ許可される。」 2. 公認民営競馬の許認可	1. 競馬法を改正し、公認民営での許認可が受けられるようにする 2. 都市計画における用途指定地域規制の緩和 3. 農旅地域・農地の多目的の使用の許認可	1. 競走馬育成訓練事業 2. 馬場馬術馬育成訓練事業 3. 誘導馬育成訓練事業 4. 温泉を利用した家畜・ペットの保養・療養センター事業 5. 元気老人・中高年婦人コミュニティーセンター事業 6. 観光客周遊案内案内車による市内循環交通事業	地域振興、産業活性化、雇用の創設	競馬法(第23条第5項第1号) 第1号、日本中央競馬会又は都道府県は、この法律により、競馬を行うこととする。 第2号、次条第1項に規定する市町村(特別区を含む。以下同じ。)で、本条第1項の特別区を指定して競馬大会を開催する場合は、当該地区に居住する者が、当該地区の住民としてその地区に居住する者とする。この場合、当該地区は、競馬法第1条第1項に規定する市町村(特別区を含む。以下同じ。)に属するものとする。 第3号、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、競馬を開催することを認めない。 第4号、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、競馬を開催することを認めない。 第5号、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、競馬を開催することを認めない。 第6号、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、競馬を開催することを認めない。 第7号、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、競馬を開催することを認めない。 第8号、日本中央競馬会、都道府県又は指定市町村以外の者は、競馬を開催することを認めない。	刑法で禁止されている賭博行為である競馬の実施については、公的財政への寄与等の観点から、法の厳しい規制の下、特例で認められているものである。 このような法の趣旨から、競馬の施行主体は、特に公益的な団体(日本中央競馬会、都道府県及び指定市町村)に限定しており、今後その必要があると考えられている。 したがって、地方競馬の実施や推進の決定を民間一般へ開放することは、困難である。 なお、現在、競馬制度を見直すため、農林水産大臣の私的諮問機関として「我が国の競馬のあり方に係る有識者懇話会」を創設しており、その検討過程においてもコスト削減の観点から、私人(民間)への委託についても議論となっているところである。 当面としては、懇話会の議論を踏まえ、競馬制度の見直しを行うことを検討しているところであり、競馬の実施に係る事務の一部の民間への委託の可能性についても競馬制度全体の見直しの中で検討して参りたい。									
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160010	100090	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための農地保有合理化法人の範囲拡大(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新規農業参入者へ円滑かつ迅速に農地を提供することを目的に、農地の斡旋・中間保有を行うことのできる農地保有合理化法人の範囲を新都市農業推進計画の母体となる第3セクターの株式会社拡大する。	第3セクターの株式会社が農地情報の収集を積極的に行い、必要に応じてあらかじめ農地を保有し、新規農業参入者のニーズに即応したスピーディーな農地の斡旋を行う。 ・アグリセラビー事業 ・バイオマスフロンティア事業 ・ヤングファーマー・インキュベーション事業 ・起業意欲のある者への斡旋等	農地の斡旋・中間保有等のできる農地保有合理化法人は、一般の法人では民法第34条法人(公益法人)に限定されているが、民間の発想に依り積極的かつスピーディーにこれを行い、新規農業参入者のニーズに即応するためには、第3セクターの株式会社まで範囲を拡大する必要がある。	農業経営基盤強化促進法第5条第2項第4項 農業経営基盤強化促進法第6条第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第1条第1項 農業経営基盤強化促進法施行規則第4条第1項	都道府県段階で農地保有合理化事業を行う主体である農公社の組織要件は、民法34条法人(公益法人)でなければならない、かつ社団法人の場合には、都道府県が社員となっており、その有する表決権が総額の過半を占めること、財団法人の場合は、都道府県が寄附財産の拠出者となっており、寄附財産の額が寄附財産の総額の過半を占めることが必要。	3									
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160020	100100	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための第3セクターの株式会社による研修用農地の権利取得(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新規参入の農業者(個人・法人)を育成することを目的として新都市農業推進計画の推進母体となる第3セクターの株式会社が行うインキュベーション事業実施に係る農地の権利取得を可能とするもの。	農業分野にチャレンジする若者等の掘り起こしを行い、農業技術と経営感覚に優れたプロとしての農業者を育成するため、新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が未利用農地の権利取得を行い、研修用地としての活用を図る。 ・アグリセンター事業 ・ヤングファーマー・インキュベーション事業	現行の農地法では、農業生産法人以外の法人で特区制度による特定法人以外は、農地の権利取得が制限されている。更に、研修用に用途を限定した農地の権利取得も認められていない。このため、現行農地制度では、農業への新規参入を促進するためのインキュベーション事業を十分に行えない。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2、農地法施行令第1条の6第1号	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	4.5							市町村段階で農地保有合理化事業を行う法人は、事業の性格から公平性を保ち、信用力の高い公的的色彩を帯びた法人とすることが必要である。したがって、仮に市が出資をする株式会社であっても、株式会社は本来、営利追求を目的とするものであり、農地保有合理化法人とすることは困難。なお、提案主体の相模原市は、市農協が農地保有合理化法人の資格を有していることで、まさに市農協が農地保有合理化法人と密接な連携を図ることにより、計画の実現が可能と考えられる。		
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160050	100110	アウトソーシングによる新規参入促進と農地活用のための農地保有合理化法人以外の法人による農地取得(民間開放)	農業施策のアウトソーシングを実施するため、新都市農業推進計画の母体である第3セクターの株式会社の斡旋による場合に限り、農業生産法人以外の法人が農地の権利所得を実現するもの。	未利用農地を活用した特区制度による特区参入の特定法人の新たな事業展開を促進するとともに、新規参入農業者の範囲拡大等が図られる。 ・ダチョウの肥育事業の新たな事業展開 ・観光農園 ・流通事業者の食品リサイクル分野での参入	現行の農地法では、農業生産法人以外の法人に対する農地の取得が制限されている。このため、民間参入や民間の知恵と工夫による様々な形態での農業参入が困難となっている。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3								提案は、「新都市農業推進計画」(添付資料参照)という市独自の計画を実現するために、計画の推進母体である第3セクターの法人の斡旋による場合に限り、農地の権利取得を容認することの内容及び、地域限定や条件付けなどにより対応できないか、検討された。	農業生産法人以外の法人の農地の権利取得については、既に構造改革特区制度において、農地の貸付方式等の条件付けにより対応しているところである。なお、農業生産法人以外の法人に所有権の取得を認めることは、第3セクターが斡旋したということだけでは、法人の所有する農地が適正に利用されなくなつた場合において確実に是正できる担保とはならないことから、対応できない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想総覧番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
菊池市	いつてみたい農山村・やってみたい農林業	2128	2128010	100120	農業法人に対する就業相談、就業訓練業務の委託	行政サービスの民間開放：行政またはその関連団体が行う就業相談、就業訓練に関する業務の一部を農業法人に対しその能力に応じて段階的に開放されたい。	委託を受けた農業法人は、関係機関と連携し広く就業希望者を募集するとともに、新たに農業参入されたい方々に対する就業相談をはじめ、地域において新規に就業された方に対し、栽培指導や経営指導など、農業経営に関する様々な支援を行いながら、その円滑な就業を促すこととする。その後、地域再生に向け、やる気と様々なノウハウを持つ就業希望者と共に、多様な経営体の創出や様々なサービスの提供をはじめ、将来の農業担い手の育成、安全安心な食料の安定提供、地域産業(雇用)の創出を促進したいと考えている。なお、この委託事業により生じる直接的な効果として、新規就業に対する地域に密着した実践的かつきめ細やかな支援体制の充実、雇用のミスマッチの解消、失業者対策などがある。	この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、支援し、その個人力を最大限生かすことである。そのためには、地域に根ざした実践的かつ、きめ細やかな支援が必要不可欠である。一部の農業法人においては、これまで、就業に関する相談や研修生の実入れなどを行っているが、行政が就業支援に関する業務の一部を委託することで、委託を受ける法人においては、就業支援体制の強化、対外的信頼性の向上が図られ、就業希望者と地域との架け橋として地域に根ざした実践的かつ、きめ細やかな支援が可能となる。	農業経営総合対策実施要領	3,5	新規就業・就業キャリア形成プログラム推進事業において、市町村等が地域の農作業受託組織、農業生産法人等の農業生産組織等を研修受入れ先に指定し、委託方式による実践的な農業研修を実施することが可能である。ただし、本事業は、新規就業者を確保するための実践的な技術の習得を目的としているため、農業に関する十分な指導経験を有していない株式会社等は補助対象にすることができない。	新設の株式会社等であっても、構成員等から農業に関する十分な指導経験を有している場合は補助対象になり得ると考えている。	新規就業・就業キャリア形成プログラム推進事業において、市町村等が地域の農作業受託組織、農業生産法人等の農業生産組織等を研修受入れ先に指定し、委託方式による実践的な農業研修を実施することが可能である。ただし、本事業は、新規就業者を確保するための実践的な技術の習得を目的としているため、農業に関する十分な指導経験を有していない株式会社等は補助対象にすることができない。	新設の株式会社等であっても、構成員等が農業に関する十分な指導経験を有している場合は補助対象になり得ると考えている。	新規就業・就業キャリア形成プログラム推進事業において、市町村等が地域の農作業受託組織、農業生産法人等の農業生産組織等を研修受入れ先に指定し、委託方式による実践的な農業研修を実施することが可能である。ただし、本事業は、新規就業者を確保するための実践的な技術の習得を目的としているため、農業に関する十分な指導経験を有していない株式会社等は補助対象にすることができない。		
上土幌町	国立公園内にある国有林野地域維持事業	1136	1136010	100130	国立公園内国有林の管理などの地域森林管理組織への委託	林野庁森林管理審などが調整した森林管理に関する委託事業について、上土幌町がその委託を地域森林管理関係事業体に対して行うことができる契約などの締結による新規事業の創出	上土幌町が調整機能を持ちながら、国有林を維持管理する地域事業体の組織を立上げ、地域の森林管理審などの指導を受けながら、地域の森林事業者及び建設事業者と連携し、行政区域内の国有林の管理を行うことにより、地域での雇用の創出と雇用の確保を行う。	森林管理については、現在国産木材の価格低迷などの要件など経済的には採算性が大変厳しい産業である。一方、森林育成事業などは長期的な見地から経済的生産性が図られることなど、地域の森林事業者などにおいては到底採算の取れない事業形態であり、このことが地域での森林事業者の衰退の要因の大きな課題となっている。このような背景から国有林などの森林管理を行い環境にやさしい森林造成や国民の保健休養環境を創設するには、森林資源としての公益の確保などを含めて、地球温暖化対策などグローバルな高次元の視点から対応する必要がある。つまりは国などの支援を受け、効率的な民間活力と連携しなくては出来得ない事業ではないかと考えている。	会計法第10条 予算決算及び会計令第79条 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律第12条	3	各省各庁の長は、その所掌に係る支出に関する事務を管理する 競争入札に付する事項の価格を仕様書、設計書等により予定しなければならない。 工事等を請け負った者は、一括して第三者に譲り負わせてはならない。	森林の管理には、必然的に各種の事業や工事の実施等を伴うが、こうした事業等の実施について、直接事業を実施しない町が国の事業を内容を含めるとなく一括して受託し、さらに第三者である事業体等に委託して行うことについては、そもそも契約の相手方の適格性、契約の内容の不透明性等の問題があり、国の契約として行えないばかりか、工事等の請負契約にあたって関係法令等で禁止している「一括下請負」に該当することから、公共事業における契約等の透明性の確保など構造改革の趣旨に逆行するものであり、対応は不可能である。なお、国有林と国有林が連携して地域の森林づくりを推進していくことについては、森林法において同一の森林計画区につき、同時に相互に協議して森林計画を策定することとしているほか、森林整備に係る協定を結んで国有林(国)と民有林(市町村)が連携を図りつつ、それぞれが事業を行っている事例(北海道下川町、長野県和田村、高知県北川村)があるので、こうした取組みを進めることで対応することとしたい。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3	本提案の趣旨は、町の行政区域内の国有林の管理運営に係る樹林、間伐、伐採、林道管理、治山対策等の各種の事業を町が一括して委託を受け、町の独自の判断により地元企業を選定して実行させるといふものである。しかしながら、国の事業の発注は、個々の事業について予定価格を算定し、事業実行能力等の適格性を有する者を選定して国自ら直接に相手方を決定しているところであり、事業実行能力を有しない町に、国の事業を内容も含めて一括して委託し、しかも第三者に一括下請負に付すことを前提とした契約をすることは、国有林野事業のみならず、等しく国の機関として行い得るものではなく、再度検討の余地はないものと判断する。		
福島県白河市	南湖公園再生計画	1204	1204040	100140	所有森林管理の民間委託費の補助対象拡大	南湖及び周辺の森林管理の補助対象には、政令で定められた者が対象であるが、民間団体・ボランティアに対して、長期的に施業委託を行えるよう、補助対象とする。	施業の実施時期や雇用計画の長期的な見通しを持たせ、自主的かつ確実な対応が可能となるよう、森林整備計画期間を通じた長期の管理委託契約が簡便に行えるよう、民間団体に対し、長期施業委託を行い、森林整備(除間伐、下刈り等)を10年間で一巡させるなどにより、雇用や森林ボランティア活動の長期安定化に資する。	地方公共団体の財産である森林の管理を、地域住民の手に委ねることによって、雇用の促進、及び森林の実情に即した安定的な施業管理と森林施設の適正管理の確保が期待されるよう、森林ボランティアが施業を行う場合、資材・機材・面積の大小に関わらず補助対象とする。	森林法第11条 森林法第193条 森林法施行令第11条	民間団体等が森林所有者から長期の施業・経営の委託を行うことは可能であり、森林施業計画を作成し認定されれば、森林整備事業の事業主体として、間伐等の森林施業に対する助成を受けることができる。	5	-	平成13年の森林法改正により、森林所有者に加え、森林所有者と長期間の森林の施業や経営の委託契約を結んだ者が、森林所有者に代わって森林施業計画を作成することが可能となっている。 平成14年に森林法施行令の一部改正し、森林整備事業の事業主体(第11条)に森林施業計画の認定を受けた者を追加している。	要件緩和できないか検討された。	5	白河市の提案は、「市有林の民間団体・ボランティアへの長期施業委託の実施を可能とすること」及び「これらの者が行う森林施業に対する助成措置」である。現在、森林の施業委託については、特に制限を設けておらず、市町村自身の判断により、委託することが可能である。また、委託した民間団体等が、自ら森林づくりについての長期の方針や計画を定める森林施業計画を作成することも可能である。さらに、この場合に、造林や間伐等の森林整備に対する助成措置も設けているところである。提案の内容については、これらの活用により現行において対応可能と考える。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
平取町及び平取町教育委員会	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	1387	1387040	100150	ヒゲマヤフクロウが餌を調達できる河川環境と森林環境の創出	上流域に鮭鱒等が遡上し海洋由来物質が運流する区域については、土地所有者と協議のうえ、森林組合などの民間組織が森林管理委託を受け適切な管理を実施をする。	河川を遡上する鮭鱒等の海洋由来物質の運流は、ヒゲマヤや猛毒類を通して森林に還元すると共に、自然界の物質運流を可能とし多様な生態系を維持することができる。(参考資料:2002年7月14日読売新聞及び民間放映の「サーモン・海と森の絆」をご覧ください。)特に、河川に近い森林の整備には特段の高いものと想定でき、この様な森林の整備には特段の配慮を要することに鑑み、学識者などと協働により、森林組合等の専門的知識を有する林業者に管理を委託するべきものと考えらる。	大量の鮭鱒が、上流域まで遡上する現状にないため、ヒゲマヤやエゾシマフクロウは減少しているものと推測できる。特に、ヒゲマヤについては餌を求め集落に出現しており、生態系の循環に異変が起こっているものと推察できその対策が急務といえる。	森林法第11条 森林法第193条 森林法施行令第11条	5	-	平成13年の森林法改正により、森林所有者に加え、森林所有者と長期間の森林の施業や経営の委託契約を結んだ者が、森林所有者に代わって森林施業計画を作成することが可能となっている。 平成14年に森林法施行令の一部改正し、森林整備事業の事業主体(第11条)に森林施業計画の認定を受けた者を追加している。					
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト:森林	3065	3065040	100160	公有林の管理の民間委託	公有林の森林管理を民間に委託出来る制度(NPO・株式会社等):地方自治法第149条	1.陶芸事業(教育実習、体験教室、貸し借り業)2.除間伐材の有効利用2.産業創生、3.特産品の創生4.雇用創生	森林の管理不足の解消、	特段の関連法令、告示、通達等はない。	公有林の森林管理委託について、特段の規制等は設けられていない。	8		地方公共団体とよく相談していただきたい。				
金山町	緑の産業の育成	1358	1358010	100170	森林の手入れ費用の支援	ブナ林、ユキツバキ群落の保護及び過疎高齢化により、山が荒れてきているので、その保護と手入れについて、NPO法人の参入により整備を行いたい。	国有林への立ち入り許可の簡素化 国有林地貸付許可の簡素化 国有林地貸付に対する助成措置	山 国有林の利活用を民間業者(NPO法人)へ解放	地方公共団体の事務又は事業の遂行のための国有林野への入林について(昭和55年5月10日付け55林野管第132号林野庁長官通達) 国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野管第96号林野庁長官通達)	貸付契約者が借り受けた事由となる作業のために入る場合は、入林の手続きは要しない。また、地方公共団体の事務又は事業の遂行のために入林する場合は、入林届を提出することにより国有林野への入林が可能であり、煩雑な手続きを必要としない。 国有林野事業の一部を国以外の者に実施させる場合において、これを実施するために必要な施設(契約書又は協定書に基づき施設の内容・規模等について調整がなされている場合に限り。)の敷地の用に供する国有林野にあっては、貸付け又は使用とみなさないことができるものとする。(通達第2の2の(1))	3,5		提案事項である「森林の手入れ費用の支援」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の主旨に沿わないものと考えらる。 国有林としては、希少な高山植物、学術上価値の高い樹木群等については、保護林等に指定するとともに、「保護林保全緊急対策事業」等を実施し、生育状況の維持・整備に努めている。なお、こうした事業を委託した場合の受託者の入林・貸付手続きについては不要としている。 また、ブナの育成等を行いたい等の要請については、分収造林契約等に対応しているが、この場合の造林費用については国有林造林補助金が措置されている。これについても入林・貸付の手続きは不要としている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3,5	提案事項には直接「山の手入れ費用の支援」とあり、これは、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)の「追加的な財政支出を伴わないものであること」という地域再生の主旨に沿わないので、対応することはできない。なお、国有林への立入・貸付手続きの簡素化については、現行の規定の取扱いにより対応可能である。	
静岡県 静岡政令市構想		1325	1325620	100180	農林水産資源及び統計の管理	地方農政局(一部地方農政局統計・情報センター)が有する都道府県レベルで行う資源の賦存量調査業務及び統計作成業務、情報の収集及び分析業務の移譲	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令市の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・独自性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	農林水産省設置法	【国の統計調査等の都道府県への移管】 国が実施する統計調査等は、国又は都道府県を超える広域の現状を把握するため、全国的な規模で一元的な企画の下、統一的方法で実施されており、国の実態を把握するだけでなく、都道府県等の実態も一定の範囲で把握できるものとして、その結果が提供されている。 一方、各地方自治体において、各地方自治体において必要な調査を追加して実施している。	5		【国の統計調査等の都道府県への移管】 ・農林業センサス、漁業センサスといった大規模な統計調査については、既に都道府県に対し法定受託事務として委託して実施している。 ・この他の調査についても個々の農家や地域の利害に関わらない客観的・中立的立場で行う必要がある調査、農作物の栽培や農業経営上の専門知識を要するもの、設計から収集まで迅速さが重要である情報収集等の課題は、委託の拡大を図るよう今後関係府省を含め協議して参りたい。	国が行う統計調査の都道府県(市町村)への移管については、データの集計管理の効率化や雇用創出の観点から、要望を実現することができないか検討されたい。	5	【国の統計調査等の都道府県への移管】 ・農林業センサス、漁業センサスといった大規模な統計調査については、既に都道府県に対し法定受託事務として委託して実施している。 ・この他の調査についても個々の農家や地域の利害に関わらない客観的・中立的立場で行う必要がある調査、農作物の栽培や農業経営上の専門知識を要するもの、設計から収集まで迅速さが重要である情報収集等の課題は、委託の拡大を図るよう今後関係府省を含め協議して参りたい。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答	
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325620	100190	補助金交付要綱の改正(補助事業完成後の改修工事等)	道路に係る補助事業完成後においては、村道、農道、林道その他いづれにおいても、村長の管理する地域管理道とし、その発生する改良、改修に当たっては、最も効果的な事業と組み合わせることができることとする。	(実施内容) 村長が自ら管理する道路について改良改修の必要が生じたときは、その時々のもっとも効果的な制度を利用して事業を実施することができる。 (効果) 現在は、林道で整備した道路は林業関係の補助事業で、農道で整備した道路は農業関係の補助事業でしか、改修できない。この措置により、柔軟な改修工事が可能となる。	制度創設の基準を引き継ぐことにより、必ずしも有利でない事業採択がなされたり、地域に同種のものが複数設置されたり、事業そのものを断念したりする例がある。制度に現場を合わせるのではなく、現場に制度をもっとよく適用していく観点で効率のよい事業実施を図るべきである。	各補助事業の実施要綱、要領等	農道は、農地の分布に基づく効率的な路線配置や農業機械の通行、路肩作業等を配慮した設計を行うなど、農業生産活動、農産物流通等の利用に必要なものに限定して整備が行われている。一方、林道は適正な森林の多面的機能発揮のため、造林や間伐等の計画と一体的に整備されるものである。これらは通常、それぞれの事業目的に応じて市町村が管理を行っている。また、路面改良など機能の向上を図り多大な費用を要する場合には、農道環境整備事業・林道改良統合補助事業の活用が図られている。	3,5		農業の振興等を目的とする農道、森林整備を目的とする林道は、その事業目的に応じて市町村等により整備・管理がなされている。整備・管理に当たっては、それぞれが必要とされる構造等が異なることから、その改修等についてもそれぞれの特性に応じた事業によって行うことにより、効果的な事業実施が図られているところである。なお、農山漁村の広域的なむらづくりに取り組む場合には、農道、林道等を含む整備ができる事業を平成16年度に創設予定である。	要望を実現することができないが再度検討された	3,5		農道と林道は、それぞれの異なる目的と役割下で、目的に応じた地域を対象に整備がなされている。提案については、その事業目的や地域に応じて、必要とされる構造が異なることから、改修等についても、それぞれの特性に応じた事業を活用することが、最も効果的な実施であると認識している。 なお、農山漁村の広域的なむらづくりに取り組む場合には、農道、林道等を含む整備ができる事業を平成16年度に創設予定である。 要望の趣旨の実現については、現時点でも対応可能と考えているが、個別内容を詳細に把握した上で、対応する必要があることから、具体的な案件について担当部門と相談頂きたい。	
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079070	100200	競争的資金等に係る情報提供・受付窓口の一本化、採択権限の地方移譲	産学官連携を推進するための競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。産学官研究開発グループへの周知徹底・利便性向上を図るため、情報提供・受付窓口の一本化を図るとともに、その採択にあたっては、国の出先機関等が、地域の実情に応じて、決定できるよう権限移譲を行う。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興(効果) 利便性向上により、競争的資金等の活用拡大が図られ、産学官連携が促進される。また、権限移譲により、地域の実情に配慮した研究開発が推進される。	産学官連携に係る競争的資金等は、多くの省庁が所管し、様々な時期に様々な媒体を通して公募されることから、産学官研究開発グループには、情報収集等に大きな障害となっている。また、中央で決定されることから、必ずしも地域の実情が反映されていない。	競争的研究資金公募要領	農林水産業や食品産業における基礎研究、現場に即した試験研究等を推進するため、その目的に応じた提案公募型の競争的研究資金制度を設け、制度改革に取り組んでいる。	6/2	(委託に係る要綱)	6(一本化) 競争的研究資金制度に関する情報提供の一本化等については、各都道府県横断的かつ一元的に科学技術に関する政策の企画・立案及び総合調整を行う総合科学技術会議(及び事務局)が担当すべきものである。 2(権限移譲) 平成16年度予算案において、地方の実情に応じた各都道府県独自の施策課題に臨機応変に対応するため、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」について、地方農政局等が自ら研究領域を設定して研究課題を公募する仕組みを導入することとしている。					
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325040	100210	省エネ法に基づくエネルギー管理指定工場に関する事務	現在、経済産業省関東経済産業局に報告されている県内のエネルギー管理指定工場におけるエネルギー使用量の報告等の事務を、政令県に全て移譲	・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と復元、森林・林業の多面的機能の発揮など様々な総合的な事務を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県に必要行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、最適生産・最適消費・最少廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、「電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効果的・効果的である。	6.担当でない	6		省エネは経済産業省の所管であるため						
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325590	100220	中央卸売市場の管理	地方農政局が有する中央卸売市場への指導監督権限の移譲(開設者からの報告受理及び検査)	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独創的で多様な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独創性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許可可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効果的・効果的である。	卸売市場法第48条 卸売市場法施行令第9条	権限委譲済	5		1 現行の卸売市場法施行令第9条では都道府県、政令指定都市等の一部の地方公共団体が開設する中央卸売市場以外の中央卸売市場の検査権限は都道府県知事に委譲されており、静岡県において開設されている中央卸売市場についても静岡県が検査を行うことが可能となっている。 2 なお、都道府県や政令指定都市が開設する中央卸売市場の検査権限が委譲されていないのは、都道府県が自ら開設する中央卸売市場の開設者検査を行うこととした場合、事業者と監督者が同一となるためチェックが働かないこと、政令指定都市が開設する中央卸売市場の事務については都道府県を経由して行うこととされており、都道府県が運営について関与していないためである。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	5		1 現行の卸売市場法施行令第9条では都道府県、政令指定都市等の一部の地方公共団体が開設する中央卸売市場以外の中央卸売市場の検査権限は都道府県知事に委譲されており、静岡県において開設されている中央卸売市場についても静岡県が検査を行うことが可能となっている。 2 なお、都道府県や政令指定都市が開設する中央卸売市場の検査権限が委譲されていないのは、都道府県が自ら開設する中央卸売市場の開設者検査を行うこととした場合、事業者と監督者が同一となるためチェックが働かないこと、政令指定都市が開設する中央卸売市場の事務については都道府県を経由して行うこととされており、都道府県が運営について関与していないためである。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想案番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
山形県	山形いきいき圏農産地創出構想	1386	1386010	100230	農業分野特定政令指定農地制度	農業分野に特定した政令指定農地制度を創設し、各種補助事業に係る事務権限(箇所付け、事業配分等)を指定農地に委譲する。	農業分野に特定し、一定の要件(一定規模の農業産出額など)を満たす農地を農業特定政令指定農地に指定する。指定農地に対し各種補助事業(生産振興総合対策事業等)について権限委譲を一括して行うことにより、面積や補助率などの一律の要件を廃し、地域重点作物の設定や産出効果などを加味した弾力的な助成を行うことにより、地域に即した効果的な事業展開を可能にする。	地域の現状に即して補助制度の効率的な活用を図ることにより、地域の特徴を活かした野菜等の産地づくりに取り組みやすい環境をつくり、農業を中心とした地域の活性化を促進する。			(検討中)			要望を実現することができないか再度検討された。	3 8		政令指定農地制度については、当省の所管ではない。 なお、農業関係の補助事業においては、補助対象の重点化による予算の効率的な執行等の観点から、政策的に適切に対応した補助対象や採択基準等の最低限の要件を設定しているところであり、これらの要件を撤廃することは不可能である。 また、食品表示適正化指導事業については、都道府県が事業実施主体となって食品表示制度の普及・啓発等を通じて、食品表示の適正化を図る事業であり、直接農業振興を図るものではなく、また、都道府県を通じて事業者に交付する補助金ではない。
白沢村	花家の里「福舞里」プラン	1035	1035010	100240	農地法に関する権限の移譲	市町村・株式会社等による農地取得、農業経営を可能とする。	遊休農地、耕作放棄地の集約のため新設法人(株式会社)による農地取得を行う。	現行法では、市町村が農地を取得するには制限があり、株式会社等が取得する場合にも適合性を確保する措置が追加されるなど阻害要因が多くプラン実行が困難な状況であるため、要件を緩和し、事業の迅速化を図る。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2、農地法施行令第1条の6第2号	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。又、市町村による農地取得については、公用・公共目的について認められている。	4		農業生産法人以外の一般の株式会社が遊休農地を活用して農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能であり、また、このための農地について市町村が権利取得する場合にあっては、農地法第3条の許可は不要となっている。	提案者の要望は株式会社による農地取得を可能にすることができ、それも可能であると考えてよい。			構造改革特区制度による一般の株式会社等による農業経営を可能とする措置においては、農地の貸付けに限定しており、所有権の取得はできない。
玉川村	農業振興・グリーンツーリズム事業による地域再生計画	1047	1047010	100250	新規就農に係る農地取得面積等の要件の緩和	農業をしたい人が、どこでも農業ができるようにするため、農振・農用地区域を「農業自由区」とする。	農地取得の下限面積制限(5,000㎡)の規制緩和(2,000㎡)により、個人レベルの農地購入が可能になる。また、グリーンツーリズムの推進につながり、民間法人の参入が容易になると思われる。	農林水産省の権限を市町村へ移譲	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときは、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが当該農地等の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当該事業は実現可能である。				
三春町	農業・農村振興による地域再生	1100	1100010	100260	企業の農業生産における農業者としての資格認定に関する権限移譲	企業が農業生産活動を行う場合、農業者としての資格を町農業委員会の裁量により認定する。	企業の農業参入に対し、町の裁量において農業者としての認定を行うことにより、町農業活性化を推進する。	現在、農地法第2条の農業生産法人要件及び同法第3条の農地取得要件の規定により、企業の農業参入が制約されているが、企業が農業生産活動を容易に行えるよう町に農業者としての認定に関する権限移譲を求めるものである。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	4		農業生産法人以外の一般企業が農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能であり、また、この場合の許可権限については、原則農業委員会となっているところである。				
安達郡本宮町	地域再生取組のため定住住民生活基盤確保促進を図る各種規制の緩和	1134	1134010	100270	定住促進からの町再生のための規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 農地法 農業者年金受給要件 相続税軽減要件 都市計画法・農地法の調整規定 都市計画法 文化財保護法 市民農園整備促進法 建築基準法 以上の法規制における自治体の裁量権等の規制緩和を受け、町再生を促進させる。	法等の規制緩和を受け、自治体の裁量による再生促進を図る。	各部門における法規制は当然必要であるが、内容により権限委譲を受ければ、政策を実施する自治体の裁量になるが、住民により密着した内容で政策展開が可能になり、地域の再生化の促進が図られる。	構造改革特別区域法第31条	構造改革特別区域法により、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を実施	4	-	「市民農園の開設主体の拡大」については、平成15年4月から実施している構造改革特別区域法による地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置の活用により実現可能である。	提案者の要望は、市町村への権限委譲というものであり、それも実現可能であると考えていい。			市民農園の開設に係る手続きについては、特定農地貸付法による特定農地貸付けの承認は農業委員会、市民農園整備促進法による市民農園開設の認定は市町村となっている。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
安達郡本宮町	地域再生取組のための定住生活者生活環境整備促進を図る各種規制の緩和	1134	1134010	100270	定住促進からの町再生のための規制緩和	農業振興地域の整備に関する法律 農地法 農家定義の設定 地権者等全受給要件 農業者生活受給要件 農業者生活受給要件 都市計画法・農地法の調整規定 都市計画法 文化財保護法 市民農園整備促進法 建築基準法 以上の法規制における自治体の裁量権等の規制緩和を受け、町再生を促進させる。	農 各部門における法規制は当然必要であるが、内容により権限委譲を受けられれば、政策を実施する自治体の裁量になるが、住民により苦着した内容で政策展開が可能になり、地域の再生化の促進が図られる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第4条・第5条	市町村が定める農業振興地域整備計画の変更に当たっては、優良農地の確保と周辺農地の営農環境及び農業公共投資の効用の確保の観点からこれに必要な要件を定めている。 農地を農地以外のものにする場合には、農地法の規定に基づく許可が必要である。	3,5		提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可が可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を市町村に移譲することとする。 3 2,3,5			農用地利用計画は、資料安定供給型である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものであり、また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の策定のみではなく、農地整備計画全般にわたり調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を要することは困難である。 また、自治体改革推進会議の第3次答申においても、農地転用の運用の原形を維持し、農地転用の許可権限を市町村に移譲する旨が明記されているところである。なお、計画変更協議等の円滑な実施を図るため、都道府県は市町村の事前協議等に対応するとともに、関係部局間の連携調整を円滑に行うよう要請して助言するなど、迅速化に取り組んでいるところである。 農地転用許可権限については、農地転用の運用の厳格化を求めている自治体改革推進会議の第3次答申に示されている農地転用改革の検討において、地域限定又は条件付き移譲を条件とする方針が示されており、この中で検討して参りたい。 なお、都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行入るか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第117条の特例条項により、権限移譲が可能なものである。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第117条の特例条項により、権限移譲が可能である。 また、地方自治法第117条の特例条項に基づき、市町村に移譲することとする方針が示されている。	
常葉町	グリーンツーリズムを活用した地域間交流	1157	1157020	100280	農地転用の許可権限の市町村への移譲	農林水産省・都道府県が許可している農地転用について、市町村で許可が可能とする。	農地転用の許可を市町村が行う 現在農地転用に関する権限は農林水産省がもっているが、本事業を行うにあたり、許可までに時間がかかるので権限を市町村に移譲し、事業の迅速化を図る。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	5		農家民宿を目的とした農地転用は、4ha以下の規模と見込まれるので都道府県知事の許可権限であるが、都道府県知事の許可権限は地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能であり、現行制度で実現できる。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を市町村に移譲することとする。 5			都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行入るか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第117条の特例条項により、権限移譲が可能なものである。 また、地方自治法第117条の特例条項に基づき、市町村に移譲することとする方針が示されている。 また、提案は、手続の簡素化をもとめるものであり、迅速な事務処理を可能にする工夫が図られている。	
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160060	100290	農地法第3条・第4条・第5条許可の許可権限の移譲(権限移譲)	新規に参入する法人・個人が農地を取得する場合の許可は、現在、都道府県知事が行っている。 これを、新規農業参入者のニーズに対応したスピーディーな対応を図るため、新都市農業推進計画の母体として設立される第3セクターの株式会社による斡旋の場合に限って、市の農業委員会に権限を移譲するもの。	未利用農地を活用した特区制度による特区参入の特定法人の新たな事業展開を速やかに促進すること、新規の農業参入者の意欲を高め、民間による新たな取組みを促進する。 ・ダチョウの肥育事業の新たな事業展開 ・観光農園 ・流通事業者の食品リサイクル分野での参入	農地法第3条第1項、農地法施行令第1条の4、構造改革特別区域法施行令第1条	農地法第3条の許可権限は原則として農業委員会であるが、市町村の区域を超えて農地を取得する場合や農業生産法人以外の法人(構造改革特別区域法の特定法人等を除く。)が取得する場合は知事許可となっている。	8		新規参入であるか否かにかかわらず、農地法第3条の許可権限は、原則農業委員会となっており、特区の特定法人についても、市町村の区域を超えて権利取得する場合を除き、農業委員会による許可となる。 なお、特区であっても新規就業農業者への農地の斡旋等を目的とした法人の農地の権利取得は認められない。	提案事項は、「農地法第3条、第4条、第5条許可の許可権限の移譲」となっており、4条、5条の許可は都道府県知事の許可であることから、4条、5条の権限移譲についても検討できない。また、提案は、「新都市農業推進計画」(添付資料参照)という市長の計画の推進母体である第3セクターの法人が斡旋を行う場合に限り、地域限定で市の農業委員会に権限を移譲してほしいという内容であり、この観点から実現できないと検討された。			農地法第1条及び第5条の都道府県知事の許可権限は、地方自治法第117条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能であり、また、委譲を受けた市町村長の許可権限については地方自治法第117条の2の規定により農業委員会へ委任可能であり、現行制度で実現できる。 また、提案は、特区制度により特定法人の農業参入を促進するため、農業生産法人以外の者が農地の権利を取得する場合の農地法第3条の許可権限を農業委員会に移譲することを求めているものがあり、当該許可は、個人の権利者の場合と同様、原則農業委員会となって、計画実施に支障はないものと考えられる。	
川崎市	農環境の保全と市民交流等農地活用促進構想	1180	1180020	100300	農園数増加のための農地の権利移動に係る規制緩和	市が事業主体となり、連絡協議会等を設置し農園団体等との連携を図りながら、農家等に対する説明会を開催し、市民農園として農地を活用したい農家の募集を行う。募集後は、市が市民農園を行い、市民農園に希望市民を振り分けることとする。この規制緩和により市民農園として農地を活用する機会と手続きの簡略化を図り、遊休農地の解消と同時に市民が耕作することのできる農園数が増加することにより、市民農園を利用したい市民ニーズに対応しながら地域コミュニティの形成を促すとともに、新しい農業経営の構築に結びつける。 1年目 権利設定件数 50件 3年目 権利設定件数 150件	農業従事者の高齢化、後継者不足等から遊休農地が増加しており、農地の有効活用が求められているが、現行の農地法等の法規制があるため、その有効利用が非常に難しい状況となっている。また、それを打開する一つの方法としての農家開設型の市民農園については、農園利用方式によるものだけでなく、いわゆる農家以外の市民に農地を区画貸しするものは農地法に抵触し認められていないため、農園数の増加が見込めない状況である。	・特定農地貸付法 ・市民農園整備促進法 ・構造改革特別区域法第31条	特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	5/4	-	「市が事業主体となって市民農園を開設」というご提案については、特定農地貸付法の貸付け主体が地方公共団体及び農業協同組合と定められていることから、現行の制度において実現可能である。 ・また「農家開設型の市民農園」については、平成15年4月から実施している構造改革特別区域法による地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置の活用により実現可能である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			ご提案の内容は、「農地所有者が、もっぱら自給目的で耕作する者に概ね50㎡の区域において1年以内の期間を定めその農地を使用又は収益を目的とする権利(所有権を除く。)を設定」であるが、これについては、既に回答のとおり、特区の認定を受けることにより可能であるので、活用された。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答		
美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	1181	1181010	100310	農地法に係る権限移譲	新規農業参入の機会拡充を推進するため、農業者認定基準耕作面積の下限設定権限や地場企業の農地保有容認	新規就農に際し基本資産となる農地取得費用の負担軽減による就業機会の拡大及び土木建設事業者の業態転換奨励による雇用機会の拡充。	遊休農地の活用、農地流動化の促進により農村地域の活性化促進及び農業利用による景観保全。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが営農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の条件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積を設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例による措置を受ける特定事業を定める省令第2条)。また、企業等の農地保有については、農業生産法人の要件(農地法第2条第7項)を満たすことによって可能となるほか、構造改革特別区域法において、企業等が地方公共団体等から農地を借り受けて営農することが可能となったところである(構造改革特別区域法第2条第3条)。これらの制度を活用することにより、当該事業は実現可能である。						
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184020	100320	農地に係る権利の移動に伴う規制緩和と手続きの簡略化	農業経営者の担い手確保を含めた農業の活性化と農業を活用した交流の促進のため、農地の権利移動に伴う下限面積の緩和と、非農業者の権利移動の許可を福地農事知事から下郷町長へ移譲	農業者の確保と担い手育成、更には農業を活用した都市との交流の促進を図ることにより、基幹産業の再生と交流人口の増加につながり、地域経済の活性化や雇用の創出が得られる	農業は町の基幹産業であるものの、兼業農家が主体であるため、非農業者が農業に携わる場合、農地の権利移動や下限面積の制限が障害となっている。このため地域の実情に合った規制緩和と迅速な手続きのための権限委譲を必要としているため	農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条、農地法第3条第1項、地方自治法第252条の17の2	農地を取得する場合には、下限面積要件を満たさなければならない。農地を取得する場合には、農業委員会等の許可を受けなければならない。	4/5		下限面積要件については、構造改革特別区域法による規制の特例として、10アールを限度として弾力的に引き下げることが可能とする規制措置を講じているところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。また、耕作目的の農地の権利移動については、原則として農業委員会の許可を受けることとされている(農地法第3条第1項)。ただし、住所以外の市町村の農地を取得する場合の許可権限は都道府県知事にあるが、条例に基づいて市町村に権限委譲することができる(地方自治法第252条の17の2)。	要望を実現することができないが再度検討された。			前回答えたとおり、現行でも要望を実現することは可能である。		
大玉村	新規企業の立地による地域振興	1013	1013010	100330	農地転用に関する権限の移譲	現在、農林水産省が許可している農地転用について、市町村で許可が可能とする。	地域経済の活性化と地域雇用の創出に資するため、土地利用計画に基づいた、企業の立地を促進する。	現在、農地転用に関する権限は、農林水産省がもっているが、企業の立地を促進するにあたり、許可までに時間がかかるので、権限を市町村に移譲し、事務の迅速化を図る。	農地法第4条第1項、農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	3.5		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民の食料の安定供給を図るとの目的の達成及び地方分権に資するとの観点から、適切に国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の適用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ必要と認められるべきであり、現行の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。また、本提案は農業従事者の就業機会の拡大等に寄与する施設等の立地を促進し、これによる許可事務の迅速化を図るとするものであるが、当該施設は地域の農業の振興に資する施設として現行でも許可は可能であり、また、都道府県知事又は農林水産大臣が行う許可事務については6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。	2.35		農地転用許可制については、農地転用の規制の緩和は必要であるが、総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ必要と認められるべきであり、現行の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。また、本提案は農業従事者の就業機会の拡大等に寄与する施設等の立地を促進し、これによる許可事務の迅速化を図るとするものであるが、当該施設は地域の農業の振興に資する施設として現行でも許可は可能であり、また、都道府県知事又は農林水産大臣が行う許可事務については6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。			農地転用許可制については、農地転用の規制の緩和は必要であるが、総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ必要と認められるべきであり、現行の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。また、本提案は農業従事者の就業機会の拡大等に寄与する施設等の立地を促進し、これによる許可事務の迅速化を図るとするものであるが、当該施設は地域の農業の振興に資する施設として現行でも許可は可能であり、また、都道府県知事又は農林水産大臣が行う許可事務については6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。
白沢村	花実の里「福舞里」プラン	1035	1035020	100340	農地法に関する権限の移譲	開発許可に関する手続きを簡素化する。	計画する中核施設の整備を速やかに実現する。	農地転用を実施する場合その規模に応じて農林大臣または知事の許可が必要であるため、市町村長に権限を移譲し、事業の迅速化を図る。	農地法第4条第1項、農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	3.5		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民の食料の安定供給を図るとの目的の達成及び地方分権に資するとの観点から、適切に国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の適用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ必要と認められるべきであり、現行の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。また、本提案は「福舞里プラン」の中核施設の整備を速やかに実現するというものであるが、当該施設は地域の農業の振興に資する施設として現行でも許可は可能であり、また、都道府県知事又は農林水産大臣が行う許可事務については6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。	2.35		農地転用許可制については、農地転用の規制の緩和は必要であるが、総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ必要と認められるべきであり、現行の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。また、本提案は農業従事者の就業機会の拡大等に寄与する施設等の立地を促進し、これによる許可事務の迅速化を図るとするものであるが、当該施設は地域の農業の振興に資する施設として現行でも許可は可能であり、また、都道府県知事又は農林水産大臣が行う許可事務については6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。			
白沢村	花実の里「福舞里」プラン	1035	1035030	100350	農振法に関する権限の移譲	農振除外手続きを簡素化する。	農業振興地域内の農用地区域に加工施設・宿泊交流施設等を建設するために白地区域への用途区分変更を行う。	現在、農振法による用途区分変更については、面積に応じて農林水産大臣または知事の許認可が必要であるが、用途区分・変更に伴う許認可権を市町村長に移譲することにより事業の迅速化を図る。	農業振興地域に関する法律第13条	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。	3		農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は一カ所の土地の除外にのみ限って行うものでなく経済事情の変動等による必要の農業を農業振興地域整備計画について検討し、総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ必要と認められるべきであり、現行の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。また、本提案は農業従事者の就業機会の拡大等に寄与する施設等の立地を促進し、これによる許可事務の迅速化を図るとするものであるが、当該施設は地域の農業の振興に資する施設として現行でも許可は可能であり、また、都道府県知事又は農林水産大臣が行う許可事務については6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。	3		農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は一カ所の土地の除外にのみ限って行うものでなく経済事情の変動等による必要の農業を農業振興地域整備計画について検討し、総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ必要と認められるべきであり、現行の新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。また、本提案は農業従事者の就業機会の拡大等に寄与する施設等の立地を促進し、これによる許可事務の迅速化を図るとするものであるが、当該施設は地域の農業の振興に資する施設として現行でも許可は可能であり、また、都道府県知事又は農林水産大臣が行う許可事務については6週間の標準処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。			



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	1129	1129020	100400	農地転用許可権限を市町村に移譲	農地を農地以外のものにする場合に必要となる都道府県知事の許可権限を市に移譲する。	市に権限を移譲することにより、農林業の振興に必要な加工施設、直売所などの設置について、地域の実状を把握している市の自主的な判断で許可が可能となり、また、事務の簡素化と迅速化が図られ、それら施設の設置を円滑に行うことができる。	地域の現状を把握している市の自主的な判断で足りるものであり、また、県の許可を得るために、多くの労力と時間を要しているため、その権限を市に移譲することにより、円滑な施設の設置が図られる。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	4ha以下の農地の転用については、都道府県知事の許可としている。	5		農産物の加工施設、直売所を目的とした農地転用は、4ha以下の規模と見込まれるので都道府県知事の許可権限であるが、都道府県知事の許可権限は地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能であり、現行制度で実現できる。	要望は手続きの簡素化をもとめるものであり、迅速に事務処理できるような事務を簡素化する等工夫ができないか、検討されたい。		5	農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。
金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	1129	1129040	100410	中山間地域等直接支払制度の特認地域の基準設定権限を市に移譲	同制度の交付対象となる地域は、特定農山村地域法等の8法に基づく地域及び地域の実態に応じて都道府県知事が指定する地域(特認地域)となっているが、この特認地域の指定権限を市に移譲する。	県の設定した特認地域の基準では、対象とならない中山間地域の集落もあるので、地域の現状を把握している市にその権限を移譲することにより、地域の実態にあった対象集落を選定ことができ、該当集落の農地の保全活動を通じて、公益的機能の維持、集落機能の確保、生産振興が図られる。	現行の特認地域基準では、対象とならない中山間地域の集落も多く存在し、それらの農地の保全を図り、集落機能等の確保をする必要がある。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の1(9) 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第3の11	特認地域は、都道府県が設置する中立的な第三者機関において、農業生産条件の不利性を示すデータに基づき設定することとしている。	3.5	本制度がWTO農業協定における直接支払いに関する規定を満たすためにも、対象地域は、中立的かつ客観的な基準に照らして不利と認められるものとして設定する必要があることから、原則として、地域振興立法8法(特定農山村法、山村振興法、過疎法、半農半漁法、離農振興法、学業振興法、電気振興法、小笠原振興法)の指定地域を対象地域としている。 地方、8法地域以外にも地域の実情に応じて、都道府県が農業生産条件の不利性を示すデータに基づき対象地域を設定することができることとしているところであるが、このような指定は、地域の実情に応じた対応の必要性と基準の中立性、客観性のバランスを踏まえる必要があるとともに、地域振興立法の地域指定については、法律上の要件に該当する地域を指定するもの、都道府県知事の申請により指定するもの(山村振興法、半農半漁法)とされていることから、都道府県知事が行うことが適当と考えられているので、権限を市に移譲することは困難。 しかし、当市において現在対象となっていない地域について、農業生産条件の不利性を示した上で、都道府県の第三者機関に特認地域として認められれば本制度の対象となる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			現在対象となっていない地域については、農業生産条件の不利性を示した上で、都道府県の第三者機関に特認地域として認められれば対象になるという本制度の仕組みを活かして対応されたい。	
都路村	小規模農地取得による定住促進	1132	1132020	100420	農地転用の許可権限の市町村への移譲	現在、農地転用については県知事または市長の許可が必要であるが、市町村での許可を可能とする	土地取得者の転居や住宅建築の迅速化を図れる	現在、農地転用にはかなりの時間を要し、新規入村者等の農地取得者の行動制限がされている。市町村に農地転用の権限が移譲されれば、事業や事務の迅速化が図られ、積極的に事業等を行う者の支援が行える。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。また、4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。	5		農家住宅を目的とした農地転用は、4ha以下の規模と見込まれるので都道府県知事の許可権限であるが、都道府県知事の許可権限は地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能であり、現行制度で実現できる。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を市町村に委譲することであるが、地域指定やその他の条件付けをすべきでないか、検討されたい。 また、要望は手続きの簡素化をもとめるものであり、迅速に事務処理できるような事務を簡素化する等工夫ができないか、検討されたい。	5	都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条項により、権限委譲が可能である。農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。	
高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の里たかさと - 村はまるごと 夢博物館 -	1150	1150010	100430	都市交流による地域再生を図る構想であるが、核となるツーリズム整備の支援措置	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化。また、農業体験をする場合は農地法、農振法、食品衛生法等の規制緩和。さらには、農家への民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	グリーンツーリズム(農業体験・炭焼き体験・そば打ち体験など) 化石発掘体験、地層学習、文化財・史跡見学など 自然探検(ボート漕ぎ体験、山野草群生地探訪、山登り、自然探訪など) 村営施設を利用したスロレック体験 温泉によるリフレッシュ体験 上記によるメニューで都市交流を展開し地域再生を図りたい。	現行の補助事業については、これらのメニューの採択は難しく、単品の事業は無かったので取り組みが困難であった。また、補助と地方債の併用を提案する。	地域連携システム整備事業実施要領	5	地方自治体、特定非営利法人、農林漁業、高工業、教育等多様な関係者が参画して、地域の農林水産資源の再評価等を行うワークショップの活動等の自発的な取組により都市住民を受け入れる地域連携システムを整備する。	グリーン・ツーリズムに関する地域の受入体制の整備については地域連携システム整備事業で対応可能	要望内容は実現できるが、確認されたい。			地域連携システム整備事業により、都市住民の受け入れ体制の整備として、ワークショップ活動等を通じて各種交流施設等の整備計画の作成や体験プログラムの開発、地域内の各種業種の役割分担・連携方策の検討等に対する支援については実現可能。	
高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の里たかさと - 村はまるごと 夢博物館 -	1150	1150010	100430	都市交流による地域再生を図る構想であるが、核となるツーリズム整備の支援措置	化石の調査や発掘調査と交流による発掘体験を実施するには、現在は河川法による手続きが大変である。これらの手続きの簡素化。また、農業体験をする場合は農地法、農振法、食品衛生法等の規制緩和。さらには、農家への民泊を実施したいが、その受入れる民泊手続きの簡素化や複雑な届出の廃止(市町村への権限移譲も含む)。	グリーンツーリズム(農業体験・炭焼き体験・そば打ち体験など) 化石発掘体験、地層学習、文化財・史跡見学など 自然探検(ボート漕ぎ体験、山野草群生地探訪、山登り、自然探訪など) 村営施設を利用したスロレック体験 温泉によるリフレッシュ体験 上記によるメニューで都市交流を展開し地域再生を図りたい。	現行の補助事業については、これらのメニューの採択は難しく、単品の事業は無かったので取り組みが困難であった。また、補助と地方債の併用を提案する。	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第5条	3.5		市町村が定める農業振興地域整備計画の変更にあたっては、優良農地の確保と周辺農地の営農環境及び農業公共投資の効用の確保の観点からこれに必要な要件を定めている。 農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能である。	要望を実現することができないか再度検討されたい。	3.5	周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、転用許可は可能である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
長泉町	長泉ウェルネスリサーチパーク構想(仮称)	1166	1166010	100440	農地転用許可権の都道府県知事への移譲	地域再生構想の対象地域内の農地については、四ヘクタールを超える農地を農地以外のものとする場合でも、農林水産大臣の許可を不要とする。	下記機能の集積を図るウェルネスリサーチパークの形成・医療・健康関連産業の誘致(研究開発ゾーン形成) ・がんセンター、関連産業をサポートする業務機能、サービス機能の誘致(業務支援・サービスゾーン形成) ・構想推進窓口、人材育成機能の集積(人材育成・学術研究ゾーン形成)	これからの企業誘致に当たっては、これまでのレディメイド型の工業団地整備ではなく、各企業等と個別に協議をしながら、段階的な土地利用等を含めた柔軟な対応も必要である。市町村や企業にとってより身近な都道府県知事が許可権者となることで、充分な協議をしながら地域が一体となった誘致が可能となるため。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項			農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権を都道府県知事に委譲するというものであるが、地域限定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	2.3			農地転用許可権については、農地転用規制の適用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第117条の1の1の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発出し、周知する。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであるが、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。
袋井市	企業誘致の促進	1168	1168010	100450	企業立地に係る4ha以上の農地転用許可についての権限委譲	(4ha以下の農地転用許可について都道府県知事から市町村への権限委譲を前提として、)農林水産大臣の権限とされている4ha以上の農地転用許可については、市町村へ権限委譲する。または、企業立地に係る案件について、市町村がその地域の特性や周辺環境等に照らして適当と判断した場合は、大臣許可を必要としないものとする。(都道府県知事許可とし、国への事前協議は不要とする。)	各種許認可手続きについては、それぞれ標準処理期間(農地転用の大臣許可については、6週間以内)が設けられ、処理の迅速化が進んでいるところであるが、近年の企業の求める「スピード」に対応すべく、より迅速な処理が可能となる本支援を望むものである。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項			3	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権を市町村に委譲するというものであるが、地域限定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	2.3			農地転用許可権については、農地転用規制の適用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第117条の1の1の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発出し、周知する。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであるが、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。
岩代町	遊休農地の有効利用	1177	1177010	100460	荒廃した遊休農地の転用許可の規制緩和	現在、4ha未満の転用許可については農地法、4ha以上の転用許可については農林水産大臣の許可となっているが、町長の許可が可能とする。	荒廃した桑園を元の里山に戻し、「自然美術館のまちづくり」を推進する。	現在、農地転用に関する権限は農地法若しくは農林水産大臣にあるが、「自然美術館のまちづくり」を推進するうえで、許可までに時間がかかるので、権限を町長に委譲し、事務の迅速化を図る。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項		3.5	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権を市町村に委譲するというものであるが、地域限定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	2.3.5			農地転用許可権については、農地転用規制の適用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第117条の1の1の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発出し、周知する。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであるが、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。
美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	1181	1181020	100470	農地法に係る権限移譲	農地つき住宅建設による中高年移住推進に必要な農地売買の規制緩和	既存の優良田舎住宅制度を超えるものとし、農地の一部所有を認め農村居住を推進することで地域コミュニティの充実を図る。	定住人口確保対策による地域経済活性化及び雇用機会の拡大	農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条 農地法第3条第1項		4/5	中高齢移住者の農地取得のために下限面積要件を引き下げることについては、構造改革特別法による規制の特例として、10アールを限度として弾力的に引き下げることは可能な緩和措置を講じていることである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。また、住宅に付随する小規模な土地が家庭菜園として利用されるなど、そのほか、借地等から見て社会進歩と移住者の規制対象と認められないものは、その権利移動に際して農地法の許可を受ける必要はない。	要望内容は実現できるか、確認されたい。			前回の答えたとおり、現行でも要望を実現することは可能である。	
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185050	100480	風力発電施設建設に係る農地転用許可要件の緩和について	建設工事完了後、その土地が農地に戻されること確保が、所有権以外の権利設定を一時転用については、面積に問わず農林水産大臣の協議を不要とする農地転用に関する規定を、農地転用許可要件を簡素化、効率化し、風力発電の積極的な活用を図る。	当面北西部に位置する和山牧場(1500ha)での風力発電事業の二次展開、このことにより新エネルギーの普及促進、二酸化炭素排出量の削減など地域環境にやさしい産業の発展を可能とする。また、畜産や農林業は、依然として厳しい経営環境にあるが、風力発電の立地によって、土地賃料収入が見込まれるなど経営の建て直しが見込まれる。さらに、当面は、固定資産税収入が見込まれるほか、保守メンテナンスに関わる地元雇用創出、観光資源としての活用など、地域活力の向上が図られると期待される。	大規模な風力発電事業の場合、送電施設スペースや作業用仮設道路など一時的な転用を含めた面積が4haを超える場合、農林水産大臣の許可が必要となっている。永久的な転用と一時的な転用の許可区分を細分化することで事務作業を簡素化、効率化しようとするもの。したがって、公共性の高い風力発電事業に係る一時転用については、すべて都道府県知事にし、風力発電導入に関わる許認可の簡素化を図ろうとするもの。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項 農地法施行規則第5条第10条、第7条第6号		3	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	提案は、風力発電施設建設に伴う一時転用について、農地転用の許可権を都道府県知事に委譲するというものであるが、地域限定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	2.3		農地転用許可権については、農地転用規制の適用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第117条の1の1の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発出し、周知する。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであるが、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
愛知県豊田市	都市農山村共生生活性化構想	1192	1192010	100490	地域性を踏まえた土地利用の推進	都市計画法及び農振法、農地法4、5条に基づく土地利用決定権限を、現状の面や県から、一定面積以下の土地利用転換(転用)に関する権限を、市長に移譲する。	農山村地域における交通機能・拠点整備の推進や住宅施策、産業関連誘致政策による地域活性化を促す。	市町村合併がなされた場合、都市計画区域と都市計画区域外が同じ市内に存在することになり、土地利用の混乱回避と合理的利用推進のため、一定面積以下の土地利用転換に関する権限を市長に付与することにより、地域性に合ったスピードで施策展開に寄与することができる。	農地法第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可を要する。  農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。	5/3		4ha以下の農地転用の許可については、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能であり、現行制度で要望内容は実現できる。  農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は一方所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の運用の厳格化を求められている。  なお、提案概要では施設的位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。  また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、都市計画法の開発許可等の他法令の許認可の見込があること等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。		5	3	4ha以下の農地転用の許可については、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事業実施態様等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条項により権限委譲が可能である。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、過期の標準事務処理期間を定めての範囲内で地理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。  農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものであり、また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく(農地整備計画全般にわたり)調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を阻止することは困難である。 農用地利用計画は、開発行為の制限等の法的効果を持つことや、周辺の農業環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないように変更案について関係権利者へ周知等を行う必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。 また、総合規制改革会議の第3次答申においても、農地転用規制の運用の厳格化を求められており、この答申を尊重する旨協議決定されているところである。なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事務処理等に対応するとともに、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう調整し助言するなど、迅速化に努めているところである。
伊勢崎市	北関東自動車道伊勢崎パーキングエリア周辺地域観光拠点再生構想	1216	1216030	100500	農地法に基づく農地転用許可における権限移譲	農地法に基づき、農地転用許可について当該区域に限り、転用面積に関わらず首長が許可できるものとし、民間開発の際に必要な「農振除外」「農地転用」「開発行為」の許認可に係る一連の手続きを地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化。以って、民間開発に対する利便性の向上を図り、事務手続きの短縮を図る。	伊勢崎パーキングエリア周辺約20haに限定した地域において、都市計画法第34条第8号の4の規定に基づき、広域観光交流拠点の形成を目的とする民間開発に関する条例を定め、この「開発行為」に連動する、農地法第4条及び第5条に基づく「農地転用許可」について、当該区域に限り権限移譲し、転用面積に関わらず首長が許可できるものとし、地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねて一元化を図る。このことにより、民間開発に対する利便性の向上を図り、個性的で魅力ある民間開発を誘導し、新たな雇用の創出、地場産業の形成等によって地域経済の活性化を図ると同時に、周辺地域に点在している既存観光資源が伊勢崎パーキングエリアを中心に一体的にリンクされることで、観光拠点の再生を図るものである。	都市都市計画法第34条第8号の4では、地方分権の趣旨に則り、市街化調整区域において地域の実情等に即して認められる開発行為について事務処理市である本市が条例を制定できるが、開発にあたり必要となる農転許可の手続きは、依然として全国一律で転用面積に応じて許可権者が異なることから、その事務処理手続きに時間を要する状況にある。これを見直し当該区域に限り、地域の実情に精通している本市の首長の判断に委ねる権限移譲を行い、許認可に係る手続きの一元化を図ることで、民間開発に対する利便性の向上を図るものである。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	3,5		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るための国の責務及び地方分権に適正に対応する観点から、適切な国の関与の在り方を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要と考えており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地転用の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。  なお、4ha以下の農地転用の許可は、都道府県知事の権限であり、都道府県知事の許可権限については、地方自治法第252条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能である。  また、本提案は、伊勢崎パーキングエリア周辺の約20haの地域に開発を誘導しようとするものであるが、大規模に市街地化を図るものであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街地化を図るべき市街化区域に輸入することが適当であると考えられ、その場合農地転用は農業委員会への届出で可能となる。また、市街化調整区域であっても、農業公共投資が行われた農地等の優良農地以外の農地で立地する場合には、現行でも許可は可能である。			2,3,5	農地転用許可権限については、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地転用規制の検討において、地域限定又は除外を行うことも適正な運用となり権限委譲が可能であり、の中で検討してまいりたい。  なお、都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事業実施態様等を考慮して、地方自治法第252条の17の2の特例条項により、権限委譲が可能である。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第252条の17の2の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であると等々について、通知を発出し、周知する。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、過期の標準事務処理期間を定めての範囲内で地理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。
福野市	人口減少地域再生事業	1227	1227010	100510	都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の権限委譲	都市計画法による線引きの見直しと農業振興地域の整備に関する法律の農業地域の除外についての自由裁量権	再生地域の一部地域を対象に区画整理事業を組合施行で行い、農圃宅地分譲を行なう。	都市計画法、農業振興地域の整備に関する法律の規制が足かせとなっている。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。	3		農用地利用計画の変更は一方所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の運用の厳格化を求められている。  なお、本提案は市街化区域に輸入して宅地分譲を目的とした土地区画整理事業を行うおとするものであり、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街地化を図るべき市街化区域に輸入した場合には、農業振興地域に指定しないこととなっている。		3	農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものであり、また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく(農地整備計画全般にわたり)調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を阻止することは困難である。 また、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事務処理等に対応するとともに、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう調整し助言するなど、迅速化に努めているところである。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
高浜市	企業誘致に伴う雇用促進事業	1242	1242010	100520	総合計画に掲げた事業の推進に伴う、農地転用許可権限の移譲	新しい産業の発展、企業誘致、雇用促進に対する施策として、本市総合計画の土地利用構想では、中央部におきまして、市街地再開発事業も完了し、確固とした産業基盤をもって、住みやすい環境、便利な中心地区をもった都市となっております。このような状況の中で、住みながらまちを安全・安心・快適に住み続けたいという誰もが共通した願いを実現するために、総合計画に掲げた事業の推進に伴う、農地転用については、農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項に規定する、同一事業等の目的に供する4ヘクタールを超える農林水産大臣の許可権限を適用せず、4ヘクタール以下の場合は同様の特例申請の許可権限としていたいただきます。なお、総合計画に掲げた事業以外の農地転用は、従来どおりの許可権限を保持しており、よって、国においては、無秩序な農地開発の抑制を図りつつ、近年の流れに則した権限移譲が可能となることも見込まれており、県下広域的にまちづくりの調和を図りつつ、転用許可に対し県下統一の見解を有することが可能になると考えます。	本市は、自動車産業の生産拠点としての機能を担っており、伝統産業である瓦産業についても多くの工場が集積しています。また、市の中心部におきまして、市街地再開発事業も完了し、確固とした産業基盤をもって、住みやすい環境、便利な中心地区をもった都市となっております。このような状況の中で、住みながらまちを安全・安心・快適に住み続けたいという誰もが共通した願いを実現するために、総合計画に掲げた事業の推進に伴う、農地転用については、農地法(昭和27年法律第229号)第5条第1項に規定する、同一事業等の目的に供する4ヘクタールを超える農林水産大臣の許可権限を適用せず、4ヘクタール以下の場合は同様の特例申請の許可権限としていたいただきます。なお、総合計画に掲げた事業以外の農地転用は、従来どおりの許可権限を保持しており、よって、国においては、無秩序な農地開発の抑制を図りつつ、近年の流れに則した権限移譲が可能となることも見込まれており、県下広域的にまちづくりの調和を図りつつ、転用許可に対し県下統一の見解を有することが可能になると考えます。	コンパクトシティの実情をご理解いただき、許可権限の移譲が実現することによって、地域ニーズへのスピーディな対応が可能となり、新しい産業の発展、企業誘致及び雇用の創出が期待される。国においては、限定した事業だけの適用であり、従来のように無秩序な農地開発の抑制を図りつつ、近年の流れに則した権限移譲が可能となり、県においては、県下広域的にまちづくりの調和を図りつつ、転用許可に対し県下統一の見解を有することが可能となる。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	3		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するための観点と踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直しに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要とされており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、本提案は、既設工業系区域に隣接する土地において企業誘致を行うものであるが、計画的に事業の推進を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考えられ、その場合農地転用は農業委員会への届出で可能となる。また、市街化調整区域であっても、農業公共投資の行われた農地等の優良農地以外の農地で立地する場合は、現行でも許可は可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を市町村に移譲するといったものであるが、地域限定やその他の条件付けをすることで、対応することはできないが、検討されたい。また、要望は手続きの簡素化もとれるものであり、迅速に事務処理できるように業務を簡素化する等工夫ができないが、検討されたい。	2,3,5		農地転用許可権限については、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することであり、この中で検討して参りたい。なお、都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第215条の17の2の特例条例により、権限委譲が可能である。4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第215条の17の2の特例条例に基づき市町村に移譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知も発出し、周知する。農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、4週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271030	100530	農地の所有者から農地を買い受け、借り受け転用する場合(農地法第5条)について、知事(転用面積が4ヘクタールを超える場合は農林水産大臣)の許可を必要とするが、用途が明白(例えば、道の駅)の場合は、これを村に権限委譲する。	あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを活用し、国道49号沿いに「道の駅ひらた」を開設し、国道49号、ならびにあぶくま高原道路利用者や周辺市町村等に対して様々な情報提供やサービスを提供するとともに、平田村における新たな情報発信基地・地場産品開発販売拠点・広域交流拠点として整備するものです。また、地場産品の開発・販売や情報発信等によって、村内外の交流が促進され、村民にとっても来訪者にとっても生き甲斐や活力が醸成されるものです。	「道の駅」のような基盤整備は大規模なものとならざるを得ないが、転用面積が4ヘクタールを超えるものについては農林水産大臣の許可を必要とし、そのためには多大な時間と手間を要しており、「道の駅」整備のように所管官庁がばきりしており、用途も明確なものについては地域活性化・再生の観点から村に権限を委譲していただきたい。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	5		4ha以下の農地転用に係る都道府県知事の許可権限は、地方自治法第215条の17の2の特例条例により市町村へ委譲可能であり、現行制度で実現できる。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を市町村に移譲するといったものであるが、地域限定やその他の条件付けをすることで、対応することはできないが、検討されたい。また、要望は手続きの簡素化もとれるものであり、迅速に事務処理できるように業務を簡素化する等工夫ができないが、検討されたい。	5		都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第215条の17の2の特例条例により、権限委譲が可能である。農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、4週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。	
静岡県	静岡政令農構想	1325	1325600	100540	農地の管理	地方農政局が有する4ヘクタールを超える農地転用の許可権限の移譲、及び都道府県が作成する農業振興地域整備基本方針についての国の関与(勧告・同意・指示)の縮減、及び市町村が作成する農業振興地域整備計画作成についての国の関与(計画書写しの受領)の縮減	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定、創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令農の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独自性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その喜びに応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	農地法第4条、第5条 農業振興地域の整備に関する法律第4条、5条及び第12条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	3		農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国民への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適正に対応するための観点と踏まえ、適切な国の関与の在り方等を検討した上で措置されているものである。現行の権限配分を見直しに当たっては、上記の観点に加え農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ更に慎重な検討が必要とされており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地転用規制の在り方について検討を行うこととしている。なお、本提案は「豊かな快活空間と有徳の志が育みやすいまち」の実現に向けた支援策により地域経済の活性化や雇用の促進を図るものであるが、これに必要な農地転用について農業公共投資の行われた農地等の優良農地以外の農地で立地する場合には現行でも許可が可能であり、また、農林水産大臣の許可にあつては都道府県知事の意見を参照することとしている。都道府県の農業振興地域整備基本方針に対する国の関与・農業振興地域整備計画書の写しの送付については、個々の農業生産に必要な農地の確保と有効利用により、国民に食料の安定供給を図るとの国の責務であり、国の定める農用地等の確保等に関する基本方針との整合など国の各種施策との整合を図るといふ必要最小限の目的のために設けられている措置である。なお、都道府県の農業振興地域整備基本方針及び市町村の農業振興地域整備計画に関する事務は原則として自治事務となっており「豊かな快活空間と有徳の志が育みやすいまち」のための自主決定・自己責任の原則による県行政については、優良農地の確保・保全の方針等の国の施策と整合を図りながら、実現が可能と考えられる。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を市町村に移譲するといったものであるが、地域限定やその他の条件付けをすることで、対応することはできないが、検討されたい。また、要望は手続きの簡素化もとれるものであり、迅速に事務処理できるように業務を簡素化する等工夫ができないが、検討されたい。	2,3		農地転用許可権限については、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することであり、この中で検討して参りたい。4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第215条の17の2の特例条例に基づき市町村に移譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知も発出し、周知する。農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、4週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
静岡県	静岡政令圏構想	1325	1325610	100550	土地改良施設の管理	国が所有する土地改良財産への他目的使用、改築追加工事等の処分承認について地方農政局が有する処分権限の移譲(国有土地改良財産の移管と一体的に移譲)。地方農政局の事業所が有する国営土地改良事業に関する調査・設計、建設業務の移譲	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多様な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令圏の自主性・主体性に変換することにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多様な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令圏の自主性・主体性に変換することにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多様な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令圏の自主性・主体性に変換することにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多様な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令圏の自主性・主体性に変換することにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	3,5		44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答	
静岡県	ふるさと産業おし戟路	1363	1363010	100560	敷地確保にあたり農振法・農地法に基づく、農業振興地域からの除外や農地転用許可の手続きを簡素化し、迅速な事業着手を図る。	地域再生計画で建設を予定している「ふるさと産業おし戟路」2ヘクタールの用地取得にあたり、現行法では、農業振興計画からの除外(知事権限で農政局協議)に約9ヶ月が、また、農地転用許可(知事権限で農政局協議)に約3ヶ月を要し、許可申請書の作成等の時間を加味すると約1年の時間を要することから、権限を市町村長に委譲することで手続きの簡素化を図れるよう支援を要する。	地域振興を図るために、地域産業の拠点づくりを行う。社会経済が冷え切っているなか、企業誘致など外からの力は見込めない。そのため、地域再生を牽引し、地域自らの力で進めることが必要である。地域の資源を農業とし、それに製造・加工、販売、観光等をつなげ、浦川原村を含めた周辺3町村をエリアとした下記の事業を実施する。 「ふるさと産業おし戟路」 内容 道の駅機能：休憩、トイレ、 道の情報、観光案内、地域案内、その他 加工品等製造工場：地域の農産物の加工 教育研修機能：参加型・体験型 都市との交流機能：農会の場、交流の場の提供 情報発信機能：取り扱う商品の紹介、情報発信の公開、イベント(リピーター獲得、新規顧客の呼びこし、新商品のPR等) その他：顧客に対するアミューズメント機能等 従来こうした施設は行政主導型が多いが、行政介入の弊害が発生し成功の遅げることが多いことから、建設、管理・運営すべてを地元民の活用を図る。なお、村内の農業種7社ほど貸し出しの業務を行うための会社を設立する。	事業用地の取得にあたり、敷地として準備している農地の農振除外と農地転用の手続きを簡素化し、事務処理時間の短縮を図り、併せて、市町村への権限委譲の促進を図る。	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第4条・第5条	3/5		44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答		
古殿町	流鶴馬の里づくりによる地域再生計画	1364	1364030	100570	農振農用地区域除外許可可及農地転用許可可の町へ一部移譲	農振農用地区域除外及び農地転用の許可については知事若しくは大臣の許可可であるが、手続きの迅速化のため農振農用地区域除外については施設を建設する場合は知事から市町村長へ、農地転用の許可については、2ha未満の転用については知事から市町村長へそれぞれ移譲する。	農振農用地区域除外及び農地転用の許可については知事若しくは大臣の許可可であるが、手続きの迅速化のため農振農用地区域除外については施設を建設する場合は知事から市町村長へ、農地転用の許可については、2ha未満の転用については知事から市町村長へそれぞれ移譲する。	農振農用地区域除外及び農地転用の許可については知事若しくは大臣の許可可であるが、手続きの迅速化のため農振農用地区域除外については施設を建設する場合は知事から市町村長へ、農地転用の許可については、2ha未満の転用については知事から市町村長へそれぞれ移譲する。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項 農業振興地域の整備に関する法律第15条の15	8		44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答		
山形県	山形いきいき圃芸産地創出構想	1386	1386070	100580	農地転用許可権限の委譲	2ha-4haの転用案件の大臣協議廃止、4haを超える転用案件の許可権限を県知事権限とする。	農地転用で雇用創出を図るため、2ha-4haの転用案件の大臣協議廃止、4haを超える転用案件の許可権限を県知事権限とする。	農地転用で雇用創出を図るため、2ha-4haの転用案件の大臣協議廃止、4haを超える転用案件の許可権限を県知事権限とする。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項 農地法附則第2項	3		44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答		



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想範囲等	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
香川県	かがわ中山間地域活性化構想	2015	2015040	100620	農地転用許可事務の一元化	・4haを超える農地の転用許可事務の農林水産大臣(農政局長)から知事への移譲 ・2ha超4ha以下の農地の転用に係る農林水産大臣(農政局長)への協議の廃止	大規模開発事業に係る円滑、迅速な土地利用の調整 市町への農地法関係事務移譲の積極的推進	許可までに時間がかかり、かつ、地域の特性が発揮されにくい。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項 農地法附則第2項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可を要する。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。) 都道府県知事は、原則として、2haを超え4ha以下の農地転用許可をしようとする場合は、あらかじめ農林水産大臣に協議しなければならない。	3		提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を都道府県知事に委譲するものであるが、地域限定やその他の条件付付をするなどにより、対応することはできないが、検討された。 また、要望は手続きの簡素化をともなうものであり、迅速に事務処理できるような事務を簡素化する等工夫ができないが、検討された。	2,3		農地転用許可権限については、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第11条の17の1の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発生し、周知する。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。	
玉名市	新幹線新玉名駅(仮称)周辺整備構想	2046	2046010	100630	農用地区域の除外や農地転用許可の判断の一元化	農用地区域の除外や農地転用許可の判断の一元化に関する農地転用許可の判断を市長に移譲する提案。	新幹線新玉名駅(仮称)は玉名平野(約280ha)の中央、農用地区域内に建設するため、農用地区域内の建設、整備に当たっては、農用地区域の除外や農地転用の許可が必要になり認可が下りるまでに約半年間を有する。 そこで、市への農用地区域の除外や農地転用許可の判断の一元化を行うことで手続きの緩和や迅速な対応が可能になり、民間開発を促し活性化に繋げる。	農用地区域の除外や農地転用などの手続きの簡略化を図ることで良好と認められる民間開発の推進を図るため。	農地法第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可を要する。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。) 農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。	5/3		提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用や農地転用計画の許可権限等を市町村に委譲するものであるが、地域限定やその他の条件付付をするなどにより、対応することはできないが、検討された。 また、要望は手続きの簡素化をともなうものであり、迅速に事務処理できるような事務を簡素化する等工夫ができないが、検討された。	5	3	都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、市町の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第11条の17の特例条項により、地域限定又は条件付きで権限委譲が可能である。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。 農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る農地は、その策定主体である市町村の自治体である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の計、広域的な農業振興政策との整合を図るために必要不可欠なものであり、また、提案の趣旨の達成にも農用地利用計画の変更のみでは(農地転用計画全般にわたる)調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を止めることは困難である。 農用地利用計画の公表・採択後及び採択後申請等の手続きは、農用地利用計画は、開発行為の制限等の法的効果を持つことや、周辺の自然環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないよう変更案件について関係権利者へ用知等をすための必要最小限の手続きであり、簡素化を図ることも可能である。 また、総合規制改革会議の第3次答申においても、農地転用規制の運用の厳格化を求めていること等である。 なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事務処理等に対応することとし、関係機関の連携調整を円滑に行うよう周知して動きなど、迅速化に努めているところである。	
熊本県	熊本セミコンダクタ・フォレスト構想	2048	2048020	100640	工業用地開発に係る農地転用の許可権限を都道府県知事に移譲	4ヘクタールを超える農地転用の許可権限について、農林水産大臣から都道府県知事に移譲する。	企業ニーズに対応した企業誘致環境の整備を図るため、都道府県知事の判断による工業用地開発を可能とする。	企業誘致等のための工業用地開発に係る許可については相当の時間を要するため、企業の投資意欲の高まりとの時間的な差が生じている。よって、より迅速な対応が必要とされる。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可を要する。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	3		提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を都道府県知事に委譲するものであるが、地域限定やその他の条件付付をするなどにより、対応することはできないが、検討された。 また、要望は手続きの簡素化をともなうものであり、迅速に事務処理できるような事務を簡素化する等工夫ができないが、検討された。	2,3		農地転用許可権限については、農地転用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえ、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。 4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第11条の17の1の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を発生し、周知する。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想編號	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
米原町	SILC(滋賀統合物流センター)構想	2126	2126010	100650	農振除外の権限委譲	農業振興地域の区域指定及び変更権限は都道府県知事にある。SILC予定地は農業振興地域の農地であるため、農振法の例外として、これに関する区域変更権限を都道府県知事から米原町長に委譲して頂きたい。	事業：SILC事業 効果：SILC事業着手が早まること。	SILCは平成18年中には操業開始予定であり、現行制度では手続きが煩雑で時間がかかりすぎるため。	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。		3		農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。当該計画の変更に係る農業者との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみでは(農振整備計画にたいし)調整を行うことが、地域限定等により知事との協議・同意を要することとなる。また、総合規制改革会議の第3次答申においても、農地利用規制の運用の厳格化を求められていることである。また、本提案は、JＲ貨物・米原ターミナル周辺の約4万坪の農地を対象に滋賀統合物流センターを整備しようとするものであるが、農林漁業との調整を経た上で既存の市街化区域に隣接する米原ターミナルと一体的に市街化区域に編入することが適当であると見られる。また、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。地域の農業振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。		3.5	農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。当該計画の変更に係る農業者との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみでは(農振整備計画にたいし)調整を行うことが、地域限定等により知事との協議・同意を要することとなる。また、総合規制改革会議の第3次答申においても、農地利用規制の運用の厳格化を求められていることである。また、本提案は、JＲ貨物・米原ターミナル周辺の約4万坪の農地を対象に滋賀統合物流センターを整備しようとするものであるが、農林漁業との調整を経た上で既存の市街化区域に隣接する米原ターミナルと一体的に市街化区域に編入することが適当であると見られる。また、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。地域の農業振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障がない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。	
米原町	SILC(滋賀統合物流センター)構想	2126	2126020	100660	農地転用の権限委譲	SILC予定地は田圃規模がおおむね20ha以上の農地の中にあり、農振除外できた場合には、甲種農地に当たると考えられる。また、4ha以上の農地の農地転用は農林水産大臣の許可が必要である。SILCの予定地は約4万坪の農地であるので、これに関する農地転用の許可権限を農林水産大臣から米原町長に一括委譲し許可基準も米原町長の裁量で決定できるようにして頂きたい。	事業：SILC事業 効果：SILC事業着手が早まること。	SILCは平成18年中には操業開始予定であり、現行制度では手続きが煩雑で時間がかかりすぎるため。	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)		3	農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適切に対応するとの観点から、適切な国の関与の在り方を検討した上で増量されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地利用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた上で慎重な検討が必要と見られており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地利用規制の在り方について検討を行うこととしている。また、本提案は、JＲ貨物・米原ターミナル周辺の約4万坪の農地を対象に、滋賀統合物流センターを整備しようとするものであるが、農林漁業との調整を経た上で既存の市街化区域に隣接する米原ターミナルと一体的に市街化区域に編入することが適当と見られる。この場合、農地転用は市町村農業委員会への届出が可能となる。市街化区域に編入しない場合の農地転用の許可については、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設である場合には農林水産大臣による許可が可能であり、また、農林水産大臣が行う許可事務に代り、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を都道府県知事に委譲しようとするものであるが、地域限定やその他の条件付けを要する点など、対応することはできないが、検討された。また、要望は手続きの簡素化も求めるものであり、迅速に事務処理できる(届出する等)工夫ができないが、検討された。	23.5	農地転用許可権限については、農地利用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえて、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。また、都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるのかの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第132条の17の2の特例条項にこの権限委譲が可能である。4haを超える農地転用の許可権限に係る運用等については、地方自治法第132条の17の2の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を差し、周知する。農地転用許可に係る事務については、現行の届出は必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。		
福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132080	100670	農地転用許可の緩和	農地法における許可権限の委譲。はたる地域(20ha未満)における農地転用許可については、転用面積が4haをこえるものであっても県知事許可とする。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるように開発誘導することと定められており、そのよう環境共生型の開発を分散型地域核(はたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田舎住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。農地法の緩和により大臣許可が不要となり、迅速に農地転用手続きが行われることから、「はたる」の整備が促進される。	はたるの開発は、大規模な開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるように開発誘導することとしており、市町自身が農業振興計画及び都市計画を踏まえながら意思決定を行うことから、無秩序な乱開発はもとも想定されないものである。公共団体の開発方針に基づき20ha未満の比較的小規模な開発はたるの開発については、大臣許可が必要な4haを超える農地転用を全て知事許可にすることにより、円滑、迅速に事業を進めることができる。	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)		3	農地転用許可制度は、農地の農業上の効率的な利用を図るために優良農地の確保を行うことを目的としており、また許可権限の配分については、国への食料の安定供給を図るとの国の責務及び地方分権に適切に対応するとの観点から、適切な国の関与の在り方を検討した上で増量されているものである。現行の権限配分を見直すに当たっては、上記の観点に加え農地利用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえた上で慎重な検討が必要と見られており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地利用規制の在り方について検討を行うこととしている。また、本提案は産学連携を実現するための研究施設等の整備を行い、これに必要な許可事務の迅速化を図るといったものであるが、農地転用許可は農地転用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえて慎重な検討が必要と見られており、現在行っている新たな「食料・農業・農村基本計画」の策定に向けた農地制度の改革についての検討の中で、優良農地の確保や農地利用規制の在り方について検討を行うこととしている。また、農林水産大臣が行う許可は都道府県知事の場合と同様に6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内で処理を行うこととしていることから、現行でも許可事務の迅速化は図られている。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可権限を都道府県知事に委譲しようとするものであるが、地域限定やその他の条件付けを要する点など、対応することはできないが、検討された。また、要望は手続きの簡素化も求めるものであり、迅速に事務処理できる(届出する等)工夫ができないが、検討された。	23	農地転用許可権限については、農地利用規制の運用の厳格化を求めている総合規制改革会議の第3次答申も踏まえて、現在行っている農地制度改革の検討において、地域限定又は条件付き等も含めて適正な在り方を議論することとしており、この中で検討して参りたい。4haを超える農地転用のための許可申請に係る都道府県の事務については、地方自治法第252条の17の2の特例条項に基づき市町村に委譲することが可能であり、地方公共団体に対し、地域の実情に応じた運用が可能であること等について、通知を差し、周知する。農地転用許可に係る事務については、現行の届出は必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交差点(交流)プロジェクト構想	2154	2154070	100680	農地転用許可の市町村への権限委譲(4ha未満)	農地転用許可を4ha未満にする等の規制緩和や抑制に関する権限を市町村に委譲し、地域事情に応じた農業振興施策の展開	新たな竜王町の農業のあり方として、遊休地や休耕田などの地域資源を有効活用し、農業における地域再生事業をめざす。また農業地域内における中心市街地の形成のための事業もすめしていく方針である。事業としては、以下のような事業を計画している。 クラインガルテン事業は、週末の農業従事者の育成のための事業で、地域資源の有効活用と就農人口の拡大を目的に、都市住民に対して新しい農業スタイルを提供するための場を整備する。 サイドビジネスは、地域資源の有効活用と就農人口の拡大を目的に、町内在住、在勤者を対象に農業の場と機会を創出するものである。 コミュニティ農ビジネス事業は、農業にコミュニティビジネス的な要素を取り入れることで、農家の企業化等の新しい農業事業を展開できる。	従来の農業振興施策では農村地域における中心市街地形成の際に規制が強く、中心地の機能を整備するための規制緩和が求められる。そのため、農地転用のための規制緩和として現在は県の許可が必要な4ha未満の土地については、町独自のまちづくり条例や農業地域振興策等において定める範囲内で市町村の実情に応じた規制緩和や抑制を可能にすることを求める。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	5	4ha以下の農地転用に係る都道府県知事の許可権限は地方自治法第252条の17の2の特例条例により市町村へ委譲可能である。また、規制緩和に対する要望については、原則として許可されない優良農地であっても、提案に係る施設を地域の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けらることにより、農地転用許可は可能である。 なお、開発の抑制については、市町村が農用地区域を設定し、または農用地区域からの除外を行わないことにより可能である。	要望は手続きの簡素化をもとめるものであり、迅速に事務処理できるような事務を簡素化する等工夫ができないか、検討されたい。	5	農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。			
石川町	未利活用農用地の再生計画	1111	1111020	100690	農振除外手続き及び農地法の手続きの権限委譲	新規就農者等に農地付き住宅を提供する際の宅地に係る農振除外手続き及び農地法第5条の手続きの市町村への権限委譲により迅速な対応が可能となる。(構造改革特区における農地取得の下限面積の緩和との関連がある。)	農地付き住宅の提供	住宅建設に係る土地について、農業振興地域の整備に関する法律における除外手続き及び農地法第5条の手続きが市町村に委譲されることにより、迅速な対応が可能となり有効な土地利用が図れる。	農地法第5条 農業振興地域の整備に関する法律第13条	5/3	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可を要する。 農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。 農用地利用計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は一方の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事の同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の運用の簡便化を求めている。 なお、提案概要は設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用や農用地利用計画の許可権限等を市町村に委譲するといったものがあるが、地域限定やその他の条件付けをすなどにより、対応できないか、検討されたい。 また、要望は手続きの簡素化をもとめるものであり、迅速に事務処理できるような事務を簡素化する等工夫ができないか、検討されたい。	5 3	都道府県知事の許可権限については、転用の可否の判断が適正に行えるか否かの観点から、個々の市町村の意向や事務処理体制等を考慮して、地方自治法第132条の17の2の特例条例により増設が可能である。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。 農用地利用計画は、農地転用申請等がある農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の策定に係る市町村との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠のものであり、また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく農振整備計画全体に向けた調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を停止することは困難である。 農用地利用計画の公告・縦覧及び異議申出等の手続きは、農用地利用計画は、開発行為の制限等の法的効果を持つことや、周辺の自然環境や農業振興施策の推進に支障が生じないように策定等について関係機関へ周知等を行うための必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。 また、総合規制改革会議の第3次答申においても、農地転用規制の運用の簡便化を求められており、この答申を踏襲する旨で協議決定されていることである。なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前相談等に対応するとともに、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう国として助言するなど、迅速化に努めていることである。			
平田村	遊休農地利用による循環型農業の村づくり	1268	1268010	100700	有機農業の振興と都市市民との交流	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への移譲	遊休農地等所有者から畑地を借り受け、可能な限り耕地を集団化し、地区ごとに農作物等を作付けし、事業の共同化を図る。収穫、加工、発送は地元農家・住民の労働力を確保し、雇用を図る。加工・流通施設は、1年を通じ可動可能な地元風の風土、気候を活用した製品の開発を目指す。	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の県への移譲	1: 中山間地域活性化資金においては、地勢等の地理的条件が悪く、農業生産条件が不利な中山間地域において、農林漁業を総合的に振興して地域の活性化を図るため、農林畜水産物の付加価値の向上と販路の拡大を図る加工流通施設、農地、森林等の農林漁業資源を活用した保健機能増進施設、農業の担い手の定住条件を改善するための生活環境施設の整備に必要な資金を低利で貸付している。 中小企業に対する貸付金利 0.8-1.45%(2003年12月18日現在)償還期間 15年 2: 第2条「国有林野の活用」とは、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、借り払い、若しくは譲渡し、国有林野の所有放棄し又は所有放棄をし、又は国有林野につき分収造林契約若しくは共同林野契約を締結することをいう。 第8条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理委員会に委任することができる。 3: 第7条 国有林野は、その用途又は目的を妨げない限度において、契約により、貸し付け、又は貸付以外の方法により使用させることができる。	1: 中山間地域活性化資金における貸付金利は、一般の金融機関における長期資金の貸付金利よりも低利であり、農林公庫資金の中での最も低い金利に設定されている。また、償還期間についても、政府系金融機関である中小企業金融公庫の償還期間と比較しても十分長期に期間設定しているところであり、これ以上の貸付条件の緩和は困難である。 なお、農業者や農業生産法人が認定農業者になることにより、農地等の取得、改良、農産物の加工処理施設等の設置などについて、スーパール資金の活用等、より有利な資金調達を行うことができる。 国内銀行における長期資金の貸付約定平均金利 1.974%(2003年11月分 日銀発表) 中小企業金融公庫の一般貸付における融資期間 原則10年以内 スーパール資金の償還期間 25年以内(償還10年以内)、返済率100%、貸付の相手方認定農業者 2・3: 国有林野を借り払い又は貸し付けする場合の手続きは、私法上の契約によるものであり、公法上の許可事項ではないことから、その権限を県に委譲することはできない。	3/5/8	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。		本提案の貸付基準の緩和については、貸付利率の見直し(低利化)、貸付金の償還年の期間延長、これによる地域への効果がある。これについては、前記回答したとおり、中山間地域活性化資金における貸付金利は、一般の金融機関における長期資金の貸付金利よりも低利であり、農林公庫資金の中からも最も低い金利に設定されている。また、償還期間についても、政府系金融機関である中小企業金融公庫の償還期間と比較しても十分長期に期間設定しているところであり、これ以上の貸付条件の緩和は困難であることをご理解願いたい。			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答		
平田村	遊休農地利用による循環型農業の村づくり	1268	1268010	100700	有機農業の振興と都市市民との交流	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の一部県への移譲	遊休農地等所有者から畑地を借り受け、可能な限り耕地を集団化し、地区ごとに農作物等を作付けし、事業の共同化を図る。収穫、加工、発送は地元農家・住民の労働力を確保し、雇用を図る。加工・流通施設は、1年を通じ移動可能な地元の風土、気候を活用した製品の開発を目指す。	中山間地域活性化資金貸付基準の緩和、国有林野許可権限の県への移譲	国有林野の活用に関する法律第2条、第8条 国有林野の管理運営に関する法律第7条	第2条「国有林野の活用」とは、国有林野を貸し付け、使用させ、交換し、売り払い、若しくは譲渡し、国有林野の所有権若しくは所管権を、又は国有林野につき分取造林契約若しくは共同造林契約を締結することを含む。 第8条 この法律に規定する農林水産大臣の権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。 2 前項の規定により森林管理局長に委任された権限は、農林水産省令で定めるところにより、その一部を森林管理局長に委任することができる。	8		国有林野を売り払い又は貸し付ける場合は、私法上の契約によるものであり、公法上の許認可事項ではないことから、その権限を県に委譲することはできない。				中山間地域活性化資金貸付基準の緩和はできないが、検討された。		
前原市	農山村地域の活性化構想	2012	2012050	100710	中山間地域直接支払い交付金制度の適用条件の緩和	この制度は、中山間地域の農地が水源涵養、洪水防止の機能を果たしていることへの重要性を認め、補助金など一定の条件を満たした地域や農業者に交付金を直接支払う制度であるが、その対象が農振農用地区域内に限られている。制度の趣旨を反映させるために、この農振農用地区域内以外の農地を対象とし、実質的にこの制度の趣旨に適合している市が独自判断をした場合には交付金を支払えるように権限を委譲する。	(内容)現在、交付金の直接支払い対象となっている「農振農用地区域内」という条件を削除し、農業者が水源涵養、洪水防止機能を果たしている市が判断した場合は交付金を交付できるよう、その交付決定権を市に委譲する。 (効果)中山間地域で、「農振農用地区域内」という条件以外を全て満たしている農地で、実質的に水源涵養、洪水防止機能を有している農地の所有者および農業従事者の農業振興や地域経済の発展につながる。また、農業従事者の意識が湧き、さらには市全体の水質の保全、災害防止につながる。	(問題点)これは中山間地域の農地が水源涵養、洪水防止の機能を果たしている農地を認め、補助金など一定の条件を満たした地域や農業者に交付金を支払う制度であるが、その対象は農振農用地区域内に限定されている。制度の趣旨を反映させるために、この農振農用地区域内以外の農地を対象とし、実質的に水源涵養、洪水防止機能を有している農地の所有者および農業従事者の農業振興や地域経済の発展につながる。また、農業従事者の意識が湧き、さらには市全体の水質の保全、災害防止につながる。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2	対象農用地は、農振農用地区域内に存する、傾斜等の基準を満たす農用地としていること。		3.5	本提案は追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、農振農用地区域内の農地については、農業以外の用途への転用が禁止されており、将来的にも農地として利用されるべきものとして位置づけられているところである。 中山間地域等直接支払制度導入に当たり、中立的な第三者委員会における検討を踏まえ、「将来的に真に維持すべき農地を対象とすべきであり、このため対象地を市町村農業者間地域整備計画の農用地域とする」とされたことから、農振農用地区域を本制度の対象としているところであり、農振農用地区域外を本制度の対象とすることは困難であることと判断。 ただし、農振農用地区域に編入すれば、本制度の対象となりうる。				提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	本制度の目的は、耕作放棄の発生を防止し、多面的機能を確保するものであるが、それは、あくまでも農業生産活動が基本である。 このため、将来的に真に維持すべき農地を対象とする必要があることから、農振農用地区域を本制度の対象としていることとあり、農振農用地区域外を本制度の対象とすることは困難であることから、本制度の対象とした農用地については、農振農用地区域に編入して対応された。	
前原市	農山村地域の活性化構想	2012	2012060	100720	市の独自判断による農業集落排水と公共下水道との接続等の権限委譲	農業集落排水事業(農排)と公共下水道事業(下水)は、現在それぞれ農水省と国土交通省の所管で別々に補助金を得て事業が行われ、それぞれ排水処理施設を建設している。互いの排水施設が近接している場合は、経済的な観点から互いを接続することを検討できるが、実際はそれぞれの排水施設の接続だけでは排水処理が不十分で、下水処理施設の建設計画については、農排分の処理量を見込んだ設計計画を行うことはできない。双方の事業を進めていく上で、双方の施設が近接し、経済的な観点から接続が望ましい場合は、双方の事業を進めていく上で、接続できる権限を与える。また、それに合わせて下水処理施設の建設計画についても、市の判断で農排分の処理量を見込んで計画を見直すことができるようになる。	(内容)農排と下水との接続について、当該施設を敷設する市が双方の近接性による経済性を勘案し、独自判断で接続が可能だが、実質的には相当の社会的費用負担がないと認められる場合は、市は農排と下水の事業を同時に行い、早期の排水施設整備を目指す。農排施設の建設、維持コストが結果的に整備進捗率を低くしている。また、下水処理施設の建設計画は下水区域の人口統計を基に処理量の計算をしており、農排分の処理量を見込んだ計画は現状不可能である。 (措置の必要性)農山村地域における排水施設整備の早期実現及び自然環境の保全のためには、市の独自判断による農排と下水との接続および農排処理容量を見込んだ下水処理施設の建設計画が必要となる。	(問題点)農排と下水は、互いの排水施設が近接している場合は、経済的な観点から互いの接続が可能だが、実質的には相当の社会的費用負担がないと認められる場合は、市は農排と下水の事業を同時に行い、早期の排水施設整備を目指す。農排施設の建設、維持コストが結果的に整備進捗率を低くしている。また、下水処理施設の建設計画は下水区域の人口統計を基に処理量の計算をしており、農排分の処理量を見込んだ計画は現状不可能である。 (措置の必要性)農山村地域における排水施設整備の早期実現及び自然環境の保全のためには、市の独自判断による農排と下水との接続および農排処理容量を見込んだ下水処理施設の建設計画が必要となる。	「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」(平成12年12月1日 12-2-建設省都下公第46号)	・農業集落排水事業は、農村地域における資源循環の促進を図りつつ、農業排水の水質保全、農村生活環境の改善、公共水道の水質保全等を目的として市町村が事業主体となって事業実施している。 ・各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定している汚水処理施設の整備に関する総合的計画である「都道府県整備」により汚水処理施設の適切な連携・調整が図られている。 ・農業集落排水区域と近接するところまで下水道が延伸するなど、処理場の共同化が効果的となる場合は、下水道と農業集落排水施設との接続を実施しているところ。		5	・適切かつ効率的な汚水処理施設整備を図る観点から、計画段階においては、適宜「都道府県構想」の見直しを行い、各事業間の連携・調整を図っている。 ・また、実施段階においては、「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」(平成12年12月1日 12-2-建設省都下公第46号)に基づき、事業主体である市町村の判断による接続の実施が可能。			提案者の要望は、市独自の判断で下水道と農業集落排水施設とを接続するものでもあり、それも実現可能であると考えているのか。			「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」(平成12年12月1日 12-2-建設省都下公第46号)に基づくものであれば、市町村の判断で実施可能であるが、個別内容を詳細に把握する必要があることから、具体的な案件について担担部局と相談したい。
熊根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化～農業種協働による生き生き農園プロジェクト～	2130	2130020	100730	農地転用許可の緩和と迅速化	構想(地域再生計画)に位置づけられた事業計画であれば、地域の農業振興を図る観点から原則前次許可の農地であっても転用許可可とし、大規模許可が必要な場合も、都道府県知事の許可で足りるとする。また、農業振興地域整備計画の変更(農用地域からの除外)についても、要件を満たすとし、手続きにおいても「軽微な変更」として取り扱う。(都道府県知事の同意、案の縦覧等不要)	市町村が農地保有合理化事業によりまとまった農用地等取得し、新たな農業生産団地を整備し、採い手農家以外も対象(農外企業、小規模農業者など)とした計画を行うこと。多様な採い手の農業参入促進、遊休農地の解消、住み付き農園や新規就農者等の住宅、直売施設、交流施設用地としての活用を行うこと。都市農村交流の促進。	遷移した農地の多くは1種農地であり、原則転用不可である。また、4ハワールを超える転用については大規模許可が必要。農地転用に充当し、農用地域からの除外手続きが必要となるが、時間を要する。農業用施設に、都市農村交流施設、直売施設等が入っていない。	農業振興地域の整備に関する法律第11条・第13条 農地法第4条・第5条	農用地域からの除外については、農業振興地域整備計画のうち農用地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は、変更案について公告(縦覧(30日間))及び農地転出の交付(15日間)の後、都道府県知事に協議し同意を要する。 4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可を要する。	農用地域からの除外については、農業振興地域整備計画のうち農用地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は、変更案について公告(縦覧(30日間))及び農地転出の交付(15日間)の後、都道府県知事に協議し同意を要する。 4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可を要する。		3		提案は、地域再生計画に位置づけられた農地転用の許可権限や農用地域整備計画の変更に関するものであるが、地域転出その他の条件付けるなどにより、対応することはできないが、検討された。 また、要望は手続きの簡素化も、とるものであり、迅速に事務処理できるよう事務を簡素化する等工夫できないか、検討された。				農用地域からの除外については、農業振興地域整備計画のうち農用地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は、変更案について公告(縦覧(30日間))及び農地転出の交付(15日間)の後、都道府県知事に協議し同意を要する。 4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可を要する。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想編號	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答	
厚木市	ファンタスティックやまなみ	1008	1008030	100740	保安林の立木の伐採等の許可に係る権限移譲	整備計画区域内において、ロープウェイ関連施設等の設置の場合において、保安林の立木の伐採等の許可について、神奈川県から整備計画の実施者(市長)に権限移譲された。	権限移譲の支援措置を受け、必要な立木の伐採等を行い、ロープウェイ関連施設の建設等を行う。	保安林の立木を伐採する場合には、神奈川県等の許可が必要となるが、ロープウェイ設置のためには、関連施設の建設用地や安全確保のための用地整備などのため、保安林の立木の伐採が必要となり、今後においても、利用者の安全確保とコースに対応した事業展開が求められることから、権限移譲の必要性を強く求めるものである。	森林法第34条第1項及び第2項	(第1項)保安林内で、立木の伐採を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (第2項)保安林内で、土地の形質の変更等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	8		保安林の許可等については都道府県知事の権限であり、県知事の所管する地法令の事務に係る県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより、手続きの円滑化が可能と考へる。また、標準的な処理期間を定めることなどにより、許可の円滑な実施を図っているところである。 なお、許可等の判断は保安林の指定の目的達成に支障が生じるか否かによるものであり、市町村に権限を移譲することによって許可を受けやすくなるものではなく、また、保安林の機能の低下等の影響は広域に及ぶものであることから、許可等については都道府県知事が専門的な観点から判断を行っているところである。	提案は、ロープウェイ関連施設等の設置の場合において、保安林の立木の伐採等の許可について、県から整備計画の実施者(市長)に権限移譲された内容であり、地域限定や条件付けなどに対応できないか、検討されたい。	8		地域再生構想の具体的内容・効果・支援措置の必要性等によれば、厚木市の提案はロープウェイ関連施設等の設置の計画を進めるに当たり必要となる許認可等が市町村に及ぶことから、許認可に係る手続きの一元化・迅速化の観点から権限の委譲を求めらるものであるが、これについて、保安林の許可等については都道府県知事の権限であり、知事の所管する地法令の事務に係る県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより、手続きの円滑化が可能と考へるところである。また、標準的な処理期間を定めることなどにより、許可の円滑な実施を図っているところであることから、権限を委譲しなければ一元化・迅速化ができないといふものではなく、事業承認である。 なお、許可等の判断は保安林の指定の目的達成に支障が生じるか否かによるものであり、市町村に権限を移譲することによって許可を受けやすくなるものではなく、また、保安林の機能の低下等の影響は広域に及ぶものであることから、許可等については都道府県知事が専門的な観点から判断を行っているところである。	
浅川町	自然林の保護による地域活性化計画	1019	1019010	100750	土地取引における規制緩和、権限委譲	長期にわたって下落しつづけている最近の地価動向から土地取引の活性化が必要である。特に山林の土地取引における面積要件の緩和と借地権設定における期間を延長する。	里山の樹種転換と周辺整備を行う。	山林を有効利用するための土地取引における規制緩和等の権限を市町村に委譲した方が、地域再生には効果的である。	国土利用計画法 (林野庁が所管する関連法令、告示、通達等はない。)	6		国土利用計画法に基づき一定面積以上の土地の売買、交換、地上権・賃借権の設定・譲渡等については、事前届出が必要。(国土省)						
鎌倉村	新エネルギーによる地域再生計画	1025	1025010	100760	保安林解除の権限移譲	現在、一定の保安林解除については農林水産省が行っているが、1ヘクタール未満の解除については、市町村での解除を認める。	水源かん養保安林内に風力発電の開発を行う。	第1号から3号までの保安林については、農林水産省が権限を持っているので、事業実施にあたり解除まで時間と経費を要するため、1ヘクタール未満については実施町村へ権限を移譲し、事業の迅速化を図る。	森林法第26条第1項及び第2項	8		農林水産大臣は、重要流域内に存する水源かん養等の目的で指定された保安林について、指定の理由が消滅した場合には解除するしなげならず、また公益上の理由が生じたときは解除することができる。	提案は、風力発電の開発のため、1ヘクタール未満の解除については、市町村での解除を認めてほしいとの内容であり、地域限定や条件付けなどにより対応できないか、検討されたい。	8		提案理由によれば、鎌倉村の提案は風力発電の開発のため、事後手続きの迅速化のため10未満の保安林の解除権限の委譲を求めらるものであるが、提案主体の事業計画を検討したところ、解除の要件を満たした内容で必要な書類等が用意されていれば、適切な時期に保安林の解除の申請がなされた場合には、提案自治体の予定している事業開始の時期までに手続きを完了することが可能と見込まれることから、解除に際して権限を移譲する効果はないと考へる。 また、解除の申請に当たっては都道府県において事前に相談をうけること等により、円滑な対応を図っているところである。 なお、水源かん養保安林の解除による影響は広域に及ぶものであることから、国土保全上等の観点から特に重要な流域における水源かん養保安林の指定・解除については、農林水産大臣の権限としているところである。		
長野県	コモンの視点から始まる公共事業	1072	1072030	100770	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	森林法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	森林法に基づき実施する事業のうちの全部または一部について、国及び県が必要と認められたものの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自身が事業を実施できるような制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地域に必要な公共事業を地域住民自らが考へるといふ発想が生れる。いつ・誰が・誰に対して、どのような要望したのか不明確な事業が無く、真に必要な事業のみが、一番地域住民に身近な官庁である市町村役場の手によって実施される。	森林法第41条	保安施設事業については、国及び都道府県が事業を行っているところである。	3		保安施設事業は、森林の維持・造成を通じて、山地災害から国民の生命・財産や重要なライフライン等を保全するとともに、重要な水源地域の水源かん養機能を高めること、我が国の国土保全策であり、その実施に当たっては、国民の生命・財産や地域にまたがるライフラインの保全に係る整備水準や技術的水準等の確保が重要であること、事業に付する費用の支出の一致を確保する必要があること、数十年後を踏まえた事業の継続性を確保する必要があること等から、都道府県が広域的な視点に立って、地域間のバランスの確保を図りながら、計画的に事業を実施しているところである。 なお、事業の実施に当たっては、市町村や地域住民等の意向や地域の実情を十分踏まえ行っているところである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3		保安施設事業は、国民の生命・財産や地域にまたがるライフラインの保全に係る整備水準や技術的水準等の確保が重要であること、事業に付する費用の支出の一致を確保する必要があること、数十年後を踏まえた事業の継続性を確保する必要があること等から、都道府県が広域的な視点に立って、地域間のバランスの確保を図りながら、計画的に事業を実施しているところである。 なお、事業の実施については、あらかじめ市町村や地域住民等との関係性の意向や地域の実情を個別具体的に把握し、実施しているところである。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県の回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098030	100780	保安林内の森林資源の有効活用を行うための森林法で定める権限の委譲	森林法で定める保安林内の規制事項は、保安林の機能を果たす場合、適切に規制されていることが少なくない。また、保安林内での規制行為の許可の権限が現状は知事であるため、個々の保安林の現況に応じて迅速に許可を行うことが困難な状況にある。そのため、保安林内に存在する森林資源については、現状ではほとんど有効活用されていない。 これら森林資源を有効活用できる。森林法第34条における許可の権限を市町村に委譲するとともに、保安林の機能に影響がない範囲において、個々の保安林の状況に応じ、市町村長が制限事項を緩和することができるようにする。	地域内に多々存在する保安林において、その目的に支障を来さない範囲で、木材、林産物等の森林資源の活用を進める。 これにより、比較的容易に入手ができ、かつ良質で安価な原材料の安定供給が可能となる。 具体的には、利用可能な資源の特性に合わせ、最先端のマーケティングノウハウやハイレベルのデザインを用いた高品質開発を行う。	地域には多くの保安林が存在するが、これらの多くが保安林の機能に支障がない行為についてまで規制を受けている。そのため、豊かな森林資源があるにも係らず、未利用のままである。この問題を解決するため、当該法規における権限の緩和を望む。	森林法第34条第1項及び第2項	(第1項)保安林内で、立木の伐採を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (第2項)保安林内で、土地の形質の変更等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	8		保安林の規制は指定目的の達成のため必要最小限のものでされており、例えば水源かん養保安林では一般的に皆伐が可能であるなど、森林資源の有効活用を十分に考慮したものとされている。 また、平成14年に政令を改正し、間伐や択伐に係る伐採限度を緩和するとともに、平成15年には法律を改正し間伐に加え人工林の択伐についても許可制から届出制に簡素化したこと。 このほか、通常の管理行為として行う保安林内での立木の伐採についての手続きの簡素化や、許可を要する土地の形質の変更等の規制の範囲を通知により明確化することについても検討しており、1年以内に対応する考えである。 なお、保安林の機能の低下等の影響は広域に及ぶものであることから、許可等については都道府県知事が専門的な観点から判断を行っているところである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	8		地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容によれば、三島町の提案は保安林内にある森林資源がほとんど有効活用されていない状況から、保安林の目的に支障を来さない範囲内で木材の活用を促進するための許可権限の委譲を求めるものであるが、これについては、保安林の規制は指定目的の達成のため必要最小限のものでされており、例えば水源かん養保安林では一般的に皆伐が可能であるなど、森林資源の有効活用を十分に考慮したものとされており、権限を委譲しなれば森林資源の有効活用がされないというものでは、事実上認められない。 また、通常の管理行為として行う保安林内での立木の伐採についての手続きの簡素化や、許可を要する土地の形質の変更等の規制の範囲を通知により明確化することについても検討しており、1年以内に対応する考えである。 なお、保安林の機能の低下等の影響は広域に及ぶものであることから、許可等については都道府県知事が専門的な観点から判断を行っているところである。
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240090	100790	林地開発に関する許認可権限の移譲	当町の約7割を占める森林の有する、水資源の涵養、環境保全、余暇活動の場等といった公益的機能を保全し、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺地域における土地利用の動向に対応しうる、土地の適正な利用を図るため林地開発に伴う許認可権限を県知事から町へ委譲願いたい。	開発行為を行うに当たっては、森林の持つ公益的機能を阻害しないよう行い、森林の土地の適切な利用を確保するため、1ヘクタールを超える林地の開発は、森林法第10条の2の規定により知事の許可制となっているが、町に権限が移譲されることで、自然的経済的社会的諸条件及びその周辺地域における土地利用の動向に対応しうる土地の適正な利用と、開発事業者に対する監視、指導体制が図られる。	森林を健全に保全するためには、土地の適切な利用が確保されることが重要であり、そのためには林地開発に伴う許認可については、関係市町村長の意見を聴取しつつ、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の観点から知事が判断して行っているところ。	森林法第10条の2 同法施行令第2条3 開発行為の許可制に関する事務の取扱 いについて(13林整治第2936号 農林水産事務次官通知)	8		林地開発許可に当たっては、都道府県知事は市町村の意見を聴かなければならないこととされており、市町村の自然的経済的社会的諸条件及びその周辺地域における土地利用の動向を踏まえた上で判断が可能である。 なお、林地開発の許可に当たっては、下流における水害の防止等広域に及ぶ森林の公益的機能が失われることによる広域に及ぶ影響を踏まえた上で都道府県知事が判断を行っているところである。	提案は、森林を健全に保全するため森林の位置する地域において、自らの責任において適切な開発に対する指導、監視等が必要であり、開発の許認可については地域(町)へ権限移譲願いたいとの内容であり、その趣旨を踏まえて再度検討された。	8		具体的事業の実施内容によれば、小野町の提案は森林の公益的機能を保全し、土地の適正な利用を図るため森林の位置する地域へ権限の委譲を求めるところであるが、これについては、林地開発の許可に当たって、都道府県知事は市町村の意見を聴かなければならないこととされており、また、災害の防止、洪水の防止、水害の防止及び環境の保全といった森林の公益的機能を確保し、土地の適正な利用を図ることによる広域に及ぶ影響を踏まえた上で都道府県知事が判断を行っているところである。 また、林地開発許可とは別に、届出制による指導、監視等については、現行多くの市町村が条例等により行っているところである。	
飯館村	いいいたて国有林開放構想	1265	1265010	100800	国有林開放	林野庁から村への所有権の移転 譲与を受け実施計画を樹立し、国土の保全や、自然環境の保護を図りながら、計画的な雇用の創出を図る。	林野庁が直接実施を行っているため、村内にある国有林の施策があまり村民の雇用につながらない。	財政法第9条	国有財産を無償で譲渡することはできない。	3		飯館村の国有林野は、阿武隈山地を中心とする福島県東部の脊梁山地や奥地水源地域に広がる国有林野の一部であり、国土保全、水源かん養、生物多様性の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を担っているが、これらについては、その効果が飯館村のみに限られるものではないことから、国が責任を持って一元的、一体的に管理運営すべきものと考えている。また、このような広範囲にわたる公益的機能を持つ国有林野の一部の地域の利益のために効率的に管理運営することについては、国民全体の理解を得ることが重要である。 さらに、「地域再生構想の提案募集」において、別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わない」としていること及び「地域再生推進のための基本指針」1(2)において「地域の「自給と自立の精神」を活かすため、従来の財政負担を減じない」としていることから、実質的な財政支援に当たる国有財産の無償譲渡は不適切である。 なお、国有林野における伐採、遊林等については、民間事業者の能力を活用しつつ効果的に実施することとして、そのほとんどを民間委託しているところであるが、飯館村が国有林野を管理してきている範囲を限りなく広げたいのであれば、飯館村と国とが共同で林業経営を行う分収造林制度の活用により対応することとした。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	3	具体的事業の実施内容及び提案理由によれば、飯館村が提案してきているのは、森林の多面的機能を発揮させるためには森林生態系の区別なく一挙として譲渡が必要であることから、森林管理が行っている国有林野の管理運営の事務の移譲を望む。多様な自然環境の保全と、森林の多面的機能の発揮等の課題に切り向きたいとのことである。なお、国有林野の管理運営の事務を飯館村に移譲することは、具体的には、国がこれまで投資し整備してきた財産である国有林野について飯館村が自らの意思に基づき計画的に立派な森林経営を営むこと、伐採、観光等を実施することであり、国有財産の使用及び処分したものであることから、実質的に国有林野の無償譲渡に相当するものである。 このように飯館村の財政負担を減らすことについては、左記の「措置等の概要(対応策)」に記載した考え方に変わりはしない。 なお、国有林と国有林野一帯とを多様な自然環境の保全と、森林の多面的機能の発揮等の課題に取組みたいとの飯館村の提案理由に対しては、既に電報の送達で実施されているように、飯館村と国との間で「森林管理運営等の協議を行い、飯館村と国とが連携して取り組む」という方向で検討することとした。		
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325060	100810	国有林野の管理・経営	・現在、森林は国有林と民有林に分かれており、それぞれ別の森林計画がたてられ管理されている。森林の多面的機能を十分発揮させるためには、森林を国・民の区別なく一体として管理する必要があることから、林野庁森林管理局が行っている国有林野の管理及び経営に関する事務を政令県に移譲する。 ・エネルギーの効率的利用の推進、多様な自然環境の保全と、国民の健康・安心のまちづくりの推進など様々な政策手法を組み合わせて、地域における環境に関する総合的な事務事業を実施する。 ・環境に関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	大量生産・大量消費・大量廃棄を基調とした経済社会システムから、低生産・低消費・低廃棄を基調とする経済社会システムへの変革を促進し、「環境の世紀」にふさわしい「美しい地球文明」のモデル県をめざすためには、電源三法交付金の交付事務、国立公園内の行為の許認可、国有林野の管理などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	財政法第9条	国有財産を無償で譲渡することはできない。	3		静岡県の国有林野は、富士山や南アルプスなど隣接する山梨県、長野県、神奈川県及び愛知県の県境や山間部や奥地水源地域に多く分布し、国土保全、水源かん養、生物多様性の保全等の公益的機能の発揮に大きな役割を担っているが、これらについては、その効果が静岡県のみに限られるものではないことから、国が責任を持って一元的、一体的に管理運営すべきものと考えている。また、このような広範囲にわたる公益的機能を持つ国有林野の一部の地域の利益のために効率的に管理運営することについては、国民全体の理解を得ることが重要である。 さらに、森林管理局が行っている国有林野の管理運営の事務を静岡県に移譲することは、具体的には、国がこれまで投資し整備してきた財産である国有林野について静岡県が自らの意思に基づき計画的に立派な森林経営を営むこと、伐採、観光等を実施することであり、国有財産の使用及び処分したものであることから、実質的に国有林野の無償譲渡に相当するものである。 このように静岡県の財政負担を減らすことについては、左記の「措置等の概要(対応策)」に記載した考え方に変わりはしない。 なお、国有林と国有林野一帯とを多様な自然環境の保全と、森林の多面的機能の発揮等の課題に取組みたいとの静岡県の提案理由に対しては、既に電報の送達で実施されているように、飯館村と国との間で「森林管理運営等の協議を行い、静岡県と国とが連携して取り組む」という方向で検討することとした。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	3	具体的事業の実施内容及び提案理由によれば、静岡県が提案してきているのは、森林の多面的機能を発揮させるためには森林生態系の区別なく一挙として譲渡が必要であることから、森林管理が行っている国有林野の管理運営の事務の移譲を望む。多様な自然環境の保全と、森林の多面的機能の発揮等の課題に切り向きたいとのことである。なお、国有林野の管理運営の事務を静岡県に移譲することは、具体的には、国がこれまで投資し整備してきた財産である国有林野について静岡県が自らの意思に基づき計画的に立派な森林経営を営むこと、伐採、観光等を実施することであり、国有財産の使用及び処分したものであることから、実質的に国有林野の無償譲渡に相当するものである。 このように静岡県の財政負担を減らすことについては、左記の「措置等の概要(対応策)」に記載した考え方に変わりはしない。 なお、国有林と国有林野一帯とを多様な自然環境の保全と、森林の多面的機能の発揮等の課題に取組みたいとの静岡県の提案理由に対しては、既に電報の送達で実施されているように、飯館村と国との間で「森林管理運営等の協議を行い、静岡県と国とが連携して取り組む」という方向で検討することとした。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
矢祭町	合併しない町村の自立推進計画の認定	1359	1359010	100820	自立推進計画における開発行為の迅速化	都市計画法の区域ではないが、1㍏以上以上の工場団地造成には許可が必要なので免除があれば迅速化が図られる。	平成17年度より実施予定	事務及び事業の迅速化が図れる。	森林法第10条の2 同法施行令第2条3 森林法に基づく都道府県の処分に係る審査基準等について(6-18 林野庁治山課長通知)	地域森林計画の対象となる森林内で1haを超える土地の形質の変更を行う場合は、都道府県知事の許可を受けることが必要。許可については、災害の防止、水害の防止、水の確保、環境の保全の観点から知事が判断して行っているところ。	5	林地開発許可制度の事務の迅速化については、国としても標準的な処理期間を助言することにより、円滑な実施を推進しているところ。	提案者の要望は、「1ヘクタール以上の工場団地造成には許可が必要なので免除」というものであるが、それは可能なのか確認された。	5		提案概要によれば、矢祭町の提案は工場団地造成に際し許可に相当の日数を要することから、森林法に基づく林地開発と都市計画法に基づく都市計画の許可可制度の迅速化と、都市計画法の許可可免除を併用するものである。林地開発許可可制度の事務の迅速化については、国としても標準的な処理期間を助言することにより、円滑な実施を推進しているところ。 次に、提案主体が工場団地造成に相当の日数を要することをもって林地開発許可可の免除を希望しているものとしても、免除により災害の防止等の必要な措置が適切に講じられないものとなれば、地域の安全を損なう恐れが高まることから不適切であると考え。	
新城市 鳳来町	木質バイオマス利用を中心とした森林総合産業の創出	1238	1238010	100830	森林の健全化と木材の有効利用を軸とした持続可能な社会の構築	森林の健全化に関する財源の確保 補助(地味温暖化防止林取戻第10号年次計画に基づくもの)があるものの、エネルギー面や環境、教育面を含めたトータルな施策を実施するものとなっていないため、森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編し、それを地域に密着して取り組む市町村長に移譲する。	市民参加の森づくりを促進するため、森づくりボランティア、森林提供ボランティア(森林所有者)を募集する。また、森林管理アドバイザーや大型機械とそのオペレーターなどを確保し、森林の健全化に取り組むよう希望する誰もが植林、育林、伐採などにかかわれるようにする。 林地残材等有効活用事業 木質バイオマス利用等持続可能な地域づくりになると認定した場合、森林所有者以外でも林地残材を搬出することができ、かつ搬出作業の対価に見合う環境貢献ポイント制を確立し、取り組みを促進する。これにより、資源循環型社会づくりの推進と参加者のモチベーションアップを図ることができ。	平成13年の森林・林業基本法の制定。森林法の改正により、木材生産を中心としたものから国土の保全、水源涵養、環境の保全等森林の多様な目的機能を担い、その機能を発揮できるようにすることを定めている。長期行政の中でその趣旨が十分発揮できていない。さらに、森林法に基づく森林地帯計画では森林所有者への義務履行を迫るためには弊害がある(違反者に対する罰則規定がない、代行措置がない等)。森林の所有関係、現状では森林所有者以外、あるいは森林所有者の許なく森林の手入れをすることができない。さらに、手入れが経済的に見合わないため、森林所有者による管理が放棄されている。 木材副産物は、認知度が低くはじめてはエネルギー資源として活用されていたが、現在は廃棄物の処理及び清掃に関する法律とダイオキシン類特別措置法によって活用しにくくなっている。	森林法第193条 国庫の補助 森林・林業基本法第199条 望ましい、林業構造の確立 森林・林業基本法第24条 木材産業等の健全な発展	森林法第193条に基づき、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき費用の一部を補助している。 森林・林業基本法第199条、第24条に基づき、林業経営基盤の強化や木材流通及び木材加工の合理化に必要な施策を講じている。	5	国民参加の森づくり活動推進事業において、森林ボランティア、NPO等の多様な主体の参加による森林の整備を推進すべく、普及啓発活動、緑化技術の開発、森林ボランティア活動への支援等について助成を実施しているところ。 なお、森林整備事業は、森林の有する公益的機能の発揮の観点から、森林の整備に対して助成を行うものであり、木材利用の観点から助成を行うことは馴染み難いものと思料。 なお、木質バイオマスの収集運送経費に対する支援については、地方財政措置において、木質バイオマス資源の総合的な利用に係る普通交付税が措置されているところ。 バイオマス利用施設整備についても別途支援を実施しているところであり、各種事業を活用して総合的な取り組みを進めたい。	提案者の要望は、森林の健全化に資するすべてを包括する財源制度として再編するところだが、それも実現可能かどうか。	5	森林整備事業は、森林の有する公益的機能の発揮を促し、国民にその便益を享受し得るようにすることの観点から、公共事業として助成を行っているものである。森林の健全化に資する全てを包括する財源制度は、国民に必要不可欠なものではない。例えば、森林の整備の実施が容易な木材利用の観点から、助成を行うことは補助制度の趣旨から見て馴染み難いものと考えられる。 なお、森林の整備が木材の有効利用までを地域で工夫して一体的に取り組むことは、森林整備を総合的に推進することにより実現でき、この点で地域でまとまった取組に対しては各府省庁において、予算の範囲内において、配慮しているところ。		
美浜町	自動・自立の地域、そして町づくり	1302	1302040	100840	公の施設の地元地域への移管	美浜町の施設である美浜町漁村センターを、地元行政区である矢梨区に移管し、水産業を営む者以外の利用。	水産業を営む者の教養と生活環境の向上、及び生産技術の増進を図るために設置した美浜町漁村センターを、地元行政区である矢梨区に移管し、水産業を営む者以外の利用。	国の補助事業により設置した施設のため、本来の目的は水産業を営む者のための施設である。 現在(仮)管理の施設であるとともに、利用者の制限があるため、地域にとって利用しにくい施設となっている。そのため地域の施設とすることが必要である。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にはならない。	3.5	補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないが検討された。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時見えてきた社会経済情勢の急激な変化等により、当初の目的に反して利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認めるよう検討する。	
平取町及び平取町教育委員会	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	1387	1387010	100850	北海道内水面漁業調整規則第27条の知事の許可権限の委譲	北海道内水面漁業調整規則第27条の知事の許可(特別採捕許可)権限について、平取町にその権限を委譲する。	沙流川水系上流部に遡上する鮭鱒を伝統漁法等により一定量採捕し、アイヌ文化の保護伝承に資すると共に観光資源としても活用する。 【事業内容】 アイヌ民族の伝統的漁法により採捕し文化を継承すると共に、採捕を公認観光資源としても活用する。 採捕した鮭鱒は伝統料理や伝承技法により薫製したり生活民具として加工し一般客や観光客に販売する。 期間や区域を限定し、一定のルールのもとで釣り愛好家等にも採捕を許可する。 【事業効果】 アイヌ民族の伝統的漁法や伝承技法が継承されていくと共に、アイヌ文化の普及啓発につながる。 薫製等加工し、観光品として販売活用することで、新たな雇用が創出される。 資金は、鮭鱒の保護増殖の運営経費の一部に充当できる。 鮭鱒(資源由来採捕)の活用により、上流域の森林やヒグマを頂点とする生態系が豊か化し、自然環境の循環を促進する。 自然との共生を再考する機会となる。	沙流川はさけ増殖河川で、種採取のための採捕施設上流へ遡上する鮭は少なく、また、北海道内水面漁業調整規則により鮭鱒の採捕が全面禁止されているため、知事の許可無く鮭鱒を採捕できない現状にある。流域は河口の門前町、中流域の平取町、上流域の日置町からなり、中でも平取町には多くのアイヌ民族が居住し、現在も多くのアイヌ系の人々が暮らし近代的生活を営んでいる。一方、環境取組の政府の政策や社会的価値の変化により、言語を始めとするアイヌ文化は衰退傾向にあったが、平成9年に制定された「アイヌ文化の振興並びにアイヌの伝統等に関する知識の普及及び啓蒙に関する法律」の施行を契機に、アイヌ文化を守り伝えようとの取組が促される中、環境取組により活発に進められてきている。(参考資料「沙流川流域における伝統的生活空間整備事業」100R2091)アイヌ民族にとって、鮭は重要な食料であり伝承の材料であったことから信仰の対象として、畏れを持って採捕されていた。又、種採取のための種採の鮭については全漁獲量の最も小さい限りにし、自然産卵による種採を図ることと本系あるべき生態系の多様性を再興することが可能となり、持続可能な自然の創出に結びつく。	北海道内水面漁業調整規則は、北海道内の内水面における資源の保護増養及び漁業調整のために必要な措置を規定しているが、第27条において、教育等一定の目的の採捕に限って、規則の目的に支障が生じないと認められる範囲において知事の特別採捕の許可を受けた採捕については、同規則に基づく禁止等の規定を適用除外できる制度である。	5	北海道では、平取町に対する特別採捕許可がなされており、これによって、伝統的漁法等の伝承保存のための採捕が行われている。今後、この制度の活用により、ご提案のあった「沙流川に遡上する鮭鱒を伝統漁法等により一定量採捕し、アイヌ文化の保護伝承に資することにも観光資源としても活用する」との趣旨は対応できるものと考えられる。 なお、鮭鱒等の水産資源は一市町村を越えて内水面、海面を回遊する広域的な資源であり、北海道知事が漁業調整規則の目的である資源の保護増養、その他漁業調整上問題がないか確認の上、許可を行う手続きは必要と考えている。	市町村長への権限移譲について、提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	5	1. 水産資源保護法第25条により内水面におけるさけの採捕は都道府県知事の許可(法定受託事務)等を受けた者を除き禁止されている。現状において既に、平取町提案の趣旨を実現するため、道知事が平取町に対して特別採捕許可を行い、許可を受けた平取町は、アイヌ民族等に「採捕従事者」として採捕させることの運用を行っており、実質的に、鮭鱒の採捕について、平取町がアイヌ民族等に対する許可権限を有すると同様であると見られる。 2. また、許可権限そのものを委譲するという観点からは、地方自治法第25条の1の2第1項の規定に基づき、北海道知事の特別採捕許可権限の一部を平取町が処理することとする条例を定めることは制度上可能であるが、その場合も「2. の理由から採捕許可に許可権限を委譲するのはなく、採捕従事者、採捕期間等についての条件を付けて権限委譲することになると考えらるため、実地上の対応と差異がないばかりでなく、地方分権の趣旨に鑑み、北海道と平取町相互の関係に資する問題について関心が高まることは不適当と判断される。前置きは記述しなかったものである。 3. なお、遡上した河川に遡上して採捕するといふ鮭鱒の特性から、河川内水面における鮭鱒の採捕を制限し、水産資源等の資源保護に努めているものであるが、鮭鱒は、一市町村、都道府県を越えて内水面、海面を回遊する広域的な資源であること、その資源保護が個別的な問題になっていること等の理由から広域的な資源保護管理が必要であり、少なくとも上記1.又は2.のような都道府県知事の一定の関与が不可欠である。また、同一地域の他の市町村や水産資源関係者等との調整・配慮が不可欠であることから、一市町村に無条件に採捕許可権限を委譲することは困難である。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018050	100860	漁港区域での目的外使用のための漁港施設用地等利用計画の変更決定権限を漁港管理者に移譲	地域の振興を目的とした用途に限って、漁港施設整備法に基づき、造成された漁港施設用地等の利用計画の変更権限を国から漁港管理者に移譲	漁業地域との交流を含めたブルーツーリズムやクルージングネットワークの構築を推進するため、交通機関の未発達な島しょ部等を中心に、都市から漁港を訪れた観光客の利便性をより高めるため、当該対象地域内の漁港区域内において、漁港施設用地の用途を変更し、駐車場等として使用する。	当該対象地域と島しょ部においては、人口の減少や高齢化が一段と急進に進展しており、喫緊の課題である地域経済の活性化を実現するための施策の一つとして、ブルーツーリズムの推進に取り組んでいる。交通機関の未発達な島しょ部等において、しまたく地区の活用と併せて、都市から漁港を訪れる観光客等の利便性をさらに高め、観光客を積極的に誘客するため、漁港施設用地の用途を変更し、駐車場等として使用するに当たり、利用計画の変更権限を国から漁港管理者に移譲することが必要である。	「漁港施設用地等利用計画の策定について」(平成2年3月15日付け 2水港第40号水産庁長官通知)	3,5		観光客用の駐車場については、漁港施設整備法第3条の漁港施設の機能施設である「駐車場」に該当しないため、利用計画の変更では対応できないが、地方単独用地であれば現行規定により対応が可能である。補助用地であれば、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第2条の目的外使用の承認を受ければ制度上は対応可能である。	提案者の要望は、漁港施設用地等利用計画の変更権限を国から漁港管理者に移譲するというものであるが、その趣旨を踏まえ再度検討された。	3,5,8		当該利用計画は、制度等の現状に述べたとおり「利用に関する計画を策定することにより、漁港の整備及びその維持管理の適正化に資する」という観点から、土地造成の施行者が、漁港の整備と管理に携わる漁港管理者、関係地方公共団体、補助金の交付者である国土交通省の上、作成するものであり、国が変更権限を持つものではない。 なお、観光用の駐車場については、漁港施設整備法第3条でいう漁港施設に該当しないため、当該用地が漁港施設用地のままで対応できず、むしろ、当該用地の性格を各種漁港施設の敷地たる漁港施設用地から変更する手続きが必要であり、これは地方単独用地であれば現行の規定より、補助用地であれば、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第2条の目的外使用の承認を受けることで制度上対応可能となる。	
三浦市 三浦商工会 議所	三浦地域再生構想「海都共生都市オーシャンシティ みうら構想」	1310	1310010	100870	(特定第3種)漁港管理者の計画見直し要請権限の市への移譲	特定第3種漁港は都道府県が漁港管理者となっている。漁港整備については、漁港管理者からの計画化案に基づき漁港施設整備法に基づき「特定漁港整備長期計画」として閣議決定し、年次計画に沿って漁港管理者が実施しているところである。計画変更についても漁港管理者である都道府県が実施することとなる。本件は計画見直し要請権限を市へ10年を目途に時限的に移譲し、市は国より補助率1/2を受け、残る1/2を市が負担しながら事業を実施する。また、事業実施10年後までに、市が負担した事業費等は権限を漁港管理者に戻す際に県が市に返還し、事業を完了する。	水産物加工場用地等を現在の経済条件および地域の特性に合わせて高度利用を図る。また、特定漁港整備事業により荷揚ぎ用地および道路用地等取得し、低廉な用地の提供を実現し、水産業界等の誘致を推進する。	衰退した地域経済を早期に再生するためには、根幹となる特定第3種漁港の利用を地域に最も近い地元基礎的自治体を中心となり、水産関係業界等と協議調整し、地域の要望を的確に把握して取り組む必要がある。また、早期な効果の発現を目指すため、早急な財政措置が必要であるため、時限的に市が措置して早期着手する。	漁港施設整備法第19条の3	5		特定第3種漁港にあっては、特定漁港整備事業を施行しようとする場合、農林水産大臣が漁港施設整備基本方針に基づいて、特定漁港整備事業計画を策定する。	提案者の要望は、計画見直し要請権限を市へ10年を目途に時限的に移譲し、市は国より補助率1/2を受け、残る1/2を市が負担しながら事業を実施する。また、事業実施10年後までに、市が負担した事業費等は権限を漁港管理者に戻す際に県が市に返還し、事業を完了する、というものであり、それも実現可能であると考えている。	5		提案者の要望は、三浦市と神奈川県との間で調整が整えば、実現可能である。	
只見町	山林資源の保全による環境保護対策	1335	1335010	100880	民有林道通行規制許可の市町村への権限委譲	山林資源の保護や不法投棄による環境を保全するために、林道通行許可権限を市町村に委譲し、地域資源の保護活用を図る。	山菜資源の活用した観光クラブ圏への誘客事業	現行法では、市町村による規制はできない。	-	8		管理主体である市町村自身の判断により、対応は可能であると考えている。 なお、森林組合法第9条第4項は、森林組合が所有するものについて員外利用を拒んでならないとの規定であり、事実承認である。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	-		只見町の提案事項は「林道通行許可権限の市町村への委譲」である。このような権限は現行法に規定されておらず、明らかな事実承認である。 なお、当省の所管ではないが、一般通行の用に供するものについては、道路交通法の適用を受ける場合もあることから、具体については都道府県公安委員会とよく相談されたい。	
綾瀬市	交流とにぎわいのあるまちづくり	1105	1105020	100890	補助金活用施設の処分弾力化	地域再生構想に定める区域において、補助金適正化法に定める期限内であっても、農林畜水産業関係の国庫補助金の返還を必要としないものとする。	国庫補助金の清算免除 畜産施設の移転	市の中心に位置するセンター区には、畜産施設が存在しており、移転計画を進めているが、地域活性化に伴う移転でありながら、当該施設が農林畜水産業関係の国庫補助金を受けている施設であり、かつ適正化法に定める処分期限内であるため、畜産業者に補助金清算の負担を強いることとなっている。こうしたことから、地域再生に伴う移転については、補助金活用施設の補助金の清算を免除する特例について、地域を限定した形で設ける制度を提案する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	3,5		提案は財産処分及び畜産施設の移転の具体的な内容が不明であるが、補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政庁等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認めるよう検討する。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
綾瀨市	交流とにぎわいのあるまちづくり	1105	1105020	100890	補助金活用施設の処分の弾力化	地域再生構想に定める区域において、補助金適正化法に定める期限内であっても、農林畜水産業関係の国庫補助金の返還を必要としないものとする。	国庫補助金の清算免除 畜産施設の移転	市の中心に位置するセンター区には、畜産施設が存在しており、移転計画を進めているが、地域活性化に伴う移転でありながら、当該施設が農林畜水産業関係の国庫補助金を受けている施設であり、かつ適正化法に定める処分期限内であるため、畜産業者に補助金清算の負担を強いることとなっている。こうしたことから、地域再生に伴う移転については、補助金活用施設の補助金の清算を免除する特例について、地域を限定した形で設ける制度を提案する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		提案は財産処分及び畜産施設の移転の具体的な内容が不明であるが、補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局長等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
大蔵村	住民ニーズと地域特性を活かしたまちづくり	1225	1225010	100900	補助事業整備農地転用の認可	以前農業・畜産が盛んなった時代、大蔵村においても耕作の副業として奨励し、補助金等を利用して様々な設備投資がなされた。特に湯の台地域においては、大規模な採草地の整備がなされた。しかし、年間の輸入自由化等社会情勢の変化から、次々と農業・畜産をやめる農家が出てきており、採草地もそれほど大規模に必要なくなってきた。そこで、他の条件等に利用したいが、補助金確保後100年間の償還期間があり、目的外使用できない状態にある。そういった、補助金により整備された農用地を目的外の農用地としての利用を容認して頂き、大蔵村の産業の振興を図りたい。	補助金により整備された、湯の台地域の採草地を別の作物栽培に利用する。具体的には、そば・タラの芽・ラベンダーを栽培し、大蔵村の農産物の活性化を図る。特にラベンダーは、近隣で大規模に栽培している所もなく、観光資源としてはもとより、その花を摘み取り特産品としての利用も期待できる。その他にも、特産品となりうるものを試験栽培し、新たな産業振興を推進する。他の地域においても同様に、ふるさと産業の振興を図り、地域経済の活性化・農業分野での雇用の確保を進める。	農産物は社会情勢の変化により、大きく生産価値が変化しやすいため、これからの農業においては、そういった変化に迅速に対応し、新たな生産開発に努めなければならない。そのために、補助金により整備された農用地においても、目的外使用の容認が必要である。	単地開発事業等の受益地の転用に伴う補助金の返還措置について(49番B第603号農林事務次官依命通知)	左記の通知においては、「事業終了の年度の翌年度から8年を経過しない間、受益地を農用地以外に転用した場合に補助金を返還しなければならない。」とされている。 「100年間の償還期間」は、土地改良事業における経済効果の測定に必要な諸係数について(60構改C第690号構造改善局長通知)における経済効果の測定に必要な諸係数としての開畑の耐用年数である。	8		「補助整備後100年間という償還期間があり、目的外使用できない状態にある」という記述は、転用に伴う補助金返還措置の経過年数と経済効果測定の係数として用いる耐用年数について取り違えており、事実誤認。				
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232030	100910	事業主体の町とPFI事業者の合同実施の認定	補助事業の事業主体を拡大し、町とPFI事業者などの組み合わせた形でも対象とする	事業主体の拡大を図ることにより、PFIを含む民間と町との新たな共同事業を取り組むことにより新規雇用の創出が図られる。	民間を含む新たな事業主体を認定することにより、雇用の拡大と市場の活性化が図られる。	6. 担当でない	6		PFIは内閣府PFI推進室の所管であるため					
小野町	健康・安心のまちづくりによる地域再生	1240	1240010	100920	学校施設等の有効活用のための制限緩和(財産処分、目的外使用)	公立学校施設整備費補助金等で建設した学校施設等で、余裕教室や今後統廃合により廃校となる学校や児童福祉施設、農林水産施設等、補助金等により整備された施設の民間事業者による目的外使用が可能となるよう財産処分制限の緩和をお願いしたい。	補助金等の制限が緩和されることで、学校等の余裕教室の開放や施設譲渡が可能となれば、高齢者福祉(介護)、児童福祉(子育て支援)、健康づくり等のコミュニティビジネスを始めとする起業者に対する支援、さらには研究機関、情報通信事業者等の企業進出が誘発され、町民の健康増進の確保、雇用拡大、経済活性化が図られる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律では財産処分の制限を規定しているが、制限緩和により施設の統廃合が予定されている施設を始めとする既存公有施設の他目的利用・民間事業者等への譲渡、開放をしても補助金の返還を不要とする。	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局長等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。		
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271010	100930	国と県で二元化している醸造施設に対する補助体制の一元化	醸造施設に対する補助金の統合化を進め、また窓口を一本化する。	冷涼な気候で醸造適地と言われる立地条件を活かした醸造技術研究開発や平田村産酒造好適米・新酵母等を使用した新ブランド高品質酒や、「モルトランド」で熟成した高付加価値原酒の製造・販売を、平田村・東京農業大学・民間企業と連携しながら実施し、地域活性化、広域・観光交流の活性化を促すものです。また、新たな商品開発は村の特産品となるとともに、製造者の生き甲斐等にもつながるものです。	醸造施設に対する補助金がバラバラに行われていて使い勝手がよくないで統合化し、窓口一本化していただきたい。	6. 担当でない	6		醸造に関する所管は財務省であるため					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286030	100940	地元農家と都市住民との交流施設設置	・直売所等集客施設と農業体験交流施設が一体となった施設に対する助成	集客型農業体験交流施設を設置し、周辺住民や遠方からの来客に対し、地元農産物を販売するほか、農業体験の場を提供する。	集客施設と体験施設や交流施設の一体的な整備により、利用者の増加など、相乗効果が予想される。	都市農業支援総合対策事業実施要綱、都市農業支援総合対策事業実施要綱	地域住民も参加した都市農業ビジョンに即した住民による農業ボランティア活動の支援や、都市部における農業者と住民との交流・ふれあいの場の整備、直売所等の条件整備を実施している	5		都市農業支援総合対策事業実施要綱第3の3の(2)都市農業共生・対流推進条件整備事業において、都市住民とのふれあい・交流に必要な農業体験施設と直売所等が一体となった施設の整備が可能である。	要望内容は実現できるか、確認されたい。			直売所等集客施設と農業体験交流施設が一体となった施設の整備については、「都市農業支援総合対策事業」において対応可能である。
瀬戸田町	柑橋類を利用した機能性原料供給ビジネス化構想 - 広島でしかできないビジネスモデルを目指して -	2002	2002010	100950	補助金施設の目的外使用の認可 民間企業が補助金施設等を管理・利用できる規制緩和	地域資源活用による産学官連携機能性商品原料供給ビジネス化構想の实现のため、補助金施設の目的外利用の認可(農業体験実習施設を研究施設、地域食材供給施設を加工施設などとして利用)	農業体験実習施設を研究施設、地域食材供給施設を加工施設などとして利用(補助金施設の目的外利用の認可)することにより、次の事業を実施し地域再生を図る。 シトラスパークの再生 ・世界中の柑橘が植栽されている(600品種)という特異性は、有用成分の探索・研究、機能性原料提供ビジネス拠点に最適で、研究施設、原料製造工場を併設する。(英国に同様の植物エキス販売会社の事例がある) 地域資源活用によるブランド化戦略と地域振興 ・グリーンレモンという地域資源を中心に機能性高付加の開発を図れば、原料供給はもとより、知名度アップ、付加価値化、ブランド化が図れ、地域所得向上に貢献できる。 地域資源活用型ニュービジネスの確立 ・将来のニュービジネスとして期待度の高い機能性商品ビジネスの中では、原料を握ることにより有利なビジネスが展開できる可能性がある。機能性というキーワードと世界中の柑橘資源を集めた地域資源をベースに、ニュービジネスを確立することができる。	シトラスパークは、地域の農業振興と都市との交流を目的に、第三セクターによる入場料収入による利用料金制で管理運営を行ってきた。しかし、入園者の減少、出資者の財源不足、社会情勢の変化により、第三セクターによる経営が成り立たなく解散した。現在、町の直営方式により管理・運営を行っている。しかし、管理運営にあたっては多額の財政措置が必要であり、現状方式による管理運営は困難である。 こうした中、地域資源を活用した産学官の連携による新たなビジネス展開により地域のための施設として再構築する。その為、補助金施設の目的外使用の認可により施設の有効利用を図るとともに、民間企業が補助事業により取得した施設を利用するための制度の規制緩和により、企業、試験機関の誘致により、一体的な有効利用を図るとともに、ニュービジネスの確立に向けた支援措置により、地域経済の活性化と地域雇用の創出を実現する。 なお、「シトラスパーク瀬戸田」の管理主体は瀬戸田町であり、施設の一部を民間企業に利用させるものである。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条 補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3.5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認めるよう検討する。		
人吉市	ツーリズムを活用した地域再生構想	2052	2052010	100960	農林水産省所管の補助事業により整備された施設の造分制期間の短縮	本市において、農家民泊を活用したスポーツ合宿誘致構想が検討されようとしている中で、農家民泊では農家の規模により必要に届かない場合が想定される。現在検討されている農村地域において、農林水産省の補助事業(中山間地域農村活性化総合整備事業)により整備した施設(活性化センター)が設置されているが、地域の集約化、人口減少等で有効活用されていない箇所がある。当該施設は補助事業の制度の趣旨からして宿泊が不可とされており、この施設の有効活用という観点からも宿泊を可能とすることにより、スポーツ合宿と入れ替わり交流人口の増加等、農家所得向上と地域の活性化が図られるものである。具体的には、当該施設が補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条及び同施行令第14条第1項第2号の規定に基づき、農林水産省関係補助金等交付規則第5条(別表)でその処分制期間が3年と規定されていることから、これを処分制期間10年に短縮していただき、利用目的の拡大を図ることにより施設の有効利用と農村地域の活性化、ひいては雇用の創出を誘発させる契機としたい。	スポーツ合宿を農家民泊を主体とする農村地域で受け入れ、合宿のメニューの中に農業体験等を取り込み、農村地域の人々との交流を図ることにより、合宿に参加した児童・生徒・学生の情操教育に資するとともに、地域への入込み客数の増加と地域農家の所得向上を図る。	スポーツ合宿の受入は、これまでの農家民泊の幅を大きく広げるものであり、受入農家の所得向上にもつながり、受入農家以外を含めた地域全体でのツーリズムへの取組みを可能にするため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条 中山間地域総合整備事業実施要綱・要領	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
中津江村	200海里の森・サッカーと笑顔の村づくり事業	2061	2061030	100970	補助金交付要綱の改正(特殊改良一種工場の復活)	特殊改良事業については、現在道路事業に係る補助金の整理合理化を図るといふ趣旨から廃止されていますが、地方においては事業実施ができることとする。	(実施内容) 村長が管理する幹線村道において改良の必要が生じたときは、従来の規定にて事業を実施することができる。 (効果) 現在は、補助制度の廃止により実施されていないが、地方では小規模改良で対応できる箇所が多くあり、事業の復活により住民の要望に答えられる。	制度の復活により、単独事業での対応が回避され、小額にて事業の効果が図られるようになる。整理合理化も必要とされているが、地域のニーズも考慮され効率的な事業採択を図るべきである。	特殊改良一種事業については、国土交通省の所管であるため、担当外である。		6						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
宮崎県	地域材活用活性化構想	2068	2068010	100980	補助金で建設した施設への財産処分等に関する制限の緩和	補助金で建設した施設を伴う施設の実施主体の変更等に関する補助金返還の免除及び譲渡先の法人税課税の特例(圧縮記帳価格を適正譲渡価格と見なす)	補助金で建設した施設を所有する組合等が経営難に陥った場合に、意欲のある事業引受希望先(民間団体等も含めて)が存在し、補助金の目的を達成するために施設を活用していこうとする場合には、施設の円滑な譲渡を可能とすることにより、事業の再生と雇用の継続を確保する。	当施設を財産譲渡する際、有償の場合は、補助金返還を伴う。また、その引受希望先が施設を引き継ぎ、経営再生と雇用の確保を図ろうとする場合にも、圧縮記帳価格により譲渡するような場合には、法人税が課税される可能性がある。	補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第4条、第13条、第14条 補助事業により取得し又は効用の増加した財産の処分等の取扱について(平成元年3月31日元経第594号通達)	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した法令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け又は担保にはならない。 補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第22条の「財産の処分等の制限」は、補助事業者等に対する規制であって、間接補助事業者等については規制の対象とされていないが、間接補助金等の交付の目的を達成するためにも、間接補助事業者等であっても同様に制限すべきであることから、同法施行令第4条に基づき、補助事業者等に対し、補助事業者等が間接補助事業者等に間接補助金等の交付決定を行う際に、第22条と同様の間接補助条件を付さなければならないという補助条件を附していることである。 なお、関係行政機関の連絡協議の場である補助金等適正化中央連絡会議においても、このような条件を付すべきこと決定し、昭和31年9月22日付け第2210号「補助条件の整備に関する暫定措置について」で通知されている。	3,5/6	補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付していることに鑑み、農林水産省においては、補助事業者等により取得した財産について、事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して財産の譲渡を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。		
福山市	環境林創出事業	2146	2146010	100990	環境対策育林事業の採択条件の緩和と補助金の集中配分	採択条件の「国庫補助事業(造林公共事業)の対象となる間伐事業(45年生以下のスギ・ヒノキ人工林(福山市は人工林率が低いため35年生以下のスギ・ヒノキ人工林)で1施行地が0.1%以上)であること」の「45年生以下(福山市の場合は35年生以下)」の緩和と、補助金の福山市への集中配分を行うことにより、丹波の森構想の基本理念にそった美しい森づくりを進めることができるとともに、森の植生が豊かになれば、有害鳥獣として農家を悩ませている鳥獣も森に住みつき、農作物被害も激減すると思われる。	市域のスギ・ヒノキ人工林7,866haにおける除間伐の実施	環境対策育林事業の採択条件は45年生以下のスギ・ヒノキ人工林(福山市は人工林率が低い)ため35年生以下のスギ・ヒノキ人工林を対象としているが、市域の人工林の約65%が対象外である。これらの人工林については、これまで除間伐等の適切な管理が行われていない状況にあり、今後も放置される恐れがあるため、本事業による整備を強く望むものである。	緊急間伐団地における間伐の実施について 森林環境保全整備事業実施要綱・要領 森林居住環境整備事業実施要綱・要領	国の制度においては、緊急間伐協定を締結した場合には、45年生までの人工林について森林整備事業(国庫補助事業)を活用することができ、また、この事業については人工林率により採択の差を設けていない。 また、人工林の林齢が45年を越える場合の整備については、育成補植林を造成するための長期育成循環事業(対象林齢46-90年生)、長伐期事業のための機能増進保育(対象林齢31-60年生)に対する助成を行っているところである。	8	国としては緊急間伐5カ年対策における45年生までの間伐に対する助成等の措置を行っているところ。 なお、提案のあった環境対策育林事業は、一定の要件を満たすものについて、国の助成制度に対していわゆる上乗せ補助を行う兵庫県単独事業であり、この採択要件の緩和については、県とお話したい。					
豊後県	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151020	101000	イベント等による賑わいの創出	イベント開催時の道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川などの申請の簡略化 フィルムコミッション推進のため、自動車専用道路上での停車禁止除外や自然公園区域内の自然海浜・河川区域内にロケセット(仮設構築物)を設置する際の許可基準の緩和	【具体的な取組み】 道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川などを活用したイベントができやすくなるよう手続きを簡略化する。映画やテレビ撮影などの際には自動車専用道路内で停車して撮影することを可能にする。また、自然公園区域内や河川区域内にロケセットを設置する際には、その許可基準を緩和する。 【効果】 集客効果の増大に伴う観光入込客の増加と観光客としてのしまなみ海道の魅力向上	観光入込客の増加を図るためには、起爆剤として適時におけるイベント開催が効果的であるが、当地域はしまなみ海道自体が観光資源であること、また海や河川といった地域に眠る豊かな自然を活用したイベントが効果的であることから、イベント開催時の道路(自動車専用道路を含む。)や海岸・河川占用の申請の簡略化が求められる。映画やテレビ撮影などでは、橋上や自然海浜での撮影が不可欠なシーンがあり、自動車専用道路上での停車禁止除外や自然公園区域内の自然海浜・河川区域内にロケセット(仮設構築物)を設置する際の許可基準を緩和することにより、ロケ地としてのしまなみ海道の魅力が向上し、観光客誘致に大きな効果を実現する。	6. 担当でない	6	要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
特定非営利活動法人 えがおつなげ	環境と産業の共生による地域再生	3041	3041010	101010	1. 遊休資源流動化2. バイオマスの利用機会拡大 3. 都市農山村交流促進 4. 事業・予算の集中 5. 産業育成資金支援制度	<p>1. 高齢化や若年人口減少等の課題で顕著化している我が国が地域振興を促進するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p> <p>2. 国民生活の向上、社会経済の発展に資し、そこで得られるバイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、地域の発展が促進される。</p> <p>3. 不燃化や有害物質等の課題で顕著化している我が国が地域振興を促進するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p> <p>4. 高齢化や若年人口減少等の課題で顕著化している我が国が地域振興を促進するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p> <p>5. 高齢化や若年人口減少等の課題で顕著化している我が国が地域振興を促進するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p>	<p>1. 地域の発展、産業振興をバイオマス産業に活用するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p> <p>2. 国民生活の向上、社会経済の発展に資し、そこで得られるバイオマス資源をバイオマス事業に活用することによって、地域の発展が促進される。</p> <p>3. 不燃化や有害物質等の課題で顕著化している我が国が地域振興を促進するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p> <p>4. 高齢化や若年人口減少等の課題で顕著化している我が国が地域振興を促進するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p> <p>5. 高齢化や若年人口減少等の課題で顕著化している我が国が地域振興を促進するための課題の克服を図る。この課題を解決するため、地域再生構想の推進を図る。バイオマス資源として活用される。</p>	<p>4. 農地法第3条第1項第7号の2、農地法第3条第2項第2号の2、農地法施行令第1条の6第2号、構造改革特別区域法第23条第1項</p>	<p>4. 市町村については、公用・公共用目的の場合は農地法第3条の許可を受けて農地の権利を取得することができ、又、農地保有合理化事業を行う市町村が当該事業による場合及び構造改革特別区域法の農地法の特例による場合には許可を受けずに取得することが可能となっている。</p>	4, 5		<p>4. 荒廃した農地等の活用や農地の流動化を図ろうとする場合にあっては、市町村が農地保有合理化事業として農地を取得し、担い手に売渡や貸付けたり、構造改革特別区域法第23条第1項の規定により市町村が取得し、特定法人に貸し付けることで実現可能であり、いずれの場合も、市町村が農地法第3条の許可を受けることなく農地を取得することが可能となっているので、これらの制度を活用されたい。</p>					
山形県	山形いきいき圏農産地創出構想	1386	1386120	101020	直売所でのJAS法表示規制の緩和	直売所においてはJAS法表示規制を一部緩和し、特色ある表示方法を可能とする。	産地直売所で販売される農作物については、JAS法の品質表示基準を緩和し、特色ある表示を可能とする。	農作物の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号)	新鮮食品品質表示基準	5		新鮮食品品質表示基準において、一般消費者に販売される全ての新鮮食品に対して、名称、原産地名の表示を義務付けるとともに、事実を誤認させる表示を規制している。				JAS法に基づき定められた新鮮食品品質表示基準は、名称、原産地名の表示の義務付け、事実を誤認させる表示の規制を遵守していれば、販売促進を行うための特色ある表示をしていただくことは差し支えない。	
稚内市	地球環境に貢献する国際交流都市の形成	1327	1327020	101030	植物防疫所出張所の設置	稚内港での貨物の輸出入増加や稚内内港の国際化が期待される中、植物防疫所の出張所が設置されておらず、出張所設置による体制整備が必要である。	サハリン大陸石油・天然ガス開発事業やインフラ整備等により稚内港を中継基地とした貨物の輸出入が増加しており、また、サハリンプロジェクトに従事する欧米の技術者等がサハリン州内に集結し、稚内港からの野菜、果物の輸出も見込まれる中、サハリン州への食糧供給基地としての役割を強化する。C/Oの体制整備等による港湾機能の充実には「サハリンプロジェクト支援強化」に大きな弾みとなるものである。当市が目指す国際交流都市の形成に資するものであり、地域経済の活性化や地域雇用の創出に繋がるものである。	稚内・コルソコフ港間定期航路が夏期間50往復通航し、約5千人に利用されている。また、サハリンプロジェクトに従事する欧米の技術者等がサハリン州内に集結し、野菜、果物の新鮮食料品の需要により、稚内港からのこれら新鮮食料品の輸出の増加が見込まれている。しかしながら、植物防疫所の出張所が設置されておらず、約6時間半以上を要する横浜植物防疫所札幌支所留萌出張所に対してあり、貨物の輸出入の増加が期待される中、出張所設置による体制整備が必要である。	農林水産省組織規則第97条及び別表1	3		<p>植物防疫は、海外からリンゴ火傷病等の病虫害の侵入を防止することにより、我が国の農業生産の基盤を確保するとともに食の安全を確保する観点から植物防疫法に基づき輸入される農産物の検査を実施。具体的には稚内港に輸入される植物類に対する植物防疫については、留萌出張所、札幌支所等からの出張により全て対応している。</p> <p>なお、稚内港の植物類の輸入貨物検査件数は平成14年は3件、平成15年は1件、輸出貨物検査件数は平成14年は3件、平成15年は5件である。</p>	提案の趣旨を踏まえて検討できない。	3		植物防疫所の出張所の配置は、稚内港における輸入検査実績が、要員を配置する必要性に見合ったものでなく、行政効率性の面から困難。現在の業務量においては、近隣の植物防疫所からの出張での対応が現実的であり、出張所の設置については今後の業務量の動向を見ながら必要に応じ検討。なお、出張にあたっては利用者の要望に添えるよう円滑な対応を行い、稚内港の円滑な運用に支障を来さないよう配慮している。	
山形県	山形いきいき圏農産地創出構想	1386	1386020	101040	登録農産物の適用作物の拡大	農産物の登録申請に係る適用作物の範囲については、通常登録作物名として使用されるグループにその他の作物を加えて範囲を指定することができる取扱いとする。	食用菜、セイサイ、オカヒジキなど数多くの作物が県内で作付けされているが、全国的生産量が少なく使用されるグループにその他の作物を加えて範囲を指定することができる取扱いとする。そのため、このような作物にも登録農産物が適用できるように、作物別登録制度の見直しを図る。	現状の農産物登録制度は作物グループごとに登録が必要のため、地域特産の作物でも全国的に生産量が少なく主要な作物グループに区分されていない作物の場合は登録農産物が少なく、それが生産の障壁となっている。登録農産物が増えれば、こうした地域特産作物の生産拡大を図ることが出来る。	農産物取締法第2条	5		農産物の登録申請においては、各農作物ごとに農産物の作物残留試験等を行い、それらの試験成績に基づいて各農作物ごとに使用方法を定めて登録することを基本としているが、農産物の残留性が類似している農作物どうし等をグループ化し、農産物の性状が一定の条件を満たす場合には、グループ化した分類で登録する方法も認められている。				農林水産省では、現在、農作物の植物学的特徴や農産物の残留試験等に照らして、さらなるグループ化が可能かどうかの専門家による技術的検討を行っているところである。いただいたご要望の農作物についても、どのグループに属するか等について検討が必要があることから、要望におかたっては、検討の促進に資するため、当該農作物の植物学的特徴や農産物の残留性等に関する情報提供等のご協力をお願いしたい。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項（事項名）	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要（対応策）	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
福川町	地域コミュニティの再生計画	1026	1026010	101050	補助金適正化法処分制限への優遇措置	地域住民自治機能の強化等を図る上で住民活動の拠点施設の整備が早急に必要不可欠であり、既存施設を有効活用しリニューアル（増築・改築）により拠点施設整備を計画しているが、国補助事業により整備されたものであり財産処分制限期間に満たないため、補助金を所管する各府庁の長の承認の可否とともにそれぞれの施設で所管府庁が異なるため承認のための手続きが大きな課題となっています。 「住民活動拠点施設」等整備のため、補助目的の外の使用の承認要件の緩和（各府庁の長の府庁長官等の承認基準の緩和、または、地方公共団体が利用方法を検討し地方議会等で検討を行い議決された場合は、補助金適正化法第22条を適用せず国庫補助金を適正に活用して目的外使用できる等）と同一の補助目的外使用について包括的な承認をしていただくことによる手続きの簡素化等についての支援措置を必要としております。	地区自治連絡協議会の活動拠点となる「住民活動拠点施設」として計画している6ヶ所の施設うち、稲藪・三梨・川連地区においては、下の国補助事業により整備した施設4ヶ所をリニューアル（増築改築）し、既存施設を有効活用することにより整備する。 ・稲藪地区：「勤労青少年ホーム」 ・三梨地区：川原地区として「三梨老人憩の家」、川西地区として「災害管理センター」 ・川連地区：「農村環境改善センター」 また、当町において3つの大きな集落（大窪・久保・八面）における活動拠点となる施設についても同様に整備を行う。 ・大窪集落：川連老人憩の家、 ・久保集落：「健康管理センター」 ・八面集落：「高齢老人憩の家」	行政改革の推進や市町村合併などに伴う行政のスリム化を目指すとき、国庫補助事業で整備した施設や設備を当初の補助目的以外で利用することにより、既存施設を現在の地域の必要性に応じた有効な活用ができると考えます。 補助目的外使用のための補助金適正化法22条の適用除外または同法による各府庁の長の承認基準の緩和、さらには複数の施設に係る同一の補助目的外使用について包括的な承認等による手続きの簡素化についての支援措置により、既存施設の有効活用を推進し、地域コミュニティ活動の強化とそれに伴う地域経済の活性化を目指します。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にはしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討された。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に促った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。
安達町	開発による地域再生	1078	1078010	101060	農振除外に関する事務手続きの簡素化	現在県の同意を得ることとなっている農業振興整備計画の変更（農振除外）の手続きについて簡素化（短期間化）する。	駅及び公共施設周辺の農地について宅地造成・分譲をする。	現在県の同意を得ることとなっている農業振興整備計画の変更（農振除外）に時間がかかるので優良な土地開発事業を行う場合は事務を簡素化し事業の迅速化を図る。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。	3		農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 農用地利用計画は、農用地利用計画に位置づけられた土地について、農用地利用計画にかかる許可権限等を市町村に委譲するものであるが、地域限定やその他の条件付付する等により、対応することできないが、検討されたい。 なお、提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地域からの除外は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地域からの除外は可能である。	3		農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興政策との整合を図るために必要不可欠なものであり、また、提案の施設の立地にも農用地利用計画の定めるみではなしに、農業振興計画全般にわたって調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を要することは困難である。 農用地利用計画の公表・複製及び異議申出等の手続きは、農用地利用計画は、開発行為の制限等の法的効果を持つことや、周辺の農業環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないように変更等について関係府庁へ用知等を行うための必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。 また、総合規制改革会議の第3次答申においても、農用地利用規制の運用の厳格化を求められており、この答申を尊重する旨閣議決定されているところである。 なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事務負担等に対応するとともに、関係部機関の連絡調整を円滑に行うよう促して対応するなど迅速化に努めていることである。	
青森県	環境・エネルギー産業フロンティア構想	1108	1108020	101070	バイオマス利活用フロンティア整備事業補助対象実施主体の拡大	農林水産省が所管する「バイオマス利活用フロンティア整備事業」の補助対象実施主体は、現在、バイオマス生活圏連携事業（バイオマスプラック技術実証施設整備）を除き、民間企業が認められているが、これを地方自治体の策定した計画に沿って行う民間企業に拡大すること。	六ヶ所地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業 六ヶ所所の地産製油施設企業では、周辺の製材所等から発生するパーク、樹皮木くず、間伐材及び周辺で発生する剪定廃材や稲わらなどを収集し、バイオマス発電を行う事業を検討している。 本事業の具体化により、バイオマス資源から得られる電力は、環境・エネルギー産業創造地区で定められた規制の特例を活用し、自家消費により周辺事業所に供給する。また、投入資源は純粋に有機性廃棄物であるため、燃焼後に残る焼却灰は、堆肥化することが可能であり、こうした堆肥を活用しつづ、高齢者雇用を通じて有効対策をハラス削減し、地元スーパー等で販売することにより、地産地消を実現し、地域経済の活性化、雇用の確保を実現するものである。 横浜地域バイオマス発電設備施設活用電力特定供給事業 横浜町では、町内で発生する畜舎かん尿・草摺り等を活用し、バイオマス発電を行う事業を検討している。 本事業の具体化により、バイオマス資源から得られる電力は、環境・エネルギー産業創造地区で定められた規制の特例を活用し、自家消費により、周辺事業所に供給する。また、当該周辺農産物ハラスなどに供給することにより、青森県が推進する「冬の農業」を実現する。さらに、食の安全・安心への取り組みが目玉となる中で、堆肥等ハラスや農地に還元することで、有機肥料等を供給し、この野菜を地元スーパー等で販売することにより地産地消を実現し、地域経済の活性化、雇用の確保を実現するものである。	バイオマス事業は環境対策上の必要性が広く認識されつつも、事業採算性の確立に課題が指摘されており、当該、政府による事業化支援が不可欠であるが、平成14年1月に閣議決定された「バイオマス・エネルギー総合戦略」に基づく「バイオマス利活用フロンティア整備事業」では、補助対象事業実施主体から民間企業が認められている。したがって、左記2事業の具体化にあたって、地方自治体が策定した計画に沿って行う民間企業も「バイオマス利活用フロンティア整備事業」の補助対象事業主体に含める支援措置を求めるとである。	バイオマス利活用フロンティア整備事業（地域バイオマス利活用施設整備事業）は、バイオマスの利活用をモデル的に推進していく事業であり、地域住民や農家と協力した社会的な取り組み体制をつくる必要性等から、当面、都道府県、市町村を事業主体として実施することである。	2		バイオマスの利活用をより一層、効率的に推進していくため、平成16年度からは本事業の事業主体に、地方公共団体及び地域におけるバイオマスの利活用に関与している農業団体又は民間事業者が参加する共同事業体、並びにPFI事業者を追加する予定である。					
都路村	資産の他目的活用による推進	1133	1133010	101080	補助金建設施設に係る他目的使用への要件緩和	補助金により建設した施設を、変化する地域住民の要望、実情に即して、改修及び他目的への使用を可能とする	時代や地域のニーズの応じた施設利用を効率的に行入る。また、施設の有効活用や工事期間の短縮及び建設費用や改造費用の削減が行える	施設に対するニーズは、時代や地域住民のニーズにより刻々と変化をしている。施設もそれに合わせて、改修や他目的に使用することにより、目的やニーズに即した効率的にいつまでも使用できるため、補助金等に関する要件を緩和していただきたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3.5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討された。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に促った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160100	101090	農業経営総合対策実施要領に基づく事業実施主体の拡大(施策利便の向上)	補助の対象となる事業実施主体は、県、市、農業協同組合、公社、育成センター、特認団体となっているが、農業技術や経営感覚に優れた就農者や農業への就業を促進するため、あらゆる機会を有効に活用・支援できるよう、第3セクター・株式会社等の法人により実施される研修についても、補助対象事業とする。	農業高校・農業大学の在学学生、新規就農者や農業への就業を希望する者等に対するインターンシップ、農業技術・経営に関する研修機会を充実することにより人材の育成を図り、新規就農者や農業生産法人または特区制度導入による参入法人への就業を促進する。 ・ヤングファーマーインキュベーター事業	新規就農希望者等に多種多様な研修機会を提供するためには、あらゆる機会を有効に活用できるよう、多様な主体が意欲的に取り組む農業研修等について、誘導・支援する必要がある。	農業経営総合対策実施要領	新規就農促進総合支援事業は、広く農業内・外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就業相談体制の整備、技術・経営研修の充実等に対し、助成を行っている。	3, 5		新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業において、市町村等が地域の農作業受託組織、農業生産法人等の農業生産組織等を研修受入れ先に指定し、委託方式による実践的な農業研修を実施することが可能である。 ただし、本事業は、新規就農者を確保するための実践的な技術の習得を目的としているため、農業に関する十分な指導経験を有していない株式会社等は補助対象にすることができない。	提案は、委託方式ではなく、第3セクター・株式会社等の法人により実施される研修についても、農業経営総合対策補助の対象としてほしいとの内容であるが、この要望が実現できるのか、回答された。			新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業において、市町村等が地域の農作業受託組織、農業生産法人等の農業生産組織等を研修受入れ先に指定し、委託方式による実践的な農業研修を実施することが可能である。 ただし、本事業は、新規就農者を確保するための実践的な技術の習得を目的としているため、農業に関する十分な指導経験を有していない株式会社等は補助対象にすることができない。
加賀市、小松市、山中町	加賀越前水郷構想	1235	1235030	101100	環境調和型農業の推進	不耕起栽培農地の転作対象面積への組入れ、専用大型機械購入に対する助成。 価格補償。	環境調和型農業(有機、無農薬、不耕起栽培)の調査研究と普及支援、トレーサビリティ支援	環境調和型農業は、農業排水の抑制につながるが、それへの転換は収穫高が減少し、事業安定のリスクが大きく、小規模農家の対応が困難なことから、各種支援措置が必要である。	持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律(平成11年法律第110号)	たい肥等による土づくりと化学肥料・化学農薬の使用の低減を一体的に行う農業生産方式を導入し、都道府県知事の認定を受けた農業者(エコファーマー)は平成15年11月末で約3万8千人。	3, 5		エコファーマーに対する農業改良資金の償還期間の延長や大型農業機械等購入時の課税の特例措置を講じるとともに共同利用機械の整備等に対する助成など各般の施策を行っている。不耕起栽培農地の転作対象面積への組入れは、有機栽培等と同様に客観的なデータに基づき、市町村長が慣行栽培に比べ減収が明らかであると認められた場合は可能である。不耕起栽培で生産された米についての価格補償は、有機栽培米なども含め一般の米の価格が市場で決まる現制度の下では対応不可。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3, 5		不耕起栽培で生産された米についての価格補償は、有機栽培米なども含め一般の米の価格が市場で決まる現制度の下では対応不可。
豊橋市	とよはし農業創造構想	1260	1260010	101110	既設堆肥施設の補助要件の緩和	補助施設の有効利用を促進できるよう、補助施設の目的外使用の基準を緩和するとともに、当初の機能や目的に添った改造に関する手続きを簡素化する。	当初申請者以外の農家や団体も既存堆肥施設を使用でき、肥料として使用できるようにする。 効果として、未活用や余力のある既存堆肥施設の有効利用が図られる。 家畜排泄物の適正処理と有機農業が推進する。 農家の負担を軽減し、安定経営が図られる。 地域環境・三河湾への環境負荷が軽減される等が考えられる。	平成11年に施行された家畜排泄物法により、平成16年11月以降は家畜糞の野積が出来なくなるため、畜産農家は新たな堆肥施設の確保に向け努力しているところであるが、一部の農家は高齢や後継者がいない等の理由で高価な施設投資に躊躇し、施設の整備が遅れている者がいる。そこで、畜産改善事業等により建設された堆肥施設などで、無農薬により当初の構成要素に欠損が生じ有効利用が図れない施設の活用を考えたが、当初の補助施設の利用計画と合致していないため、複雑な手続きを踏まなければ、施設の改修や目的外使用が出来ない状況となっており既存施設の有効利用が進展しない要因となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13号、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長に承認を受け、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3, 5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討された。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産省共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産省関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。
茨城県	いばらき常緑大地における大規模園芸産地の育成	1281	1281040	101120	野菜指定産地の指定基準のうち共販等率の算定方法の見直し	農産物は大規模な野菜産地が多数あるが、共販率が低く、野菜指定産地の指定を受けられない産地が多数ある。 平成14年度から、共販等率の算定に当たっては、共同出荷組織による出荷に加え、登録生産者の要件(1.9ha)を満たしている生産者の出荷を対象とすることになったが、当該対象野菜の作付面積がおおむね5ha以上に達している生産者により出荷される数量も合わせて7/3を超えていなければ指定を受けられるように要件を緩和する。	野菜指定産地に指定されることで、野菜価格安定制度が利用でき、農業者の経営安定につながる。	・県西地方は大規模な野菜産地が多数あるが、共販率が低く、既存の野菜指定産地についても指定の維持が難しくなっている。 ・共販等率の算定にあたっては、作付面積が5haに達している生産者を出荷も対象とするよう、要件を緩和し、野菜指定産地の維持を図る。	野菜生産出荷安定法施行規則第2条第1項、第6条	施行規則第2条第2項で、一定以上の規模を有する産地については、指定産地の指定要件の共販率を2分の1とする特例を認めているところである。	5		共販率の要件については、広範囲の市町村が一体となって大規模な野菜産地の育成を図る場合、現行の3分の2を2分の1に引き下げることが可能であること 農協等を単位とする共同計算方式により出荷される野菜のみを共販の対象としていたが、平成14年6月の法改正に伴い、同方式によらずに出荷する野菜も対象とすることが可能であること等の緩和措置を実施したきたところであり、これらの措置を活用することにより、提案に係る指定産地の維持が可能となる。	要件緩和できないか検討された。	5		当該提案に係る野菜指定産地については、農林水産省回答の緩和措置などを活用して野菜指定産地の維持を図る方向で提案者の茨城県と調整しているところである。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283010	101130	農業公園	農地法の権限に対する規制の緩和	・農業地区域への食品加工場、飲食店、特産物販売店等の農業関連施設の設置 ・農業生産法人以外の法人の農業参入	農地法には厳格な転用規制・賃借規制があるため	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項 農地法第2条第7項 農地法第3条第2項第2号の2	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。) 優良農地を確保するため、優良農地の転用については、地域の農業振興に資する施設や公共性の高い事業に限って転用を認めている。 また、法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	4,5		農業公園等の地域の農業の振興に資する施設については、現行制度で許可可能である。また、農業生産法人以外が農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能である。				農業公園等の地域の農業の振興に資する施設については、現行制度で許可可能である。また、農業生産法人以外が農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能である。
千葉県	「バイオマス立派ちば」の推進	1306	1306010	101140	バイオマス利活用フロンティア整備事業対象の民間事業者への拡充	「バイオマス利活用フロンティア整備事業」を利用できる事業者について、現在は都道府県、市町村、PFI事業者、第三セクターとなっているが、これを拡大し、農業協同組合やエネルギー利用を図らうとする事業者も含めることを提案する。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立派ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用事業者がバイオマス利活用フロンティア整備事業で現在認められている都道府県、市町村、PFI事業者、第三セクターだけでなく、農業協同組合やエネルギー利用を図らうとする事業者にも拡大することを促進することとする。 これにより、地域経済の活性化、雇用促進に加え、バイオマス関連技術の一層の進歩・発展を目指していくこととする。	「バイオマス利活用フロンティア整備事業」において主たる補助対象者とされている市町村は、合併問題のために新規事業を行い難いという問題があることに加え、現行制度では一般廃棄物の処理を行うが産業廃棄物については処理はなされていない、畜産廃棄物の処理を前向きでないという利点がある。さらに、16年度から可能になるPFI方式の実施にあたっては、議会の同意を得ることに時間を要するという問題点がある。 これに対し、「バイオマス・ニッポン総合戦略」の制定以降、「バイオマス関連事業に対する民間事業者の関心度は日増しに高まっており、民間事業者を本事業の補助対象者に組み入れることはバイオマス利用の推進のためには不可欠と考える。	バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)は、バイオマスの利活用をモデル的に推進していく事業であり、地域住民や農家と協働した社会的な取り組み体制をつくる必要性等から、当面、都道府県、市町村を事業主体として実施することとして平成15年度に制度化されたものである。	2		・先進的な取組みであるバイオマスの利活用についてはリスクの負担、リサイクルという公共的役割を果たす必要がある。 ・そのためには地方公共団体が関与する仕組みを確保しつつ、民間事業者や農業団体の資金、経営能力、技術的能力を活用し事業費の低減や技術的、経済的リスクの低減を期待できる形として、平成16年度から共同事業者、PFI事業者を事業主体として追加する予定である。					
千葉県	「バイオマス立派ちば」の推進	1306	1306020	101150	バイオマス関連補助制度の統合	バイオマス利用の一層の促進のために、バイオマス利活用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括し補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 例えば、メタン発酵施設を利用した産地直売所を建設する場合、バイオマス利活用フロンティア整備事業(農村振興)と農産物総合活用事業(経営)を併用しなければならないが、所管部局が異なる。 また、下水汚泥と食品廃棄物を併せてメタン発酵する場合は、前者が国土交通省、後者が農林水産省と分かれるため、個別の協議が必要となり、両者の承認がないと事業の実施が不可能になるばかりでなく、両者を調整する窓口も存在しない。	千葉県では、本県の持つポテンシャルを有効に活用し、バイオマス利用に関する先進的な取組を行なう「バイオマスタウン」の構築を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を発揮した「バイオマス立派ちば」を目指すこととしている。 そのために、バイオマス利活用事業者がバイオマス利活用に係る補助金を導入することについて、支援をすることとしている。また、これらの事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、バイオマス利活用に係る補助金について、省庁間、同一省庁の部局間にわたっているものにつき、一括して補助事業が利用できるよう、制度の統合を提案する。 これにより、手続き等の簡素化が進み、バイオマス関連事業の実施が一層促進されることとなる。	バイオマスは、その種類、利用技術、最終製品ともに多岐にわたるため、統合的に利用することが、その推進にあたっては不可欠であるが、補助制度を利用するためには事業計画を細分化して作成するなどの必要がある。 事業者としては、行う事業は一つという認識があり、補助制度の利用にあたっての効率性の向上を望む声が高い。 バイオマス事業の一体的かつ効率的な推進という見地からは改善を必要とする。	各都道府県、各省においてそれぞれ補助事業を実施	2,3		目的の異なる補助制度をすべて統合することは困難である。しかしながら、農林水産省におけるバイオマス関係のソフト事業、ハード事業については、それぞれ総合的な支援を目的とした、バイオマス利活用フロンティア推進事業、バイオマス利活用フロンティア整備事業が利用可能である。これに加え、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想(仮称)の実現に向け、関係府省が一体となった支援を試行的に開始する。	補助金統合についても提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	2,3		目的の異なる補助制度をすべて統合することは困難である。しかしながら、平成16年度においては、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想(仮称)について、関係府省が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドクォータなどにより情報提供する。	
山形県	山形いきいき圏産地創出構想	1386	1386030	101160	国庫補助事業の採択要件を緩和し、農業法人が新たな事業展開を図る場合なども採択できるようにすることにより、総合的なアグリビジネスへの発展を促進する。	国庫補助事業の採択要件を緩和し、農業法人が新たな事業展開を図る場合なども採択できるようにすることにより、総合的なアグリビジネスへの発展を促進する。	国庫補助事業の採択要件である受益農家3戸以上の要件を緩和し、農業法人が新たな事業展開を図る場合なども採択できるようにすることにより、総合的なアグリビジネスへの発展を促進することにより、農業分野で雇用の創出を図る。	農業生産部門の複合化や、加工販売部門を組み入れた多角的な経営など、意欲ある農業者の取り組みを支援し、総合的なアグリビジネス産業としての発展を促進することにより、農業分野で雇用の創出を図る。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)等	経営構造対策事業における株式会社等の法人の取扱いには、農業経営総合対策実施要領別表4において規定されている当該事業の事業実施主体である「農業者等の組織する団体」と認められる場合には、事業実施主体となることが可能である。 「農業者等の組織する団体」については、従来から「農家3戸以上で構成されている場合」であったが、当該農業者が全体の出資又は職員員数の過半数を占め、かつ、これらの者が団体の事業活動を実質的に支配すると認められるもの、という要件を満たす団体としているところである。(その他関係補助事業についても詳細は異なるがほぼ同様の取扱い。)	3,5		他産業からの新たな参入も含め法人等が農業関係の補助事業の事業実施主体となるためには、左記のような要件を満たすことが必要であり、当該法人の構成員等の状況次第で事業実施主体として認められる場合もあれば、認められない場合もある。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			他産業から参入する法人と農業を行う法人一般との取扱いには同様であり、補助事業の要件緩和は、困難である。 なお、構造改革特別区域の第4次募集においても同趣旨の提案がなされているところであるが、当省としては同様の回答を行っているところである。
熊本県	地域農林業再生構想(案)	2049	2049010	101170	農林水産省所管補助事業の要件緩和	中山間地域においては、農林水産省補助事業採択の要件「3戸要件」を認定農業者(法人を含む)に限り個人補助を認容するとともに、補助対象となる機械・施設を地域条件に合わせた提案方式とする。この一つとして、農業機械の購入時に併せての整理合理化適応適用を除外する。	生産条件が厳しいだけでなく、地域間の特異性が強い中山間地域において、それぞれの地域条件に適合した補助事業(例えばグレンタンク無しの自設型コンパインの事業対象容認等)を、地域農業の担い手である認定農業者(法人を含む)が実施する。	中山間地域で補助事業を実施しようとする場合、土地条件や人的条件(担い手が数少ない。)から、要領要綱で定められている事業主体や農業機械、施設の基準を満たす、必要な事業に取り組めない場合があり、採択要件を見直すことが必要である。	生産振興総合対策事業実施要領(平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知) 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について(昭和57年4月5日付け57農第2503号農林水産省構造改善局長、農畜園芸局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)	3		生産振興総合対策事業等の農業関係の補助金については、個人の自主・自立にゆだねるものは出来る限りゆだね、補助から融資等への切り替えを行う等の観点から、共同利用機械・施設に限り補助対象としている。 なお、農業用機械・施設の補助に当たっては、補助対象の重点化を図る観点からモデル性・新規性の高いものを対象としており、個別経営になじむ機械・施設については補助対象としていない。	要件緩和できないか検討したい。	3		農業用機械・施設の補助に当たっては、補助対象の重点化等の観点から共同利用機械・施設に限り補助対象としており、個別経営になじむ機械・施設に補助対象とすることは困難。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
熊根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化・農業種協働による生き生き農園プロジェクト	2130	2130040	101180	補助要件の緩和による施策の利便性の向上	国庫補助事業により建設した農村地域の振興に係る農業用施設の多用用途利用については、一定の要件の基でこれを認める。また、これに係る手続きについては、これを簡素化する。	社会経済情勢の変化等により低利用となっている農業用施設を、一定の要件の基で現行の地域のニーズに適合した形で他目的への使用を可能にすること。コストの削減。施設の有効利用。	過去に補助事業で取得した農業用施設の他用途利用は、原則認められていない。また、用途を拡大することにより、別途法令協議が生じる場合がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定目的の達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政同等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めず、農林水産共同利用施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。
熊本市	水前寺江津湖公園活性化構想	2139	2139040	101190	バイオマス資源利活用のための補助制度緩和	バイオマス資源利活用における補助要件の緩和。・水産等の水性植物をバイオマス資源として活用するため、産業物としてみていただけるよう利用条件の緩和など	1. 内容・動植物園内にバイオマス資源利活用施設の設置 2. 効果・環境循環型の仕組み(モデル)づくり。	バイオマス利活用施設の建設にあたって補助金を要件拡大を要望するもの。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱・同要領	5		・バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)は、地域におけるバイオマス利活用を推進するため、新技術等を活用したバイオマス利活用施設をモデル的に整備し、地域におけるバイオマス利活用のためのシステムを構築、環境と調和のとれた循環社会の構築を図るものである。	・生物由来の有機性資源であるバイオマスを地域で利活用し、施設の運営管理が適正に実施されることが見込まれ、地域の活性化等が図られるモデル的な取組については、本事業の補助対象と考えている。	要件緩和できないか検討されたい。	5		水草は、生物由来の有機性資源「バイオマス」であり、地域におけるバイオマスの利活用計画において、その利用を位置づけることにより、要望の趣旨は対応可能と考えられるが、個別内容を詳細に把握した上で対応する必要があることから、具体的な案件について担当部門と相談できたい。
岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	2163	2163090	101200	環境学習、識別マークの普及等によるグリーンバイオの啓蒙啓発	学校や生涯学習センター等での環境学習の推進、識別マークの普及拡大など、バイオマスプラスチック等の普及啓発や広報活動を推進する。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品の利用に係る国民の環境意識や消費意欲の向上を図り、同製品の利便性を拡大を図る。	環境学習等を通じたバイオマスプラスチック製品の利用に係る国民意識の高揚、同製品の利用に当たっての識別措置などは、市場創出において極めて重要であり、本支援措置により、これが推進される。		バイオマス利活用フロンティア推進事業の活用により、地域における普及啓発等の取組に対して支援が可能。	5		バイオマス利活用フロンティア推進事業の活用により、地域における普及啓発等の取組に対して支援が可能。		5		
岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	2163	2163100	101210	バイオマスプラスチックの食品容器等の再商品化義務の適用除外	元来カーボンニュートラルで地球環境に優しい植物由来のバイオマスプラスチック利用の食品容器等について、「容器包装に係る分別収集及び再商品化の促進等に関する法律」に基づく容器包装の再商品化義務を適用除外にする。	本支援措置により、生分解性等の性質故に比較的使用期間の短い製品利用に適した植物由来のバイオマスプラスチックの食品容器等への活用を、積極的に推進する	植物由来のバイオマスプラスチックは、石油由来の汎用プラスチックと違って、もともとカーボンニュートラルで地球環境に優しいもので、リサイクルを義務づけるまでの必要はなく、本支援措置により、石油由来の汎用プラスチックと比較して高いコストの縮減等も図られ、食品容器等へのバイオマスプラスチックの活用が大きく進展する。		6							
岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	2167	2167030	101220	各種生産機械・施設等の整備に係る補助基準の緩和	国庫補助事業の補助の対象は、「農業用機械施設補助の整理合理化通知」により、中山間地域等の経営規模に適した「中型の農業機械」や「果樹機」、「ハウス」は補助対象となっているが、条件不利地域における農業振興上、不可欠な施設であり、これを補助対象とすること。また、生産者組合対策事業について、採択基準のハードルが高く、地域の実情に応じた機動的、効果的な事業実施が困難であるので、基準を緩和するとともに弾力的な運用を行うこと。	地域に見合った中型の田植機やコンバイン等の導入による水田を中心とした果樹産出農産物の育成や、初期投資が大きく農家負担の大きいバイオネ等に対する果樹産出の助成による収益性の高い果樹農業の振興を図ることにより、魅力ある農業が展開され、中山間地域等における多様な農家の共存や地域農村社会の維持・活性化、就業などの雇用創出が期待できる。	中山間地域等の条件不利地域における果樹産出農産物や本県の特長を生かしたバイオネ等の収益性の高い果樹農業の推進を図る上で、果樹の制度では、中型農業機械や果樹機等が補助対象外であったり、採択要件等のハードルが高く、現実的に使いにくい制度となっているため、地域の実情に応じた機動的、効果的な事業実施ができるよう助成基準等の緩和が必要である。	生産振興総合対策事業実施要綱(平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知) 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について(昭和57年4月5日付け57農第2503号農林水産省構造改善局長、農産局長、畜産局長、食品流通局長、林野庁長官通知)	生産振興総合対策事業においては、事業の効率的な執行を図る観点から、作付面積等の要件を設定しているが、中山間地域等においては要件を一定程度緩和するなど、地域の実情に応じた事業実施が可能となるよう配慮している。また、補助対象の重点化を図る観点から、個別経営にじむ機械・施設については補助対象としていないものの、低コスト耐熱性ハウス等の共同利用施設については補助対象としたし、事業採択に当たっては、客観的な指標に基づいて事業要望地区を審査し、事業効果の高い地区から順に採択することとしている。	3.5		要件緩和できないか検討されたい。	3.5		農業用機械・施設の補助に当たっては、補助対象の重点化等の観点から共同利用機械・施設に限り補助対象としており、個別経営になじむ機械・施設を補助対象とすることは困難。なお、中山間地域等においては要件を一定程度緩和するなど、すでに地域の実情に応じた事業実施が可能となるよう措置している。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
ヤンマー株式会社	食品残渣地域リサイクルシステムの構築	3018	3018010	101230	【専ら再生利用の目的のため、「認定された食物残渣」の「無償引取り」は、都道府県の知事の許可を必要としないという解釈がなされたことにより、都道府県知事の許可を受けなく食品残渣のリサイクルシステムを稼働させることができる。	現行の廃棄物の処理及び清掃に関する法律の第14条第1項、4に産業廃棄物の収集運搬及び処分を要する物は無償とする都道府県の知事の許可を受けなければならないが、専ら再生利用の目的とする産業廃棄物の収集運搬及び処分は例外として「ここで、「認定された食物残渣」を「無償で」引取る。場合も例外とするような解釈がなされたこととみえる。	前置として、福岡地区を中心に下記内容にて九州全域を先行実施し、6年目以降に第3段階である全国展開をはかる。 第1段階：期間1～2年 小規模堆肥化センターを福岡圏に設け、スーパー等からの引き取り件数も20軒程度(主ごみ約20%/日)とする。有機肥料の品質管理や販売する先の農家を福岡圏内に限定し規模増大を促す。この段階では有機農家戸数は約70軒。また、排出元のスーパー等の有機農産物の販売先等も開拓する。 第2段階：期間3～5年 規模の増大をはかる。堆肥化センターは30%/日受入れ可能な規模にする。食物残渣処理量は150%/日に、約7500%/年の有機肥料を生産できる。また有機農産物を生産するグループ農家は約500軒になる。約500ヘクタールから産出される有機農産物を消費者に届ける流通網を確立する。第3段階：九州だけにとどまらず、全国各地に同方式のリサイクルシステムを稼働させる。	1. 当社として、「循環社会の形成によるゼロエミッション」を構築を目的として提案している。よって、下記内容が実現できる。 第2. 食品残渣地域リサイクルシステムの構築により、地域の農家の販売先の開拓や収入の増大に貢献でき、活力ある地域社会の確立に寄与できる。 第3. 食品残渣地域リサイクルシステムの構築により、地域から発生する食品残渣を持続的かつ完全な形でリサイクルできる。		6		廃棄物の処理及び清掃に関する法律に関する解釈を行う立場ではない		6			
山梨大学	環境と産業の共生による地域再生	3033	3033010	101240	農有林などの切捨て間伐として活用された材の自由な使用の許可	農有林の切捨て間伐材については、切り捨てられたものであるが現在の法律に従って自由に使用できるわけではない。電力会社の伐採後木も産業廃棄物として処理条件があり、本管の建設費についても扱える業者が限定されている。これらの個別の規制を本プロジェクトの総合的なバイオマス活用推進策において克服し、各種施設を本プロジェクトが稼働可能な形で集約すること、ならびに予算の集中により、プロジェクト実行の条件を確立することが必要である。	切り捨て間伐として山地に蓄積されたバイオマス資源をはじめ、運木、電力会社の送電線保護のために伐採された樹木、製材所のおが屑、端材など、さらに建築廃材として生み出される木材など、従来は産業廃棄物として処理されたバイオマス資源を、各種施設と統合して活用する方策を確立し、エネルギー資源もしくはマテリアル資源として有効活用することによる新産業の創出を実現し、雇用創出と地域再生を実現する。	現状では、本プロジェクトが対象とするバイオマスは、それぞれ異なる担当部署が管轄する規則や法律のもとで処理されている。本プロジェクトを促進するためには、関連する情報および規則、法律を集中し利便的な支援が必要となる。		木質バイオマスエネルギー利用促進事業においては、木質バイオマスエネルギーの供給施設や利用施設の整備等について支援している。	3,5		提案事項である「木質バイオマスエネルギーの供給施設や利用施設の整備等の支援」については、「地域再生構想の提案事項について」別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、木質バイオマスの取扱いについては、その処理に当たり、費用を受け取る場合は事業費として扱うため、産業廃棄物施設とする必要があるが、費用を払う場合は産業廃棄物処理施設としないで活用することが可能である。木質バイオマスエネルギーの活用については、本事業により、エネルギー源として有効活用する施設を整備することが可能である。	3,5	要件緩和できないか検討された。	提案事項である「木質バイオマスエネルギーの供給施設や利用施設の整備等の支援」については、「地域再生構想の提案事項について」別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、現行でも木質バイオマスエネルギーとして活用する施設を整備することは可能である。 (農有林の切捨て間伐材などを自由に利用できるかどうかは、県など所有者とよく相談していただきたい)	
グリーン伊万里市民協議会	環境保全創造事業伊万里『環の里』計画	3099	3099010	101250	食品リサイクル法における登録再生利用事業者の登録基準の改正		本プロジェクトでは、食品リサイクル法の趣旨に鑑み、飲食店組合・旅館組合の食品関連事業者の支援協力のもと生ごみ(食品残渣)、廃食油、その他の有機性廃棄物の分別収集を計画し、バイオマス(有機性廃棄物)の堆肥化・廃食油の燃料化を核とし、循環資源の再利用による、各事業の実践普及活動を行うものである。		登録には、施設の種類、規模が事業を効率的に実施するに足りるものとして、処理能力が1日当たり5t以上の基準が定められており、本市のような人口の少ないところにおいては、「5t」以上を確保することは、容易ではなく、同法の恩恵を受けることが出来ない状況であります。	6. 担当でない	6	法律の所管が環境省であるため					
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185090	101260	補助・起債制度の弾力的運用及び適用範囲の拡大並びに利便性向上	一般廃棄物処理施設の建設において、いわゆる「迷惑施設」として温水を利用した施設の出発点となるのが通例である。これに対応するため、従来補助や起債の対象外であったものを、必要性や効果等が客観的に認められる場合につき適用範囲を拡大する。また、他省庁の所管する補助を利用した施設を併設する場合においても、当該施設内若しくは合築の方法を許容すると同時に、補助金所管課及び担当窓口も一本化するなど、施策連携を強める。	ごみ処理の広域化に伴い、PF10の手法も視野に入れて一般廃棄物処理施設を建設することとしており、併せて廃棄物発電のほか、温浴施設や温水養殖施設の併設も検討している。これらの施設整備によって、公共部門におけるCO2の排出抑制はもたらさず、観光資源の豊富な周辺特性も相まって乗客効果が期待され、環境学習の面においても効果がある。また、新規養殖魚やアワビなどの安定生産と市場開拓が進み、漁家の所得が回復するなど基幹産業の一つである漁業が振興し、ひいては地域の活性化と雇用の拡大が図られる。	従来、適債事業や補助基準に制限があると同時に窓口が各都道府県に及ぶため、結果として個々の補助金や起債ごとに建物や構築物を分離するなど、複合的な施設の建設が難しく、行政コストの上昇も抱えていた。本提案により、国、地方、事業者の効率的な事務事業の執行と財源配分が進む。	6. 担当でない	6	廃掃法の所管は環境省であるため						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
福井県	森林造成・保育安定化構想	1090	1090010	101270	施業転換資金の適用要件緩和	農林漁業金融公庫の低利の借換資金である「施業転換資金」の適用要件の緩和 ・対象森林の林齢引下げ(ex.現在80年70年) ・借換入対象資金の拡大(造林資金(長伐特認資金))	施業転換資金の要件緩和により、林業会社の支出が削減され、森林の造成・保育の安定化が図られる。	林業会社の農林漁業金融公庫からの借入金を、低利な貸付金に借換えし、支出削減の促進を図る必要がある。	林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法 林業経営基盤の強化等の促進のための資金の融通等に関する暫定措置法施行令	平成3年度に施業転換資金を創設。	8	-	施業転換資金については、通常の森林施業を森林法に基づく森林計画制度に即して長伐期施業等に転換する場合に、既往の造林資金について償還期限の延長を図り、施業の転換を円滑に進めるための借換え資金である。 したがって、借受者の金利負担の軽減を目的として、森林計画制度において定められている長伐期施業の要件そのものを緩和することや施業転換を伴わない借換えに対応することは本資金制度の趣旨にそぐわないものであり、このような提案は本資金制度の趣旨を誤認しているものと考えられる。	提案の趣旨を踏まえて検討できない。	8	-	具体的事業の実施内容及び提案理由によれば、福井県が提案してきているものは、施業転換資金について、借受者の金利負担の軽減を目的として、森林計画制度において定められている長伐期施業の要件そのものを緩和し、施業転換を伴わない借換えを求めているものである。当該提案の趣旨は、検討要請の際に当省より本資金制度の趣旨にそぐわないものと回答しているのとおり、制度の趣旨を誤認しているものである。
石川町	未利活用農用地の再生計画	1111	1111010	101280	農業生産法人以外の法人に対する貸付制度の創出	新規就農者に対する貸付制度を農業生産法人以外の法人に対しても新規就農の観点から対応可能とする。(構造改革特区との併用)	農業生産法人以外の法人による新規就農の開拓	現在、町内法人においては、社会情勢、経済情勢により、業種転換や閉鎖を余儀なくされている状況が見受けられる。そうした中で、業種転換の一環として農業も新たな取り組みとして考慮することも必要である。そのためには貸付制度を創出することにより、新たな農業の方向性と、有効な農用地の利活用が図れる。	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条及び青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則第1条、第1条の2、農業近代化資金融通措置要綱第2の1、農業改良資金制度運用基本要綱第3の1	青年等の就業促進法は、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展することを目的として、新規就農希望者を貸付対象としている。 農業近代化資金及び農業改良資金の貸付対象者は、施策の集中化・重点化とその政策効果等を担保する観点から認定農業者等担い手を対象としているところである。したがって、新規に参入する法人についても農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより、現行制度での貸付は可能である。	8/5/5	-	青年等就業促進法は、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就業を促進することを目的として、新規就農希望者を貸付対象としている。 農業近代化資金及び農業改良資金の貸付対象者は、施策の集中化・重点化とその政策効果等を担保する観点から認定農業者等担い手を対象としているところである。したがって、新規に参入する法人についても農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより、現行制度での貸付は可能である。	提案は、構造改革特区により認定されるべき農業生産法人以外の法人による農地の貸付と併せ、当該法人に対する貸付制度を設けてほしいという内容であるが、この特区認定を受けた農業生産法人以外の法人に対して貸付が可能とならないか、検討されない。	-	-	青年等就業促進法は、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就業を促進することを目的として、新規就農希望者個人を貸付対象としている。 農業近代化資金及び農業改良資金の貸付対象者は、施策の集中化・重点化とその政策効果等を担保する観点から認定農業者等担い手を対象としているところである。したがって、新規に参入する法人についても農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより、現行制度での貸付は可能である。
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160090	101290	新規就農資金の認定を受けるための所得要件の徹底(施策利便の向上)	神奈川県が認定就農者の認定の最低要件として判断する就業時の所得目標金額は200万円となっているが、農業への多様な新規参入を促進するため、資金面からの支援を充実するに当たり、青年等の就業支援資金の貸付けを受けるための就業計画の認定について、初年度所得目標額を要件としない運用が図られるよう、施行規則に定める。	農業への多様な新規参入を促進するため、資金面からの支援を充実する。 ・構造改革特区制度による新規参入者支援 ・ヤングファーマーインキュベーター事業による新規参入者支援	農業への新規参入を促進するための一つの手段として、公的資金貸付制度の活用が重要であるが、就業計画の認定を受けるための初年度所得目標金額要件が一つのハードルとなっている。(農林水産省の調査では、新規就農者の1年目所得金額が3.2万円である。)	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第3条	都道府県知事が、当該都道府県における青年等の就業促進に関する方針を定める。	8	-	追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、新たに就業しようとする青年等にとって、農業が職業として魅力とやりがいのあるものになるように農業所得の目標水準を定めることとしているが、都道府県の実情に応じて設定することが適当と考えられる。(具体的な目標設定に当たっては、就業して何年目に達成すべき目標を併せて示しておくなど工夫することも必要。)	提案は、認定就農者の認定要件として、現在都道府県が認定するとされている就業初年度の所得目標金額について、設定しないようにしてほしいとの内容であり、この観点から、地域限定や条件付けなどにより実現できないか、検討されない。	-	-	追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、新たに就業しようとする青年等にとって、農業が職業として魅力とやりがいのあるものになるように農業所得の目標水準を定めることとしているが、都道府県の実情に応じて設定することが適当と考えられる。(具体的な目標設定に当たっては、就業して何年目に達成すべき目標を併せて示しておくなど工夫することも必要。)
福井県	うつくしま中山間地域農業・農村活性化構想	1198	1198010	101300	農業改良資金の融資対象メニュー拡大	農家経営の改善に有効な手段として活用されている農業改良資金のメニューに、アグリビジネス等(農家民宿等)への融資を新たに加える。	農家がアグリビジネスを始めるに際して、農家民宿等の整備に要する経費を融資対象に加えることにより、地域農業の振興と都市との交流の促進、さらには地域経済の活性化を図る。	アグリビジネスは農業の振興ばかりでなく、都市と農村の交流促進に有効な手段であるグリーンツーリズムの推進にもつながるものであり、制度金融の面からも支援する必要がある。	農業改良資金制度運用基本要綱第2の2	農業改良資金制度は、認定農業者等の担い手が創意工夫をこらした農業改良措置(新たな事業等へのチャレンジ)に取り組む場合に無利子の資金を貸し付けることにより農業者を資金面から支援する制度である。 農業改良措置は、新たな農業部門の経営の開始 新たな加工の事業の経営の開始 農畜産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 農畜産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 であり、都道府県知事が貸付資格の認定を行ったものとしている。	5	-	追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 ただし、アグリビジネスとして開始(いわゆる単純な旅館業を開始するのではない)し、農業改良措置として都道府県知事が認める限り当該事業は対象になる制度になっている。	提案の趣旨を踏まえて検討できない。	-	-	アグリビジネスとして開始(いわゆる単純な旅館業を開始するのではない)し、農業改良措置として都道府県知事が認める限り当該事業は対象になる制度になっている。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
千葉県	いずみグリーンビレッジ構想	1205	1205010	101310	補助金採択要件の緩和	直売施設等整備に関する補助金の採択要件緩和	ふれあい交流施設の整備(農産物直売施設、地域食料供給施設、軽食レストラン)	現制度は、農業振興において、専業農家に重点が置かれた制度であり、都市農業の発展すなわち兼業農家の育成により農業振興を図るには、補助金の採択要件が厳しく、活用しづらい状況にある。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)	経営構造対策事業は、担い手の育成を図ることを目的とする事業であり、以下の事項を事業計画の設定要件としている。 (1)次の全国共通目標を設定。認定農業者の育成、担い手への利用集積、遊休農地の解消。 (2)整備を予定している施設が目標達成に直結するものであること。	5		追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 ただし、経営構造対策事業については、兼業農家の育成を目的とする事業ではないが、担い手の育成をしていく場合にあっては、全国共通目標の1つについて、地域の実情に応じ、年間労働時間の短縮、年間所得の増加、生産コストの縮減、新規就農者の確保等を地域提案目標として設定することが可能。	提案の趣旨を踏まえて検討できない。		地域の実情に応じ、全国共通目標の1つに代えて地域の提案する目標の設定を可能としているところであり、活用につき検討されたい。	
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1212	1212030	101320	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業研修センターを公民館施設として利用拡大	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業研修センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業研修センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業研修センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3,5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1212	1212040	101330	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3,5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
会津本郷町	農村地域の再生構想	1219	1219010	101340	農業生産法人の事業要件の緩和	農地法の運用緩和：農業生産法人の事業要件である農地所有の有無や、原料の1/2自社生産の制限を取り払い地方公共団体が農業振興のための施策として出資した事業者についての農業生産法人の認定。	新たな「米政策改革大綱」に向けた農家の核をなす生産法人の立ち上げにより地方の農家のあるべき姿の実現。	農地法上では、農地の権利を取得出来る要件を定めているだけであるため、簡法により設立された法人がそれを満たせば農業生産法人となり得る。町の公社では今迄の制度の中で、自主流通米を使用しているため、事業要件に抵触する。この状態では別法人を設立し、原料米1/2以上生産もしくは委託生産可能になる迄、工場と統合できない。事業要件の緩和により早急に事業を進めたい。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	農地の権利取得が認められている農業生産法人は、その主たる事業が農業及び農業に関連する事業等ではなければならない。	8		農業生産法人の事業要件に関して、原料の2分の1が自社生産であること、農地の所有の有無といった制限はない。	提案は、地方公共団体が出資し、その主たる目的が農業振興にあると認められる事業者については、農地所有や、原料の1/2自社生産の事業要件を満たさなくとも農業生産法人とするものとの内容であるが、このことが実現できるのか回答されたい。			農業生産法人となる上で、原料の1/2自社生産という要件は設定されていない。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答					
敷川村	大豆の特産品開発と健康・長寿の村づくり	1224	1224010	101350	特産品開発事業	農林水産省補助事業「経営構造対策事業」のソフト事業の拡充	加工技術習得事業・専門的な知識・技術の習得のため、民間企業や研究機関に依頼し、担い手となる人材の育成を図る。 健康づくり事業 - 加工まで、住民との協働を基本に推進することにより、地域づくりへの意識の高揚(住民の選挙)、地域づくりの共有化が期待できる。 - 本村の高齢者疾病のおよそ60%を占めている循環器系疾患、筋骨系疾患、認知症系疾患、呼吸器系系等別に、大立は高い罹患率を有しており、加工品の普及と相まって、疾患量の増加が期待でき、健康の増進と医療費の削減が図れる。 市場調査事業 国民の消費傾向、関連商品の流通動向を把握することにより、商品開発並びに生産の安定が図られ、農地の有効活用と雇用の安定的な創出を促される。 農産物加工施設整備(焙煎、加工、冷蔵、貯蔵、包装用機械施設) - 選別、洗浄から仕込みまで機械化一貫作業により、均一、高品質製品の大量生産が可能。 - グリーンツーリズムの推進-加工体験の受け入れ - 資材会社の設立 - 官民共同出資の会社の設立により、住民との協働が広がり、地域の多様な課題の解決と地域資源の有効活用が可能になる。(一点突破全面展開の地域づくり) - 既存の観光施設なども運営対象にすることにより、グリーンツーリズムの推進、里山の魅力を活かした体験型環境教育の受け入れが拡充される。 - 意欲のある有能な職員の雇用が可能になるとともに、加工施設などでの作業従事者の雇用が広がる。	1.農林水産省-経営構造対策事業 農産物加工施設、産地形成促進施設、総合交流拠点施設等、ハード面の整備は充実しているが、担い手の育成、マーケティングリサーチなどのソフト事業が不十分。	農林水産省-経営構造対策事業の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)	経営構造対策推進事業(市町村推進事業)においては、地域の合意形成のためのソフト事業を実施。また経営構造対策事業のうち経営構造施設等整備附帯事業において調査活動や新技術等の技術習得活動等を実施。	経営構造対策推進事業(市町村推進事業)においては、地域の合意形成を図るための事業を実施することとされ、この中で、農畜産物加工施設等の整備のために必要な市場調査等のソフト事業の実施が可能。また、経営構造施設等整備附帯事業において加工技術の習得のための研修等の実施が可能。		5									
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1257	1257030	101360	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業研修センターを公民館施設として利用拡大	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業研修センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業研修センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	第2次農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業研修センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めず、農林水産関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。					
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1257	1257040	101370	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	新農業構造改善事業促進対策要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めず、農林水産関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。					
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271040	101380	村や株式会社・NPO等による農地取得と農業経営に係る許可要件の緩和	農地法の見直しが行われて農業生産法人の株式会社化が認められたが、それに係る手続き・許可要件を緩和する。	「道の駅ひらた」において、伝統技術を活用した地場産品の開発・販売や技術の伝承、農業や放牧き等を行うとともに、「あぶくま高原ファミリー牧場」では、畜舎や管理棟、物産販売(仮設テント等)を整備し、村民が有する酪農技術を活用した羊などの飼育と地場産品の開発・販売を行い、あわせて、それぞれの体験イベントを実施して、地域活性化や広域交流を促進するものである。また、柔軟な運営体制をとることによって安定した経営基盤を確立することができます。	農業生産法人の株式会社化が認められたが、それに係る手続きに手間を要し、また、その許可要件も厳しく、現下の様々な要望に応えるためには柔軟な運営体制が望ましいことから、さらに緩和していただきたい。	農地法第2条第7項、農地法第3条第1項及び第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3		農業生産法人制度及び農地の権利移動許可制度については、平成17年3月までに新しい食料・農業・農村基本計画を策定すべく、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、望ましい農業構造・土地利用の実現の観点から、制度全般に関わる問題として総合的に検討を加えていくこととしている。このため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	要望を実現することができないか再度検討されたい。			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
埼玉県	むさしの研究の郷構想	1315	1315010	101390	耐用年数未経過の補助施設の取壊し等について	構想区域内の県有地を活用し地域再生を促進する施設等を導入したいが、耐用年数未経過の補助施設があり当該施設の廃止・取壊しによる補助金返還が障害となり県有地の有効活用が進展しない。 については、構想区域内の県有地を活用し地域再生を促進するための施設や機能等を導入する場合には、県有地内の耐用年数未経過の補助施設の廃止・取壊し等について、他への建替え等、当該施設の機能を担保する措置がとられる場合には、補助金の返還を免除していただきたい。	構想区域内の農業大学校等の区域(約40ha)を地域再生のために有効に活用するために、農業大学校等の区域内に補助金を充当して建設された施設の用途を廃止、撤去し、地域再生に資する施設等を導入する。(具体的内容は検討中) 例示: 農業大学校本館 整備年度: 1965年度、耐用期間: 2015年(耐用年数50年) ただし、効率的な土地利用を行うことが目的であり農業大学校を廃止するものではないため、本館の区域内の移築或いは他へ移転することを想定する。	地域再生のため構想区域内の県有地の有効活用を図りたいが、県有地内の国庫補助施設の取壊し等が障害となる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることを鑑み、補助事業等により取得した施設を取り壊す場合、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して、施設の取り壊しを承認することとしている。なお、施設の残存期間分の補助金返還については、取り壊し費用を超える収入があった場合は、超過部分に対する国庫補助金相当額の返還が必要である。(ただし、他の施設で当該補助事業を継続し、当該施設を取り壊す場合、補助金返還は免除される。)ただし、詳細が不明なため、判断ができない。詳細な中身で相談されたい。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の利用目的に従った利用が困難になっている農林水産共同施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。
山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	1386	1386040	101400	農業生産法人要件の緩和	農業生産法人の要件の一部を緩和する(役員要件を「農業に常時従事する役員が1名以上」とすることにより、他産業からの農業参入を促進する。	農業生産法人の要件の一部を緩和する(役員要件を「農業に常時従事する役員が1名以上」とすることにより、他産業からの農業経営参入を促進する。	他産業からの農業参入を促進することにより、農業分野で雇用の創出を図る。	農地法第2条第7項、第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3		農業生産法人制度については、平成17年3月までに新しい食料・農業・農村基本計画を策定すべく、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、望ましい農地構造・土地利用の実現の観点から、制度全般に関わる問題として総合的に検討を加えていくこととしている。このため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	要望を実現することができないか再度検討されたい。			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。
山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	1386	1386090	101410	就業準備支援の拡充	就業形態の多様化に即した大学や農業法人等での受入研修制度を国庫補助の対象事業とする。	就業形態の多様化に即して、農業後継者への教育の他、就業のため実地技術を習得するための受入研修制度など、大学や農業法人等が連携して、準備期間から独立期まで一体となった支援を図る。	農業従事者の高齢化・農業就業人口の減少に対応して、農家子弟ばかりでなく、県内外から幅広く、新規就農者を確保・育成するための支援を充実することにより、農業分野で雇用の創出を図る。	農業経営総合対策実施要領	新規就農促進総合支援事業は、広く農業内・外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就業相談体制の整備、技術・経営研修の充実等に対し、助成を行っている。	3.5		新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業において、道府県農業大学校を活用し、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修を実施することのほか、先進経営体(農業法人、指導農業者)における実践研修(OJT)を実施している。 ただし、本事業は、新規就農者を確保するための実践的な技術の習得を目的としているため、農業に関する十分な指導経験を有していない大学や法人等は補助対象にすることができない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			新規就農・就業キャリア形成プログラム推進事業において、道府県農業大学校を活用し、技術の発展段階に応じた農業技術・経営研修を実施することのほか、先進経営体(農業法人、指導農業者)における実践研修(OJT)を実施している。 ただし、本事業は、新規就農者を確保するための実践的な技術の習得を目的としているため、農業に関する十分な指導経験を有していない大学や法人等は補助対象にすることができない。
山形県	山形いきいき園芸産地創出構想	1386	1386100	101420	就業支援制度融資の充実	就業支援資金を貸付している青年農業者等育成センターについても、他の制度資金と同様に、農業信用基金協会の債務保証制度の対象とする。	就業支援資金を貸付している青年農業者等育成センターについても、他の制度資金と同様に、農業信用基金協会の債務保証制度の対象とし、新規就農希望者の信用力を補完した円滑な融資制度を充実させる。	農業従事者の高齢化・農業就業人口の減少に対応して、農家子弟ばかりでなく、県内外から幅広く、新規就農者を確保・育成するための支援を充実することにより、農業分野で雇用の創出を図る。	農業信用保証保険法第2条及び第8条	青年農業者等育成センターから貸し付ける就業支援資金は農業信用保証制度の対象となっていない。	3		青年農業者等育成センターは、新規就農者を対象とした就業の際に必要な「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」等の課題についての相談活動と併せて貸付けを行っている。 就業支援資金(主に就業研修資金、就業準備資金)は、新規就農者の負担を少しでも軽減するために無利子で融通されるものであり、保証引受機関を活用することとなれば保証料が発生することから、就業希望者の経済状況、技術習得状況等の実態に応じた適切な貸付けを行う本センターについては、農業信用基金協会を利用した保証はそぐわないものと考えている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			青年農業者等育成センターは、新規就農者を対象とした就業の際に必要な「技術の習得」、「資金の手当」、「農地の確保」等の課題についての相談活動と併せて貸付けを行っている。 就業支援資金(主に就業研修資金、就業準備資金)は、新規就農者の負担を少しでも軽減するために無利子で融通されるものであり、保証引受機関を活用することとなれば保証料が発生することから、就業希望者の経済状況、技術習得状況等の実態に応じた適切な貸付けを行う本センターについては、農業信用基金協会を利用した保証はそぐわないものと考えている。
白根市	スローライフと地場産業と観光の融合による日本の正しいふるさとづくり	2010	2010020	101430	農地法3条申請の面積要件の緩和	農地法3条申請による賃貸借契約は40a以上の農地所有農家でなければならない。借り手については、かぼす植栽農地に限り10a以上の面積での賃借ができるよう規制の緩和を提案したい。	白根市民が、かぼす植栽農地を3条申請により借りる場合、農地を持たない者でも10a以上であれば賃借の契約を結べるようにしたい。ただし農地の管理については、指導等によりかぼす栽培が行われていくようチェックをしていく。これにより、カボス団地の再生、有効利用が図られ、収穫を増やすことができ、農業の活性化、農業従事者の増加につながっていく。	かぼす園地の荒廃をくい止めると共に、完熟かぼすの集荷を増やしていきたい。そのためには、カボス栽培への取り組みが推進できるように面積要件の緩和をお願いしたい。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときは、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが農業状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さな別段の面積を設定することができる。	4		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当提案は実現可能である。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
香川県	かがわ中山間地域活性化構想	2015	2015010	101440	農業改良資金の貸付要件の緩和	観光農園や農村レストランなど、新農業部門の経営拡大に取り組む農業生産法人等に対する農業改良資金の貸付要件の緩和	国の「農業改良資金制度運用基本要綱」において、農業改良措置として「新たな農業部門の経営の開始」が認められているが、農業生産法人等が新たに農村レストランを行う場合に、通常は原材料として当該農業生産法人が生産する農産物を2分の1以上使用することが要件であるが、例外的に特区内の農産物を利用する場合は貸付可能とする。	無利子資金である農業改良資金の貸付要件を緩和することにより、農業生産法人が農村レストランを開業する際に金融面で支援する。	農業改良資金制度は、認定農業者等の担い手が創設工夫をこらした農業改良措置(新たな事業等へのチャレンジ)に取り組む場合に無利子の資金を貸し付けることにより農業者を資金面から支援する制度である。 農業改良措置は、新たな農業部門の経営の開始 新たな加工の事業の経営の開始 農産物又はその加工品の新たな生産方式の導入 農産物又はその加工品の新たな販売方式の導入 であり、都道府県知事が貸付資格の認定を行ったものとしており、加工の事業又は加工品については「自ら生産した農産物を主原料とする」としており、1/2といった規定はない。	5	-	「主原料」の判断については、自ら生産した農産物の割合が過半に達していることが望ましいが、加工品の主要な原材料であり、その加工品の特徴を左右すると認められる場合には過半という基準が適用しづらい場合もあることから、数字としての割合を示さないのが実状に応じて判断してもらいたいと都道府県を指導しているところである。 なお、いわゆる食材提供や農作業・加工体験を伴う施設は本制度の趣旨に合致するところであり、都道府県知事が認める限り対象となりうる事業と考えている。	提案の趣旨を踏まえ、検討できないか。			いわゆる食材提供や農作業・加工体験を伴う施設は本制度の趣旨に合致するところであり、都道府県知事が認める限り対象となりうる事業と考えている。	
香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018010	101450	オーリーブ加工設備の整備をオーリーブ特区を活用した株式会社で行うための要件の緩和	農業経営総合対策事業(経営体質強化施設整備事業)の事業実施主体に「株式会社」を追加、但し利益が生じた場合は、相当額を返還	特区で認められた株式会社によるオーリーブ栽培を一層推進し、加工までを一貫して行なうため、株式会社、オーリーブ加工設備を整備するものである。	当該対象地域においては、人口の減少や高齢化が急速に進展し、地域経済の活性化を実現することが喫緊の課題となっている。 しかし、近年、食生活の多様化や健康志向など消費者ニーズの変化から「オーリーブ」に代表されるオーリーブ加工食品の需要が急増しており、当該地域の活性化に向け、特産品であるオーリーブ産物の高付加価値化が求められている。 そのため、小規模オーリーブ特区を活用し、株式会社によるオーリーブ栽培を一層推進し、加工までを一貫して行なう新ビジネスを創出する必要があり、要件の緩和が不可欠である。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)	3.5		構造改革特区の認定を受けて農業者等が行う法人一般の取扱いと同様であり、その構成員等の状況次第で事業実施主体として認められる場合もあれば、認められない場合もある。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			構造改革特区の認定を受けて農業者等が行う法人一般の取扱いと同様であり、その構成員等の状況次第で事業実施主体として認められる場合もあれば、認められない場合もある。	
熊本県	地域農林業再生構想(案)	2049	2049020	101460	補助金で建設した施設の目的外使用の容認	補助金で建設した施設のうち一定の期間を経過したものの目的外使用の容認	一定期間を過ぎ当初目的を果たさなくなった補助金で建設した施設等の目的外使用を認め、JA等による有効利用を図る。	JAの広域合併や社会情勢の変化等で当初目的を果たさなくなった補助金で建設した施設等があり、市町村やJA等が他の目的でその施設を利用したいと考えている場合、補助金の返還手続き等が大きな負担となり活用されない場合があるため、施設の有効利用を図る必要がある。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3.5		要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産業関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
三重県	地産地消による地域産業の活性化	2059	2059010	101470	既設農林水産業施設の弾力的運用	生産および加工を目的に国庫補助金で整備された農林水産業施設について、地域産業の振興を目的とする利用目的の変更、及び施設の更新については補助金の返還を免除すると共に、利用目的の変更は届出制とする。	より消費者ニーズにマッチングした農林水産物やその加工品を農家に提供するため、6次産業化・アグリビジネスや地産地消を進めるとともに、既存施設を弾力的に有効利用する。	一般に補助事業で整備した施設はその耐用年数から25-40年間は補助金等の適正化に関する法律により弾力的な運用は制限されている。しかし、変化が早い現代社会においては一つの施設を数十年にわたって使い続けることは現実的ではなく、多様化するニーズにも対応することができないため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保に供してはならない。	3.5		提案は財産処分の具体的な内容が不明であるが、補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産業関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
兵庫県	但馬の農村地域再生構想	2117	2117010	101480	農林業の担い手になる株式会社等を補助事業の実施主体として認定	農林業経営に係る通知を改正し、農林業の担い手となる株式会社を補助事業の実施主体とする。 有限会社(第3セクター)が農林業の担い手を支える場合、中小企業機械、ビニールハウス等の施設整備を補助対象とする。 社会福祉法人が農地取得又は農地により福祉施設整備を営む場合、補助事業の実施主体とする。	株式会社による農林業経営 有限会社(第3セクター)による農林業の担い手支援 社会福祉法人による福祉健康農園経営	現行では株式会社や社会福祉法人が遊休農地や遊休施設を有効して農業を営む場合等の要件は定められているが、補助事業の実施主体とならず、農林業への参入を促進することができない。そこで、農林業経営に係る通知を改正し、株式会社、有限会社(第3セクター)、社会福祉法人の特性を活かした農林業経営について、補助事業の実施主体とする必要がある。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知) 農業用機械施設の補助対象範囲の基準について(昭和57年4月5日付け57農第2503号農林水産省構造改善局長、林野庁長官外通知) 農地法第3条第2項第2号の2、農地法施行令第5号、農地法施行規則第3条の3第2項	経営構造対策事業における株式会社等の法人の取扱い、農業経営総合対策実施要領第4において規定されている当該事業の実施主体である「農業者等の組織する団体」と認められる場合には、事業実施主体となることが可能である。「農業者等の組織する団体」については、従来から「農業者3戸以上で構成されている場合」であり、当該農業者が全体の事業活動を実質的に支配すると認められるもの、という要件を満たす団体としているところである。「その他関係補助事業についても詳細は異なるがほぼ同様の取扱い。」 なお、農業生産法人以外の法人であっても、社会福祉法人については、社会福祉事業の運営に必要な施設の利用に供する場合には、農地の権利を取得することができる。	3.5/3.5		関係 株式会社や社会福祉法人が補助事業の実施主体となるためには、在在のような要件を満たすことが必要であり、当該法人の構成員等の状況次第で事業実施主体として認められる場合もあれば、認められない場合もある。 なお、農業生産法人以外の法人であっても、社会福祉法人については、社会福祉事業の運営に必要な施設の利用に供する場合には、農地の権利を取得することができる。 関係 農業用機械・施設の補助に当たっては、補助対象の重点化を図る観点からモデル性・新規性の高いものを対象としており、個別経営になじむ機械・施設については補助対象としていないところである。	要件緩和できないか検討されたい。			関係 株式会社や社会福祉法人と農業を行う法人一般と同様の取扱いであり、補助事業の要件緩和は、困難である。 なお、構造改革特区の第4次募集においても同趣旨の提案がなされているところであるが、当省としては同様の回答を行っているところである。 社会福祉法人の農地取得等については、前回答のとおり。 関係 農業用機械・施設の補助に当たっては、補助対象の重点化等の観点から共同利用機械・施設に限り補助対象としており、個別経営になじむ機械・施設を補助対象とすることは困難。
兵庫県	"ミルクアイランド" 淡路島の酪農生産構造改革構想	2118	2118010	101490	経営構造対策事業の採択要件の緩和等による広域的酪農の支援	農業経営構造対策に係る規定を改正し、淡路島の立地要件を勘案して、 現行では事業の採択エリアは島内から市町域であるが、島内で生産した生乳を島内で処理・加工・流通・販売する場合、市町域を超えた広域エリアも対象とする。 現在より50%アップとなっている認定農業者育成の目標設定を酪農家のみで精算できるようにする。 現在より10ポイントアップとなっている農地利用集積の目標設定は酪農家を対象とした事業には馴染まないもので除外する。若しくは、知事特認の採択要件の設定が可能となるようにする。	淡路島の酪農家及び生産者団体が自立した経営を行うために必要な生乳生産から処理、加工、流通、販売までを行う加工施設(生乳処理プラント)の整備 (施設概要 年間処理量約5万トン、総事業費約40億円、年間販売額約100億円、雇用人数約100人)	現行の経営構造対策事業の採択要件は、広域的な事業及び酪農家を対象とした事業の実施に適合していない。このため、現行の事業対象エリアは島内から市町域であるが、島内で生産した生乳を島内で処理・加工・流通・販売する場合、市町域を超えた広域エリアも対象とする。現在より50%アップとなっている認定農業者育成の目標設定を酪農家のみで精算できるようにする。現在より10ポイントアップとなっている農地利用集積の目標設定は酪農家を対象とした事業には馴染まないもので除外する。若しくは、知事特認の採択要件の設定が可能となるようにする。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)	経営構造対策事業の実施地域は、原則集落から大字の範囲とされているが、地域の実情を勘案し、この範囲を超えて実施することが適当と認められ、かつ、地域の合意が得られている場合には、広域の区域でも実施が可能。また、事業計画の認定要件として次の全国共通目標を設定。認定農業者の育成、担い手への利用集積、遊休農地の解消。	5/3/5		経営構造対策事業は、地域の実情を勘案し、広域でも実施が可能。 認定農業者の育成目標の設定については、地域内の認定農業者数の全てを対象としていることから、酪農家のみを対象として設定することは困難。 地域農業の構造改革を進めるための全国共通目標については、地域の実情に応じ、年間労働時間の短縮、年間所得の確保、生産コストの縮減、新規就農者の確保等の目標を全国共通目標の1つに代えることが可能である。	2についても提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3	2については、地域農業の構造改革を進めるために、地区全体の認定農業者の育成を目標としており、酪農家のみを対象とすることは困難。	
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153010	101500	地場食品製造業の出店に対する農業経営構造改善事業要件の緩和	本市の構想する地域再生拠点施設は、特産品マーケット、農水産加工室、伝統的工芸品である小代焼の展示・体験・販売、オーガニックレストラン、情報双方向施設、体験農園等を一体的に整備するものであり、主として農林水産後の農業経営総合対策事業の活用を考慮している。 提案としては、その中の特産品マーケット(事業メニューとしては産物処理施設)のコーナーに地元の農水産物の販売だけでなく、地元農水産物を原料にした特産品を販売する地元食品製造業者の出店を予定しているが、農業経営総合対策事業について(平成14.3.29日経営共同長通知)の中の別記1.経営構造対策事業の実施について(4)事業計画の認定要件のイの(ア)「整備を予定している機械及び施設等が標準値(全国目標は認定農業者の育成、担い手への農地の利用集積、及び遊休農地の解消)に直結しているものであること」の要件が地元食品製造業者の出店が合致しないという点で認められていないが、地域の担い手が作る地元農水産物の加工・販売という観点から、目標達成に貢献できるものと考え、地元食品製造業者の出店コーナーを設定することの要件の緩和を要請したい。	観光土産品や地元農水産物を販売する施設で、地域ブランド品である「荒尾製」や鮮度と低農薬の差別化農水産物、地元農水産物の加工品を地元業者が直接販売する直売施設である。 販売額7億7千万円、雇用18名(職員2名、パート16名)が見込まれる他、梨の新フードシステムの確立、土地利用率の向上、認定農業者の経営の安定・向上が期待される。	現在、国においても農政改革、地域再生に向けての多様な課題への取組を強化しているところであり、本市も農林水産業、商工業、観光が連携、融合、地域経済の活性化、雇用の確保による地域再生を目指している。今回提案の地元食品製造業者の出店は、地元で生産、加工、販売するフードシステム確立の一環であり、担い手農家の経営の安定、遊休農地の活用に大きく寄与する。 市は、本市の耕地利用率は100%に達せず、麦・大豆等の転作作目の作付率も低く、自己保全管理が主であるので、遊休農地を担い手に集積し、麦・大豆等を作付けしてもらい、それらを原料として地元食品製造業者が加工し、観光客向けの商品として開発し拠点施設で販売するシステムを作る事業であり、担い手への農地の集積を加速化できる。さらにはこのことにより消費者と農林水産業者、製造小売業との直接対話交流等により、商売力が高まり店内の賑わいもできる。また、食品製造業者が直接出店することで地元産物の再認識、消費動向の把握等により農水産物消費の拡大、販路拡大が見込まれる。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)	経営構造対策事業は、担い手の育成を図ることを目的とする事業であり、以下の事項を事業計画の認定要件としている。 (1)次の全国共通目標を設定。認定農業者の育成、担い手への利用集積、遊休農地の解消。 (2)整備を予定している施設が目標達成に直結するものであること。	3.5		経営構造対策事業により整備される施設について、地元の食品業者が出店するコーナーを設けることは、地域農業の構造改革に係る目標達成に直結しないので、困難であるが、施設の管理主体が地域農産物の販売のほかに、地元の加工食品等を取り扱うことは可能。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。		経営構造対策事業においては、地元の食品加工業者は地域農業の担い手となる者ではないので、地域農業の構造改革の数値目標の達成に直結しないことから困難。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153030	101510	農業経営構造改善事業要件の緩和	本市の構想する地域再生拠点施設は特産品マーケット、農水産加工業、伝統的工芸品である小規模の展示・体験・販売、オーガニックレストラン、増収双向施設、体験農園等を一体的に整備するものであり、主として農水産物の農業経営総合対策事業の活用を考えている。 提案としては、その中の小規模の展示・体験・販売コーナーの設置(メニューとしては総合交流拠点施設)を考えている。 認定(平成14.3.19経営局通知)の中 の別記1. 経営構造改善事業の実施について (4) 事業計画の認定要件の(ア)「整備を予定している機械及び施設等が目標達成(全国目標は認定農業者等の育成、担い手への農地の利用確保、及び遊休農地の解消)に直結しているもののみ」という制約があること、小規模のコーナーの設置は認められていないが、小規模拠点はその中で農山村地域に立地しており、また本地域は高齢化による耕作放棄地、遊休農地が甚しい地域でもあり、都市と農村との交流効果により伝統文化の伝承や高齢者、女性の遊休農地の活用等が期待でき、地域の活性化に貢献できるものと考えられるので、小規模のコーナーを設置することの特認を要請したい。	国指定の伝統工芸品である「小規模」の実演、体験、展示、販売のエリアで、小規模7層元の特徴ある作品を宣伝し、小規模の振興を図る。 販売額1,700万円、雇用2名(パート2名)の効果が見込まれる。	現在、国においても農政改革、地域再生に向けての多様な課題への取組が進化しているところであり、本市も農林水産業、商工業、観光が連携、融合、地域経済の活性化、雇用の確保による地域再生を目指している。今般提案の小規模の展示・体験・販売コーナーの設置は本市の農山村地域の活性化に大きく寄与するものである。なぜなら、小規模の拠点は本市農山村地域に立地し、先ごろ国の伝統的工芸品の指定を受けている。本コーナー設置は地域の伝統文化の伝承の拠点としての役割を担うとともに、工芸品のイメージアップ、小規模の普及啓発につながるものであり、ひとつの空間エリアを設置したい。また、海苔愛好者の交流人口の増加により、農水産物販売力が高まり、ひいては地域の担い手の経営の安定という結果効果も期待できる。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付13経営第6627号農林水産事務次官通知) やすらぎ空間整備事業実施要領(平成15年4月1日付14農振第2754号農村振興局長通知)	経営構造改善事業は、担い手の育成を図ることを目的とする事業であり、以下の事項を事業計画の認定要件としている。 (1) 次の全国共通目標を設定。 認定農業者の育成、担い手への利用集積、遊休農地の解消。 (2) 整備を予定している施設が目標達成に直結するものであること。 やすらぎ空間整備事業は、農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する。	3,5		経営構造改善事業で整備する総合交流拠点施設については、地域農業の担い手の育成・確保に資する施設であり、担い手への育成等の目標達成に直結しない伝統工芸品などの実演、体験、販売コーナーの設置は補助対象とならない。 なお、伝統工芸品の展示コーナー等の設置については、やすらぎ空間整備事業等、他事業の活用も検討していただきたい。	要件緩和できないか検討されたい。			伝統工芸品の実演、体験、販売コーナーの設置については、地域農業の担い手の育成等の目標達成に直結しないので、補助対象とならない。 他事業の活用を検討していただきたい。
岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	2167	2167050	101520	新規就農者及び雇用法人への支援	1 営農開始には多額の初期投資が必要となり、さらには経営安定には数年かかるため、円滑な就農に向けた研修費(月額15万円程度)支給に対して、農水産物の新規就農支援事業の補助対象とする。 2 従事者を雇用した事業主(農業も同様)へは、厚生労働省の育成基金(地域雇用開発促進助成金)があるが、零細な農業法人に対しては、天候の影響が大きい農業の特性性を考慮し、支給対象期間を現行の6ヶ月から12ヶ月に、また支給率を1/4から1/3に支給内容の拡充を図る。	1 岡山県では、毎年1000人の新規就農者の確保・育成をめざして、各地で就農相談を実施するとともに、就農希望者に対し先進的農家での研修を実施し、研修期間中は研修生に対し月額15万円を限額で支給しているが、国庫補助対象となることにより、より多くの研修生への支給が可能となる。 2 零細な農業法人に対しては、天候の影響が大きい農業の特性性を考慮し、支給内容の拡充が必要である。	1 営農開始には多額の初期投資が必要となり、さらには経営安定には数年かかるため、円滑な就農に向けた研修費(月額15万円程度)支給に対して、国庫による補助が必要である。 2 零細な農業法人に対しては、天候の影響が大きい農業の特性性を考慮し、支給内容の拡充が必要である。	新規就農促進総合支援事業は、広く農業内・外から新規就農者を確保するため、新規参入者等に対する就農相談体制の整備、技術・経営研修の充実等に対し、助成を行っている。	3		(1)についての回答) 追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。農業に就くための研修を受けている研修生個人に対して、研修費の交付を行うことは、他産業とのバランスから困難である。また、先進農家等での研修に必要な資金の手当てについては、就業支援資金(就業研修資金)で対応している。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。		(1)についての回答) 追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。農業に就くための研修を受けている研修生個人に対して、研修費の交付を行うことは、他産業とのバランスから困難である。また、先進農家等での研修に必要な資金の手当てについては、就業支援資金(就業研修資金)で対応している。		
三春町	農業・農村振興による地域再生	1100	1100020	101530	新規就農者への融資制度の充実	現在の新規就農者融資制度の枠を広げる。 また、新規就農者への所得保障制度を確立する。	新規就農者への融資及び新規就農者への所得保障を行い、参入を容易にする。	現在の制度では、融資条件、融資額が厳しく、実際に新規就農を希望しても金銭面で断念するケースがあることから、融資制度の充実及び所得保障制度の確立を提案する。	青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法第2条及び青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法施行規則第1条、第1条の2	青年等就業促進法は、将来効率的かつ安定的な農業経営の担い手に発展するような青年等の就業を促進することを目的として、新規就農希望者個人を貸付対象としている。	3		追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 [融資制度の枠の拡大について] 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法は、平成10年の法改正により、本法に基づく支援の対象者を、青年のみから青年以外の若で近代的な農業経営を担当するのふさわしい者(中高年齢者)まで拡大したところである。また、平成12年の法改正により、農業経営を開始するのに必要なハード資金を就業支援資金の貸付対象に追加し、青年等の就業促進を回している。 [所得補償制度の確立について] 所得補償制度やこれと同等の効果をもたらす就業支援資金に償還免除制度を設けることは、農業は本来的には経済活動であり、他産業とのバランスから農業だけを特別扱いすることへの理解が得られないこと 既存の奨学金制度で償還免除が認められているのは教師等の公的サービスに従事する者に限られていることから困難である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	2,3	[融資制度の枠の拡大について] 青年等の就業促進のための資金の貸付け等に関する特別措置法は、平成10年の法改正により、本法に基づく支援の対象者を、青年のみから青年以外の若で近代的な農業経営を担当するのふさわしい者(中高年齢者)まで拡大したところである。また、平成12年の法改正により、農業経営を開始するのに必要なハード資金を就業支援資金の貸付対象に追加し、青年等の就業促進を回している。 [所得補償制度の確立について] 所得補償制度やこれと同等の効果をもたらす就業支援資金に償還免除制度を設けることは、農業は本来的には経済活動であり、他産業とのバランスから農業だけを特別扱いすることへの理解が得られないこと 既存の奨学金制度で償還免除が認められているのは教師等の公的サービスに従事する者に限られていることから困難である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
島根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化-異業種協働による生き生き農園プロジェクト-	2130	2130010	101540	農用地等の取得手続きの簡素化と農地保有合理化事業の対象の拡大	市町村が農用地等を一時所有するために、農地保有合理化法人となる手続きを簡素化し都道府県知事による、基本構想の変更の同意及び農地保有合理化事業規程の承認を「届出」で足りるとする。また、市町村が所有している農用地等の譲渡先を広げる。具体的には、農業利用の場合は、規程で定めている基準面積を緩和し、農外利用の場合は、構想(地域再生計画)で位置づけられた事業実施者を加える。	市町村が農地保有合理化事業によりまとまった農用地等取得し、新たな農業生産団地を整備し、担い手農家以外も対象(農外企業、小規模営農希望者など)とした譲渡を行うこと。多様な担い手の農業参入促進、遊休農地の解消。住宅付き農園や新規就農者等の住宅、直売施設、交流施設用地としての活用を行うこと。都市農村交流の促進。	構想主体である市町村は、農業利用以外の土地の所有が出来ない。また、市町村が農地保有合理化法人になる場合、知事による基本構想の変更の同意及び農地保有合理化事業規定の承認が必要。農地保有合理化法人が譲渡できるのは、認定農業者等の中核的農業者が原則となっている。地方自治体は「公用公共用」に農地が所有できるが、収益を生じる農地利用は不可とされている。	農業経営基盤強化促進法第4条の2の1項 農業基盤強化促進法第6条、同法第7条 農地保有合理化事業実施要領(1)農地売買等事業	「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人が、農用地等を買入れ又は借り受けて、担い手農家に対して当該農用地等を売り渡し、交換又は貸し付ける事業であり、農外企業への譲渡は認めない。	4		農地保有合理化法人が保有する農地を農外企業に貸し付けることは、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現が可能。また、小規模営農希望者の農地取得については、構造改革特別区域制度において、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10㎡以上)が可能となり、農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)の特例を活用することにより実現が可能。なお、農地保有合理化法人は、農地について保有の合理化(担い手の経営規模の拡大、農地の集団化等)を図る目的で特例的に農地取得が認められているものであり、同法人から農外企業への譲渡を認めることは不適当。	提案者の要望は、市町村が農地保有合理化法人となる場合について基本構想の変更の同意及び農地保有合理化事業規程の承認を「届出」で足りるとする。また、市町村が所有している農用地等の譲渡先を広げる。具体的には、農業利用の場合は、規程で定めている基準面積を緩和し、農外利用の場合は、構想(地域再生計画)で位置づけられた事業実施者を加えることとする。	3		基本構想には農用地利用無償計画において定められる農用地等の権利移動に関する事項の基準を定めることとなるが、これによる権利移動については、農地法の権利移動の許可制等の規制が適用除外されることとなるので、当該事項を定めるに当たっては、農地法上の規制事項も法定委任事務として処理する都道府県知事の関与が必要である。したがって、基本構想の変更について「届出」で足りるとすることは、基本構想の内容的な適切性を確保できない。ひいては不届目的での農地取得等望ましくない事態が生じるおそれがあるため不適当。また、基本構想に定められた農地保有合理化法人は、農地について保有の合理化(担い手の経営規模の拡大、農地の集団化等)を図ることを目的に、特例的に農地取得が認められているものであり、農地保有合理化事業の適正な運営の担保と同法人に対して必要な監督を行う必要があることから市町村の同意及び都道府県知事の承認を行うものであり(届出)とする緩和は困難。併せて、売り渡し等相手取得後の経営実績が、基準面積以上という要件緩和及び同法人から農外企業への譲渡を認めることは、担い手の規模拡大を図るといふ同法の目的に反することから不適当。
	水利権調整による地域再生計画	1005	1005010	101550	合理的な水利権調整による農業用水の多目的用水への転用	現在、国営請戸川地区農業水利事業により、農林水産省が得ている水利権(慣行水利権及び許可水利権)について、地域(河川毎)の特性を反映させた水利権使用のルール化及び農業情勢(作付面積)にあった年毎の慣行水利権の明確化を図り、農業用水の転用の関係化を可能とする。	国の関与しない水利権調整委員会(仮称)の組織で水利権調整を行う。	現在、農業用水の慣行水利権に関する権限を農林水産省がもっているが、不明確な慣行水利権のもとに、農業用水の用途転用が困難となっている。そもそも、慣行水利権とは、その地域の慣習により取り決められる権利である。	河川法第23条(流水占用の許可) 河川法第87条(経過措置) 河川法施行法第20条(処分、手続きの経過措置)	水利権については、河川法第23条に基づき流水占用の許可が必要とされている。また、慣行水利権については、河川法第87条及び河川法施行法第20条に基づき、河川法第23条の許可を得たものと見なされている。なお、農林水産省が権限を有している慣行水利権はない。	5		土地改良事業の実施により水利権が変化する慣行水利権については、許可水利権への切り替を進める。また、地域農業及び河川の状況、農業者の意向等を踏まえた水利権の取得又は更新を通じて、地域の特性を反映した水利権のルール化と農業用水の適正な利用を進める。なお、請戸川地区については、農林水産省及び福島県が許可水利権を取得しており、現在、水利権の更新に向けた作業と、これ以外の施設の撤去に向けた関係者との調整を行っている。				
五霞町	複合型産業拠点形成プロジェクト	1028	1028010	101560	農地転用許可基準の緩和	【施策の利便性の向上】 第三種農地の立地基準のうち「おおむね300メートル以内に、高速道の出入口が存する。」との規定について、高速道路の出入口からの距離要件を地域の実情に応じて緩和するとともに、「出入口が存する」にインターチェンジ用地買収に着手するなどその整備が確実なものも含めることとする。	新4号国道と圏央道のクロスポイント周辺地区における商業・業務など複合型の産業立地を促進し、兼業農家を含めた地域住民の新たな雇用の場を創出し、地域経済の活性化を図る。	本町に設置が予定されている圏央道(仮称)五霞ICの出入口0300mの区域は、河川が中央を貫流していることや、ICと接続する新4号国道が高架であることなどから、一体的な土地利用やアクセス道路の設置が困難なため、距離要件の緩和が必要である。また、景気低迷の現下において、町の経済情勢の改善と新たな雇用の創出など、地域産業の活性化のため、ICの設置を見込んだ早期整備が必要である。	農地法第4条第1項 農地法第5条第1項	農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。(4haを超える農地の転用については、農林水産大臣の許可としている。)	8		農地転用を原則許可することとしている第3種農地は、市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内にある農地であり、インターチェンジの用地買収の開始によって、当該インターチェンジ建設予定地の周辺の農地が市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内になったとは言えないため。	提案は、「出入口が存する」にインターチェンジ用地買収に着手するなどその整備が確実なものについて、農地転用許可基準の緩和ができいかとの内容であり、地域限定や条件付けなどにより対応できないか、検討された。	8		インターチェンジ予定地の用地買収に着手したのみでは、その周辺地域の農地が「市街地の区域内又は市街地化の傾向が著しい区域内」の農地とはいえず第3種農地に該当しないが、けた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たせば、現行制度でもインターチェンジ予定地周辺での許可は可能である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
北竜町	「ひまわりのまち 北竜町」ブランド確立による地場農産物の生産地ブランド化	1034	1034020	101570	中山間地域総合整備事業の目的外使用	食農工房「バルム」でアグリビジネスの創造・展開の中で、農産物加工品の販売、高付農産物加工体験交流を実施し、アグリビジネスとして利益(ビジネス論)の追求を行いたいので、事業の目的外使用を提案いたします。	食農工房「バルム」は、中山間地域総合整備事業実施要綱に基づく道営事業で整備した交流施設で、営利活動を行ったり、施設内販売をすることは本事業にそぐわなく、加工益から得られる収入は本施設の維持管理を賄える程度に抑え、住民や都市住民との交流・体験施設であり、地場産品を加工・試食、PRの施設であります。しかし、食農工房「バルム」をひまわりの里の第2の入口と位置付けし、農家女性グループ「販売ネットワーク」が中心となってファーマーズマーケット、ファーマーズカフェテラス、ファーマーズファクトリーにおいて地場農産物の提供を行い、アグリビジネスをとおして生産地ブランド化をはかりたい。頑張る人を認められるように応援支援し、点から面(全体)へと展開したい。	食農工房「バルム」を活用して、まちづくりは儲けはならない(赤字でもいい)という発想から、農業を総合的に実施する中で収益を上げるビジネス論を追求する目的外使用を提案いたします。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条 中山間地域総合整備事業実施要綱・要領	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。なお、イベント等の際に臨時的に直売所を設置するなど、多目的利用に支障のない範囲での利用は可能である。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。
青梅市	圏央道青梅インターチェンジ周辺複合物流拠点整備構想	1037	1037010	101580	新たな農業生産の創出負担なく、計画区域を農業振興地域・農用地区域からの解除を可能とされたい。	農業振興地域の指定・変更は、都道府県が、市町村の意見を聴いて行う。また、市町村は、農用地区域以外に代替する土地がないこと、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たした場合には、都道府県知事の同意を得て、当該土地を農用地区域から除外するための市町村農業振興地域整備計画の変更を行うことができることとされている。本事業構想については、市町村独自の判断で、新たな農業生産の創出負担なく、計画区域を農業振興地域・農用地区域からの解除を可能とされたい。	首都圏中央連絡自動車道・青梅インターチェンジの北側隣地(今井4丁目)の約53ヘクタールの農地に、かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たした場合には、都道府県知事の同意を得て、当該土地を農用地区域から除外するための市町村農業振興地域整備計画の変更を行うことができるとされている。具体的には、トラクター・ミニマル、倉庫、卸売市場および商業施設などを誘導する。	農業振興地域の指定・変更は、都道府県が、市町村の意見を聴いて行う。また、市町村は、農用地区域以外に代替する土地がないこと、農用地区域内の土地の農業上の効率的かつ総合的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たした場合には、都道府県知事の同意を得て、当該土地を農用地区域から除外するための市町村農業振興地域整備計画の変更を行うことができるとされている。本事業構想については、市町村独自の判断で、新たな農業生産の創出負担なく、計画区域を農業振興地域・農用地区域からの解除を可能とされたい。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域内において設置可能な農業用施設は、畜舎、温室、農機具収納施設等の他、農家が設置する自己の生産物の加工施設、販売施設等であり、農業者の農業生産のために必要不可欠な施設である。	8		提案にある農業振興地域計画変更に際しての「新たな農業生産の創出負担」については、現行の農業振興地域制度の基準としては存在しない。本提案は複合機能型物流拠点を整備しようとするものであるが、大規模に市街化を図るのであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街化を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考えられ、この場合には、農業振興地域、農用地区域外の土地となる。また、設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、市街化調整区域であっても、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。				
石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	1056	1056020	101590	農業用区域における土地利用制限の緩和	河北潟干拓地の土地の流動化を円滑に進めるため、農業用区域内で設置可能な施設の範囲を拡大し、例えは、農作物の加工・販売施設等について、農業者が設置するもの生産する農産物の半分以上が当該市町村産のものでなければならないといった要件を緩和する。	農業用区域内で設置可能な施設の範囲を拡大すること、農業者が設置するもの生産する農産物の半分以上が当該市町村産のものでなければならないといった要件を緩和する。	河北潟干拓地の土地の流動化を円滑に進めるため、農業用区域内で設置可能な施設の範囲を拡大し、例えは、農作物の加工・販売施設等について、農業者が設置するもの生産する農産物の半分以上が当該市町村産のものでなければならないといった要件を緩和する。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	3.5		提案概要に係る施設の内容等が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。また、これにあたりない施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たした場合は、農用地区域からの除外が可能である。	要件緩和できないか検討されたい。	3.5		耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。これにあたりない施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがないこと等の要件を満たした場合は、農用地区域から除外が可能であり、施設の設置が可能である。	
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070100	101600	補助施設等の多目的利用の実現のための補助金適用化の特例	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の目的外使用(使途)を制限を地域再生に貢献すると判断される中山間地域活性化施設や農林漁業体験施設等に限り適用除外し、施設等を多目的に利用できることとする。	農林漁業体験施設や中山間地域活性化施設などの補助事業で建設した施設の利用方法を拡大し、地域再生構想に合致する利用形態(宿泊施設や飲食営業等)で活用することにより、都市農村交流の促進を中心とした地域再生を図る。	関係法令により目的外利用が規制され、地域資源(施設)の潜在機能が十分発揮されていない。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答		
安達町	開発による地域再生	1078	1078020	101610	農村地域工業導入促進法の指定を受けて整備した工業用地への宅地への転用	農村地域工業導入促進法に基づき整備された工業団地のうち売却が見込めない土地についての他の目的への転用することを認める。	団地内未売却地のうち既進出企業への影響がないと思われ一画の団地について宅地の造成・分譲を実施	農村地域工業導入促進法では団地の縮小の場合農振地域その他関係機関と協議のうえ変更計画を作成することとされているが、事務の迅速化をはかるためにも各種協議を不作為とした。	農村地域工業等導入促進法第5条、「農村地域工業等導入促進法の運用について」第4	縮小に係る土地が実施計画策定時に農地の転用について所要の調整を行ったものである場合、実施計画の変更を先立って、農地転用部局と協議を行っている。	2,3	V:通達 工業等導入地区については、用地の取得・造成に当たって農地の転用規制の緩和措置等が講じられているものがあるため、工業等導入地区内用地の宅地等用途への転用の際に行っている関係機関との協議を全て不要とすることは、農地法の適正な運用の確保の観点から困難であるが、団地の造成時期等地域の実情を十分勘案し、事務手続きの迅速化に努めるよう道県に対して通知を发出することを検討する。							
福井県	「福井型エコ・グリーンツーリズム」推進構想	1083	1083010	101620	国の補助事業で建設した施設の利用規制の緩和	中山間地域総合整備事業補助金、自然公園等整備費国庫補助金、観光レクリエーション地区施設整備費補助金で整備した施設についての地元特産物販売施設等への用途転用の容認および国庫補助金返還の免除	国庫補助を受けて整備した施設を地元特産物販売施設等へ用途転用することにより、エコ・グリーンツーリズムへの施設の有効利用を図り、本県への誘客促進など地域経済の活性化を図る。	国の補助事業で建設した施設については、法令等により目的以外の利用が規制されているが、この全国一律の規制が施設利用促進の障壁となっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条 中山間地域総合整備事業実施要綱・要領	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3,5	補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。なお、イベント等の際に臨時的に直売所を設置するなど、多目的利用に支障のない範囲での利用は可能である。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たさず場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。			
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098080	101630	山村における魅力的で豊かな住環境を実現するための優良田舎住宅建設促進法における緩和措置	日本やヨーロッパの歴史的な村々に多く見られる低層高密度居住を基本とした魅力的で豊かな住空間の創造を可能とするため、「優良田舎住宅の建設の促進に関する法律」で定められている住宅の規制を緩和する。具体的には、階数、敷地面積、建ぺい率、容積率についての規定を、市町村が個々に目ざす住空間の内容に応じて自ら設定できるようにする。	近年世界的に高い評価を得ている不動産開発手法であるアーバンヴィレッジの開発思想を取り入れた、低層高密度居住を基本とした魅力的で豊かな山村の住環境整備し、新規定住促進を促す。同時にこの整備過程において、特別豪雪地帯である本地域の機構に適した、地域の木材を豊富に取り入れ、ハイデザインで高機能な新しいタイプの住宅を開発し、地域外へと展開できる住宅産業を創出する。	現行の優良田舎住宅の建設促進に関する法律は、近年世界的にも評価されている低層高密度を基本としたコンパクトな住環境の整備は対象とされていない。地域によっては、このようなコンパクトな住環境の方が魅力的で高い価値を生み出す可能性もあるため、地域特性に合わせて適用条件を柔軟に変更できるようにすることが望まれる。	優良田舎住宅の建設の促進に関する法律、優良田舎住宅の建設の促進に関する法律施行令、優良田舎住宅の建設の促進に関する法律の施行について、優良田舎住宅の建設の促進に関する法律の運用について	良好な自然的環境を形成している地域に所在する一定の戸建住宅を「優良田舎住宅」と定義し、当該住宅の建設計画を市町村の認定にかからしめ、市町村と都道府県知事の事前協議等の制度的枠組みを設けたものであり、そもそも開発行為等を規制するものではない。									
三春町	農業・農村振興による地域再生	1100	1100030	101640	農振除外及び農地転用許可基準の緩和	農振除外及び農地転用の許可基準を、短期間に許可できるよう緩和する。	新規就農者の居住地について、農振農用地での転用を認め、新規就農のための住環境を整備する。	新規就農者の参入には良好な居住条件が必要であるが、農振除外及び農地転用許可に時間がかかりすぎ、現在の許可基準では対応が難しい。	農業振興地域の整備に関する法律第11条 農地法第5条	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は、変更案について公告・縦覧(30日間)及び異議申し出の受付(15日間)の後、都道府県知事に協議し同意を要する。 農地の転用については、原則として都道府県知事の許可としている。	3/5	農用地利用計画の公告・縦覧及び異議申出の受付は、農用地利用計画は開発行為の制限等の法的効果を持つこと、周辺の自然環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないよう変更案について関係権利者への周知をすることが必要であることから設けている最小限の手続きである。また、地域の農業者の参加を図る市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効果的な利用に支障が生じないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外及び農地転用許可が可能である。 農地の転用に当たっては、6週間の標準処理期間を設け、この期間内で処理することとしていることから、現行制度においても迅速化は図られている。	要望は手続きの簡素化をもとめるものであり、迅速に事務処理できるよう事務を簡素化する等工夫ができないか、検討されたい。	3 5		農用地利用計画の公告・縦覧及び異議申出等の手続きは、農用地利用計画は、開発行為の制限等の法的効果を持つことや、周辺の自然環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないよう変更案について関係権利者への周知を要するため必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。また、総合利改革会議の取りまとめにおいて、農地利用規制の運用の簡素化を求められており、この旨を尊重する旨で決定されているところである。なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前協議等に対応することとし、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう周知して前向きな対応を促しているところである。 農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準処理期間を設けてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。			

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想編號	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答		
綾瀬市	交流とにぎわいのあるまちづくり	1105	1105010	101650	農振農用地除外の規制緩和	地域再生構想に定める区域において、農業振興地域整備計画における農用地利用計画の変更にかかわる都道府県知事の同意を協議に変更する。	農業振興地域整備計画の見直し(当該地域を農用地から除外) 都市計画法に基づく市街化区域編入 農業振興地域の区域変更(当該地域の指定解除)	現在、中心市街地形成を進めている区域と都市計画道路を挟んだ西側は、農業振興地域(農用地)のため、沿道施設の設置が不可能である。加えて、大型商業施設の誘致を進めているセンター区も、同様に西側の整備を進めることができない状況にある。このため、農用地の除外について、神奈川県と協議しているもの、都市部に位置する農地でありながら、農用地確保の観点から、同意が得られない。したがって、農業振興地域における農用地利用計画に関する同意権限を協議に変更し、手続きの簡素化・容易化を図ることにより、地域再生の取組みとして、中心市街地形成に係る区域の農用地の除外を行い、中心市街地整備を進めたい。	農業振興地域の整備に関する法律第13条			農用地利用計画の変更は一方の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経路確保の要請等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の運用の厳格化を求めている。 なお、本提案は中心市街地の形成を進めようとするものであるが、大規模に市街化を進めるのであれば、農林漁業との調整を踏まえて計画的に市街化を図るべき市街化区域編入することが適当であると考えられ、この場合は、農業振興地域・農用地区域外となり、農地の転用も農業者会への届出で可能である。 また、提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、市街化調整区域であっても、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外も可能である。地域の農業の振興に資する市街地の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農用地利用計画の変更にかかわる知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく(農振整備計画全体の「課題を打ち出す」こと、地域特定等により知事との協議・同意を要することは困難である。 農用地利用計画の公告・届及び議決申出等の手続きは、農用地利用計画は、都府高の制等の法的な維持ことや、周辺の農業振興や農業振興施策の推進に支障がないように提案について関係権利者へ周知等を踏まえて、農用地利用計画の第3次答申においても、農用地利用規制の運用の厳格化を要するよう事務局を要する等工夫できないか、検討された。			農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく(農振整備計画全体の「課題を打ち出す」こと、地域特定等により知事との協議・同意を要することは困難である。 農用地利用計画の公告・届及び議決申出等の手続きは、農用地利用計画は、都府高の制等の法的な維持ことや、周辺の農業振興や農業振興施策の推進に支障がないように提案について関係権利者へ周知等を踏まえて、農用地利用計画の第3次答申においても、農用地利用規制の運用の厳格化を要するよう事務局を要する等工夫できないか、検討された。			農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく(農振整備計画全体の「課題を打ち出す」こと、地域特定等により知事との協議・同意を要することは困難である。 農用地利用計画の公告・届及び議決申出等の手続きは、農用地利用計画は、都府高の制等の法的な維持ことや、周辺の農業振興や農業振興施策の推進に支障がないように提案について関係権利者へ周知等を踏まえて、農用地利用計画の第3次答申においても、農用地利用規制の運用の厳格化を要するよう事務局を要する等工夫できないか、検討された。
石川町	里地里山再生計画	1112	1112030	101660	特定農山村地域の指定要件の緩和	新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施地域の要件として特定農山村地域における農林業等の活性化のための基礎整備の促進に関する法律による「特定農山村地域」がある。特定農山村地域の指定要件中の要件1「ア 割合1/20以上の面積が全体面積の50%を25%に、林野率75%を60%に緩和し、特定農山村地域の指定を受け、本町の大半の地域を新山村振興等農林漁業特別対策事業の対象地域とした。	新山村振興等農林漁業特別対策事業を活用し、荒廃した里地里山内の多様な植物の復生を畫かにするため、希少植物となった里地里山植物の繁殖のための種子生産や苗木生産事業を実施したい。この他、里地里山の自然、歴史、文化を活用し地域を再生する事業も展開したい。	荒廃した里地里山を活性化させるための総合的メニューを持つ補助事業等の導入を図りたい。また生産活動や観光事業による自立化と里地里山が持つ公共機能に着目した包括的な国家的直接支援を期待したい。	特定農山村地域における農林業等の活性化のための基礎整備の促進に関する法律施行令第1条第1項第1号イ 当該区域内にある田の面積のうち勾配が20分の1以上の土地にある田の面積の占める比率が100分の50以上であること、かつ、当該区域内にある雑地の面積のうち田の面積の占める比率が100分の33以上であること 農林業センサス規則(昭和44年農林省令第59号)に基づく林業調査(以下「林業調査」という。)の結果による平成2年における当該地域に係る林野率が100分の75以上であること	新山村振興等農林漁業特別対策事業の他、中山間地域等直接支払制度、特定農山村総合支援事業、中山間地域総合整備事業等が特定農山村地域を事業対象地域としている。			中山間地域対策は、特定農山村法、山村振興法などの法令により条件不利地域を定め、そこへ施策を集中させること、国土の均衡ある発展をめざすものであり、現在の特定農山村法の地域指定の基準については、山村振興法など条件不利地域を振興するの観点と整合を図って定められている。 平成15年4月1日現在で、特定農山村地域に指定されている市町村はすでに、715と全国の市町村の5.4%あり、指定要件を緩和するとすれば、対象地域の条件不利性が不明となり、中山間地域対策を講ずる意欲も薄れることから、指定要件の緩和には対応できない。 また、本提案は追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、新山村振興等農林漁業特別対策事業は、特定農山村法、山村振興法などの法令により定められた条件不利地域において実施されることが基本であるが、本事業により都市との交流を図るとする地域においては、事業実施地域外と連携して事業を実施することにより事業効果がより高い場合においては可能となっている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、			特定農山村地域の指定要件の緩和については、前回回答したとおり、他の制度と整合性を図って定められている対象地域の条件不利性の基準が不明確になることになり、対象地域の拡大は中山間地域対策を講ずる意欲を薄れさせることとなるため対応できない。 しかし、提案のあった石川町は、特定農山村地域の一部指定を受けており、新山村振興等農林漁業特別対策事業の効果が認められつつあるほか、産地により、特定農山村指定地域以外の地域に連携して事業を実施することによる事業効果がより高くなる場合においては、特定農山村指定地域外に施設を設置することも可能となっている。		
大平町	農業・商業・住居が融合するまちづくり	1115	1115010	101670	市街化調整区域における開発許可の緩和と農地転用許可の一元化	市街化調整区域内の開発許可を可とするに当たり、地方交付税や国庫補助金等の削減が現実のものとなりつつある中で、地域経済の活性化に資する、地域の振興に資するまちづくりの推進が求められ、市町村に委ねられていない。そこで、地域の再生を行うためには、市街化調整区域内の大規模商業施設等の開発許可が必要とされます。そこで、国庫法の4条第1項の道路や市街化区域が指定されている地域など一定の条件がクリアされた場合は当該地域の開発許可による規制緩和と策等が必要となります。	地方交付税や国庫補助金等の削減が現実のものとなりつつある中で、地域の振興に資するまちづくりの推進が求められ、市町村に委ねられていない。そこで、地域の再生を行うためには、市街化調整区域内の大規模商業施設等の開発許可が必要とされます。そこで、国庫法の4条第1項の道路や市街化区域が指定されている地域など一定の条件がクリアされた場合は当該地域の開発許可による規制緩和と策等が必要となります。	市街化調整区域内の開発許可については、都市計画法34条第4項で県の審査会の議を経て許可になる事項も含まれております。この法第34条10号(イ)及び同法施行令第31条では、当該の利用目的が定められているだけであり、そのほかで定めている開発審査会の設置基準では、非住居系とりわけ商業系の開発許可は難しくなっています。また当該区域内に4haを超える農地等が含まれる場合には、地方農政課農地転用担当課との調整が必要となることや農業振興地域の整備に関する法律第13条第2項の要件のクリアが必要とされることから規制緩和の調整が必要である。よって、開発許可、農地転用許可時の規制緩和及び手続き等の一元化を策案します。	農業振興地域整備に関する法律第13条 農地法第5条	農業振興地域整備に関する法律第13条 農地法第5条	市街化調整区域以外のものにするため農地を取得する場合に、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	農用地利用計画は、国民への食料の安定供給の基盤である優良農地を確保・保全するための基本的な土地利用計画であることから、変更にあたっては必要最小限の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の運用の厳格化を求めている。 なお、本提案は町独自の取組として市街化を図るものであるが、大規模に市街化を図るのであれば、計画的に市街化を図るべき市街化区域編入であることが適当であると考えられ、この場合は、農業振興地域・農用地区域外となり、農地の転用も農業者会への届出で可能である。 また、提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、市街化調整区域においても、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれがない等の要件を満たす場合には、農用地区域からの除外が可能であり、農地転用が可能である。地域の農業の振興に資する市街地の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれがないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。 農用地転用許可も可能であり、現行制度で提案の趣旨は実現できる。 なお、農業振興地域整備計画の変更・農地法の転用許可については、他法令の許認可の見込等を踏まえることと事務処理の円滑化を既に図っているところである。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農用地利用計画の変更にかかわる知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく(農振整備計画全体の「課題を打ち出す」こと、地域特定等により知事との協議・同意を要することは困難である。 農用地利用計画の公告・届及び議決申出等の手続きは、農用地利用計画は、都府高の制等の法的な維持ことや、周辺の農業振興や農業振興施策の推進に支障がないように提案について関係権利者へ周知等を踏まえて、農用地利用計画の第3次答申においても、農用地利用規制の運用の厳格化を要するよう事務局を要する等工夫できないか、検討された。			農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく(農振整備計画全体の「課題を打ち出す」こと、地域特定等により知事との協議・同意を要することは困難である。 農用地利用計画の公告・届及び議決申出等の手続きは、農用地利用計画は、都府高の制等の法的な維持ことや、周辺の農業振興や農業振興施策の推進に支障がないように提案について関係権利者へ周知等を踏まえて、農用地利用計画の第3次答申においても、農用地利用規制の運用の厳格化を要するよう事務局を要する等工夫できないか、検討された。			
	既存ダムの有効活用による地域再生計画	1123	1123010	101680	ダム用途変更の補助金返還の廃止	農業用及び工業用に建設されたダムを他用途(上水道及び工業用水)への変更を容易にする。	農業用のダムは、現在30%を超える転作が実施され、余剰水が予想される。この余剰水を上水道事業や工業用水事業に活用し、企業誘致等の地域経済の活性化に活用する。	現在、ダムの用途変更には多額の補助金返還が生じている。用途変更を容易にし既存ダムを有効に活用する。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各府省庁の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。			補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産部においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別に事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討された。			補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利施設については、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとし、農林水産省関係施設やそれ以外の公的施設への転用を認める。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	1129	1129030	101690	中山間地域等直接支払い制度の面積・傾斜要件の緩和	交付金の対象となる農用地は、1ha以上の面積を有する一団の農用地に限られており、また、傾斜勾配については、田1/2.0以上、畑1.5度以上等の要件があるが、それらの要件を緩和する。	面積及び傾斜要件を緩和することにより、交付対象集落が拡大され、現行では対象とならない小集落についても対象となる。農地の保全活動を通じて、公益的機能の維持、集落機能の確保、生産振興が図られる。	現行の要件では、対象とならない小集落も多く存在し、それらの農地の保全を図り、集落機能等の確保する必要がある。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2 中山間地域等直接支払交付金実施要領の運用第3の1	対象農用地は、1ha以上の面積を有する一団の農用地(1ha以上の団地又は営農上の一体性を有する複数の団地の合計面積が1ha以上のもの)であって、勾配が田で1/100以上、畑等で8度以上ある農用地等としているところ。	3.5		本提案は追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものとする。 なお、一団の農用地の要件を1ha以上としているのは、本制度の発足に際し、中立的な第三者機関における、「農業生産活動等を通じ多面的機能の確保を図るためには、一定の面的なまとまりのある農用地を対象とすることが適当であるが、戸数の少ない集落もあることから下限面積を1haとすることが適当ではないか」との検討結果を踏まえて定めたものであるが、中山間地域等の農用地の狭小・分散という実情を考慮して、隣接している農地であっても、営農上の一体性があれば複数の団地の合計面積で1ha以上確保されれば良いこととしているところである。 傾斜要件については、田と畑の営農形態の差等を踏まえ、特定農山村法の地域指定の基準に則し、一定区画以上のほ場整備の実施の可否や農業機械の利用効率等の農業生産条件の不利益を考慮して設定しているところであり、本制度がWTO農業協定における直接支払いに関する規定を満たすためにも、傾斜要件は、中立的かつ客観的な基準に照らして不利と認められるものとして設定する必要があり、傾斜要件の緩和は困難。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			小集落だからこそ、他の集落との連携等により、将来に向けた持続的な農業生産活動等を行うための基礎を構築する必要がある。 そのために、「営農上の一体性」の措置があるので、それを活用して対応したい。 また、傾斜要件は、畑については、「農業機械の利用効率」という客観的な基準に基づいたものであり、単なる要件緩和は国民の理解を得られないことをご理解願いたい。
山梨市	山梨市フィールドミュージアム構想	1141	1141010	101700	田園整備事業の対象とする地域の要件緩和	田園整備事業の対象とする地域「広域的な区域」を「単独の市町村」に要件緩和をする	山梨市フィールドミュージアム構想を実現するため、田園整備事業の補助事業により、事業推進を図る。	補助事業が広域を対象としており、単独での事業が採択条件に合致しないため、補助事業である田園整備事業の目的に合致している山梨市フィールドミュージアム構想の事業推進に支障がある状況である。そのため、補助要件の緩和がされれば、より一層の事業推進が図られる。また、民間による新しい産業が創造され、地域の活性化が図られる。	田園整備事業実施要綱・要領	提案事項については、現行制度で対応可能である	8		複数市町村での事業実施を要件とはしていない。				
高郷村	太古のロマンあふれる川と緑の里たかさと - 村はまるごと夢博物館 -	1150	1150020	101710	都市交流による受入れとさらには、温泉保養施設の施設拡充のため宿泊施設整備の支援措置	現制度の宿泊施設等補助事業は採択条件も厳しく、当時の保養施設整備時は建設が不可能であった。今回、施設利用者(村外)の中から宿泊施設整備の要望も高いうえ、誘客を期待し計画している。地域再生のため、地域の経済効果や雇用創出を図るねらいであり、従来のような投資の効果を達成するばかりの問題ではない。また、補助事業により建設した施設の目的外利用に対する規制(補助金適法化)の緩和も提案する。	都市交流の受け入れと温泉保養施設の利用者の宿泊を目的とする宿泊施設の建設を計画している。 建設場所 温泉保養施設敷地内 建築規模 2階建 1,000㎡ 客室10室 研修・ホール・食堂・厨房。	現補助制度採択要件に該当しなく、さらには財源不足により計画実施を断念していた。今回、補助と地方債の組み合わせの制度改正を提案し、念願の施設を整備したい。	1:補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、質し付け、又は担保してはならない。2:市町村が定める農業振興地域整備計画の変更に当たっては、優良農地の確保と周辺農地の営農環境及び農業公共投資の効用の確保の観点からこれに必要な要件を定めている。農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。 農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	1:補助金は国の歳入を抜き、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。 2:本提案は町独自の新しいまちづくりとして市街化を図るものであるが、大規模に市街化を図るのであれば、計画的に市街化を図るべき市街化区域に輸入することが適当であると考えられ、この場合には、農業振興地域・農用地区域外の土地となり、農地の転用は農業委員会への届出で可能である。 また、市街化調整区域においても、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たす場合には、農用地区域からの除外が可能であり、農地転用許可が可能な場合である。地域の農業の振興に関する市町村の計画において認められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、都市計画法の開発許可等の他法令の許認可の見込があること等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能であることから、現行制度で提案の趣旨は実現できる。 なお、農用地利用計画は、国民への食料の安定供給の基礎である優良農地を確保・保全するための基本的な土地利用計画であることから、変更にあたっては必要最小限のものである。また、当該計画の変更は市町村の事務であるが、当該計画の変更は一カ所の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要な農業振興地域整備計画全体について検討し判断する必要がある。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適法化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係補助施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。			
美瑛町	美瑛町農業農村地域再生構想	1181	1181040	101720	農業用ダムの多目的利用内容	土地改良事業により造成の農業用ダム施設及び用水の多目的利用、及び多目的利用に伴う水利権の適正化。	用水の利用が地域における農業関連産業の立地・起業によりインフラとして重要な役割を担うこととなり、地域経済・雇用に大きなメリットとなる。また、ダムはグリーンエネルギーといえる小水力発電が可能なものであり、有効活用により地域エネルギーの確保と新たな産業育成に資するものとなる。また、発生する余剰電力の売却益を地域農業振興に活用するシステムを構築。	水・エネルギーの確保により地域農業の多産産化推進及び地域に適した作物の研究・実証栽培と通じて力強い農業展開が見込まれる。	河川法第23条(流水占用の許可) 国有財産法 国有財産法 土地改良法 土地改良法施行令	水利権については、河川法第23条に基づき流水占用の許可が必要とされている。 国有財産法及び土地改良法に基づき、国有財産たる土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用又は収益させることができる。(管理委託財産については、農林水産大臣の承認が必要。)	3.5		国営造成施設を利用して、農業用水の目的以外の水を取水する場合は、農業用水の利用に支障を生じさせない範囲で、農業用水の水利権とは別に当該用水を使用する者が河川法第23条に基づいて水利権の許可申請を行うことを認めることは可能なため具体的な条件があれば聴き取りを行い対応する。 また、ダム等の土地改良施設の他目的利用等については、土地改良法第94条の4の2の規定に基づき対応可能である。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	3.5		「41欄」に回答したとおり、制度としては対応可能である。要望内容を実現するためには、河川法に基づく水利権を取得する必要がある。その前提として河川に取水可能な水がなければならぬ。また、農業用水の利用に対する影響の有無を確認する必要がある。これらの検討は、具体的な内容をもとに詳細に検討する必要がある。 このため、今後、具体的な要望内容を聞き取り、技術的な検討(取水可能量、水利権主体と他目的使用、冬期間の維持管理方法等の検討)を進めてまいりたい。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都府県からの回答
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1212	1212010	101730	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターを公民館施設として利用拡大	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村環境改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	農村環境改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定目的の達成のために交付しているものであることと鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1212	1212020	101740	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認めるよう検討する。	
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1212	1212050	101750	山村林業構造改善事業実施要綱に定める補助金で建設した林業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	山村林業構造改善事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない林業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の林業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	山村林業構造改善事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合には補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認めるよう検討する。	
会津坂下町	既存施設の有効活用によるグリーンツーリズム・環境教育の推進	1214	1214010	101760	農村総合モデル事業で整備した施設の目的外使用の容認	補助金の返還や起債の繰上げ償還などの免除や改造に要する経費の起算などの緩和策	農村環境改善センターに新たに宿泊機能をもたせ、有効活用を図る。	農村総合モデル事業補助金により整備した施設については、様々なニーズに対応した有効活用を図り、補助金の返還を不要とするため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定目的の達成のために交付しているものであることと鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1257	1257010	101810	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターを公民館施設として利用拡大	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農村環境改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	農村環境改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	農村総合整備モデル事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合は補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3,5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産業関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1257	1257020	101820	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない農業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の農業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	農業農村活性化農業構造改善促進対策要綱に定める補助金で建設した農業構造改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合は補助金の返還を不用とする。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3,5		農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産業関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認めるよう検討する。	
梁川町	農林業施設、公民館施設共同による地域再生計画	1257	1257050	101830	山村林業構造改善事業実施要綱に定める補助金で建設した林業構造改善センターを公民館施設として利用拡大	山村林業構造改善事業実施要綱に定める補助金で建設し、耐用年数の経過していない林業構造改善センターに公民館施設としての併設利用を認める。	既存の林業構造改善センター施設の一部を公民館施設としても利用できるようにする。	山村林業構造改善事業実施要綱に定める補助金で建設した農村環境改善センターについては、耐用年数の経過していない場合は転用できないこととされているが、公民館施設として併設利用する場合は補助金の返還を不用とする。	補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第4条、第13条、第14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはならない。補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第22条の「財産の処分」は、補助事業者等に対する規制であって、間接補助事業者等については規制の対象とされていないが、間接補助事業者等については規制の対象とされていないが、間接補助事業者等であっても同様に制限すべきであることから、同法施行令第4条に基づき、補助事業者等に対し、補助事業者等が間接補助事業者等と間接補助金等の交付決定を行う際に、第22条と同様の間接補助条件を付さなければならないという補助条件を附しているところである。なお、関係行政機関の連絡協議の場である補助金等適正化中央連絡会議においても、このような条件を付すべきこと決定し、昭和31年9月22日付け農計第2210号「補助条件の整備に関する暫定措置について」で通知されている。	3,5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付していることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産業関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
豊橋市	とよはし農業創造構想	1260	1260020	101840	土地改良事業計画設計基準の緩和	土地改良事業における非農用地の設置割合(現行30%以内)を緩和する。	総合的な農業農村づくりの観点から、農業振興のみの土地改良事業にとどまらず、都市と農村の交流に配慮した整備と効率的な維持管理ができる。また、非農用地利用形態の拡大化による収入を事業費に充てることにより、地元負担の軽減化が図られ、事業推進において、より地元の協力が得られることや総合的な農村づくりに効果がある。	土地改良事業を推進する上で、農家の負担が多すぎ、同意が得られない。また、本市農業はハウス栽培が主流のため、広大な土地は必要とせず、初期投資額の増大が農畜産業経営を圧迫している。	土地改良法の一部を改正する法律の施行について(昭和48年2月8日48補改第192号)	農用地の改良、保全等のため必要な限りにおいて、土地改良事業の施行地域内に非農用地を含めることができ、事業開始以降に新たに非農用地として必要になる土地も併せて非農用地区域として事業計画において設定することが可能であるが、非農用地区域の面積は事業施行地域の3割以内としている。	5		土地改良事業は、優良農用地を確保しつつ農用地の改良、保全等を目的とした制度として実施されていることから、非農農利用を目的とする非農用地については、事業目的に照らして、当該事業の施行地域の3割を超えて設定することはできないが、現行において、農地転用(土地改良事業の地区から除外)と組み合わせ、土地改良事業において非農用地区域を設定することにより、3割を超えた一団の非農用地を捻出することは可能。	提案者の要望は、土地改良事業における非農用地の設置割合(現行30%以内)を緩和するというものであり、その趣旨を踏まえ再検討されたい。		土地改良事業において、非農用地を地区に含めるに当たっては、農用地の改良・保全等の事業目的を達成する上で適切な位置にあり、妥当な規模である必要から3割を限度としているところである。土地改良事業の施行地域の3割を超えるような一団のままである非農用地を設定する必要があるときは、事業実施後に非農用地とする土地を地区除外し、先に事業において設定された非農用地区域があればこれと組み合わせ、農地転用を行うことにより、3割を超えた一団の非農用地の確保について早期の実現を図ることが現に可能となっている。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
飯館村	いいいたて農地転用構想	1264	1264010	101850	補助事業実施地区の用途変更の条件緩和	補助事業実施地区の用途変更の条件緩和と農振法、農地法の適用緩和	採草地、放牧地の林地化による国土の保全と自然環境の保護及び山林経営の創出	農業情勢が大きく変化し、開発した採草地、放牧地が利用できない状況になっており、そのまま放置すると国土の荒廃が進み農村景観が壊れる	農業振興地域の整備に関する法律第3条 農地法第4条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。採草放牧地を所有者が転用する場合には農地法の転用許可を要しない。	3,5		提案概要では事業者等の詳細は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能であり、林地化しようとする土地が農地法第2条の採草放牧地に該当し、その土地の所有者が山林等に転用する場合には転用許可を要しない。	要件緩和できないか検討された。	3,5		提案概要では事業者等の詳細は明らかでないが、集団的な優良農地を分析する等により周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外が可能であり、林地化しようとする土地が農地法第2条の採草放牧地に該当し、その土地の所有者が山林等に転用する場合には転用許可を要しない。
平田村	平田ICを活用した地域活性化・交流促進事業構想	1271	1271020	101860	農振農用地指定除外手続きの簡素化	「農業振興地域の整備に関する法律」に基づく農振農用地指定除外の手続きを簡素化する。	あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを活用し、国道49号沿いに「道の駅ひらた」を開設し、国道49号、ならびにあぶくま高原道路利用者や周辺市町村等に対して様々な情報提供やサービスを提供するとともに、平田村における新たな情報発信基地・地場産品開発販売拠点・広域交流拠点として整備するものです。 また、地場産品の開発・販売や情報発信等によって、村内の交流が促進され、村民にとっても来訪者にとっても生き甲斐や活力が醸成されるものです。	農振法によって農用地区域内における開発行為に制限があり、またその手続きに多大な時間と手間を要するが、「道の駅」整備のように所管官庁がはっきりしており、用途も明確なものについては、その手続きを簡素化していただきたい。	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画のうち農用地利用計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は、変更案について公告・縦覧(30日間)及び異議申出の受付(15日間)の後、都道府県知事に協議し同意を要する。	3		農用地利用計画の公告・縦覧及び異議申出の受付は、農用地利用計画は開発行為の制限等の法的効果を持つこと、周辺の農業環境や農業振興施策の推進等に支障がないようにするため変更案について関係権利者への周知をすることが必要であることから設けている最小限の手続きである。 なお、提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農用地利用計画にかかると許可権限等を市町村に委譲するといったものであるが、地域限定やその他の条件付けをしないことにより、対応することはできないか、検討された。 また、要請は手続きの簡素化を定めるものであり、迅速に事業地裡できるように事務を簡素化する等工夫ができないか、検討された。	3		農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものであり、また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみではなく、農振整備計画全体にわたって調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を阻止することは困難である。 農用地利用計画の公告・縦覧及び異議申出等の手続きは、農用地利用計画は、開発行為の制限等の法的効果を持つこと、周辺の農業環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないように変更案について関係権利者へ周知を要するなどの必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。 また、総合利改革会議の部庁調整においても、農地利用規制の運用の厳格化を求められており、この旨を尊重する旨協議決定されているところである。なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事務負担等に対応するとともに、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう働きかけて前向きな対応を図っているところである。	
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273020	101870	土地改良事業における創設非農用地の取得者及び用途範囲の拡大	土地改良事業における創設非農用地の取得者及び用途範囲を拡大する。(現行・取得者：営利を目的としない法人に限定 用途：共同減歩による非農用地は土地改良施設、農業経営合理化施設等に限定)	土地改良事業により創設した非農用地について民間事業者による交流施設等の立地を図り、水辺への誘導を図る。	水田等で囲まれた霞ヶ浦沿岸において、水辺に親しむ場づくりを進めるため、土地改良事業において創設される非農用地を有効に活用し、民間事業者等による、環境をテーマとした誘客性の高い交流拠点の立地を図る。	土地改良法第53条の3第2項 土地改良法施行令第48条の6	創設非農用地の取得者は、国、地方公共団体等の非営利法人が取得者として認められている。 共同減歩による創設非農用地の用途は、土地改良施設、農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設に限られているが、換地を受けない者の土地を原資とする創設非農用地については用途の制限はない。	5/3,5		スプロール的な土地開発を防止し優良農地を確保する観点から、農用地と非農用地間の土地利用の秩序化を図ることが必要であり、このため、創設非農用地は、国、地方公共団体等の非営利法人を取得者としているところであるが、土地改良事業計画の作成段階から創設非農用地の一時取得者となる土地改良区等の非営利法人と民間事業者が協議することにより、当該非営利法人が創設非農用地換地を取得後、即時に民間事業者へ譲り渡し、現行において対応可能。 共同減歩による創設非農用地は、地区内農地を原資に共同で負担する観点から、共同利用となる土地改良施設、農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設としているものであり、用途の範囲はそのような目的に限る必要があるが、換地を受けない者の土地を原資とする創設非農用地については用途の制限はない。	要望を実現することができないか再度検討された。			創設非農用地は、国、地方公共団体等の非営利法人を取得者として認めることであるが、「措置等の概要(対応策)」によって要望の実現は可能と考える。 共同減歩による創設非農用地は、共同利用となる土地改良施設、農業を営む者の生活上又は農業経営上必要な施設としているものであるが、「措置等の概要(対応策)」によって要望の実現は可能と考える。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
茨城県	カシマスポーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275070	101880	都市と農山漁村の共生及び対流の促進	・土地改良事業における創設非農用地の換地取得者の範囲を拡大する。(現行:営利を目的としない法人に限定) また、現在、土地改良事業における非農用地の同意取得率は100%の要件としているが、有資格者(農用地の所有者等)の場合と同様の3分の2以上に緩和する。	土地改良事業により創設した都市との共生・対流の促進に資する施設等の用地については、民間事業者による直接取得を可能とする。 また、土地改良事業の事業実施、土地集積が促進され、スポーツ用地の確保も容易となる。	対象地域は、昭和30年代に始まった鹿島臨海工業地帯の開発関連で、工業地帯のエリア外が山林も含んで非常に広範囲に土地改良事業計画地とされた。しかし、計画地内には、山林などの非農用地を多く含んでいることなどから進捗が進まない状況にある。したがって、時代の需要にあわせて計画を縮小した上で、必要な土地改良事業が円滑に進むよう土地改良事業実施の要件を緩和することが必要である。	土地改良法第5条第7項、第53条の3第2項、第53条の3の2第2項、土地改良法施行令第48条の6	創設非農用地の取得者は、国、地方公共団体等のほか、非営利法人としている。 区画整理のために施行地域に非農用地を含める必要がある場合には、当該非農用地に係る権利を有する者の全員の同意がなければならない。	5/3.5		スプロール的な土地開発を防止し優良農地を確保する観点から、農用地と非農用地間の土地利用の秩序化を図ることが必要であり、このため、創設非農用地は、国、地方公共団体等の非営利法人を取得者としているところであるが、土地改良事業計画の作成段階から創設非農用地の一時取得者となる土地改良区等の非営利法人と民間事業者が協議することにより、当該非営利法人が創設非農用地換地を取得後、即時に民間事業者へ譲り渡してあり、現行において対応可能。 事業施行後も非農用地とする土地を施行地域に含めるに当たっては、当該非農用地に係る権利者の全員の同意を求めるとしているが、計画縮小に伴い施行地域から除外される非農用地については、同意を求めるとはならない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			創設非農用地は、国、地方公共団体等の非営利法人を取得者としており、措置等の概要(対応策)によって要望の実現は可能と考える。 事業施行後も非農用地とする土地を施行地域に含めるに当たっては、当該土地に係る権利者の全員の同意を求めるとしているが、提案理由にあるように計画縮小に伴い施行地域から除外される非農用地については、除外されることによって土地改良事業の影響を受けることがなくなるので同意を求めるとはならない。
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277020	101890	地域交通アクセスの改善	・民間企業(企業、病院、ホテル等)が所有する遊休バス等の利活用による公共交通機能の充実 一般旅客自動車運送事業の免許要件の緩和、自家用自動車における有償運送の許可要件の緩和など ・自転車利用休憩施設の整備促進 市街地内と郊外部を結び自転車移動のネットワーク化を図るため、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法の規制緩和により、農道や隣接する農地に休憩施設や駐輪場の整備を可能にするとともに、公民館等既存施設の有効活用を図れるようにする。	・企業が所有する自社バスや遊休バス(白ナンバー)を活用し、民間主導で地方公共団体と有料バス事業を共同運営することにより、自社職員や訪問客等に加えて地域住民の移動手段として活用し、地域公共交通機関の拡充を図る。 ・既存の交通資源を民間の活力を活かしつつ最大限有効に活用するためには、現行法の規制緩和や弾力的な運用が必要となる。 ・郊外における農道やその隣接農地に、休憩施設やバス停隣接駐輪場等を整備する。 ・既存の施設(補助金等で整備した公民館や集会施設等)の一部を休憩施設として活用する。	・既存の交通資源を民間の活力を活かしつつ最大限有効に活用するためには、現行法の規制緩和や弾力的な運用が必要となる。	農業振興地域の整備に関する法律第3条、農地法第5条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。 農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	3.5		提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能である。	要望を実現することができないが再度検討された。	3.5		周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可が可能である。
茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	1280	1280030	101900	農用地区域内に設置できる農業用施設の範囲の拡大	・農用地区域内に農畜産物の加工施設、販売施設を設置する場合、その施設を設置管理する農業者自らが生産する農畜産物を一定の量又は金額を利用する必要がある。 ・周辺農家に栽培委託した農畜産物を加工・販売する場合は、この要件を緩和し、民間企業の参入も可能とする。	・温泉施設周辺に農産物直売所、加工所を併設するとともに、加工所内では、観光客がジャムやジュースづくりなどの体験ができる場として活用する。	・農用地区域内に農畜産物の加工施設、販売施設を設置する場合、その施設を設置管理する農業者自らが生産する農畜産物を一定の量又は金額を利用する必要があることから、民間企業等の参入することが難しいことから、周辺農家に栽培委託した農畜産物を加工・販売する場合は、当該要件を緩和する。	農業振興地域の整備に関する法律施行規則第1条	農用地区域内において設置可能な農業用施設は、畜舎、温室、農機具収納施設等の他、農家が設置する自己の生産物の加工施設、販売施設等であり、農業者の農業生産のために必要不可欠な施設である。	3.5		提案概要に係る施設の内容等が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。 また、これにあたる施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じおそれないこと等の要件を満たした場合は、農用地区域からの除外が可能である。	提案者の要望は農用地域内で建設できる施設の要件拡大であるが、これを実現することができないか再度検討されたい。	3.5		耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。 これにあたる施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれないこと等の要件を満たした場合は、農用地区域から除外が可能であり、施設の設置が可能である。
神奈川県	グリーンツーリズムによる水源地域の活性化構想	1283	1283020	101910	市民農園	・市民農園の開設主体の拡大 ・生産物の販売	・NPO法人や地元自治会等による開設	開設の主体が地方公共団体及び農業協同組合に限られているため	・構造改革特別区域法第31条 ・特定農地貸付法第2条第2項第2号 ・市民農園整備促進法第2条第2項第1号	・構造改革特別区域法により、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を実施 ・特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	4/2	-	・「市民農園の開設主体の拡大」については、平成15年4月から実施している構造改革特別区域法による地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置の活用により実現可能である。 ・「市民農園で生産された農作物の販売」については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特別区域基本計画の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解釈に関する通知を平成15年度中に発出することとしている。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311070	101920	・遊休農地活用による体験観光及び新規就農者の拡大・農業会社の設立	・遊休農地活用とグリーンツーリズム推進を目的とした体験農業は、都市と農村の交流人口を拡大するため、効果として重要であり、また、新規就農者の支援として事業体験的に実施することは、不安を取り除くためにも必要である。他にも、学校・法人等が農業に従事することも将来の農業を持続可能な方向と考える。そのため、農家でないものが農業するための各種規制の緩和をお願いしたい。	・体験のために都心部からの人々(退職者転職者・未就業者・児童生徒)のために遊休農地を開放する。 ・地元農業高校に開校し、農業の研究をより一層深め、新規作物の提案・農業による生計の確保など農村部ならではの文化を築く。 ・体験から就農へのプログラムの確立 ・法人による経営農業の拡大	・基幹産業である農業が衰退する中で、多くの遊休農地が荒れた状態に置かれている現状は、国土保全の観点からも問題である。この遊休農地活用及び、都市との交流人口・新規就農者の拡大のためには体験型農業の確立が必要と考える。また、地元農業高校の実践研究の場として提供することも将来の農業を考えた場合必要なことである。各種法人が農業経営することをも一つの方向と考える。これらのために、農家でないものが農業を営むための各種規制緩和をお願いしたい。	農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条 農地法第3条第1項 構造改革特別区域法第23条	農地を取得する場合には、下限面積要件を満たさなければならない。 法人が農地を取得する場合は、農業生産法人の要件を満たさなければならない。 農地を取得する場合には、農業委員会等の許可を受けなければならない。	4		退職者、転職者等のために下限面積要件を引き下げることについては、構造改革特区法による規制の特例として、10アールを限度として弾力的に引き下げることを可能とする緩和措置を講じているところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。また、農業生産法人以外の法人が農業経営を行うことについては、構造改革特区法による特例措置によって実現できる(構造改革特区法第23条)。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。			地域再生計画が認定された地域に集中して行われるかどうかは、地方公共団体自らの取組いかんであるが、地域での取組が円滑に進められるよう、必要に応じて助言・支援に努めて参りたい。
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311070	101920	・遊休農地活用による体験観光及び新規就農者の拡大・農業会社の設立	・遊休農地活用とグリーンツーリズム推進を目的とした体験農業は、都市と農村の交流人口を拡大するため、効果として重要であり、また、新規就農者の支援として事業体験的に実施することは、不安を取り除くためにも必要である。他にも、学校・法人等が農業に従事することも将来の農業を持続可能な方向と考える。そのため、農家でないものが農業するための各種規制の緩和をお願いしたい。	・体験のために都心部からの人々(退職者転職者・未就業者・児童生徒)のために遊休農地を開放する。 ・地元農業高校に開校し、農業の研究をより一層深め、新規作物の提案・農業による生計の確保など農村部ならではの文化を築く。 ・体験から就農へのプログラムの確立 ・法人による経営農業の拡大	・基幹産業である農業が衰退する中で、多くの遊休農地が荒れた状態に置かれている現状は、国土保全の観点からも問題である。この遊休農地活用及び、都市との交流人口・新規就農者の拡大のためには体験型農業の確立が必要と考える。また、地元農業高校の実践研究の場として提供することも将来の農業を考えた場合必要なことである。各種法人が農業経営することをも一つの方向と考える。これらのために、農家でないものが農業を営むための各種規制緩和をお願いしたい。	地方自治体、特定非営利活動法人、農林漁業、畜工業、教育等多様な関係者が参画して、地域の農林水産資源の再評価等を行うワークショップ活動等の自発的な取組により、都市住民を受け入れる地域連携システムを整備する。  特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	5		体験農業のプログラム作りについては、地域連携システム整備事業で対応可能  特定農地貸付法の活用により、農家でない者が非営利目的で農作物の栽培を行うことが可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。			施策の実施に当たっては、具体的な提案内容を詳細に把握した上で対応の必要があるが、今後、地域再生計画が認定された地域で事業が実施できるよう検討していきたい。	
浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	1363	1363020	101930	農林水産補助事業の「新山村振興等農林漁業特別対策事業」の事業主体の要件緩和	地域再生計画には、従来の行政主導から民間企業の経営ノウハウを活用することが最も効果的であると考えられることから、従来認められていない国庫補助事業の事業実施主体として、民間企業が出資する「地域振興法人」を認めて頂きたい。	地域再生計画「ふるさと産業おこし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設	地域再生計画には、従来の行政主導から民間企業の経営ノウハウを活用することが最も効果的であると考えられる。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領 別記第2事業種目別基準	本事業の事業主体：市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農業者の組織する団体、第三セクター等	3.5		本事業においては、農林漁業等の振興等が確実に見込まれるとの観点から、事業主体を市町村、農業協同組合、第三セクター及び農林漁業者の組織する団体等に限定している。そのため、民間企業が出資する法人を事業主体とすることはできない。しかしながら、民間企業が、市町村や農林漁業者の組織する団体等と連携して第三セクターを設立し又は出資することにより、本事業に参画することは可能である。	要件緩和できないか検討された。	2		平成16年度から、本事業の事業主体に、P.F法の手続きを経た民間事業者を追加する予定である。
浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	1363	1363030	101940	農林水産補助事業の「新山村振興等農林漁業特別対策事業」の事業費上限額の要件緩和	今回の地域再生計画に基づき計画している「ふるさと産業会館」の建設補助事業として新山村振興等農林漁業特別対策事業を考えているが、実地要領第9(助成等)の2の(1)で本事業の種類ごとの平均事業費が決められており、十分活用出来ない状況となっていることから、地域再生計画に限り平均事業費枠の撤廃をお願いしたい。	地域再生計画「ふるさと産業おこし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設	農村地域の再生を目指したプロジェクトには最適な補助事業といえるので、平均事業費の上限額の撤廃は是非お願いしたい。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領 第9助成等	3.5		本事業は、山村等中山間地域の振興を図るために実施している事業であり、限られた予算の中で着実な事業実施を図るために、平均事業費を定めている。そのため、平均事業費枠を撤廃することはできない。しかしながら、事業計画の樹立に際しては、地区ごとの事業規模や事業目的等を勘案しつつ事業内容を判断したうえで、事業費をそうした観点から適切と判断されるものについては、平均事業費を超えることは可能である。	要件緩和できないか検討された。			事業計画の樹立に際して、地区ごとの事業規模や事業目的等を勘案しつつ事業内容を判断したうえで、事業費について弾力的に運用することは可能である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想案番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
山形県	山形いきいき圏芸術地創出構想	1386	1386060	101950	農振地域整備計画の変更手続きの簡素化	市町村が行う農振除外等、農業振興地域整備計画の変更に対する県の同意を不要とする。	農地を活用した雇用創出を図るため、市町村が行う農振除外等、農業振興地域整備計画の変更に対する県の同意を不要とする。	事務処理期間の短縮、手続きの簡素化などが図られるほか、農地の状況や地域の実情に即して迅速に対応できることから、農地の有効活用が促進される。	農業振興地域整備に関する法律第13条	農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。	3		農用地利用計画の変更は一方の土地の除外についてのみ検討して行うものでなく経済事情の変動等による変更の必要性を農業振興地域整備計画全体について検討して判断するものであり、都道府県知事との同意を要する協議は、農業振興地域整備計画全体と優良農地の確保や都道府県の農業振興の方針との整合を図るための必要最小限の手続きである。総合規制改革会議の第3次答申においても農地転用規制の運用の厳格化を求められている。 なお、提案概要では設置しようとする施設の種類等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じない等の要件を満たせば農用地区域からの除外が可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外が可能である。		3	農用地利用計画は、食料安定供給基盤である優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議・同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策との整合を図るために必要不可欠なものである。また、提案の施設の立地による農用地利用計画の変更の妨げは、農振整備計画全体に於いて調整を行うものであることから、地域設定等により知事との協議・同意を要しないよう変更案について関係種別へ周知等を要するなどの必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。 また、総合規制改革会議の第3次答申においても、農地転用規制の運用の厳格化を求められており、この答申を尊重する旨協議決定されているところである。なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前相談等に対応するとともに、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう働きかけて助言するなど、迅速化に努めているところである。	
福崎町	大学と連携した地域再生事業	2003	2003010	101960	(事項名) J R福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	・地域再生構想等に基づく事業の実施のための交通結節点改善事業、まちづくり交付金等の優先的採択	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。 ・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJ R福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。	現在、福崎町内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJ R福崎駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少なく、そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在任し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病棟の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病棟の誘致が可能な条件整備を行いたい。	6.担当でない	6	交通結節点改善事業及びまちづくり交付金は国土交通省の所管であるため						
福崎町	大学と連携した地域再生事業	2003	2003020	101970	(事項名) J R福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	農振農用地の除外要件等の緩和 薬科大学周辺において、駐車場等を整備する場合、農用地の除外申請を行う必要がある。整備計画の策定は町長が行うが、変更には知事への協議と同意が必要である。町が地域活性化に必要と考える事業のための除外につき、「除外の4要件」の緩和とスルーズな知事の同意が図られるよう規制緩和をお願いしたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。 ・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJ R福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。	現在、福崎町内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJ R福崎駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少なく、そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在任し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病棟の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病棟の誘致が可能な条件整備を行いたい。	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第5条	市町村が定める農業振興地域整備計画の変更にあたっては、優良農地の確保と周辺農地の営農環境及び農業公共投資の効用の確保の観点からこれに必要な要件を定めている。農用地区域からの除外に当たっては、農業振興地域整備計画の変更が必要であり、その変更にあたっては市町村は都道府県知事に協議し、そのうち農用地利用計画については同意を要する。 農地を農地以外のものにするため、農地を取得する場合には、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	3.5	要望を実現することができないが再度検討された	3.5	本提案は駅周辺に商業施設等を整備しようとするものであるが、大規模に市街化を図るのではなく、計画的に市街化を図るべき市街化区域に導入することが適当であると考へられ、この場合には、農業振興地域、農用地区域外となり、農地の転用は農業委員会への届出が可能である。また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外が可能である。 また、提案概要では設置しようとする施設の種類等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないこと等の要件を満たせば、農用地区域からの除外が可能である。現行制度で提案の趣旨は実現できる。 なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事前相談等に対応するとともに、関係部局間の連絡調整を円滑に行うよう働きかけて助言するなど、迅速化に努めているところである。			
福崎町	大学と連携した地域再生事業	2003	2003040	101980	(事項名) J R福崎駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	・都市計画法の規制緩和 現在、市街化調整区域では大学の学生や関連施設等の建築は困難であるが、緩和を図りたい。 市街化区域の拡大についても、市街化区域、市街化調整区域にまたがる地区で区画整理を実施し、市街化区域に編入できるよう緩和願いたい。	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。 ・薬科大及び近畿福祉大学、県立福崎高校にも配慮したJ R福崎駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。	現在、福崎町内に学生向けマンションの供給が不足しており、またJ R福崎駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少なく、そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在任し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病棟の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病棟の誘致が可能な条件整備を行いたい。	6.担当でない	6	都市計画法に関する規制緩和は国土交通省の所管であるため						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
福岡県	大学と連携した地域再生事業	2003	2003050	101990	(事項名) J R 福岡駅周辺整備 (事項名) 薬科大学周辺整備	・県保健医療計画の基準病床数の緩和と地域医療の核となる大学附属病院誘致における、県保健医療計画の基準病床数の緩和を図りたい。(平成15年4月現在、中播磨圏域の基準病床数5187を実病床数が超過しており、新規の病院建築が困難な状況である)	・薬科大学の新設に伴う建築工事やその周辺整備及び開学後の学生の活発な消費活動やマンション需要の高まりなど、大きな経済効果が期待できる。 ・薬科大及び近畿福祉大学、県立福岡高校にも配慮した J R 福岡駅周辺整備(橋上駅整備、駅前広場整備、道路整備、区画整理事業)の実施により、商業が活性化され、新たな雇用創出効果が期待できる。	現在、福岡市内に学生向けマンションの供給が不足しており、また J R 福岡駅周辺に商業施設もないため、近畿福祉大学の学生は隣接する姫路市等から通学しており、薬科大学の新設により、学生数が倍増しても地元には経済的メリットが少ない。そのため、民間がマンションや店舗を建築可能なインフラ整備を行うことにより学生が在学し、経済の活性化や雇用創出につながる。また、薬科大学周辺においても、市街化調整区域の規制等により周辺整備が進まず、現状では将来計画されている大学附属病院の誘致を行うには不十分である。そのため、地域医療の核になる可能性のある病院の誘致が可能な条件整備を行いたい。	6. 担当でない	6	基準病床数に関する規制緩和は厚生労働省の所管であるため						
笠岡市	「べいふぁーむ笠岡、夢と希望のまちづくり構想	2021	2021010	102000	農用地区域内農地の多目的土地利用の規制緩和	農業振興地域内農地の用途変更及び除外には、岡山県知事の同意等が必要となるが、農用地区域内農地の除外なしに現状のまま、多目的土地利用の早期実現を図りたい。(支援措置対象地域約0.0ha)	農畜産物加工施設及び直売所を建設、新鮮で安全な干拓農産物を生産から加工、そして消費者へ直送する。信頼のある顔の見える農業を推進する。また、笠岡市の景観の美しい環境をショッピングモールを建設し、地元生産品消費を促進する。大規模な土地を有効に使い、農業者や高齢者でも利用しやすい(全館バリアフリー)のショッピングモールや北海道産品の景色を有する笠岡干拓地ならではの特色ある施設の建設をする。 都市圏農産物産出地域の交流拠点施設(アグリセンター)やログハウスつき市民農園を建設し、干拓地内農家(専門家)による農業指導や農業体験を通じて魅力ある農業を紹介する。また、スライスポーツ大会や四季折々の花を大規模な花畑により楽しんでいる既得のイベントをさらに発展させ、全県レベルの観光へとつなげる。干拓地のばらや牛乳をかんたん使えての入浴施設や、新鮮・安全な直産の農産物を使った飲食施設を建設し、都市住民の癒しの場として位置づける。 視察者・高齢者・学校等の施設を誘致し、体験福祉農園を設置して干拓農家の交流や乳牛とのふれあいの場をつくる。(クマライゼーション・ワークショップ)また、高齢者・障害者健康福祉プラザを建設し、農作業などを通じて機能回復訓練(生きがいづくり)活動を行う。ここことによって積極的な社会参加を促し、そのための社会環境づくりを整備展開できる。 若者が、自然を満喫しながら定住生活できるような農園付きの住宅を建設する。若者たちが、社会全体が関心のある施設打撃しようとして努力し、やる気を培える場とする。夢や希望のこもる、また夢の実現のための地域づくり、社会づくりの元気な担い手となるための定住宅整備をする。また農業への魅力回復もねらう。 これらの事業の実施によって地域経済の活性化、地元農業の振興、地元消費拡大、新規産業の創出、新規雇用の創出などが可能となる。	農畜産物加工施設及び直売所を建設、新鮮で安全な干拓農産物を生産から加工、そして消費者へ直送する。信頼のある顔の見える農業を推進する。また、笠岡市の景観の美しい環境をショッピングモールを建設し、地元生産品消費を促進する。大規模な土地を有効に使い、農業者や高齢者でも利用しやすい(全館バリアフリー)のショッピングモールや北海道産品の景色を有する笠岡干拓地ならではの特色ある施設の建設をする。 都市圏農産物産出地域の交流拠点施設(アグリセンター)やログハウスつき市民農園を建設し、干拓地内農家(専門家)による農業指導や農業体験を通じて魅力ある農業を紹介する。また、スライスポーツ大会や四季折々の花を大規模な花畑により楽しんでいる既得のイベントをさらに発展させ、全県レベルの観光へとつなげる。干拓地のばらや牛乳をかんたん使えての入浴施設や、新鮮・安全な直産の農産物を使った飲食施設を建設し、都市住民の癒しの場として位置づける。 視察者・高齢者・学校等の施設を誘致し、体験福祉農園を設置して干拓農家の交流や乳牛とのふれあいの場をつくる。(クマライゼーション・ワークショップ)また、高齢者・障害者健康福祉プラザを建設し、農作業などを通じて機能回復訓練(生きがいづくり)活動を行う。ここことによって積極的な社会参加を促し、そのための社会環境づくりを整備展開できる。 若者が、自然を満喫しながら定住生活できるような農園付きの住宅を建設する。若者たちが、社会全体が関心のある施設打撃しようとして努力し、やる気を培える場とする。夢や希望のこもる、また夢の実現のための地域づくり、社会づくりの元気な担い手となるための定住宅整備をする。また農業への魅力回復もねらう。 これらの事業の実施によって地域経済の活性化、地元農業の振興、地元消費拡大、新規産業の創出、新規雇用の創出などが可能となる。	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。	3.5	提案概要に係る施設の内容等が明らかでないが、耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。 また、これにあたる施設であっても市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと等の要件を満たした場合は、農用地区域からの除外が可能である。 なお、提案に係る大規模開発の詳細は不明であるが、住宅ゾーンや大規模ショッピングモールを含めて大規模に市街化を図るのであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街化を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考える。	提案者の要望は、農用地区域内農地の除外なしに現状のまま、多目的土地利用の早期実現を図りたい、というものであり、それも実現可能であると考える。	3.5	耕作又は養畜の業務に必要な農業用施設に該当する施設については、農用地区域内に設置可能である。 これにあたる施設については、農用地区域内に設置することはできないが、市町村が定める地域の農業の振興に関する計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を及ぼすおそれがない等の要件を満たした場合は、農用地区域からの除外が可能である。 なお、提案に係る大規模開発の詳細は不明であるが、住宅ゾーンや大規模ショッピングモールを含めて大規模に市街化を図るのであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街化を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考える。この場合には、農業振興地域・農用地区域外の土地となる。			
三重県	地産地消による地域産業の活性化	2059	2059020	102010	既設交流施設の弾力的運用	すでに整備された交流施設等において、季節変動や社会情勢の変動により一時的に遊休化している場合には地域振興の範囲内での柔軟な利用の道を開く。	季節利用されている加工施設等において、未利用時の直販施設など交流施設への活用する。 一時的に利用者が不足しているクライクガルトンにおける地域イベント開催時の都市住民のための宿泊施設への活用する。	既存施設の中には季節変動や社会情勢の変動により一時的に遊休化している施設があるため、地域振興の趣旨に添った範囲であれば有効利用されるべきであると考えられるため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5	補助金は国の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定目的の達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政同等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	5	ご提案の内容については、本来の利用が確保される範囲であれば対応可能である。		
佐賀県	佐賀県農山村地域再生構想	2095	2095010	102020	遊休補助施設の有効活用	遊休補助施設を目的外に使用する(そのための改築等を実施する)場合、補助金返還を免除する。	整備当初は、十分に活用されていた施設であっても後継者不足、高齢化等によりその機能を十分に活かしきれない施設をその本来遊休施設とするのではなく、農山村と都市住民の交流施設や農山村の文化等施設に転換する。(地域再生計画に掲げた施設のみ対象とする。)	地域再生のための交流施設等を整備する場合、特に中山間地域等においては適地が少ないこともあり、既に整備され、かつ、十分な活用が見込めない施設等の改築による対応を容易にすることで新たな土地の取得や施設の整備に要する経費の負担軽減になる。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けず、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5	補助金は国の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定目的の達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政同等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
佐賀県	佐賀県農山村地域再生構想	2095	2095020	102030	既整備箇所を農山村風景の原風景に戻す場合の補助金返還の免除	農地保全等を目的として、既に整備が終了しているものを景観を重視したものに自ら変更する場合に補助金の返還を免除する。	コンクリートブロック等により補強された畑田等を農山村景観を重視した石垣等に変更する場合、既整備分の補助金の返還を不要とする。	美しい農山村計画を復元するために整備を行う場合の補助金返還という経費と作業の負担が軽減される。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共的施設への転用を認める。	
兵庫県	市民農園開設による農地活性化構想	2113	2113020	102040	多様な運営主体による市民農園の開設を可能とする要件改善	運営主体が地方公共団体との協定締結のもと、農業者等の農地所有者と貸付契約を行って市民農園を開設することができるようにするため、特定農地貸付法等の要件を改善する。	遊休農地を活用した多様な運営主体による市民農園	現行では構造改革特区でNPO法人、株式会社等による市民農園の開設が認められているが、この開設方式では、対象となる農地が限定的であり、地方公共団体又は農協等との協定の締結、農業委員会の承認など手続きの煩雑さから、多様な運営主体の参入による広域的な事業展開ができない。そこで、特定農地貸付法等の要件を緩和し、農業者等の農地所有者との貸付契約で市民農園を開設できるようにする必要がある。	構造改革特別区域法第31条	構造改革特別区域法により、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を実施	4		「市民農園の開設主体の拡大」については、平成15年4月から実施している構造改革特別区域法による地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置の活用により実現可能である。	提案者の要望は、「現行では構造改革特区でNPO法人、株式会社等による市民農園の開設が認められているが、この開設方式では、対象となる農地が限定的であり、地方公共団体又は農協等との協定の締結、農業委員会の承認など手続きの煩雑さから、多様な運営主体の参入による広域的な事業展開ができない。」というものであり、その趣旨を踏まえ再度検討されたい。			特区による市民農園の区域は、特区法第31条において「現に耕作の目的に供されておらず、かつ、引き続き耕作の目的に供されない見込まれる農地その他の効率的な利用を促す必要がある農地が相当程度存在する区域」と規定されており、地域の実情を踏まえ地方公共団体が設定することとされている。また、施設に係る手続きについては、地方公共団体及び農協以外の者が市民農園を開設するに当たり、農地の適切な管理・運営及び周辺地域に支障を及ぼさないこと等を確保するためのものとして規定している。特定農地貸付等の農業委員会の承認は、市民農園の開設位置及び規模が適当かどうか、また、利用者の募集・運営及びその他の条件が適当かどうか、といったことを確認するためのものであること、ということから、どちらも市民農園を適正に運営していく上で必要な手続きである。
米原町	SILC(滋養総合物流センター)構想	2126	2126030	102050	補助金適正化法の要件緩和	SILC予定地は土地改良事業が行われた農地であり、事業完了から8年を経過していないため、目的外への用途変更として国や県へ補助金の返還が必要となる。この補助金返還を免除して頂きたい。	事業：SILC事業 効果：SILC事業着手が早まること。	土地改良事業を実施した農地といえども、環境変化に応じて目的外用途変更が認められなければ、弾力的な開発・地域再生ができないため。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係関連施設やそれ以外の公共的施設への転用を認める。	
福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132060	102060	農村地域工業等導入促進法に基づく工業等導入地区指定の緩和等	工業等導入地区の指定は法令等により、原則として1自治体に1箇所となっているが、この構想の分散型地域核(ほたる)に関しては同時に複数箇所の開発が想定される。この分散型地域核形成の推進を図るため、複数指定が可能となるよう提案する。	産業立地にインセンティブを与えるため、工業等導入地区を指定し、優遇措置を講じる。	現行の1自治体1箇所の指定を複数指定を可能とするよう農工法の指定の緩和を提案する。	農村地域工業等導入促進法第5条第1項	市町村等においては、地域の実情に応じ、複数の工業等導入地区を含む実施計画を策定している。	8		提案において根拠法令とされている農村地域工業等導入促進法第5条第1項は、一つの工業等導入地区に対して二つの実施計画を策定できないことを規定しているものに基づき、工業等導入地区の指定を1自治体1箇所に限定する趣旨ではない。なお、市町村が策定する実施計画の中に複数の工業等導入地区を設定することは現行制度の中で対応可能である。	要望内容は実現できるが、確認されたい。		市町村が策定する農村地域工業等導入実施計画において複数の工業等導入地区の設定を可能とすべきとの本要望内容については、現行制度の中で実現できるものと理解している。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132070	102070	農地転用等に係る協議期間の短縮などによる、手続きの迅速化	地域再生に係る新法などに位置づけられた構想(プロジェクト)については、農地転用等に係る一連の協議手続期間等に一定(約6ヶ月)の期限を設けるなどとして、その迅速化を図る。	本構想においては、糸島半島の豊かな自然環境との調和を図りつつ、新キャンパスを核とする新たな学術研究都市づくりを進め、産学連携の推進、新産業の創出に取り組むこととしており、そのために、「タウン・オン・キャンパス」や「分散型地域核(はたる)」の整備を進めることとしている。	構造改善局長通達により、標準処理期間が4週間と定められているものの、実際の処理期間は大変許可における事前協議等により長期化している。現在、新キャンパス周辺は市街化調整区域で、農用地区域等が大半であり、こうした周辺環境等との調和を図りつつ、開発需要等に応じた計画的かつ機動的な対応を可能にする必要がある。	農地法第4条・第5条、農業振興地域の整備に関する法律第1条・第13条	農地の転用については原則として都道府県知事の許可が必要である。	5		都道府県知事が許可申請書を受領してから許可までの期間については、農林水産大臣への協議を含め現在4週間とする標準処理期間が定められており、この期間内で処理することとしていることから、現行においても迅速化が図られている。また農用地利用計画に関する事務は市町村及び県の自治事務であり、公告・縦覧等の法定期間を除き、関係自治体で標準処理期間を定める等により迅速に処理することは可能である。	要望は手続きの簡素化をもとめるものであり、迅速に事務処理できるよう事務を簡素化する等工夫ができないが、検討されたい。		5	都道府県知事が農業委員会からの許可申請書の送付を受けてから許可までの期間については、農林水産大臣への協議を含め現在3週間とする標準処理期間が定められており、この期間内で処理することとしていることから、現行においても迅速化が図られている。また農用地利用計画に関する事務は市町村及び県の自治事務であり、公告・縦覧等の法定期間を除き、関係自治体で標準処理期間を定める等により迅速に処理することは可能である。
福岡県 福岡市 前原市 二丈町 志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132090	102080	農地等の権利移動制限の緩和	農地法における権利移動制限の内容を変更するもの。ほたる地域における使用貸借権及び賃借権については、面積制限を撤廃する。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に伴って、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるよう開発誘導すること」が定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核(はたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要な、産学連携を実現するための研究施設・ベンチャー企業、大学関係者が居住するゆとりある優良田舎住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。優良田舎住宅では、耕作放棄されている圃場等に定額地権を設定し、1戸当たり300坪程度の区画に住宅、畑、果樹園等を一体的に整備し、都市部では実現できない敷地規模に、農業従事者や豊かな自然に親しみながら生活を営むことができる新しいライフスタイルを提案するものである。使用貸借権及び賃借権に関する面積基準の撤廃により、農業サイドにおいては農地の維持が図られつつ耕作放棄地、耕作不進地の活用が図られるとともに都市サイドが求める質の高い豊かな優良田舎住宅の建設が促進されるものである。	優良田舎住宅は、農山村地域等において、多様な生活様式に対応した潤いのある豊かな生活を営むことができる住宅であるが、当該地域においては、周辺農地と隣接・一体的な立地が想定されることから、隣接農地の使用貸借権及び賃借権の面積制限がなくなることにより、農作業をとおした自然とのふれあいが実現できるため。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときは、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道 2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが営農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4,5		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当該提案は実現可能である。また、10a未満の農地を使用貸借及び賃借したいという場合には、特定農地貸付制度を御活用下さい。				
岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	2167	2167040	102090	新規就農者への住宅整備に対する助成	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の事業種目別基準のうち、助成対象施設等に「新規就農者向け住宅」を追加する。	市町村等が、新規就農者向けに貸し付ける住宅を整備する場合、その経費の一部を助成するよう、新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領の事業種目別基準のうち、助成対象施設等に「新規就農者向け住宅」を追加する。	条件不利地域は、農地周辺での住宅確保が困難なことなどから、新規就農の促進が阻害されている。本措置を講ずることにより、当該地域での新規就農が促進され、地域の活性化が図られる。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領別記第2事業種目別基準	本事業においては、新規就農者の育成のために、新規就農者技術習得管理施設を助成対象施設としている。	5		要件緩和できないか検討されたい。				本提案は、追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものとする。なお、本事業においては、新規就農者が技術習得をする期間であれば、居住できる施設を整備することは可能。
合資会社 地域社会貢献協会	坂本欄田「癒の里」づくりプロジェクト	3001	3001010	102100	坂本欄田「癒の里」づくりプロジェクト	新山村振興等農林漁業特別対策事業について(財)都市農山漁村交流活性化機構の事業しきみの事業実施主体についての採択範囲を地域の活性化に主体的に実践する企業、個人等にまで広げるべきである。	1、欄田ミュージアム 2、癒の里館 3、バザール広場(土産、地産) 4、耕雲軒月の里 5、病院でもない病院 6、自然体験施設	自然に育まれた人と自然共生 都市、山村との交流促進 自治、自立への地域活性化 伝統文化への継承 予防医学への連携の促進 未来への子供達の育成	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領別記第2事業種目別基準	本事業の事業主体：市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農業者の組織する団体、第三セクター等	3,5		本事業においては、農林漁業等の振興等が確実に見込まれるとの観点から、事業主体を市町村、農業協同組合、第三セクター及び農林漁業者の組織する団体等に限定している。そのため、企業、個人を事業主体とすることはできない。しかしながら、企業が、市町村や農林漁業者の組織する団体等と連携して第三セクターを設立し又は出資することにより、本事業に参画することは可能である。	要件緩和できないか検討されたい。	2		平成16年度から、本事業の事業主体に、PFI法の手続きを経た民間事業者を追加する予定である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
特定非営利活動法人北海道ツーリズム協会	グリーンツーリズムビジネス起業化支援:北海道ツーリズム大学事業	3006	3006010	102110	グリーンツーリズムビジネス育成事業にNPOを事業主体に加える	農水省農村振興局の「グリーンツーリズムビジネス育成事業」は全国事業に限られ、且つ、地域で実際に活動しているNPOが参加できない制度になっている。これを都道府県事業として実施可能にし、全道的レベルで活動している実績のあるNPOにも門戸を開くよう改善してほしい。	「グリーンツーリズム起業化支援:北海道ツーリズム大学事業」により地域(リ・ツーリズム学科、アグリビジネス学科、農と食学科の3つの学科でツーリズム大学を実施(年6回の講座を実施予定)、北海道ツーリズム大学は都市住民と提供する側である農家等と一緒に受講することにより、お互いの理解を深め確実にニーズを把握できるだけでなく、人的ネットワークができることにより起業の大きなきかけ作用となっている。また、北海道を3つのブロックに分け、地域の課題ごとに専門講座を実施し、起業化支援を行うとともに交流と集客のネットワーク化を図る。	グリーンツーリズム・ビジネス起業化支援事業は農水省(農村振興局)の事業メニューにあるが、事業主体区分が限定され民間NPO等が参加できない。実態を現場で把握し、且つ全道レベルで活動を展開している民間NPOがこの事業に参加することで、実際に取り組んでいる人たちが望んでいる研修会等の事業内容にしていくことができ、より効果的・実用内容にしていくことが可能となり、かつ地域の活性化、雇用拡大につながる。	グリーン・ツーリズムの推進による地域の活性化を図るため、交流・体験サービスのニーズに即した多様な展開と魅力向上のための調査検討、グリーン・ツーリズムビジネスの起業家や各種体験活動等の企画・立案・調整を行うコーディネーター、地域ぐるみのグリーン・ツーリズムを運営するマネージャー、地域を熟知する「農の達人」、「食の達人」等体験指導員の育成・確保する。	5	1	グリーン・ツーリズム起業家支援のための専門講座や交流と集客のためのネットワーク化については、グリーン・ツーリズムビジネス育成事業で対応可能なお、NPO法人についても、都道府県等が事業主体になることで、NPO法人が事業を実施することが可能					
株式会社イームズ開発研究所 江別市元野幌西部地区開発特別委員会	がんばろう!北の地域再生 複合型商業施設によるスピード雇用創出	3010	3010010	102120	農地転用に対する知事・農林水産大臣の迅速な指導・許可(または例外規定適用による許可・届出の不要化)	本プロジェクトの商業施設区域が、市街化調整区域内の「農用地(農林農用地)」であるため、農地転用(商業地または準工業地帯へ転用)に対して知事・農林水産大臣の指導・許可を積極的且つ迅速にいただきたい。手順は、農林水産大臣の指導により江別市に対して江別市都市計画の早急な変更申請を指導していただいた上で、農林水産大臣の許可を付与していただきたい。または、例外規定適用をするなどして、許可・届出の不要化を図るなどの措置をお願いしたい。	<商業施設構想概要> 予定される商圏の範囲 車で30分圏 商圏内人口 約20万世帯(50~70万人) 売上予測 250億円(年度) 予定される施設面積200,000~250,000㎡ 開発スケジュール 敷地決定後概ね2年以内 工事期間約10ヶ月 地元との関係 出店テナント(100店舗以上を想定)のうち、概ね1/3は地元出店を期待 雇用環境として全従業員数 1,500~2,000名を予定 内80~90%は地元から採用 行政への期待 都市計画における位置付け・許認可手続きにおける支援・道路を中心とする基盤施設の整備	【農地又は採草放牧地の権利移動の制限】(農地法第3条)、【農地の転用の制限】(農地法第4条)、【農地などの転用のための権利移動の制限】(農地法第5条)により、現況では困難。	農地法第4条・第5条、農業振興地域の整備に関する法律第13条	農地の転用については原則として都道府県知事の許可が必要である。農用地区域からの除外に当たっては、農振整備計画のうち農用地利用計画の変更が必要である。	6	6	都市計画に対する指導・助言については農林水産大臣の担当ではない。なお、提案概要では施設の位置等が不明であるが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域から除外は可能である。また、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがないこと、都市計画法の開発許可等他法令の許可の見込があること等所要の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、また農地転用許可が可能となる。	提案者の要望は、「農地転用(商業地または準工業地帯へ転用)に対して知事・農林水産大臣の指導・許可を積極的且つ迅速にいただきたい」というものであるが、それは可能となるのか確認された。	都市計画に対する指導・助言については農林水産大臣の担当ではない。なお、地域の農業の振興に関する地方公共団体の計画に位置付けられた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがないこと等所要の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、除外後、農地転用許可は6週間の標準処理期間内で処理が可能である。		
W・P・Aプロジェクト	APM&SRSCプロジェクト	3039	3039020	102130	市街化調整区域における大規模開発許可業務の簡素化と円滑化についての工夫	3つのプロジェクト許認可業務全体について施設の利便性を向上させる指導への期待	-高速道路PAの民話・オート(ワーモール、スーパーリジョナルSC)新経営体による農業モデルファーム(効果)3つのプロジェクトの相乗効果を具体化する。	許認可に係る手続き等の一元化・連携	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第5条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合には、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	3.5		提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがないこと、都市計画法の開発許可等他法令の許可の見込があること等所要の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能である。なお、農業振興地域整備計画の変更・農地法の転用許可については、他法令の許可の見込等を確認するなど事務処理の円滑化を既に図っているところである。	提案者の要望に沿って円滑に事務手続きが実施できるよう、検討された。	3.5	提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障を生じるおそれがないこと、都市計画法の開発許可等他法令の許可の見込があること等所要の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能である。なお、農業振興地域整備計画の変更・農地法の転用許可については、他法令の許可の見込等を確認するなど事務処理の円滑化を既に図っているところである。農地転用許可に係る事務については、現行の手続きは必要最小限のものであり、また、6週間の標準事務処理期間を定めてこの期間内での処理を行うこととしていることから、許可事務の迅速化は図られている。	
株式会社コイプラン	現代民家と結作業の現代哲学 スローライフ・結(ゆい)21	3046	3046010	102140	農地法の改正	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付賃貸集合住宅建設、全国集約管理・住替えシステム(ライフスタイル)の選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。	定期借地農地付賃貸集合住宅であります。入居者=生産者、地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデル構築できた時には、全国にこのシステムを広げてゆくとができます。	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付賃貸集合住宅建設、全国集約管理・住替えシステム(ライフスタイル)の選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。	農地法第4条・第5条 農地法第3条第1項及び第2項	農地の転用については原則として都道府県知事の許可が必要である。耕作目的での農地の権利移動については、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。	3.5	3.5	提案概要等では賃貸集合住宅の位置等が不明であるが、農業公共投資の行われた農地等優良農地以外の農地を転用する場合は、周辺農地への営農条件に支障が生じないよう適切な被害防除措置がとられているなど所要の要件を満たせば転用許可が可能である。また、賃貸集合住宅に付帯する農地部分については、農地を適正かつ効率的に耕作する者であれば、現に農業を営んでいない者であっても農地の権利取得が可能である。	要望を実現することができないが再度検討された。	3.5	提案に係る事業内容に不明なところが多いため、実現の可否について明言することはできないが、賃貸集合住宅に付帯する農地部分について、農地法第3条の要件を備えた、適正かつ効率的に耕作する者であれば、集合住宅の居住者が農地を賃借することも可能である。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
株式会社 ユイプラン	現代民家と結作業の現代哲学 ローライフ・結(ゆい)21	3046	3046010	102150	農地法の改正	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付貸貸集合住宅建設、全国集中管理・住替えシステム(ライフスタイルの選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。	定期借地農地付貸貸集合住宅であります。入居者=生産者。地方行政からの援助、農地法の緩和など、かなりの研究時期が必要であります。しかしながら、新ビジネスモデルが構築できた時には、全国にこのシステムを広げてゆくことができます。	「結プロジェクトマネジメント」では、農業を行いたい人の受け入れ態勢(インフラ)の整備をします。具体的事業内容として、農地付貸貸集合住宅建設、全国集中管理・住替えシステム(ライフスタイルの選択の自由)、農家の方の敷地利用・農地転用(食と農のオアシス創造特区利用)等があります。	農地法第3条第1項及び第2項	耕作目的での農地の権利移動については、農業委員会又は都道府県知事の許可を受けなければならない。	5		農地を適正かつ効率的に耕作する者であれば、現に農業を営んでいない者であっても農地の権利取得が可能である。	要望内容は実現できるが、確認されたい。			提案に係る事業内容に不明なところが多いため、実現の可否について明言することはできないが、賃貸集合住宅に付帯する農地部分について、農地法第3条の要件を備えた、適正かつ効率的に耕作する者であれば、集合住宅の居住者が農地を賃借することも可能である。
月舘町	都市や地域間交流による地域再生計画	1080	1080010	102160	施策・補助金の活用、利便性の向上	全国一律基準の施設基準の緩和、各種施策の集中・連携。	交流体験施設の建設。野菜直売所の充実。これらに従事する雇用の創出。特産野菜の栽培による地域活性化。	「中山間地域総合整備事業」や「農村総合整備事業」など、セットメニューであり、使いづらい。現在の保有施設と来客(利用)者のニーズを考えると、個別補助での対応が望ましい。	農村振興総合整備事業等実施要綱・要領 中山間地域総合整備実施要綱・要領	提案事項については、他の事業で対応可能である	5,3		農村振興総合整備事業及び中山間地域総合整備事業は、農業生産基盤と農村生活環境の総合的整備により、農業生産の向上と農村生活環境の向上を図るもので、単一工種の整備を目的とした事業ではない。また、事業内容として、交流体験施設、直売所の工種はない。交流体験施設、直売所については、他の事業で整備が可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5,3		農村振興総合整備事業及び中山間地域整備事業には、交流体験施設や野菜直売所の整備は事業工程にないが、他の事業で、対応が可能であると考えられる。
登壇県	しまなみ海道住民参加の手づくり観光振興(観光・交流・まちづくり)構想	2151	2151030	102170	広域観光推進のための基盤整備	【具体的な取り組み】 地域住民誰もが観光事業に関与することの出来る体制づくりを行い、様々な視点から、観光に係わる事業や観光施設の整備等を行う。 地域内に設置する観光標識や案内板のデザインやロゴを統一し、また、道路沿線の花木などを統一して植栽する。 【効果】 ・補助事業の迅速、効果的な執行 ・来訪者に分かりやすく親切的観光地の整備	しまなみ海道沿線地域には、魅力的な観光地が数多くあるものの、複数の市町村にまたがって点在しているため、効果的な広域観光を推進していく上では、それらを線で結び、統一性のとれた観光振興を図る必要がある。また、市町村を事業主体とした同種補助事業では、広域観光への取り組みに限界があるため、様々な取り組みを行う民間団体も対象とすることで、官民一体となって地域づくりに取り組んでいくことができる。 観光標識等のデザインやサイズが均一でないため、来訪者にとって非常に分かりにくいいため、統一した案内板等の設置が求められている。	グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業実施要領 地域連携システム整備事業実施要領	都道府県段階においてグリーン・ツーリズムの新たなスタイルの普及・推進するため、農林漁業関係者、観光産業関係者等で構成する協議会を開催し、普及・推進方針の検討や市町村に対する連絡調整等を行う。 地方自治体、特定非営利法人、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画して、地域の農林水産資源の再評価等を行うワークショップの活動等の自発的な取組により都市住民を受け入れる地域連携システムを整備する。	5		都道府県において行う広域的な協議会等は、グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業により都道府県が主体となりNPO法人等を構成員として対応可能である。 複数市町村で行う広域グリーン・ツーリズム推進の体制づくりについては、地域連携システム整備事業で対応可能である。	要望内容は実現できるが、確認されたい。			グリーン・ツーリズム総合戦略推進事業において、都道府県が行う広域的な協議会等に民間事業者、NPO等を対象者に含めることは実現可能。 また、地域連携システム整備事業において、民間事業者等の多様な関係者が参画してのワークショップ活動による広域的なグリーン・ツーリズムの受入体制の整備については実現可能。	
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160120	102180	研究高度化事業の補助対象事業の拡大(施策利便の向上)	補助対象事業は、市町村・大学・民間企業等の法人を中心とした共同機関による先端技術を活用した研究高度化事業が主たるものとなっているが、農業者等が取り込む身近な技術研究や、消費者のニーズに対応した地域農産物を活用した商品の開発など、消費者と農業者、民間企業と農業者等による生産現場に密着した身近な取り組みも補助対象事業とする。	農業者、消費者、民間企業、大学研究機関等の連携による、地場農産物を活用した商品、新たな栽培・飼育方法、高付加価値の加工食品、農業技術等の研究・開発等を実施し、市内消費の拡大及び農業経営の高度化、新たなビジネスの創出を促進する。 ・アグリテクニカル&メディカル創造事業	消費の拡大や農業技術等に関する研究意欲を喚起するためには、農業者等が取り込む身近な技術研究や、消費者と共同して取り組む新商品の開発等、要領の趣旨とする「生産現場に密着」した取り組みも誘導・支援する必要がある。	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領	本事業は平成14年度に創設した提案公募型の競争的研究資金であり、産学官連携による研究グループを対象とし、生産現場に密着した試験研究を委託実施している。 農林漁業者の取り組み技術研究について積極的に推進するため、農林漁業者の研究参画を必須条件とした応募区分を設けるとともに、地域固有の特産物等地域資源又は地域の技術シーズを活用し地域産業を活性化させる応募区分を設け、これら研究を推進しているところ。	5		民間企業と農業者等が共同で生産現場に密着した技術研究に取り組まれる場合、研究の目標等を明らかにし、技術開発の提案を応募して頂くことが可能である。	提案は、農業者等が取り組む身近な技術開発や消費者ニーズに対応した地域農産物を活用した商品の開発など、消費者と農業者、民間企業と農業者等による生産現場に密着した身近な取り組みについても、研究高度化事業の補助対象としてほしいとの内容であるが、この要望が実現できるのか、回答されたい。	5		本事業は、競争的研究資金であり、農業者等が取り組む身近な技術開発や消費者ニーズに対応した地域農産物を活用した商品の開発を内容として研究課題を応募(ことは可能である。また、研究活動の一環として消費者ニーズの把握のための調査研究を行うことも可能である。 なお、本事業では現場に密着した試験研究を迅速に推進するため、研究活動を行う産学官の研究機関を構成員とする研究グループを応募の対象としており、市町村及び大学のほか、研究活動を行う農業者、民間企業も共同研究グループの構成員の一つとして(消費者については、研究の主軸としては想定していない)。
茨城県	いばらき常盤大地における大規模園芸産地の育成	1281	1281030	102190	畑地帯総合整備事業における創設非農用地の換地取得者の範囲拡大	・土壌改良事業における創設非農用地の取得対象者は、民間事業者等が直接取得できるようにする。 ・現法において、公共団体等の非営利団体が取得対象となっており、個々の事業者でも直接取得できるように自由度を持たせる。	・土壌改良事業における創設非農用地の取得対象者は、民間事業者等が直接取得できるようにする。	土地改良法第53条の3第2項、第53条の3の2第2項 土地改良法施行令第48条の6	創設非農用地の取得者は、国、地方公共団体等のほか非営利法人としている。	5		スプロール的な土地開発を防止し優良農地を確保する観点から、農用地と非農用地間の土地利用の秩序化を図ることが必要であり、このため、創設非農用地は、国、地方公共団体等の非営利法人を取得者としているところであるが、土地改良事業計画の作成段階から創設非農用地の一時取得者となる土地改良区等の非営利法人と民間事業者が協議することにより、当該非営利法人が創設非農用地換地を取得後、即時に民間事業者へ譲り渡しており、現行において対応可能。	要望を実現することができないが再度検討されたい。			創設非農用地は、国、地方公共団体等の非営利法人を取得者としているところであるが、「措置等の概要(対応策)」によって要望の実現は可能と考えられる。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
小田原市	社会関係資本(ソーシャル・キャピタル)の培養によるにぎわいの創出	1031	1031020	102200	国庫補助により整備した林業体験施設	国庫補助により整備した林業体験施設については、恵まれた自然環境の中に立地した施設であることから、林業体験に限定せずに広く市民活動に開放する。	林業体験施設は恵まれた環境の中に存在することから、自然の中で活動する青少年育成団体や街中の練習が困難な音楽活動での利用に供し、文化芸術活動の促進や青少年の健全育成に活用する。	当該施設は恵まれた自然環境の中に存在することから様々な利用方法が望まれるが、国の補助金を受けていることから利用には制約がある。	補助金等の予算の執行の適正化に関する法律施行令第4条	補助事業者等は、補助事業者等により取得し、又は効用の増した政令で定める財産を、各都道府県の長が承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはならない。 補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第22条の「財産の処分の制限」は、補助事業者等に対する規制であって、間接補助事業者等については規制の対象とされていないが、間接補助事業者等であっても同様に制限すべきであることから、同法施行令第4条に基づき、補助事業者等に対し、補助事業者等が間接補助事業者等に間接補助金等の交付決定を行う際に、第22条と同様の間接補助条件を付さなければならないという補助条件を附しているところである。 なお、関係行政機関の連絡協議の場である補助金等適正化中央連絡会議においても、このような条件を付すべきこと決定し、昭和31年9月22日付け農計第2110号「補助条件の整備に関する暫定措置について」で通知されている。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付していることに鑑み、農林水産省においては、補助事業者等により取得した財産について、事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1		補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産省共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産省関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。
掛川市	財産の処分の制限に関する規制の緩和	1067	1067010	102210	財産の処分の制限に関する規制の緩和	・補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条第1項の緩和 ・減価償却資産の耐用年数の短縮	林業構造改善事業の補助事業により導入した施設の変更(改修・廃止)に伴う規制の緩和により、当該施設使用者への良好なサービスの提供及び施設管理者の経営の安定を図る。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律により、補助事業により導入した施設の変更(改修・廃止)に制限があり、施設利用者のニーズの変化に対応出来ない為、財産の処分の制限に関する規制の緩和により、施設利用者のニーズの変化に対応し、施設利用者数及び施設利用料(収入)の増加による施設管理者の安定的な経営を図る。	補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第22条、同法施行令第4条、第13条、第14条	補助事業者等は、補助事業者等により取得し、又は効用の増した政令で定める財産を、各都道府県の長が承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け又は担保にしてはならない。 補助金等の予算の執行の適正化に関する法律第22条の「財産の処分の制限」は、補助事業者等に対する規制であって、間接補助事業者等については規制の対象とされていないが、間接補助事業者等であっても同様に制限すべきであることから、同法施行令第4条に基づき、補助事業者等に対し、補助事業者等が間接補助事業者等に間接補助金等の交付決定を行う際に、第22条と同様の間接補助条件を付さなければならないという補助条件を附しているところである。 なお、関係行政機関の連絡協議の場である補助金等適正化中央連絡会議においても、このような条件を付すべきこと決定し、昭和31年9月22日付け農計第2110号「補助条件の整備に関する暫定措置について」で通知されている。 また、処分制限期間についても、昭和46年5月12日付け農計第1618号「補助金等適正化法第22条の規定に基づく同法施行令第14条第1項第2号により各都道府県の長が定める基準について」で減価償却資産の耐用年数等に関する政令で定めている耐用年数を基礎として定められている。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付していることに鑑み、農林水産省においては、補助事業者等により取得した財産について、事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用を承認することとしている。	要件緩和できないか検討されたい。	1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産省共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産省関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
長野県	コモンスの視点からのまちづくり	1068	1068010	102220	森林法許可の条例優先	事前協議を行う「まちづくり条例」の判断を行った後に、森林法第10条の2の林地開発許可の判断を行うこととするため、開発行為実施の確実性が認められない場合の規定を設け、確実性の判断のひとつとして、申請において、法令や条例により義務付けられている行政庁との協議を預に行わないこととする。 (参考:農地法施行規則第5条の16-2及び第7条の5)	事前協議を行う「まちづくり条例」の判断を行った後に、森林法の林地開発許可の判断を行うこととする。	事前協議を行う「まちづくり条例」の判断を先に行うことにより、地域の合意に基づいた開発行為を誘導することができる。	森林法第10条の2 同法施行令第2条3 開発行為の許可制に関する事務の取扱 について(13林整治第2936号 農林水産事務次官通知)	5		林地開発許可制度は都道府県の自治事務であるが、国としても当該開発行為に係る事業の実施について法令等の許認可等(「まちづくり条例」による手続が必要な場合は当該手続を含む。)を必要とする場合には、当該許認可等が為されているか又は確実であることが明かであることを確保するよう助言しているところ。					
長野県	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1073	1073010	102230	遊休農林地の活用による都市住民の農林業体験	都市部等の住民に農林業体験をしてもらうことにより、遊休農林地等の活用を図るため、森林造成補助事業における補助対象経費を拡大する	森林造成補助事業において、次の経費を補助対象とする 1 遊休農耕地と空家の整備に要する経費及び借地料 2 都市住民に指導するインストラクター養成講座に要する経費	遊休農耕地において空家を利用し、その整備料や借地料・インストラクターへ助成、及びその体験を補助対象とすることにより、格段に都市住民が体験、実施できることにより都市と山村が結ばれ荒廃農地の減少と鳥獣害防止対策も出来るモデル地域を目指す	林業生産流通総合対策実施要領	1  むらづくり維新森林・山村・都市共生事業において、森林や自然環境を生かした交流基盤の整備、都市住民のための研修施設の整備等に支援を要している。 2  森林環境教育活動の条件整備促進事業において、森林体験学習等のための指導者の養成等に対して支援を実施している。 また、国民参加のむらづくり活動推進事業において、ボランティア団体等の広範な国民が森林を整備・保全するため、森林ボランティア活動の指導者養成等についても支援を実施している。	3.5		提案事項である「森林造成補助事業における補助対象の拡大」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 また、森林整備事業は、森林の有する公益的機能の発揮を促し、広く国民にその恩恵を享受し得るようとする観点から、健全な森林の維持に必要となる森林の整備等に対して公共事業として助成を行っているものであり、提案内容にある補助対象の拡大については、当該公共事業の趣旨にそぐわないが前提である。ただし、非公共事業である「むらづくり維新森林・山村・都市共生事業」や「森林環境教育活動の条件整備促進事業」等において、都市住民との交流基盤の整備、都市住民のための研修施設の整備、森林ボランティア活動等に必要となる指導者の養成等への対応が可能であるため、これらを活用したきたい。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3.5		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都府県からの回答
長野県	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1073	1073020	102240	鳥獣害防止のための森林整備に係る補助要件の緩和	鳥獣害対策による荒廃農地化の防止のため、森林造成事業における現行の補助要件を緩和する	1 獣害防除対策として実施する森林整備については林齢制限をはずし毎年実施ができるよう補助要件を緩和する 2 上記施策を実現できるように補助率を3/10から5/10に引き上げる	遊休農林地において空家を利用し、その整備料や借地料・インストラクターへ助成、及びその体験を補助対象とすることにより、格安に都市住民が体験、実施できることにより都市と山村が結ばれ荒廃農地の減少と鳥獣害防止対策も出来るモデル地域を目指す	林野庁では、防護柵の設置、忌避剤の散布、食害防止チューブ等による防除、新たな防除技術の開発、市町村による監視・防除や駆除活動の体制整備、野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林の造成等について予算措置を講じるなど、森林の被害対策を総合的に推進しているところである。 また、森林と人との共生を重視する森林(森林と人の共生林)において行う共生林整備事業(森林整備事業)については、野生動物との共存の観点や遊山林における生活環境保全等の公益的機能発揮等の観点から行う森林整備(防護柵等を除く)に対し、特に林齢の制限を設けずに助成を行っているところである。(補助率5/10)。 イノシシ、シカなどの野生鳥獣による農作物被害は、特に中山間地域において深刻な問題であると認識しており、農林水産省としては、被害防止のため、侵入防止柵や電気柵等の被害防止施設の整備、被害発生原因の究明と対策技術の開発等の試験研究、住民全般を対象とした鳥獣の生息や被害防止に必要な知識等の普及啓発活動及び生産者による強い思い等の防除活動を行う畜産体制の整備強化等の諸対策を推進しているところである。	制度の現状に記載したとおり、共生林整備事業においては、森林整備について特に林齢の制限を設けず、補助率5/10の助成を行っているところである。 また、農作物被害及び森林被害に対する各種施策についても取り組んでいるところである。	3.5		提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3.5		長野県の提案は、「森林の整備に対し林齢に関わらず1/10の助成措置を求めるもの(そのための要件緩和)」である。 本提案については、既に共生林整備事業(森林整備事業)により、森林の整備について特に林齢の要件を設けず、3/10の助成措置を行っているところである。 また、現行で補助対象年齢等を設定して助成を行っている事業等について要件を緩和することについては、「地域再生構想の提案事項」について、別紙(第1頁、2)において「追加的な財政支援を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に合わないものと考えられる。 なお、イノシシ、シカなどの野生鳥獣による農作物被害は、特に中山間地域等において深刻な問題であると認識しており、農林水産省としては、被害防止のため、侵入防止柵等の被害防止施設の整備、被害発生原因の究明と対策技術の開発等の試験研究、住民全般を対象とした鳥獣の生息や被害防止に必要な知識等の普及啓発活動及び生産者による強い思い等の防除活動を行う畜産体制の整備強化等の諸対策を推進しているところである。鳥獣害防止対策を行う際には、これらの施策の検討も有効であると考える。	
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075050	102250	国有林野法による規制の緩和と手続きの迅速化・簡素化	国有林野内入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化及び、福島県との県立自然公園内事務手続きの迅速化・簡素化のための連携支援	ダムのない中小水力発電、地熱、バイオマス発電の導入促進、食料リサイクル施設やエコハウスの整備、グリーンツーリズム、エコツーリズム事業の推進を実現するために、福島県天栄村大字湯本及び大字田尻地区の国有林野内に入る入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化のための支援をお願いしたい。また、計画対象地域は県立自然公園内指定地域のため、計画対象地域の県立自然公園内事務手続きの迅速化・簡素化のため、福島県との連携による支援をお願いしたい。	本計画対象地域の大半を国有林が占めることになり、事業推進のためには福島県天栄村大字湯本及び大字田尻地区の国有林野内に入る入林届・地質調査・土地貸付・立木補償等許認可に係る手続きの迅速化・簡素化のための支援をお願いしたい。また、計画対象地域は県立自然公園内指定地域のため、計画対象地域の県立自然公園内事務手続きの迅速化・簡素化のため、福島県との連携による支援をお願いしたい。	国有林野の管理経営に関する法律第7条(旧国有林野法の「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」第1条により、「国有林野の管理経営に関する法律」に改められたこと) 国有林野の管理経営に関する法律第7条(旧国有林野法の「国有林野事業の改革のための関係法律の整備に関する法律」第1条により、「国有林野の管理経営に関する法律」に改められたこと) 会計法第29条の3第5項、第29条の8 予算決算及び会計令第99条 国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野第96号林野庁長官通達) 地方公共団体の事務又は事業の運行のための国有林野への入林について(昭和55年5月10日付け55林野第132号林野庁長官通達)	契約により貸付、又は使用させることができる場合を規定。(公用、公共用、公益事業の用に供するときなど) 随時契約ができる場合を規定。契約の相手方を決定したときは契約書を作成。 公用、公共用、公益事業の用に供するため地方公共団体又は事業者により払い、貸し付けるときは随時契約、契約を締結する場合は、あらかじめ予定価格を定める。 貸付契約の手続き、有償の場合の算定基準等を規定。 地方公共団体の事業運行のため国有林野へ入林する場合の手続きは、入林届による。なお、貸付の場合は入林届は不要。	5.6		提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3.5	提案事項の趣旨は国有林野への立入りや契約行為を伴うものである。しかし現行の入林届、地質調査、土地貸付、立木補償等は、国の機関として最低限の手続きを相手方に求めているものであるとともに、迅速な事務処理に努めていることから、既に現行の規定、取り扱いは対応可能である。		
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075060	102260	再生可能エネルギー開発のための、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化	本計画は産学官民の連携による事業の実現を目指しており、事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化をお願いしたい。	本計画は、小水力・中小地熱・バイオマス発電等の導入促進と、関連エネルギーの消費や暖房(リハビリ施設、温水プール)乾燥(木工、工芸)促進(農産物乾燥機)等への利用、畜産熱エネルギーの活用・観光などへの利用、食料リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進等を内容としており、自治体単独では実現不可能であり、産学官民の連携が特に重要である。事業の実施主体については天栄村、第三セクター(村出資会社)、(財)天栄村観光公社、NPO等が検討されるが、事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内における民間資本による営利事業の容認及び土地利用手続きの迅速化・簡素化をお願いしたい。	再生可能エネルギーの導入開発・利用に当たっては多くの課題があり、産学官民の連携が特に重要であると認識されており、これを効果的に利用し、地域産業の創出を図ろうとするためには、関連各府県支援による利便性向上と情報の集中が不可欠である。特に、本計画では事業対象地域の大半が国有林野内であるため、国有林野内においても民間資本による営利事業が容認され、事業展開のための土地利用手続きの迅速化・簡素化を図られるよう支援が待ち望まれる。	国有林野の管理経営に関する法律第7条 会計法第29条の3第5項、第29条の8 予算決算及び会計令第99条 国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付け54林野第96号林野庁長官通達) 地方公共団体の事務又は事業の運行のための国有林野への入林について(昭和55年5月10日付け55林野第132号林野庁長官通達)	契約により貸付、又は使用させることができる場合を規定。(公用、公共用、公益事業の用に供するときなど) 随時契約ができる場合を規定。契約の相手方を決定したときは契約書を作成。 公用、公共用、公益事業の用に供するため地方公共団体又は事業者により払い、貸し付けるときは随時契約、契約を締結する場合は、あらかじめ予定価格を定める。 国有林野の貸付け等の契約の相手方・手続きについて規定。 地方公共団体の事業運行のため国有林野へ入林する場合の手続きは、入林届による。なお、貸付の場合は入林届は不要。	5(3)		提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	5(3)	国有林野の管理経営に関する法律第7条第1項第5号の規定による貸付面積を5ヘクタール未満としている制限については、地域再生一括法等により規制緩和することは可能と見られるが、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の規定による貸付料年額が30万円未満としている制限については、随時契約の適格性に関する会計法上の解釈の問題であり、担当でないことからコメントすることはできない。		
天栄村	国営ダム管理事業とダム周辺地域の連携による地域再生	1076	1076010	102270	1. 羽鳥湖周辺開発規制緩和措置 2. 羽鳥湖水辺環境保全対策支援 3. 天栄村総合観光地域づくり支援	1. 羽鳥湖周辺開発に向けた規制緩和と関係都府県からの一体的な許認可の体制確立 2. 農業用水として使用される羽鳥湖の水の純化を高めるため羽鳥湖周辺の環境対策に対する支援 3. 県立自然公園内の自然を活かした総合的な地域観光の支援	1. 各種許認可の規制緩和と措置 関係都府県の許認可に併せ、県立公園、保安林、道路法等の諸手続き 景観条例等の制定による環境保全 生活等排水の改善、雑魚の駆除 総合的な観光地域づくり 駐車場、取付道路、浮桟橋、遊歩道、ボート場	羽鳥湖周辺開発を行うために、関係都府等の許認可の手続きが多く許可までに幾多の許可が必要であるため、一体的な許認可体制を確立し許認可の迅速化を図っていただきたい。また、羽鳥湖の水辺環境保全並びに羽鳥湖周辺地域づくりに向け支援をいただきたい。更には、羽鳥湖周辺の総合的な観光開発に対して支援をいただきたい。	(第1項)保安林内で、立木の伐採を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (第2項)保安林内で、土地の形態の変更等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 国有財産法及び土地改良法に基づき、国有財産たる土地改良財産の本来の用途又は目的を妨げない限度において、他の用途又は目的に使用又は収益させることができる。	5/3,5		提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	5	提案理由によれば、天栄村の提案は開発に係る関係都府等の許認可の手続きが多いことから、一体的な許認可体制の確立による許認可の迅速化を求めるものであるが、保安林の許可等については都道府県知事の権限であり、県知事の所管する他法令の事務に体制の窓口を一元化するなど調整を図ることが可能と考えるところであり、許可の円滑な実施を図ることが可能と考えるところである。 5.3. 土地改良財産の他の用途等については、当該財産の本来の用途又は目的を妨げない範囲で許可することは可能であるため、具体的な案件があれば相談したい。			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	1129	1129050	102280	森林整備事業の統合補助金(森林の機能別区分の廃止)	森林区分ごとの整備事業を統合・一本化することにより、地域の実情にあった効果的な森林の整備を図る。	森林の生育状況に応じた作業体系を組み、適切な時期に補助金の投入が可能になり、森林の持つ公益的機能の発揮が可能となる。	森林を3種の機能で分類し、分類された機能ごとに整備事業があり、それぞれの事業の補助金は、完全に独立している。隣接し同じ内容の施策であっても、森林の機能が違えば、同じ補助金は使えないことから、整備事業を一本化し補助金を統一する。	平成13年度に改正された森林・林業基本法、それに基づく森林・林業基本計画においては、森林の重視すべき機能に着目し、「水土保全林」、「森林と人の共生林」、「資源の循環利用林」に区分することにより、区分に応じた森林整備を推進することとしている。 これを踏まえ、森林整備事業においても、森林の区分に応じた事業体系に再編し着実な森林整備を実施している。 なお、森林の区分については、市町村自身が市町村森林整備計画において定めることともに、計画策定の公示・展覧を行うなど、地域の実情にあったものとなっている。	3.5	-	森林整備事業では、森林の区分に応じた整備が可能となるよう、事業体系に合わせた事業内容・要件等としているところである。 制度等の現状に記述したように、森林の区分は市町村が自ら定めるものであり、現在の事業体系で必要な整備は可能であると考えている。	提案は、隣接し同じ内容の施策であっても、森林の機能が違えば、同じ補助金は使えないことから、整備事業を一本化し補助金を統一し、森林の生育状況に応じた作業体系を編むことを可能としたという内容のものだが、この観点から検討できない。	-	-	金沢市の提案は「森林整備事業における機能区分の廃止」である。適正かつ計画的な森林整備を行うために、市町村自ら森林の機能区分を定めるとともに、これに応じた整備等を行うための事業計画を作成することは現行制度において行われているものであり、金沢市が地域の実情に応じた効果的な整備を行うことは可能である。なお、採伐・間伐・下刈り、路網整備など基本的な森林施策については、それぞれの事業で行うことができ、森林の生育に応じた森林整備は可能であることを申し添える。	
金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	1129	1129060	102290	森林整備事業の採択要件の緩和	金沢市の森林は、その所有形態が小規模・分散化しているため、画一的な採択要件では、事業実施が困難。事業採択要件の緩和により、地域の実情にあった森林の整備を推進する。	造林関係の1施行地面積「0.1ha以上」「0.05ha以上」、林道の利用区域内森林面積「30ha以上」「20ha以上」と、採択要件の下限を緩和することにより、地域に応じた森林整備を推進する。	本市林家の約61%は、1ha未満の森林所有者であり、小規模林家形態に合わせ、採択要件を緩和する。	森林環境保全整備事業実施要綱・要領 森林居住環境整備事業実施要綱・要領	補助事業の要件等については、左記の要綱・要領に必要な事項を定めている。	3/5	-	について 造林関係の1施行地あたりの面積については、国庫補助事業としての効率的な事業実施、予算執行の観点から0.1haとしているところであり、要件の緩和は困難である。また、本提案は「地域再生構想の提案事項」について、別紙1第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないものである」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 について 森林整備事業の整備については、既に利用区域内森林面積10haとなっており、既に対応している。	についても提案の趣旨を踏まえて検討できない。	-	-	金沢市の提案は「所有森林が1ha未満の小規模な森林所有者に対する面積要件を緩和するものである。造林関係事業の1施行地あたりの面積については、小規模な所有形態を勘案しつつ、国庫補助事業としての効率的な事業実施、予算執行の観点から0.1haとし、国庫補助事業としての効率的な事業実施、予算執行の観点から5.0haとし、追加的な財政支出を伴わないものである」とされていることにおいて「追加的な財政支出を伴わないものである」とされていることから、事業に際して必要な要件を満たすには必要であると考えている。
金沢市	活力ある金沢中山間地域の再生	1129	1129070	102300	地域施策計画の面積要件の緩和による地域の森林活動の推進	補助・融資等の支援を受け森林の経営を行うことができる者の要件となる森林施策計画について、計画対象面積を緩和することにより、新たな林業の担い手の参入を促進し森林の整備を推進する	森林施策計画の計画対象面積を「30ha以上」から「15ha以上」と面積要件を緩和することにより、新たな林業の担い手の参入を容易にする。	森林施策計画の認定を受けると、税制、補助、融資制度上の優遇措置を受けることができることから、要望が多い。しかし、本市における森林の所有形態が小規模分散型となっており、30ha以上の団地的なまとまりある森林施策計画は困難になっている。 面積要件の緩和は、雇用拡大とともに新たな林業の担い手の参入を容易にし、林業振興と森林保全に繋がる。	森林が公益的な機能を発揮するためには、たとえ水害から農機具など面的な広がりを持つ森林において効果的に発揮されるものが多いことから、公益的機能を中心とした多様な機能の発揮を図る観点から、一団のまとまりのある森林を対象として計画的な森林整備を推進することとし、一定の規模のまとまりをもった森林を対象としているところである。	5	-	森林の所有形態が小規模で分散しているような場合、森林施策計画制度では、小規模な森林所有者が共同して計画を作成できることとしている。また、小規模分散型の森林の担い手の不足等にも対応して、森林の振興に資する者や事業者が森林施策に関する長期受託を受け、森林施策計画を作成し、受託者自ら積極的な森林の整備を推進することができるよう、平成13年に制度を改正し、新たな林業の担い手の参入を図り、森林の整備を推進することにより森林の公益的機能の発揮を促すこととしているところである。 なお、森林法施行令に定める、「一体として効率的に行うことができると認められるもの」の判断は、市町村長(認定権者)にゆだねられているところであるが、里山等で森林が小規模、分散しており継続していない場合であっても、施策を行うための拠点等から年間より1時間程度の範囲内であれば、一体的として取り扱うこととして採擇しているところである。 このように、小規模、分散している森林についても、共同計画や森林施策の長期の受託等により積極的に森林施策計画を作成することができるようになっていることから、金沢中山間地域の再生のため、森林施策計画の積極的な取り組みを推進され、森林の整備を推進することにより、公益的機能の維持を図りつつ、「森林の保全と林業振興」の取り組みを進めていただきたい。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	5	新たな林業の担い手の参入を容易にするため、平成13年の森林法改正により、森林を所有してはいても林業経営を積極的に実施しないとする者は、森林所有者と長期にわたる施策の受委託契約を結ぶことにより、森林施策計画をたてて計画的な森林の整備を実施することに対する各種支援措置を受けることが可能となるよう措置したところである。 また、森林法に基づく森林施策計画制度上の面積要件は、日本の小規模かつ分散的な所有形態の森林の現状から、効率的な森林施策の実施と森林の公益的機能の持続的な発揮を目的に担保するための最低限の面積として設定しているものであり、小規模分散型となつて森林の所有形態を森林施策計画で担保できるように、個人(個人別)による共同の計画をたて、森林整備を実施することを認めているところである。 さらに、都府県や里山等において森林がひとまとまりとして存在しない場合であっても、一体として取り扱うことが受託可能な範囲について、一時間程度の範囲内で市町村長にその判断を委ねていることから、認定にあつた地域の実情にあった運用が可能とされている。 以上のことから、金沢市が保有している新たな担い手の確保及び適切な森林の整備は、森林施策計画の計画対象面積を「15ha以上」に面積要件を緩和しなくても実現可能である。		
福島県	うつくしま中山間地域農業・農村活性化構想	1198	1198020	102310	新山村振興等農林漁業特別対策事業の実施主体拡大	新山村振興等農林漁業特別対策事業における事業主体に、商工団体や農業者等の組織する公共性がある団体を新たに加える。	新山村振興等農林漁業特別対策事業における事業主体に、商工団体や農業者等の組織する公共性がある団体を新たに加えることにより、地域経済の活性化を図る。	事業主体が地方公共団体、農業関係団体等に制限されているため、山村等中山間地域に地元の民間活力が導入されない。事業主体の要件を緩和し、商工団体や農業者等の組織する公共性がある団体を事業主体に加えることで、山村地域に新しい風を入れることができる。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領 別記第2 事業種目別基準	本事業の事業主体：市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農業者の組織する団体、第三セクター等	3.5	-	本事業においては、農林漁業等の振興等が確実に見込まれるとの観点から、事業主体を市町村、農業協同組合、第三セクター及び農林漁業者の組織する団体等に限定している。そのため、商工団体や農業者等の組織する団体を事業主体とすることはできない。しかしながら、商工団体や農業者等の組織する団体についても、市町村や農林漁業者の組織する団体と連携して第三セクターを設立又は出資することにより、本事業に参画することは可能である。	提案の趣旨を踏まえて検討できない。	2	-	平成16年度から、本事業の事業主体に、PFJ法の手続きを経た民間事業者を追加する予定である。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
磐梯町	磐梯山グリーンツーリズム再生事業	1230	1230010	102320	各種許認可制度の一括許可申請及び一括許可制度	磐梯山周辺は国立公園内であり更に原生林であるブナ林も生息しており、その整備に当たっては今の国立公園法・森林法・保安林法の許認可の一括取り扱いと規制緩和を図る。		歴史と文化をとおした自然探訪と山岳信仰の道や湯道を復元し整備を図る。	現在民間組織で山楽校と称し「湯道」の調査を行っており、これを起点として総合的な計画をすることにより町の活性化につながる。	森林法第34条第1項及び第2項	5		保安林の許可等については都道府県知事の権限であるが、国立公園の許認可が県知事の権限である場合には、県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより手続きの円滑化を図ることが可能と考える。なお、標準的な処理期間を定めることなどにより、許可の円滑な実施を図っているところ。	要望内容は実現できるが、確認されたい。	5		保安林の許可等については都道府県知事の権限であるが、国立公園の許認可が県知事の権限である場合には、県の窓口を一元化するなど調整を図ることにより手続きの円滑化を図ることが可能であるが、県知事権限の許可等に係る窓口の調整などの体制の整備については、福島県での取組次第と考える。 なお、保安林の許認可の標準的な処理期間を定めることなどにより、許可の円滑な実施を図っているところ。
平田村	新エネルギー開発	1269	1269010	102330	国有林野法の規制緩和と各種手続きの簡素化	新エネルギーの活用をするため、風力発電の建設を予定するものがあるが、建設予定地に国有林が含まれる可能性を考慮して、規制緩和、各種手続きの簡素化を提案	本村の豊かな風力を生かし、風力発電の建設を予定し、現在のエネルギー消費を抑制しつつ、自立した電気の供給を図る。	国有林野法の規制緩和と各種手続きの簡素化	国有林野の管理運営に関する法律第7条 会計法第29条の3第5項、第29条の8 予算決算及び会計令第99条 国有林野の貸付け等の取扱いについて(昭和54年3月15日付54林野管第96号林野庁長官通達) 地方公共団体の事務又は事業の運行のための国有林野への入林について(昭和55年5月10日付55林野管第132号林野庁長官通達)	5(3)		貸付契約等の手続きについては、貸付契約に必要な所在地、面積、用途、貸付使用期間等を記載した申請書及び関係図面等を提出することなど、国有財産を適切に管理運営する観点から最低限必要な手続きとして行っているところであり、迅速な対応に努めている。なお、国有林野を自然エネルギーを利用した発電の用に供することについては、林野庁長官通達を定め積極的に取り組むこととしているが、法の法令の規定に該当しないときは、国有林野の貸付を行うことはできない。	提案は、風力発電の建設のため、国有林野法の規制緩和と各種手続きの簡素化を求めるとの内容であり、地域限定や条件付けなどにより対応できないが、検討されたい。	5(3)		国有林野の管理運営に関する法律第7条第1項第5号の規定による貸付面積を5ヘクタール未満としている制限については、地域再生一括法等により規制緩和することは可能と見られるが、会計法第29条の3第5項、予算決算及び会計令第99条の規定による貸付料年額が30万円未満としている制限については、随意契約の適格性に係る会計上の解釈の問題であり、担当でないことからコメントすることはできない。	
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アッププロジェクト	1272	1272020	102340	森林整備事業に係る補助要件の緩和	・林野庁所管「森林環境保全整備事業」の補助対象にNPOや中間法人(森林クラブ等)を追加	・NPOや中間法人が、市町村、地権者と保全協定を締結した後、水士保全整備事業や資源循環型整備事業を活用し、除・間伐や枝打ち等の森林体験事業を実施できるようにする。 ・この結果、財政基盤の脆弱なNPO等の活動が促進され、森林の関わり体験などにより、指導者として林業従事者の活用が図られる。	・現行制度においては、NPO等は対象外であり、財政基盤が脆弱な団体の事業参加が進まないところである。このため、当該補助制度を弾力的に運用により、活動の主体となるNPO等の活動を支援し、森林環境の保全を図るとともに、農村における体験メニューの充実による都市との交流の促進と、森林体験の指導者への林業従事者の活用を図るものである。	森林法第11条 森林法第193条 森林法施行令第11条	5	-	平成13年の森林法改正により、森林所有者に加え、森林所有者と長期間の森林の施業や経営の委託契約を結んだ者が、森林所有者に代わって森林施業計画を作成することが可能となっている。 平成14年に森林法施行令の一部改正し、森林整備事業の事業主体(第11条)に森林施業計画の認定を受けた者を追加している。					
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273100	102350	共生林整備事業に係る面積要件の緩和	林野庁所管の『共生林整備事業』中、「絆の森整備事業」における造林事業の採択(面積)要件を緩和する(Sha 0.5ha)。	身近な平地林の保全・再生を図るとともに、地域のNPO等の環境教育や健康づくり等、平地林の多様な利用に対応した保全・整備を行う。	本地域には平地林が多数存在するが、その規模は必ずしも大きくはないため、規模要件の緩和により、平地林の保全・再生の拡大を図る。	森林環境保全整備事業実施要綱・要領	3.5	-	共生林整備事業においては、施策の効果的な実施等の観点から、一定規模の要件を設けているところである。また、被害地等森林整備事業においては、共生林における小規模な森林の施業にも対応できるところとしているところである。 なお、提案事項である「共生林整備事業に係る面積要件の緩和」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	3.5		茨城県の提案は、「規模の大きい平地林の整備等に対する助成措置を求めるもの(そのための面積要件緩和)」である。こうした森林における整備に対しては、被害地等森林整備事業により助成措置を行っているところであり、本事業の活用により、提案のあった平地林の整備については対応可能と考える。 なお、共生林整備事業においては、施策の効果的な実施等の観点から一定規模の要件を設けているところであり、要件の緩和は困難である。また、当該要件の緩和については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274060	102360	平地林の保全活用による交流圏形成のための支援措置	林野庁所管の「共生林整備事業(絆の森整備事業)」の事業規模の要件緩和 ・5ha以上 0.5ha以上	身近な平地林の保全・再生を図るとともに、地域のNPO等の環境教育や健康づくり等平地林の多様な利用に対応した保全・整備を行う。	本地域には貴重な平地林が多数存在するが、その規模は必ずしも大きくないため、規模要件の緩和により、平地林の保全、再生の拡大を図る。	森林環境保全整備事業実施要綱・要領 補助事業の要件等については、左記の要綱・要領に必要な事項を定めている。			共生林整備事業においては、施策の効果的な実施等の観点から、一定規模の要件を設けているところである。また、被害地等森林整備事業においては、共生林における小規模な森林の施策にも対応できるところとしているところである。 なお、提案事項である「共生林整備事業に係る面積要件の緩和」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)2において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	3.5			空域等の提案は、「規模の大きい平地林の整備等に対する助成措置を定めるもの(そのための面積要件緩和)」である。こうした森林における整備に対しては、被害地等森林整備事業により助成措置を行っているところであり、本事業の活用により、従来のあった平地林の整備については対応可能と考えられる。 なお、共生林整備事業においては、施策の効果的な実施等の観点から一定規模の要件を設けているところであり、要件の緩和は困難である。また、当該要件の緩和については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)2において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨にそぐわないものと考えられる。
飯山市	地域の宝を活かす新しい創出・旅産業おこし	1311	1311030	102370	・トレッキング及び里山森林体験のための整備支援及び広域申請の簡素化	・トレッキング及び森林体験は「癒し」を求める現代人にとって重要な観光メニューとして注目されています。また環境問題・地域雇用など地域活性化の起爆剤に期待しているところであり、また、延長数十キロに及ぶトレッキングルートの整備・維持管理には地方単独で実施するには厳しい状況のため、国の支援をお願いしたい。また、ルートは県をまたがって整備する必要もあるため、県を超えて整備申請等をすすめる場合は利便をお願いしたい。	・トレッキングにはルート整備の他、トイレ設置・休憩場所・管理用家内施設等が必要であり、整備のための財政支援をお願いしたい。	・里山という地域の特性をいかした新たな観光メニューとして、トレッキング・森林体験を実施し、都会からの交流人口を拡大するとともに、山の整備による、里山保全・環境教育へとつながる。	森林・林業基本法第17条等		3.5	提案事項である「トレッキング及び里山森林体験のための整備支援」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)2において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、森林を活用した健康づくりのための森林・施設整備については、森林空間整備事業及びフォレスト・コミュニティ総合整備補助事業において実施することができるとともに、森林体験学習のための森林・施設整備については、教育のり整備事業、森林空間総合整備事業において実施することが可能。また、県を超えたルートの整備申請等については、事業計画等に基づき判断することになる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	3.5		提案事項である「トレッキング及び里山森林体験のための整備支援」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)2において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、トレッキング及び里山森林体験のための整備については、事業採択要件等を満たすことが必要であるとともに、広域申請の簡素化については、事業内容や計画等に基づき判断することとなるものと考えられる。	
静岡県 静岡市 藤田市 大井川町 吉田町 金谷町 川根町 中川根町 本川根町	奥大井・南アルプスマウンテンパーク構想	1326	1326030	102380	カモシカ保護地域設定の早期実現	国に対して、カモシカの保護と農林業被害防止の両立を図るため、昭和54年の3庁合意による「地域を囲って天然記念物に指定し保護する」という方針の早期実施を求める。	・保護地域内ではカモシカの保護を最優先とし、保護地域外ではカモシカの被害防止のための捕獲を可能とする。 ・これによって、農林業被害の軽減が図られ、構想地域内の地場産業振興と両立する野生動物保護が推進される。	カモシカの保護と被害防止の両立については、3庁合意が実施に至っていないことから、早期実施を提案する。	昭和54年8月31日付け環境庁、文化庁、林野庁合意		5	三庁合意に基づき、順次カモシカ保護地域を設定している。	カモシカの捕獲については、農林業被害の状況を踏まえ、現行制度における、文化財保護法の捕獲許可及び鳥獣保護法に基づき知事が策定する特定鳥獣保護管理計画により、実施が可能となる。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるにしたい。	5		静岡県に予定されているカモシカ保護地域については、環境庁、文化庁及び林野庁による三庁合意に基づき設定済みである。ただし、文化財保護法に基づき文化庁で行う「地域を囲った天然記念物の指定」には至っていないところであり、静岡県におけるカモシカの捕獲については、カモシカ保護地域以外の地域を捕獲として鳥獣保護法に基づき特定鳥獣(カモシカ)保護管理計画を設定したことにより、実施可能となっている。 今後、カモシカによる農林業被害の軽減を図るため、カモシカの捕獲に類似捕獲を有する文化庁に対し、より一層の捕獲が実施できるよう協議していきたい。
香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018070	102390	山林火災跡地等の森林造成事業をしまの特色に応じて行うための採択要件の緩和	土砂流出防止林造成事業の採択基準について、「市街地又は集落の保護」、「主要公共施設の保護」、「農地、ため池、用排水施設等の保護」に「離島性や農土の景観の保全」を追加すること	瀬戸内海島しょ部等において、山火事等が発生し、機能が失われた山林の整備を行う。	当該対象地域とりわけ島しょ部においては、他地域に比べ人口の減少や高齢化が急激に進みつつあるにもかかわらず、採択基準が、全国的な内容であり、当該地域の実情にあてはまらないため、採択要件を緩和し、本事業を実施することにより、森林を整備するとともに、指定70周年を迎える瀬戸内海国立公園区域に景観を保全する必要がある。	保安施設事業については、森林の維持造成を通じて、国土の保全や人命・財産の保全を目的とし、国又は都道府県が事業を行っているところである。		8	保安施設事業は、森林法第41条等に基づき、森林の維持造成を通じて、国土の保全や人命・財産の保全を目的として実施しており、事業実施箇所の採択に当たっては、人家等一定の保全対象が存することを条件としているところであり、景観の保全のみを目的として事業を実施することは困難であるが、具体的な事業の計画に当たっては、周辺の景観の保全等に十分配慮した工種、工法の導入等を図ることにより、地域の景観の保全・形成及びこれを通じた地域の活性化が図られるよう配慮することとしている。 なお、保全対象については、人家のほか、道路等の公共施設や農地等も含まれており、個々の事業箇所の採択に当たっては、農林部における山林火災跡地の復旧整備の重要性等も十分踏まえ、これら保全対象について勘案することとしているところである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	8	「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)2において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされているところであり、提案事項である「土砂流出防止林造成事業の採択基準に農地や農土の景観の保全を追加すること」については、その実施に当たり追加的な財政支出をともなうものであることから地域再生の趣旨に沿わないもの、事業採択である。 また、土砂流出防止林造成事業は、人家、公共施設等の保全等、民生安全に支障し難い箇所を対象として、森林の造成・整備を行う事業であり、山火事等を、農中業用等様々な自然現象により森林の機能が低下・消滅し、人的、物的被害が発生していることに加え、公共事業における事業の重点化が図られている今日の状況を踏まえた場合、事業の目的を拡充することは、困難かつ適切でない。 なお、具体的な事業計画に当たっては、当該箇所の立地条件や保全対象となる人家、公共施設等からの眺望も踏まえ、周辺の景観の保全等に留意したものであるよう、事業実施主体と調整を図ることとしている。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都府県からの回答
熊本県	地域農林業再生構想(案)	2049	2049050	102400	森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件緩和	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策を可能とし、併せて防護柵や防護ネットによる防除対策を組み合わせることで総合的なシカ対策を実施するため、森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施可能とする。	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限り、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策と防護柵や防護ネットによる防除対策を森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施する。	深刻なシカ被害から森林を守るためには、省庁ごとに縦割りとなっている現行制度を一元化し、総合的なシカ対策を効率的に推進する必要がある。	森林病虫害等防除法	野生鳥獣による森林被害対策として防護柵等の設置や広域的な駆除活動の体制整備等を実施。	4.5		野生鳥獣による被害対策として、林野庁においては、環境省等関係省庁との連携強化を図りつつ、平成16年度予算案で、防護柵の設置等の被害防除対策に加え、新たに囲いわなの設置にかかる予算を計上し、総合的な被害対策を推進しているところである。 なお、シカ等の有害鳥獣捕獲については、環境省において、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、網・わな猟に限り従事者に狩猟免許を有しない者を含むことができることとされたところである。				
熊本県	地域農林業再生構想(案)	2049	2049060	102410	森林環境保全整備事業のうち特定間伐に係る要件緩和	緊急間伐団地の団地設定の容易化又は廃止、特定間伐の実施における伐り捨て間伐の補助対象化、補助対象年齢を11歳級まで引き上げ等の事業要件の緩和により、森林整備を促進する。	現行の補助制度の要件を緩和することにより、間伐を促進し、山村の雇用拡大に繋げ、山村振興を図る。	現行の補助制度の要件を緩和することにより、間伐を促進し、山村の雇用拡大に繋げ、山村振興を図る。	緊急間伐地における間伐の実施について 森林環境保全整備事業実施要綱・要領 森林居住環境整備事業実施要綱・要領	平成12年度から実施している緊急間伐5カ年対策では、緊急に間伐が必要な森林の団地において、市町村と森林所有者との協定に基づき実施する間伐について、新たに、9歳級(36-45年生)の森林も補助対象とし、従来よりも高い助成水準を適用しており、森林の公益的機能の高度発揮や効率的な間伐の実施、間伐材の有効利用に資する観点等から、おおむね30ha以上の森林の団地であることや間伐木の搬出業務を伴うものであることなどを要件としている。 また、間伐木の搬出を要件とせず、高齢級を対象とする間伐関係の事業については、長伐齢間伐を行う森林について、最長12歳級(植栽後60年)までの抜き伐りに対する助成 抜き伐りを繰り返すつつ樹下植栽等を行い、高齢級の植栽を誘導する長伐齢促進施策について、10-12歳級(植栽後46年-90年)の抜き伐りに対する助成等を行っている。	3.5	-	制度の趣旨から、団地設定要件の緩和、廃止については困難であるが、間伐木の搬出を要件としない、高齢級を対象とする間伐関係の事業を活用願いたい。 なお、提案事項については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3.5		熊本県の提案内容は、「緊急間伐団地設定要件の緩和又は廃止、特定間伐に係る要件緩和、である。補助制度の趣旨から見ると、団地設定要件の緩和、廃止については困難であるが、間伐木の搬出を要件としない、高齢級を対象とする間伐関係の事業を活用願いたい。なお、提案事項については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。
宮崎県	地域材活用活性化構想	2068	2068020	102420	森林国営保険補償対象となる災害の拡大	森林国営保険の補償対象となる災害の被害等までの適用拡大	森林国営保険の補償対象を、近年増加している被害をはじめ病虫害等まで拡大することにより、森林整備に対する投資意欲を向上させ、山村における産業の振興と雇用の確保に資する。	現行の保険制度では、近年被害の多くなっている被害への補償が対象となっていないため、被害防除のための施設に経費がかかることと、森林整備への投資への減退が懸念されている。	森林国営保険法第2条	森林国営保険制度は、政府が森林国営保険法等に基づき森林について火災、気象災及び噴火災による損失をてん補することを通じて森林資源の維持増進及び林業経営の安定に資するものである。本制度は、昭和12年に林齢20年生以下の森林を対象に火災を保険対象事故として創設されて以来、森林被害の発生状況や森林所有者の保険需要の変化等に対応し、林齢制限の撤廃、保険事故の追加を行う等の制度改正を経てきている。	3	-	森林における病虫害被害については、被害の発生が特定の地域に限定されるという特性があり、これを保険事故に加えてしまえば、被害の発生が予測される地域の保険金支払に全国の保険加入者の保険料が使われ、森林国営保険の健全な事業運営に支障をきたし、森林における火災、気象災及び噴火災による損失を補償するという目的が達成できなくなる恐れがあることから困難である。なお、特定地域に偏る病虫害被害を保険の対象とすることは、結果的に他の地域の森林所有者が不利益を被ることとなることから、地域再生構想の趣旨からも適当でないと考えられる。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3	具体的事業の実施内容及び提案理由によれば、宮崎県が提案してきているのは、森林国営保険の補償対象を被害等まで拡大することにより森林整備に対する投資意欲の向上等を図ってはどうかというものである。当該提案の趣旨を踏まれば、森林国営保険の保険事故に被害等を加えることとなるが、その結果、森林国営保険は保険料(掛金)の大幅な引き上げを余儀なくされ、一般の森林所有者の保険離れ、ひいては保険経営の破綻につながることから提案の趣旨を踏まえての検討は困難である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097010	102430	保安林の利用手続きの簡素化・迅速化	保安林機能を低下させない範囲での有効活用を推進する必要から、その円滑な推進を図るため、利用手続きを簡素化・迅速化すること。	保安林内にきのこ栽培場、同観光農園、健康の森散策道、マウンテンバイクコース、風力発電施設、同見学コース等の整備を行う。	保安林活用による特用林産物の生産、観光資源化、森林の持つ健康増進機能の活用、スポーツスポットとしての活用、自然志向のエネルギー生産施設の設置により、交流人口の増を図り、経済の活性化、地域振興を図る。	森林法第34条第1項及び第2項	(第1項)保安林内で、立木の伐採を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 (第2項)保安林内で、土地の形質の変更等を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。	5		具体的事業の実施内容のうち、保安林機能を低下させない範囲内で実施可能なものは、保安林の指定の解除によらず、立木の伐採許可等により実施できるよう既に簡素化されている。 なお、立木の伐採等については保安林の指定目的に支障がない範囲内であれば許可しなければならないこととなっている。 また、保安林の解除及び保安林の伐採等の許可については、標準処理期間を定めることなどにより、その円滑な実施を図っているところである。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	5		地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容によれば、加世田市の提案は保安林の機能を低下させない範囲での有効活用とのことであり、その限りにおいては実現可能と考えるが、保安林内での伐採や土地の形質変更等の許可は都道府県知事の権限であり、また具体的な行為の規模等詳細な事業計画について提案主体から鹿児島県に対して何らかの具体的な相談等がなされていないことから、現段階で実現できることを確認することは困難である。
兵庫県	県産木材利用住宅促進構想	2114	2114010	102440	林業・木材産業改善資金の運用改善	林業・木材産業改善資金制度を次のように改正する。 内容：県産木材(木材の50%以上県産木材を使用)建築にかかる施工主からの支払いが実行されるまでに要する経費(労賃、資材購入費等)に相当する額の無利子貸付 対象：林業木材産業を含む企業共同体(「ひょうご木のすまい建築市場協議会」等の会員工務店)	県産木材による木造住宅建築の推進	現行では林業・木材産業改善資金助成法により貸付対象が定められているが、住宅建築において、施工主は銀行ローン等を活用する場合が大半であり、融資が実行されるのは住宅が完成し登記がなされた後となり、それまでは建築する工務店が労賃や資材購入などに係る経費の滞りを余儀なくされている。このことにより、資金力に乏しい地域の中小工務店においては、年間の着工棟数が限られることとなっている。一方、早期規模の林業・木材産業においては、年間千棟のオーダー規模でないが外材に対処するだけの経費管理を行う段階段階が困難であるため、工務店の資金滞りを支援する必要がある。そこで、「ひょうご木のすまい建築市場協議会」等の会員工務店を、林業・木材産業改善資金の対象とし、初期必要経費を貸し付けることができるようにする必要がある。	林業・木材産業改善資金助成法	本制度は、林業・木材産業改善資金助成法に基づき、林業・木材産業の経営改善に必要な資金を都道府県が無利子で貸し付けるものである。	3		本資金は、林業・木材産業における新たな経営改善の取組みのために必要な施設の改善等に必要経費を無利子で貸し付けるものであり、提案事項の内容のような労賃、資材購入費等の運転資金を対象とすることは不適当である。 また、本資金の林業以外の貸付対象については、専ら木材を取り扱い、林業と密接不可分の関係を持つ木材製造業、木材卸売業及び木材市場等に限定しているが、これは、これらの業種に集中的に資金を貸し付けることにより、外材に対抗し得る低価格で高品質な木材を安定的に供給できる体制を早期に整備することを狙いとされていることによるものである。したがって、貸付対象の拡大は不適当である。 なお、木材製造業、木材卸売業及び木材市場等は、我が国林業から産出される良木の流通やその加工及び加工品の流通を担い専ら木材を取扱うものとして、林業と密接不可分の関係を持つものである。一方、工務店(住宅建築業)は、これらの過程を経た製材店や合板など木材加工品を利用して住宅を造る産業であり、また、専ら木材を取扱うものではないことから、林業と密接不可分の関係を持つものとは言い難い。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3		具体的事業の実施内容及び提案理由によれば、兵庫県が提案しているのは、工務店(住宅建築業)に対する無利子の運転資金の貸し付けを林業・木材産業改善資金の貸付対象に追加することである。 本資金は、林業・木材産業における新たな経営改善の取組みのために必要な施設の改善等に必要経費を無利子で貸し付けるものであり、提案事項の内容のような労賃、資材購入費等の運転資金を対象とすることは不適当である。 また、本資金の林業以外の貸付対象については、専ら木材を取り扱い、林業と密接不可分の関係を持つ木材製造業、木材卸売業及び木材市場等に限定しているが、これは、これらの業種に集中的に資金を貸し付けることにより、外材に対抗し得る低価格で高品質な木材を安定的に供給できる体制を早期に整備することを狙いとされていることによるものである。したがって、貸付対象の拡大は本資金の趣旨から見て不適当である。 なお、木材製造業、木材卸売業及び木材市場等は、我が国林業から産出される良木の流通やその加工及び加工品の流通を担い専ら木材を取扱うものとして、林業と密接不可分の関係を持つものである。一方、工務店(住宅建築業)は、これらの過程を経た製材店や合板など木材加工品を利用して住宅を造る産業であり、また、専ら木材を取扱うものではないことから、林業と密接不可分の関係を持つものとは言い難い。
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149020	102450	国庫補助事業の採択要件の緩和	国庫補助事業の中で、例えば、林野庁所管の「木造公共施設整備事業」では、公共施設を木造化することによって、学校に隣接した施設であること、先駆性のある木造施設であること等の規制があることから、地域の実情に合わせ、これらの規制を緩和することにより、木造化を推進する。	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年、翌年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における雇用の場が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。	木造公共施設整備事業においては、展示効果が高く波及効果の期待できる公共施設等を地域材を用いて整備することを支援している。	3		本事業では、展示効果や波及効果の高い施設を地域材を用いて整備することにより、その施設の利用者に施設の使用を通して木の良さ等の理解を促すものとしている。このため、住宅や他の公共施設等への地域材利用を促進するという波及効果の発現を目的としていることから、対象施設には一定の要件を必要とするものである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3		愛媛県が提案しているのは「木造公共施設整備事業」において、当該施設の要件を、地域の実情に合わせて緩和することにより木造化を推進することである。 当該提案の趣旨を踏まえれば、対象施設を拡大することと考えられるが、木造化の推進に資するためには、本事業で整備する施設の使用を通して木の良さ等の理解を促す効果の高い施設を整備するのが効果的と考えられることから、一定の要件を必要とするものである。	
香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018020	102460	地域定着種であるタケノコメバルの資源増大技術開発事業の採択要件の緩和	水産増養殖等振興対策費補助金(水産資源増殖ブランド・ニッポン推進対策事業)の採択基準において、「複数県にまたがる広域での資源増殖となるものを優先する」に、「県単独での地域定着種の資源増殖によるしみの振興・活性化を図るもの」を追加。	資源が著しく減少し、幻の魚となっているタケノコメバルについて、種苗放流による資源増大を図るため、放流技術開発試験を実施する。	当該対象地域、とりわけ島しょ部においては、人工の減少や高齢化が一段と急進に進展し地域経済の活性化を実現することが喫緊の課題となっている。そのための施策の一つとして、地域に定着して生息していたが現在は資源の悪化しているタケノコメバルについて、種苗放流により漁獲の増加を図り、地域における水産物の目玉として利用することで、地域経済の活性化につなげるため、「複数県にまたがる広域での資源増殖となるものを優先する」から「県単独での地域定着種の資源増殖によるしみの振興・活性化を図るもの」に緩和することが必要である。	水産増養殖等振興対策事業の運用について(平成10年4月8日 水産庁長官通知)第4-1環境調和型の栽培漁業技術開発事業において、既に「各地域の実態に即した環境調和型栽培漁業の推進のため、より効果的な放流手法の開発」等を事業内容としている。	「水産増養殖等振興対策事業の運用について(平成10年4月8日 水産庁長官通知)第4-1環境調和型の栽培漁業技術開発事業において、既に「各地域の実態に即した環境調和型栽培漁業の推進のため、より効果的な放流手法の開発」等を事業内容としている。	5		「水産増養殖等振興対策事業の運用について(平成10年4月8日 水産庁長官通知)第4-1環境調和型の栽培漁業技術開発事業において、既に「各地域の実態に即した環境調和型栽培漁業の推進のため、より効果的な放流手法の開発」等を事業内容としている。	要件緩和できないか検討されたい。	5		当該事業については、提案にあるような採択基準を通過等に設けていない。現に、香川県のタケノコメバルについて、平成15年度に予算措置済みであり、平成16年度においても継続して措置予定である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018030	102470	ブルーツーリズム推進のための漁村コミュニティ支援事業の利用条件の緩和	漁港漁村活性化支援事業費補助金のうち漁村コミュニティ支援事業の実施期間を「単年度」から「3年」に緩和。	島しょ部の活性化に向け、ブルーツーリズムを推進するため、観光客を始めとした都市からの島しょ部の漁村への交流の促進に向けた交流イベントの開催や普及啓発等の取り組みを実施する。	漁村コミュニティ支援事業は、都市と漁村の交流に向けた子どもたちの海辺体験交流への支援などで大きな成果をあげている。 本地域とりわけ島しょ部においては、過疎化高齢化などの急激な進行により地域活力が低下しているという地域の実情から、半年度の補助事業の成果が、次年度以降の活動に結び付かないことが危惧されるため、地域の自発的自主的な取り組みに結び付くよう、事業期間を3年とすることが必要である。	漁村活性化推進事業等の運用について(平成14年3月29日 水産庁漁港漁場整備部長通知)	5		本事業は、地域が新たに実施する都市漁村交流に関する事業を支援し、都市と漁村の共生対流による地域の活性化の推進を目的としている。 事業の採択にあたっては、都市漁村交流に関する事業であり、住民参画、新規性、継続性及び波及性等を採択要件としている。	本事業は、都市漁村交流に関する事業であり、住民参画、新規性、継続性及び波及性等を有していることが採択要件となっている。 一方、「都市と漁村の交流」は、水産基本計画にも示されているとあり重要な事業であり、全国的に推進する意義がある。 具体的には、平成16年度事業における優先順位は、下記のとおりとなっている。 1 前漁村コミュニティ基金整備事業と一体的取組 2 学校関係者等(PTA、学友会、卒業生を含む)と子どもたちを対象とした漁業体験活動並びに新たな都市漁村交流活動 3 事業の一部に新規性を持たせた都市漁村交流活動 4 全くの単独継続事業(補助、非補助を問わない) このように、事業年数を1年に限定しているのではなく、各年度の予算状況及び各都道府県からの要望額により配分されている。	要件緩和できないが検討されたい。	5	当該事業については、提案にあるような事業実施期間に係る規定を推進等に設けていない。事業採択に当たっては、その他事業内容を総合的に考量し決定しているところである。	
香川県	さぬき瀬戸内再生構想	2018	2018040	102480	漁港も活用したクルージングネットワークのためのボート整備の採択要件の緩和	漁港漁村活性化対策事業費補助金の採択要件において、「漁港としての施設整備の観点からの事業効果」を「しまの振興・活性化の観点からの事業効果」に緩和。	漁業地域との交流を含めたブルーツーリズムやクルージングネットワークの構築を推進するため、観光客等の島しょ部への交通手段を確保するための必要な施設として、漁港での簡易な係留施設(ボートン)を整備する。	当該対象地域とりわけ島しょ部においては、人口の減少や高齢化が一段と急速に進展し地域経済の活性化を実現することが喫緊の課題となっている。 そのための施策の一つとして、ブルーツーリズムを推進しており、クルージングネットワークの構築に取り組んでいる。 観光客等の島しょ部への交通手段を確保するため、漁港での簡易な係留施設(ボートン)が不可欠であるが、島しょ部であり、採択基準を「漁港としての事業効果」から、「地域活性化としての事業効果」に緩和することが必要である。	漁港漁村活性化対策事業の運用について(平成12年3月24日 水産庁長官通知)	5	本事業は、都市部に比べて高齢化の進行が著しく、生活基盤の整備水準も低い漁村において、生活環境の改善を図り、安心して暮らせる生活基盤の整備を推進するとともに、地域資源を活用した都市との交流の促進、就業機会の創出等による漁村の活性化を図るため、漁港の高度利用に資する施設、高齢者・地域資源利活用等に資する施設を整備するものである。本事業の採択にあたっては、原則として漁港漁場整備法に基づき指定された漁港の区域内としている。	漁港漁村活性化対策事業の実施にあたっては、ブルーツーリズムへの推進等、地域活性化としての事業効果を便益として算定することが可能となっており、公的な施設としての位置づけができるのであれば、簡易な係留施設の整備も可能である。	要件緩和できないが検討されたい。	5	当該事業については、提案にあるような「漁港としての施設整備の観点からの事業効果」のみを採択要件とする内容は、推進等に設けていない。事業採択に当たっては、その他の事業内容を総合的に考量し決定しているところである。		
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065040	102490	企業による港湾、漁港用地の利用	・港湾、漁港用地内に企業の海洋研究施設の設置を認めて欲しい。	・海洋研究に便利な港湾、漁港用地に企業の研究施設を設置し、国の研究機関や大学に貸し出したり、委託研究を行う。	・港湾、漁港用地の利用は様々な制限があり利用が促進されていない。海洋研究の行いやすい環境をハード・ソフト両面で整え、交流人口の拡大を図る。また、研究の成果は水産振興にもつながる。	「漁港施設用地(公共施設用地に限る。)」の取扱いについて(昭和33年12月3日付け33水産第6563号水産庁長官通知)	3.5		漁港施設用地には、補助用地と地方単独用地等があるが、補助用地については「漁港施設用地(公共施設用地に限る。)」の取扱いについて(昭和33年12月3日付け33水産第6563号水産庁長官通知)により、補助金の交付の対象とする漁港施設用地(公共施設用地に限る。))は、地方公共団体又は水産業協同組合が管理する漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地に係るものとされている。	漁港区域内の地方単独用地については対応可能である。補助用地については、補助金の交付の目的以外の用地の利用になることから、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条の目的外使用の承認を受ければ制度上は対応可能である。	要件緩和できないが検討されたい。	3.5	「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律(昭和30年法律第179号)第2条の目的外使用(昭和30年法律第179号)第2条の目的外使用の承認を受ければ制度上は対応可能である。	
兵庫県	地産地消推進地区づくり構想(西播磨食と悠の郷構想)	2115	2115010	102500	国の補助金で整備した漁港施設用地の利用要件の改善	国の補助金で整備した漁港施設用地(公共施設用地に限る。))の利用に係る規定を改正し、漁業経営体(個人の集まり、青年部等)による漁業用施設等(カキ加工場、水産物直売所等)の整備ができるよう要件を改善する。	漁港での漁業経営体による漁業用施設等整備(カキ加工場、水産物直売所等)	現行では国の補助金で整備した漁港施設用地の利用要件が定められており、地方公共団体及び漁業協同組合以外の者が施設整備をすることができない。そこで、漁港施設用地の利用に係る規定を改正し、利用要件を緩和する。	「漁港施設用地(公共施設用地に限る。)」の取扱いについて(昭和33年12月3日付け33水産第6563号水産庁長官通知)	3.5		漁港施設用地には、補助用地と地方単独用地等があるが、補助用地については「漁港施設用地(公共施設用地に限る。)」の取扱いについて(昭和33年12月3日付け33水産第6563号水産庁長官通知)により、補助金の交付の対象とする漁港施設用地(公共施設用地に限る。))は、地方公共団体又は水産業協同組合が管理する漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地に係るものとされている。	今回の提案は、事業主体を地方公共団体又は水産業協同組合以外の漁業経営体又は漁業経営体の組織する集団に拡大することを要望したものであるため、以下の点について、回答されたい。 事業主体の拡大を不可とするものか、その理由はなにか。 既に実現が可能」とされているが、地方公共団体、水産業協同組合以外の者を事業主体とする目的外使用の承認申請をした場合に承認が可能か。 また、承認を受けた場合に補助金の返還が必要か。	3.5	1 国の補助の対象となり得る漁港施設用地は、漁港漁場整備関係法(漁港漁場整備法施行令第4条等)上、公共施設用地に限定されている。 2 民間の主体が自ら占有して使用するための施設は、公共施設に該当しないため、補助の対象とはなり得ない。 3 したがって、国の補助の対象となった漁港施設用地にこのような施設を整備しようとする場合には、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条の承認を要する。 4 この承認については、個別に審査を行い、その可否を判断することとなる。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
兵庫県	但馬の沖合漁業いきいきプラン	2116	2116010	102510	沖合漁業に係る「漁業経営構造改善事業」の補助要件の改善	漁業経営構造改善事業に係る規定を改正し、受益者の過半数が沿岸漁業である場合、沖合漁業を含めた共同利用施設等の整備を補助対象として認める。	沖合漁業を含めた共同利用施設等の整備	現行では漁業経営構造改善事業に係る運用通知で採択基準が定められているが、沖合漁業の共同利用施設については、現地的に整備するものであって関係府県の同意が得られる場合、沖合漁業を含めた共同利用施設等の整備を補助対象と認めたい。そこで、漁業経営構造改善事業の運用に係る規定を改正し、補助対象となる沖合漁業の範囲を拡大する必要がある。	漁業経営構造改善事業の運用について(平成12年3月24日付け12水指第208号水産庁長官通知)	・受益者 沿岸漁業並びにその漁場及び従業者の住所等その場場・経歴等がその地域の沿岸漁業と同様であり、沿岸漁業と一体をなして構造改善を促進する必要があると認められる10トン以上20トン未満の動力漁船を利用して行う漁業に従事する者。 ただし、持続的漁業生産環境整備事業のうち広域資源回復事業、漁業近代化推進施設整備事業及び水産物流通高度化事業のうち流通等改善事業については、我が国独自の経済水域内を主漁場とする事業に従事する者を受益の対象とすることが出来る。 また、漁業経営・担い手対策事業のうち認定漁業支援事業については、我が国独自の経済水域内を主漁場とする沖合漁船が利用する施設についても一定の条件下補助の対象とする。	5		本事業は零細な沿岸漁業の合理化、近代化を図り、持続的な漁業生産体制を構築するための共同利用施設等の整備を行う事業である。 一方、沖合漁業については、企業的に進められている漁業であり、これらの漁業に係る合理化、近代化の施設整備については、基本的に融資により対応している。 しかしながら、本事業の趣旨である持続的な漁業生産体制の構築に必要と考えられる漁業協同組合の合併の促進や認定漁協の育成の観点から支援が必要と思われる漁業については、沖合漁業者も含め平成12年度から事業の対象としているところである。	提案の趣旨を踏まえて検討できない。	5	本事業の趣旨を踏まえ、漁業協同組合の合併の促進や認定漁協の育成の観点から支援が必要と思われる事業種目については、沖合漁業者も含めて事業を行っている。	
富岡町	「原子力との共生」電力生産地と消費地との恒常的役割の付加	1153	1153010	102520	原子力との共生	国の電力生産地に対する中央との共生の支援	原子力立地との共生共栄を図り、原子力政策の円滑な相互理解の醸成			6		当該事業の実施は資源エネルギー庁であるため。					
飯山市	地域の宝を活かす賑わい創出・旅産業おこし	1311	1311080	102530	農産物直売のための空店舗活用	・地元農産物を地元で売る、「地産・地消」のしくみとして、中心商店街などの空店舗を活用して農産物直売所を整備するための支援をお願いしたい。	・中心商店街の空洞化による空店舗を農産物直売所としてリニューアルするための取得費・改装費・運転資金を実施者に支援したい。	・中心商店街の空洞化による空店舗の活用及び地元農産物の地元での販売を可能とするため空店舗を農産物直売所とするための取得費・改装費・運転資金を実施者への支援策をお願いしたい。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領	3,5		本事業においては、農林水産物直売施設を助成対象施設としている。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにしたい。			新山村振興等農林漁業特別対策事業については、平成13年度補正予算より、地方分権の着実な推進を図る観点から、都道府県が自らの裁量により地区別に予算の配分を行う統合補助事業としたことであり、国が認定した地域再生計画に位置づけられていることをもって特定の地域に集中して行うことは適当でないと考える。	
福岡市	ロボット共存都市・福岡	2080	2080010	102540	ロボット関連施策に係る実証実験の福岡市における実証実施	次世代ロボットビジョン懇談会(経済産業省)において、ロボットの普及促進(技術標準、保険制度等)、環境整備(エネルギー供給、通信環境等)を検討・提言。提言に基づき展開される施策(エネルギー供給環境、通信供給環境整備など)のテストフィールド(試行場所)として本市域を活用。また、ネットワークロボット(総務省)、防災ロボット研究開発(消防庁)など複数の省庁で研究開発される各ロボットの検証実験の場として、本市域を活用。	ロボット関連施策及び研究開発は現在、各都道府県に個別実施されているが、いずれにおいても、社会普及の前提として実証実験が必要とされ、同フィールド(環境)での実験は重要であり、「ロボット開発・実証実験特区」の認定に加え、情報関連産業、大学等の集積など、ロボット研究開発に高いポテンシャル、モチベーションを有する本市域にてこれら実証実験を集中展開する意義は大きい。また、実験の結果取り纏められる各種基準は世界初のものとなる。これらは、「博多スタンダード」として世界中へ広まり、もって、本市におけるロボット研究開発拠点形成や新産業の創出が促進される。	6. 担当でない	6	要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため							
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064010	102550	1歩行文化の確立の社会実験に対する支援 歩く道を媒介に地域・広域連携と場の場や情報の連など古道の復活歩行を行う。 エコツーリズム、ウォーキング効果の研究、環境保護歩道の整備を行う。 歩くことで切れぬ子どもを育成する ともに正しい身体能力と知的能力のバランスによる真の道徳教育を行う。 歩くことで健康長寿の増加、病気を人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化を図る。 農村部歩行で森林浴と森林環境保全と連携を図り、自然キャンプ、グリーンツーリズム等を推進する。 歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流を行う。 歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道を探る。	各都道府県の政策連携による相乗効果を実現から社会実験を行うことを提案する。(掛川市の運動をベースに) 国土交通省・歩く道を媒介に地域・広域連携、自治体・公園や河川堤防のコースを設定・国土総合計画行政 環境省・日本ウォーキング協会の所管省庁、エコツーリズム、ウォーク効果の研究、環境保護歩道整備行政 文科省・切れぬ子ども育成、北京大学と国際二部専修会強化、体育館等の行政 厚生労働省・健康長寿の増加、病気を人の減少、健康保険・介護保険財政の健全化 農林水産省・食(米)と農(茶)の文化、和食風土産業、クワンガルトン普及、農林行政 経済産業省・歩くまちづくり、中心市街地活性化、都市と農村の交流 総務省・歴史古道を媒介とし市町村の連携支援、地域自立の道・自治体行政	日本救済運動として、全市内、全市民、廻り歩きの歩行を行う。	生涯学習、地域学習、地域振興、経済活性化、健康増進などの複合的課題に対し、支援策を集中していただきたい。	市民農園整備促進法	市民農園整備促進法は、都市住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を定めたものである。	5		「クワンガルトンの普及」に当たっては、市民農園整備促進法を活用し、滞在型市民農園等の整備を適正かつ円滑に進めることが可能である。 また、滞在型市民農園の整備については、「やすらぎ空間整備事業」で対応可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにしたい。		施策の実施に当たっては、具体的な提案内容を詳細に把握した上で対応する必要があるが、今後、地域再生計画が認定された地域で事業が実施できるよう検討していきたい。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
掛川市	日本救済運動という名の地方都市経営構想	1064	1064020	102560	2. 20世紀の早く、安く、便利に、効率よくの全盛からスローなものを見直すスローライフの価値観を広める一環として、スローフードである和食文化の振興を強力に進める	和食文化の振興施策の展開と全国的普及を目指す取り組みに対する支援を提案する。	日本救済運動として、スローフードと和食文化の振興、お米とお茶の消費拡大運動を行う。	農水省に和食を振興する部局を設け、全国的施策の展開を行うとともに、本市で行う啓発的なイベントに対する支援をしていただきたい。	総合食料対策事業関係補助金交付要綱 地域米消費拡大対策事業費交付金交付要綱 生産振興総合対策事業実施要綱	農林水産省では、食育推進のための食育促進全国活動推進事業及び食育実践地域活動支援事業を実施している。米の消費拡大については、米を主食とする日本型食生活の確立を図るため、テレビの有効活用によるこはん食健康情報提供、日本医師会等医療関係者等との連携による日本型食生活の再認識、普及の促進、米食育学校給食や福祉体験学習等を通じた食育の推進などの取組を行っている。この一環として、地方公共団体が行う米販給食推進事業についての支援を実施している。また、NPOや消費者団体等が行う米の消費拡大活動に対しても公募・支援を行っている。茶については、生産振興総合対策事業のうちブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業において財政支援が可能である。	5		農林水産省では、昭和50年代に形成されたいわゆる「日本型食生活」において栄養バランスや食料自給率が現在より望ましい水準にあったことも踏まえ、食生活のあり方に関する普及・啓発を進めていくことが重要であると考えている。具体的には、食育促進全国活動推進事業及び食育実践地域活動支援事業において、全国段階の取組として、「食を考える国民会議」の充実・強化、毎年1月の「食を考える月間」における様々な場での取組の推進と、地域段階の取組として、食育推進ボランティアによる地域の実態に対応した食育活動の展開、地場農産物を使った学校給食を活用した学習等の推進等の取組を行っている。米については地域米消費拡大対策事業費交付金交付要綱の米販給食支援事業の範囲内で市町村の取組について、また、同要綱のこはん食育推進活動支援事業の範囲内でNPOや消費者団体等の米の消費拡大に向けた取組について支援可能である。茶については生産振興総合対策事業のうちブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業の地区推進事業において、地域の農産物の普及活動及び情報提供等を目的とした事業が予算の範囲内で実施可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	5		農林水産省では、昭和50年代に形成されたいわゆる「日本型食生活」において栄養バランスや食料自給率が現在より望ましい水準にあったことも踏まえ、食生活のあり方に関する普及・啓発を進めていくことが重要であると考えている。具体的には、食育促進全国活動推進事業及び食育実践地域活動支援事業において、全国段階の取組として、「食を考える国民会議」の充実・強化、毎年1月の「食を考える月間」における様々な場での取組の推進と、地域段階の取組として、食育推進ボランティアによる地域の実態に対応した食育活動の展開、地場農産物を使った学校給食を活用した学習等の推進等の取組を行っている。米については地域米消費拡大対策事業費交付金交付要綱の米販給食支援事業の範囲内で市町村の取組について、また、同要綱のこはん食育推進活動支援事業の範囲内でNPOや消費者団体等の米の消費拡大に向けた取組について支援可能である。茶については生産振興総合対策事業のうちブランド・ニッポン農産物供給体制確立事業の地区推進事業において、地域の農産物の普及活動及び情報提供等を目的とした事業が予算の範囲内で実施可能である。
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174010	102570	研究開発の活発化	科学技術振興対策事業等を利用した研究開発促進。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	全体の構想を実現するために必要な調査・研究を推進し、実施可能性を探るとともに、知的財産の創出、管理等に活用する	大学と企業、市民が連携して研究開発を進めることが出来る体制作りを行うため。	6. 担当でない		6	要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため					
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174030	102580	新規事業の創出	地域経済新生対策事業等を利用した新規事業への資金確保。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。	6. 担当でない		6	要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため					
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174040	102590	新規事業の創出	地域資源活用促進事業等を利用した資金調達。なお、委員会直入などフレキシブルな財政措置を講ずる様、要望する。	地域の有機物原料を活用した新事業を創出するために必要な資金の確保、設備の構築。	バイオ資材研究成果を活用した新産業・新規事業の創出を行うため。	6. 担当でない		6	要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため(要望が上記と同じ)					
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303050	102600	科学技術予算の重点投入	「東京圏におけるゲノム科学の国際拠点形成」(都市再生プロジェクト)の実現のため、対象地域である、かずさ、千葉、柏・東葛地域において取り組むこととしている健康科学分野の産業化を目指したゲノム研究開発に関する関連予算を重点的投資。	都市再生プロジェクトを実現するため、かずさ地域において、かずさDNA研究所や生物遺伝資源保存施設が有する資源を基に、臨海部の企業や大学・研究機関等が共同して実施する産業化・実用化を目指した研究プロジェクトを、国の科学技術予算による重点的支援を得ながら積極的に進めていく。また、千葉地域、柏・東葛地域において、千葉大学、東京大学柏キャンパス、東京理科大学などを中心とする共同研究プロジェクトを創出していく。	我が国がゲノム科学分野で国際的に優位に立つためには、「東京圏ゲノム科学の国際拠点形成」(第四次都市再生プロジェクト)が目指しているプロジェクトの着実な進展が必要であるが、現在のところ、本ID「1」に対し、重点的に科学技術予算の措置がなされていないので、所要の措置が必要である。	・従来から、イネゲノムや昆虫テクノロジー等ライフサイエンス分野のプロジェクト研究や競争的研究資金を活用し、産学官の試験研究機関と一体的にライフサイエンス研究を推進しているところ。  ・16年度は新たに、ゲノム研究成果等を実用化・産業化に結び付ける民間との共同研究制度の創設、競争的研究資金制度の充実を行い、東京圏をはじめとする各地域の産学官連携による研究開発を一層推進。			2					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
箱王町	(仮称)エコ田園産業拠点交差点(交法)プロジェクト構想	2154	2154030	102610	省庁間の類似支援策の一元化および集中手続き、複合適用の促進	省庁間(経済産業省、農水省、林野庁等)で類似する新エネルギーに関する施策の一元化、および手続きの集中管理および複合適用による効果的に運用	町では平成16年に開設予定の舞茸生産工場より持続的に供給されるおがごを主原料にエネルギー転換を行い、電力・熱・残さの活用をはかり、バイオマスエネルギーと資源循環システムの構築を計画している。現在NEDO補助事業により事業化検討調査中である。この事業により町内資源の有効利用・資源循環、および新エネルギーによる新たなビジネス創出、地域活性化の効果が見込める。	新エネルギー事業を展開する上で、計画から事業化への過程が円滑に進まず、また新しい事例の少ないことであるだけに判断が困難な課題が多い。各都道府県の類似制度の未整理により補助対象条件が未確立であることや、手続きの煩雑さ、情報公開の低さ等、新エネルギー促進のための省庁間を超えた再整備を求める。		各都道府県、各都道府県においてそれぞれ補助事業を実施	2,3		目的の異なる補助制度をすべて統合することは困難である。しかしながら、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に活用するバイオマスタウン構想(仮称)の実現に向け、関係都道府県が一体となった支援を試行的に開始する。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	2,3		目的の異なる補助制度をすべて統合することは困難である。しかしながら、平成16年度においては、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に活用するバイオマスタウン構想(仮称)について、関係都道府県が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドウォータなどにより情報提供する。
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163030	102620	製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援	バイオマスプラスチック製品生産において自然素材(木粉、竹繊維、ケナフ繊維等)と混合し活用する可能性が高いこと、製材廃材はバイオエタノール生産の原料になること等から、製材廃材や間伐材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック製品生産での自然素材の活用を推進し、バイオマスプラスチック原料の量産化や新製品、新用途開発に繋げるとともに、木質バイオマス等の積極的な推進を図る。	製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用には、例えば、間伐促進や流通等の諸課題もあり、本支援措置により、円滑で安定的な供給・利用が可能になる。	林業生産流通総合対策事業実施要領(平成15年度竹の利用拡大に向けた支援対策)		3,5	提案事項である「製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援」については、「地域再生構想の推進事業について」別紙「第1(2)」において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、製材廃材等の木材の利用については、木質バイオマスエネルギー利用促進事業において、木質バイオマスをエネルギーとして活用するための木質バイオマスエネルギー供給施設・利用施設等の整備について支援しているところである。また、平成16年度より地方財政措置において、新たに、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に対して普通交付税が措置されることとなったところであり、対応は可能となる。 また、竹の利用については、林業・木材産業構造改革事業の中の林業経営構造改善事業等により加工施設の整備が可能となっている一方、きのこ類等特用林産物消費・流通促進事業により、竹材の利用や展開計画に係る検討会の開催についても可能であるなど、既に対応は可能である。 なお、新たに、平成16年度においては、汚染土壌の浄化能力が高い竹炭や竹繊維等竹材の新たな利用に必要な加工施設等の整備 竹材の供給元と需要者である竹材加工業者との間での竹材供給に関する情報交換等を実施するために必要な経費を政府予算案に計上したところである(竹材利用促進緊急対策事業)。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	3,5	提案事項である「製材廃材等の木材や竹繊維等の供給・利用拡大に向けた支援」については、「地域再生構想の推進事業について」別紙「第1(2)」において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、木質バイオマスをエネルギーとして活用する施設を整備することについては、事業採択要件を満たすことが必要であり、事業内容を見て判断して参りたい。 また、平成16年度より地方財政措置において、新たに、木質バイオマスエネルギー利用施設等の整備に対して普通交付税が措置されることとなったところである。この普通交付税を活用して、地方自治体が創設工夫を取り組むことにより、今後は実現が可能となる。 また、竹の利用については、当該地域再生計画が、竹材の生産量の増大と生産性の向上など、林業・木材産業構造改革事業の所要の要件を満たすものであれば、可能である。		
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163060	102630	バイオマスプラスチック製品の環境影響評価の推進	バイオマスプラスチック製品の環境負荷低減や環境保全効果に関するライフサイクルアセスメント(LCA)研究を推進し、二酸化炭素削減に関する定量的な効果の把握を推進する。	本支援措置で明らかとなる、二酸化炭素削減等に関する定量的な効果や、バイオマスプラスチック製品利用の積極的な展開・PRを図るとともに、効率的な製造・処理方法の検討を進める。	バイオマスプラスチックが既存の石油由来のプラスチックより優れている点として環境負荷の低減があるが、我が国の現状では、LCAの観点から見た定量的なデータが十分に整備されておらず、本支援措置により、これが明らかになる。		LCAによるバイオマスの地域循環利用システムの評価は、プロジェクト研究(農林水産バイオサイクリカル研究)において、国が主体的に取り組んでいるところ。(バイオマスプラスチックのみに着目した環境影響評価は計画していない)		5	引き続きプロジェクト研究で地域循環システムのLCAによる評価を推進。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	5,6		プロジェクト研究(農林水産バイオサイクリカル研究)において、家畜排せつ物等のバイオマスの地域循環利用システムのLCA評価を実施。 ただし、バイオマスプラスチックに着目したLCA評価は、独立行政法人新エネルギー・産業技術総合開発機構に既に実施されている。
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163070	102640	バイオマスプラスチック製品の社会的な利用実験に対する支援	地球温暖化防止等に繋がるバイオマスプラスチック製品について、消費者の理解を得て利用拡大を図るために行う社会実験に対し支援する。	本支援措置により、この「岡山グリーンバイオプロジェクト」で生み出されるバイオマスプラスチック製品について社会実験を行う。	社会実験には多額の経費や体制整備等が必要であり、本支援措置により、円滑かつ実効的に社会実験の実施が可能になる。		バイオマス利活用フロンティア推進事業の事業採択要件に合致すれば、バイオマスプラスチックの導入支援が可能	3,5		バイオマス利活用フロンティア推進事業の事業採択要件に合致すれば、バイオマスプラスチックの導入支援が可能	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。	3,5		補助については、事業内容が補助要件に合致すれば支援可能である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	2163	2163130	102650	バイオエタノール製造残渣のバイオマスプラスチックへの活用促進	バイオエタノール製造事業における残渣(リグニン)の活用を促すため、バイオマスプラスチックの使用可能性等を研究する。	本支援措置により、バイオエタノール製造事業における残渣の有効活用を図る。	製造残渣の有効活用を促すことはバイオエタノール生産の拡大を促進するものであり、本支援措置により、各地でのバイオエタノール生産の進展が図られる。		農林水産省においては、平成14年度より産学官連携を要件に公募型の試験研究事業「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」を実施している。	5		農林水産分野の試験研究については、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」において産学官連携を要件に公募しているところであり、これに採択されると試験研究を行うために必要な経費が助成されることとなっている。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされている。	5		本事業は、農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るために創設された競争的研究資金制度であり、研究課題を広く全国に公募する仕組みとなっており、特定の地域を対象とすることはしない。
兵庫県	地産地消推進地区づくり構想(西播磨農と森の郷構想)	2115	2115020	102660	認定農業者等への農業機械導入・施設整備に係る予算の集中	生産振興総合対策事業実施要綱に係る規定を改正し、認定農業者等(認定農業者に準ずる担い手農業者を含む。)を補助対象の事業主体とするとともに、採択要件(面積等)を大幅に緩和の上、農業機械導入・施設整備に係る予算を集中する。	認定農業者等による農業機械導入、施設整備	現行では要綱の規定で事業主体が定められているが、認定事業者等の個人が事業主体となっており、認定農業者等の育成に支障がある。安価な輸入農産物に対抗するためにも、農業予算を認定農業者等の経営基盤の確立に予算を集中する必要がある。そこで、要綱の規定を改正し、認定農業者等を補助対象の事業実施主体とするとともに、採択要件(面積等)を大幅に緩和の上、農業機械導入・施設整備に係る予算を集中する必要がある。	生産振興総合対策事業実施要綱(平成14年4月1日付け13生産第10198号農林水産事務次官依命通知)	3,5		農業関係の補助事業は認定農業者等を補助対象として担い手への重点化を図っており、生産振興総合対策事業においても認定農業者の割合が一定以上の地区において事業を実施している。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされている。	3,5		事業採択に当たっては、予算の効率的な執行を図る観点から、客観的な指標に基づいて事業実施地区を選定し、事業効果の高い地区から順に採択することとしている。	
岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	2163	2163040	102670	バイオマスプラスチック原料等の生産プラント建設等に対する支援	バイオマスプラスチック原料やバイオエタノールの生産プラント建設等に対し支援(補助、政策金融等)を行う。	本支援措置により、バイオマスプラスチック原料等を生産する企業がプラント建設等を進める。	高度なバイオ技術を駆使する分野で企業がプラント建設等を行うには多大な経費を要し、本支援措置により、グリーンバイオの核となるプラントの建設等を進めることができる。	バイオマス利活用フロンティア整備事業において、バイオプラスチック原料生産プラントやバイオエタノール生産プラントの整備が可能である。	2/3,5	バイオマスプラスチック	バイオマスプラスチック・バイオマス生産創造構想事業により、バイオマスプラスチック製造技術の実証施設の整備に対する支援が16年度より可能となる予定である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされている。	2, 3/3,5	バイオマスプラスチック	プラスチックまたはエタノールの生産施設の補助については、補助要件に合致すれば支援が可能である。	
岡山県	岡山グリーンバイオ・プロジェクト	2163	2163050	102680	バイオマスプラスチックの製品・技術開発等に対する支援	バイオマスプラスチックの原料となるプラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能性向上に係る研究開発、他の自然素材(木粉、竹繊維、ケナシ繊維等)を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などに対し支援(補助、政策金融等)を行う。	本支援措置により、「岡山グリーンバイオ研究会」や国の研究機関等が連携・協力を図りながら、プラン等の詳細な物性に係る調査・研究や機能性向上に係る研究開発、他の自然素材を活かした製品開発、バイオマスプラスチック原料の効率的な高度生産技術開発に係る研究などを積極的に推進する。	高度なバイオ技術等を駆使するグリーンバイオの分野での研究開発には、多額の経費と知見等を必要とし、本支援措置により、各種研究開発を積極的に推進することができる。	バイオマスプラスチックの原料に関する研究開発は、プロジェクト研究(農林水産バイオサイクル研究)において国が主体的に取り組んでいるところ。また、バイオマスプラスチック(ポリ乳酸)の製造コスト削減に向けた技術開発はモデル事業で新たに取り組む予定。	5		引き続きプロジェクト研究で原料に関する研究開発に取り組むとともに、モデル事業によりコスト削減に取り組む。	補助金限度額の引き上げ等要望内容は実現できるか、確認された。	5		プロジェクト研究(農林水産バイオサイクル研究)で原料に関する研究開発に取り組むとともに、モデル事業によりコスト削減に取り組む。また、地域の研究機関が取り組む場合には、「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」等提案公募型の競争的研究資金制度を活用することが可能。	
財団法人本庄国際リサーチパーク研究推進機構/学校法人早稲田大学	エコユーザーの育成と参加を通じた「自律・循環」の地域づくり	3043	3043020	102690	バイオエタノールの製造・利用等に関する研究開発補助金の統合化	【バイオエタノール】 バイオエタノール及びバイオエタノール混合燃料の製造・利用等に関する各種研究開発補助金の統合化 バイオマス由来の「エコ燃料」(バイオエタノールとその混合燃料)の現行製造への利用拡大に際しては、生産・製造技術や保管・貯蔵技術の確立(経済性の確保等)、機器使用部品の耐用性や安全性等の技術的開発、検証と課題解決のほか、エコ燃料の普及促進に向けた組織体制の構築及び維持・運営、利用促進のための人材育成等が必要とされることから、各種の研究開発補助金の統合化や各種普及施設等の関連施設を集中した支援措置により、円滑な実証実験の実施とこれによる普及拡大の迅速化を期待することができる。	バイオマス由来のバイオエタノールを既存のガソリンや重油等に混入して製造する「エコ燃料」を、本庄地域内において実用・実機に導入し実際に活用することにより、原料バイオマスの確保から収集・運搬、生産プロセス技術、保管・貯蔵技術、供給インフラ整備、利用対象機器の整備、アフターケアなど、「エコ燃料」の普及を促進し社会システムに定着させていくための総合的な実証研究を実施する。	バイオエタノール等のエコ燃料の開発・利用に関する現行の研究開発補助金は、制度上、原料バイオマスの種類や、技術開発及び普及促進などの対象事業別に区分された利用条件が設定されているが、本プロジェクトでは、本庄地域をフィールドとして、各種原料資源によるバイオエタノールの生産から普及促進に向けた組織体制の構築及び維持・運営等によるエネルギーシステムの実証実験を計画していることから、各種研究開発補助金の統合により関連施策を集中した支援措置を受けることによって、当該実証実験の円滑な実施とこれによるエコ燃料の普及拡大が図られるものと期待される。	バイオエタノールの利用については、そのあり方を含め、現在関係省において連携を図りながら検討を進めており、その実証・研究開発についても各省連携の下進められている。なお農林水産省においてバイオエタノール製造に係る研究開発は、プロジェクト研究(地球温暖化が農林水産等に与える影響の評価及び対策技術の開発)において国が主体的に取り組んでいるところ。	3,5		目的の真なる支援制度を統合することは困難である。しかしながら、バイオエタノールの利用については、そのあり方を含め、現在関係省において連携を図りながら検討を進めており、その実証・研究開発についても各省連携の下進められている。なお農林水産省においては、提案公募型の研究資金を有意意しているほか、未利用バイオマスのエネルギー等燃料向けへの利用についての地域モデル実証を16年度から行う事としている。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされている。	2, 3		16年度においては、バイオエタノールの利用については、そのあり方を含め、関係省において連携を図りながら検討を進めるとともに、その技術開発等に対する支援や、未利用バイオマスのエネルギー等燃料向けへの利用についての地域モデル実証を実施する。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
茨城県	霞ヶ浦レイクツーリズム推進プロジェクト	1273	1273080	102700	交流情報発信拠点の整備	道の駅等の制度を活用した地域振興拠点施設の整備への支援	圏央道江戸崎IC(仮称)周辺地区等において、地域の特産品販売や加工体験、総合的な観光PR等の機能をもつ広域的な交流情報発信拠点の整備を図る。	地域の情報発信を効果的に行うため、本地域の交通の要衝となる箇所において、道の駅関連の制度を活用して、交流情報発信拠点整備を検討している。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領	本事業においては、農林水産物直売・食材供給施設、地域資源活用総合交流促進施設等を助成対象としている。	5		本事業においては、道の駅の一部として、農林水産物直売・食材供給施設及び農林水産物等の加工体験を行うための地域資源活用総合交流促進施設を整備することは可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。			新山村振興等農林漁業特別対策事業については、平成13年度補正予算より、地方分権の着実な推進を図る観点から、都道府県が自らの裁量により地区別に予算の配分を行う総合補助事業としたところであり、国が認定した地域再生計画に位置づけられていることをもって特定の地域に集中して行うことは適当でないと考える。
茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	1280	1280050	102710	交流施設のバリアフリー化の推進	・農林水産省の施策で整備する体験交流施設に併せて、他省の施策も実施し、施設のバリアフリー化を推進する。	・身障者にとって比較的体験しにくい農産物の収穫体験等ができるように、施設のバリアフリー化を進める。	・交流施設のバリアフリー化を進めるため、農林水産省の施策で体験交流施設等を整備する際、他省庁の施策も集中して実施する。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領	本事業においては、地域資源活用総合交流促進施設等を助成対象としている。	5		本事業においては、地域資源活用総合交流促進施設等を整備するときに、当該施設をバリアフリー化することは可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。			新山村振興等農林漁業特別対策事業については、平成13年度補正予算より、地方分権の着実な推進を図る観点から、都道府県が自らの裁量により地区別に予算の配分を行う総合補助事業としたところであり、国が認定した地域再生計画に位置づけられていることをもって特定の地域に集中して行うことは適当でないと考える。
千葉県	「安房自然学校」の推進構想	1305	1305010	102720	補助事業の統合(パッケージ化)	次のような補助事業(例示)のパッケージ化を図り、総合的、一体的な事業実施を可能にする。 (国土交通省関連) 都市地方連携型地域再生プロジェクト推進事業 (農林水産省関連) 新グリーン・ツーリズム総合推進対策のうち地域連携システム整備事業、やすらぎ空間整備事業 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業 (文部科学省関連) 青少年長期自然体験活動推進事業 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業 等	安房地域全域を対象に案内標識の整備、道の駅の活用・連携、体験交流施設の整備、インストラクターの養成、など広域的、一体的に取り組むことにより、自然体験型観光の一大ゾーン形成促進を図るとともに、ふるさと空間づくりの推進を総合的に進め、交流人口の恒常的な拡大、観光産業の発展、ひいては地域経済の活性化及び雇用創出を図る。 道の駅の活用・連携 (国土交通省) 都市地方連携型地域再生プロジェクト推進事業 体験交流施設の整備 (農林水産省) 地域連携システム整備事業 インストラクターの養成 (農林水産省) 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業 (文部科学省) 青少年長期自然体験活動推進事業 省庁連携子ども体験型環境学習推進事業	安房地域では、現在、市町村合併の協議が進められており、広域的、総合的な取組と展開が必要となっている。また、補助事業は個々独立しているため、同様な補助対象要件(協議会の設置や計画づくり等)が求められている場合にも、個々に対応していかなければならない。	地域連携システム整備事業実施要領 やすらぎ空間整備事業実施要領 子どもたちの農業・農村体験学習推進事業実施要領	地方自治体、特定非営利法人、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参加して、地位の農林水産資源の再評価等を行うワークショップ活動等の協力的な取組により、ご当地民を受け入れる地域連携システムを整備する。 農山漁村の地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する。 子どもたちが農業・農村に興味を感じる機会を充実するための学校内外における体験学習の受入体制を整備する。	5		現在、「文部科学省・農林水産省連携協議会」などにおいて、各省の連携を図っているが、今後も事業実施にあたっては、各都道府県の更なる連携・調整に努めて参りたい	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。		施策の実施に当たっては、具体的な提案内容を詳細に把握した上で対応する必要があるが、今後、地域再生計画が認定された地域で事業が実施できるよう検討していきたい。	
菊池市	いってみたい農山村・やってみよう農山村	2128	2128020	102730	教育、福祉、医療、環境、農林業の特色を越え生活者の視点に立った食育の推進	各種施策の策定中；各都道府県で行われている食育推進施策(ソフト面)を、効率的かつ一元的に地域と連携しながら、その地域に集中して行われたい。	食育の推進は、関係者(関係者)が行う消費者教育、食育理解の活動、啓蒙を積極的に支援する。特に消費者教育については、地域及びその周辺にあるスーパー、農産店、農産物直売所、飲食店、学校、病院、福祉施設、公民館などにご協力をいただくことにより、安全で安心できる地域農産物の購買が自分たちの地域・環境・食を守るといった観点から、その購買意欲の向上(意識改革)を図る手立てをあらゆる面から重点的かつ積極的に進めることとする。生活者の視点に立った食育の推進は、効果的に農山村や農山村への関心の高まりにつながり、このことが、多様な農業経営体の育成にも大きく作用することとなる。	この提案のねらいは、農外からやる気のある多様な人材をより多く確保、吸引し、その個人力を最大限生かすことである。食と農業は、市民生活のために、何をやるべきかということより多くの消費者に考える機会を与える必要がある。そのためには、関係者(関係者)の知恵を生かすことが必要である。そのためには、関係者(関係者)の知恵を生かすことが必要である。そのためには、関係者(関係者)の知恵を生かすことが必要である。	農林水産省では、食育推進のための食育実践地域活動支援事業を実施している。	5		食育の推進に当たっては、関係府省が連携を図りつつ国が一体となって推進しているところ。地方における食育活動支援としては、食育実践地域活動支援事業において、栄養、衛生、調理、食品製造、生産、教育などの知見を有する全国約3万人の食育推進ボランティアによる啓発活動への支援、学校給食や総合的な学習の時間を活用して、地域食材や食文化等に対する関心を高めるための取組、地域食材を通じて消費者と生産者との情報交流を促す地産地消の推進等の多様な活動への支援を総合的に展開している。また、事業の実施に当たっては、各地域での関心が高いことを踏まえ、事業の効率性や波及効果などを総合的に勘案の上、補助の対象地域を決定し、その地域に集中して支援することとしている。			食育の推進に当たっては、関係府省が連携を図りつつ国が一体となって推進しているところ。地方における食育活動支援としては、食育実践地域活動支援事業において、栄養、衛生、調理、食品製造、生産、教育などの知見を有する全国約3万人の食育推進ボランティアによる啓発活動への支援、学校給食や総合的な学習の時間を活用して、地域食材や食文化等に対する関心を高めるための取組、地域食材を通じて消費者と生産者との情報交流を促す地産地消の推進等の多様な活動への支援を総合的に展開している。また、事業の実施に当たっては、各地域での関心が高いことを踏まえ、事業の効率性や波及効果などを総合的に勘案の上、補助の対象地域を決定し、その地域に集中して支援することとしている。		



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
岐阜県	情報技術の活用による新しい観光産業の創出	1162	1162020	102770	地域インフラ整備関連補助金の統合化	本再生構想は、情報技術により観光資源と農業の融合化による産業構造の改革と地域経済の活性化を目指すものであるため、その観点から世帯を主体とする地域情報基盤整備と農村の情報基盤整備は目的を同じにする基盤整備である。そのため、下記の2事業補助金の統合化をお願いしたい。 記 総務省：地域イントラネット基盤整備事業 農林水産省：農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)	本地域再生構想に基づいた経済活動の活性化のため、採算の関係で民間主体のブロードバンド事業が進出しにくい地域の情報基盤整備を進める。また、観光拠点、農場等、様々な場所においてネットワークや新しい情報技術を利用する環境を整えるため、地域をホットスポット化する。	両事業共、地域の公的機関を高速な回線で接続するための補助金事業であり、利用目的も行政利用を主とした公共の利益のためである。また、目的は、総務省事業は地域住民の利便性向上、農林水産省事業は農業の高度化・活性化となっているが、農村地域においては「地域住民＝農業従事者」であることから、目的も等価に近く、このため、補助金の統合化を望む。	農村振興支援総合対策事業実施要綱・要領	平成15年度より農業の振興及び農村の活性化を目的としたCATV施設等高度情報通信基盤の整備を農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)にて実施している。	5		農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)は農業の振興及び農村の活性化を目的に、各農家等へのラストワンマイル(末端)の通信網を対象に整備を行うものである。 一方、地域イントラネット基盤整備事業は行政ネットワークの構築を目的に、公共施設等を高速・超高速で接続する地域公共ネットワークの整備に取り組む地方公共団体等を支援するものである。 本提案については、上記2事業を適宜組み合わせることにより、効果的かつ効率的な整備が可能であるとされており、今後、両事業間の連携を一層緊密にしていく。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにしたい。	5		農村振興支援総合対策事業(情報基盤整備事業)及び地域イントラネット基盤整備事業を組み合わせることは可能である。 今後、両事業間の連携を一層緊密にすることにより、効果的かつ効率的な整備を推進していく。
下郷町	交流促進による地域づくり	1184	1184030	102780	農山村景観再興のための都市整備関連事業としての補助採択承認	都市との共生・交流促進のため、農山村景観形成重点地域を位置づけ、農山村景観の整備・再興を行うにあたり、関係する都道府県における支援策の対称化	町内の国道沿線や中心地などを除く地域を農山村景観形成重点地域に位置づけ、無電柱化や電柱等の移転、水庫やバッテリーなど昔ながらの施設を再現することにより、町最大の観光地である大内宿との調和や都会からの訪問者に安心感を与える農山村の景観が形成され、長期滞在型の訪問者拡大につながっていくことにより、地域経済の活性化、地域雇用の創出が得られる	無電柱化や電柱移転は、地域近代化施策として事業補助がなされているが、農山村区域では交流促進のための景観形成が求められており、都市などの中心街と同様に対象区域としての承認を必要とするため	農村振興総合整備事業実施要綱、要領	提案事項については、現行制度で一部対応可能である	5		無電柱化については、農村振興総合整備事業の「農業集落道」の附帯施設として一部整備が可能 また、昔ながらの施設の再興については、自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備の中で一部実施が可能	提案は、農山村景観形成重点地域を位置づけ、農山村景観の整備・再興を行うにあたり、関係する都道府県における支援策の対称化を行うとの内容だが、この趣旨を踏まえ、関係府庁で連携して予算執行を支援することができると、検討された。	5	農村地域の地域マスタープランである農村振興基本計画については、関係する都道府県が共同して助産を行うことが出来るとしている。 これを実現させる施策として農業生産基盤と農村生活環境の整備を総合的に実施する事業を創設しており、これらの活用により対応は可能である。	
愛知県豊田市	都市農山村共生生活性化構想	1192	1192050	102790	都市と農山村の共生・対流の推進についての、施策集中化	現状、関係省庁連絡会議による優良事例集の配布や、民間の会議「オーライネットワーク会議」等において取組みがなされているところであるが、市町村合併に伴う都市と農山村の共生については、施策の集中化による関連事業の優先集中採択、総合補助金化等による、政策の選択と集中化を望む。	地域連携システムの整備、グリーンツーリズムの推進、地産地消の仕組みづくり、多様な居住環境整備、都市と農山村の交流・共生を支える交流基盤の整備推進について、既存制度の統合化による国支援策の利用促進、及び個性を活かした市単独事業の実施による地域活性化を図る。	現状、国の関連事業メニューが、省庁ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい。統合化し整理して、その利用勝手向上させるとともに、対象外となっている事業を明確化させることにより単独事業対応を進めるため。	関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置) 関係省庁は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。 共生・対流の国民運動の一環として、新たなグリーン・ツーリズムの提案・普及を行うとともに、都市部のニーズに応じた農山村情報発信機能の強化、グリーン・ツーリズム起業の支援、地域ぐるみで行う受入体制の整備等について、関係省庁と連携しつつ総合的に推進。	引き続き副大臣プロジェクトチームの枠組みを活用し、各省の施策の連絡調整やその情報発信に努めていく。 グリーン・ツーリズムの推進については、新グリーン・ツーリズム総合推進対策により関係省庁と連携しつつ総合的に推進することとしている。	5		都市と農山村の共生・対流の推進については、関係7省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の推進を図るため、副大臣によるプロジェクトチーム(都市と農山村の共生・対流に関するプロジェクトチーム)が設置されているところ。 平成15年度においては、「政策群」の課題のひとつに、「都市と農山村の共生・対流の推進」を位置づけ、各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより、都市部の魅力の発揮、農山村の魅力の向上及び都市と農山村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。 こうした取組を通じた構造的な対応・連携の強化に加え、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山村の共生・対流に関する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。	2		地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにしたい。	
磐梯町	仏都・会津のシンボル磐梯町への定住化構想(過疎地域からの脱却のための地域再生)	1232	1232020	102800	補助金制度の複数同時実施を可能	各種補助金制度の複数同時実施が可能なものとする	土地区画整理事業及び上下水道事業や商業スペース整備事業、まちづくり総合整備事業等などの各種補助事業を複数同時に実施することにより事業の早期完成につながる。	各種補助金制度を複数同時に一括して実施することにより事業の早期完成が図られる。			6		当該提案において集中を希望する施策に、当省関連の施策が含まれていないため。				



15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
原町市	海をテーマにした「交流・環境・情報」により地域経済の再生と振興	1125	1125020	102850	各種関係法令の要件の緩和及び支援策の連携	農業振興地域の整備に関する法・農地法の手続の緩和 地域整備に伴う各種施策の集中	CCZ背後地の整備・住宅団地の整備・生活関連施設の整備などによる地域開発	交流人口及び定住人口への対策を講じるため、CCZの背後地を開発を行うにあたり、土地区画整理事業の実施地域に隣接しており農業振興地域の整備に関する法律に基づき計画変更が困難となり、また計画変更にあつては、地方分権一括法に伴い市町村が計画変更が可能であるが農地転用許可権者である知事の同意を要するなど規制措置があり、当該計画区域における法令の適用において規制の緩和及び手続きの簡素化が必要となる。	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第5条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。農地を農地以外のものにするため農地を取得する場合は、農地法第5条第1項の規定に基づく許可が必要である。	3.5		提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがないこと、都市計画法の開発許可等の他法令の許認可の見込があること等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能である。	要望を実現することができないが再度検討されたい。	3.5		周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可は可能である。 また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可は可能である。
天栄村	再生可能エネルギーの導入による、森を単位にした地域再生計画	1075	1075110	102860	地域再生計画実現のための各種施策の集中	小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や温泉(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、更には食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の実現のために、農林水産省関係補助事業の各種支援事業の集中的な採択をお願いしたい。	小水力・中小地熱・バイナリー発電等の導入事業と、関連エネルギーの温泉や温泉(リハビリ施設・温水プール)乾燥(木工・工芸)保温(農業モデルハウス)融雪などへの利用、雪氷熱エネルギーの農業・観光などへの利用、更には食物リサイクル施設やエコハウス等の整備によるグリーンツーリズム及びエコツーリズム事業の推進等を内容とする循環型社会形成のためのモデル事業としての本計画は、自治体単独では実現不可能であり、産学官民の連携が特に重要である。事業の実施主体については天栄村、第三セクター(村出資2社)、(財)天栄村振興公社、NPO等が挙げられるが、事業を実現するために農林水産省関連各種施策の集中的な支援をお願いしたい。	本計画に示す事業実現のために、ソフトとハードの両面からの支援が得られる農林水産省関連法律に基づく各種施策の集中的な支援をお願いしたい。	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領 別記第2事業種目別基準 農村振興総合整備事業等実施要綱	5.3		本事業においては、省エネルギーモデル温室、農林水産物集出荷貯蔵施設、地域資源循環活用施設等(堆肥製造施設)等については、新山村振興等農林漁業特別対策事業で対応可能である。 また、農業用水路を利用した小水力発電による農業施設等への電力供給については、農村振興総合整備事業で一部対応可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにしたい。			新山村振興等農林漁業特別対策事業については、平成13年度補正予算より、地方分権の着実な推進を図る観点から、都道府県が自らの裁量により地区別に予算の配分を行う統合補助事業としたところであり、国が認定した地域再生計画に位置づけられていることをもって特定の地域に集中して行うことは適当でないと考える。	
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川県方式の知的財産戦略)	1284	1284020	102870	光科学分野を中心とするKAST研究成果に競争的資金の集中投資	KASTでは、流動研究プロジェクトなどで優れた研究成果を創出している。特に独創的で大きな展開が期待される研究成果については、光科学重点研究システム(成果創出・技術移転一貫方式)を最大限に活用した、研究成果の強力な地域展開が図られる。 これらKASTの研究活動により創出された有望な研究成果は、KASTの研究システムを活用して成果展開を図ることが最も効果的であり、光科学分野を中心とするKAST研究成果に、国等の各種競争的資金の集中投資をお願いしたい。	「知的イノベーション創出プログラム」の重点分野である「光科学(光触媒等)」について、KASTの研究システム(成果創出・技術移転一貫方式)を最大限に活用した、研究成果の強力な地域展開が図られる。 光科学重点研(KAST3次技術) ・光機能材料グループ ・近接場光学グループ ・マイクロ化学グループ	KASTの研究システムにより創出された研究成果について、国等の競争的資金を投入してへ応用展開する際は、KASTの研究者としてかKASTを中核機関として推進することが最も望ましい。 KASTが創出してきた基本的特許の応用開発にかかる国等の競争的資金は、KASTへ集中投資を行う。	6.担当でない	6		要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため					
長崎県	産学官連携リーディングプロジェクトを軸とした地域経済再生計画	2122	2122010	102880	「産学官連携リーディングプロジェクト」への集中的投資・支援	「産学官連携リーディングプロジェクト」成功のための手法 段階ごとの支援を「中止」、または「連結」し、一貫した研究開発支援を実現。 1)「一貫した研究プロジェクト」 ・基礎研究、応用研究、知的財産化、実用化、製品化、商品化、事業化のそれぞれの中間に存在する「究の途」を克服するための、産学官連携の共同研究を推進・協同化し、課題パッケージとして提供する。 2)「一貫した研究プロジェクト」 ・基礎研究から応用化・事業化に至る連続プロジェクトを、同メンバーによる評価委員会により、一貫した資金を確保する。中間評価・事後評価の結果を連続プロジェクトに反映させる。 3)「一貫した人材支援システム」 ・技術的研究開発から、事業化・商品化まで継続的にマネジメントできる「人材」を、各プロジェクトに配置する。	テーマ1「海洋環境の修復と海洋資源の持続的利用による地域再生」 地域結集型共同研究事業(「ミクロ海洋生物の生理機能活用技術の開発」)の成果をベースとして、東アジアにおける海洋科学の国際的研究拠点をめざす。 テーマ2「医療診断技術の革新と安心・安全で質の高い生活環境の創出による地域再生」 都市エリア産学官連携促進事業(「QOL医療診断に向けた非侵襲センシング技術」)の成果をベースとして、医工連携によるITを活用した医療診断機器の開発拠点をめざす。	本県固有の資源や強みを基盤に、産学官連携により本県の直面する課題の解決策を示し、地域社会の再生を積極的にめざすうえで、関係省庁の支援策の強化を是非お願いしたい。	産学官連携による共同研究を推進する事業は既に実施されている。(長崎県における地域結集型共同研究事業に農林水産省は参画していない。)	5		独立行政法人水産総合研究センター中期目標及び中期計画の範囲において、独立行政法人水産総合研究センター西海区水産研究所等が、プロジェクト研究への参画等による研究の支援は可能と考えられる。	独立行政法人水産総合研究センターに、要望の趣旨を伝えられた。	5		独立行政法人水産総合研究センターに、農林の要望の趣旨を伝える。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答	
根羽村	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1097	1097010	102890	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名) 28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	都市部等の住民に農林業等の体験をしてもらうことにより、遊休農地及び林地の活用を図るため、森林造成補助事業における補助対象を拡大する	森林造成補助事業において、次の経費を補助対象とする 1 遊休農地(防護柵設置を含む)の整備及び借地に要する経費 2 農林業の振興及びクラフト交流・体験に係る空家利用のための整備及び借家に要する経費 3 都市住民に農林業を指導する村民インストラクター養成費及び農林指導・クラフト交流・体験に要する経費	遊休農地や森林の利用及びクラフト交流・体験において空家を活動拠点として活用し、農地や空家の整備料やクラフト交流経費等を補助対象とすることにより、遊休化している村内の空家等の既存施設を有効に再利用でき、都市住民が格安に農林業やクラフト体験をすることができる。このことにより、都市と山村の交流が進み、リピーターによる地域活性化と農林業の推進に結びつく。	林業生産流通総合対策実施要領	3, 5		1 提案事項である「森林造成補助事業における補助対象の拡大」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないもの」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 2 「森林環境教育活動の条件整備促進事業」において、森林体験学習等のための指導者の養成等に対して支援を実施している。 また、国民参加の緑づくり活動推進事業において、ボランティア団体等の広範な国民が森林を整備・保全するため、森林ボランティア活動の指導者養成等についても支援を実施している。	1 「むらづくり維新森林・山村・都市共生事業」等の活用により都市住民との交流基盤の整備、都市住民のための研修施設の整備等については、対応が可能である。 2 「森林環境教育活動の条件整備促進事業」、「国民参加の緑づくり活動推進事業」の活用により、都市住民の森林体験学習や森林ボランティア活動等に必要指導者の養成が可能である。 これらの事業を効果的に活用して頂きたい。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3, 5	提案事項である「森林造成補助事業における補助対象の拡大」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないもの」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 また、森林整備事業は、森林の有する公益的機能の発揮を促し、広く国民にその便益を享受し得ようとする観点から、健全な森林の維持造成に必要な森林の施策等に対して公共事業として助成を行っているものであり、提案内容にある補助対象の拡大については、当該公共事業の趣旨にそぐわないため困難である。ただし、非公共事業である「むらづくり維新森林・山村・都市共生事業」や「森林環境教育活動の条件整備促進事業」等において、都市住民との交流基盤の整備、都市住民のための研修施設の整備、森林ボランティア活動等に必要指導者の養成等への対応が可能であるため、これらを活用いただきたい。		
愛媛県	愛媛県公共施設木材利用推進構想	2149	2149010	102900	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名) 28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	各都道府県の公共施設整備事業における木造化推進の徹底	現在、全庁的に公共施設の木造化に取り組んでいる「公共施設等木材利用推進連絡会議」において、毎年度に建設予定である県、市町村、学校・医療法人等の木造化が促進され、多くの木材資源を有する農山村地域における活用が確保されるとともに、林業・木材産業や地域経済の活性化が期待される。	農山村における地域経済の活性化や木質資源を活用した資源循環型社会の構築に当たり、その普及のための公共施設の木造化を推進するためには、その障害となっている制度等について、国、県、一体となった取り組みが必要である。		5		「木材利用推進関係省庁連絡会議」等の場を活用して、関係省に対して、木材利用の促進について要請しており、既に対応しているところである。 農林水産省所管の補助事業においても、木材利用を進めており、事業実施主体に対しては可能な限り木材を使用するように指導しており、事業実施主体が木造化とする計画を立てることにより、既に実現が可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた	5		県などの事業実施主体が公共施設等を整備する際に可能な限り木造とする事業を計画することが必要であり、地域において公共施設等を木造とする事業計画をたてることにより実現が可能である。 なお、提案事項からは必ずしも明らかではないが、木造化推進のための助成措置については、「地域再生構想の提案募集について」別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないもの」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものであることを念のため申し添える。		
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285050	102910	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名) 28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	グリーン・R&A・I・C・I・C・I・C等に対する支援	地域の特色を生かした観光魅力づくりを推進するため、モニターの実施、旅行商品造成に向けた取り組み、コンベンション客・修学旅行者の誘致等に取り組む。	国土交通省、農林水産省等複数の省庁で事業を実施している。	地域連携システム整備事業実施要領	5			地方自治体、特定非営利活動法人、農林漁業、都工業、教育等多様な関係者が参画して、地域の農林水産資源の再評価等を行うワークショップ活動等の自発的な取組により、都市住民を受け入れる地域連携システムを整備する。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各都道府県間で連携して予算執行する等工夫することができな、検討されたい。	2		都市と農山村の共生・対立の推進については、関係7省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の展開を図るため、観光によるプロダクトチーム(都市と農山村の共生・対立に関するプロダクトチーム)が設置されていること。 平成15年度においては、「政策経」の課題のひとつとして、都市と農山村の共生・対立の推進(地位づけ、各種環境改善、予算措置等の組み合わせ)により、都市間の協力的な支援、農山村の活力の向上及び都市と農山村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。 こうした取組を通じた機動的な対応・連携の強化に加え、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各都道府県で都市と農山村の共生・対立に関する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。	
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039070	102920	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名) 28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	各地方機関の合同庁舎の早期建設のための各都道府県の調整。	各地方機関の施設・敷地の狭小化の解消を図るため、中心市街地への合同庁舎建設。	地方機関が市内各所にバラバラに存在しており、また、施設・敷地の狭小化が課題となっている。		6. 担当でない	6		要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079010	102930	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名) 28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	対日直接投資総合案内窓口の地方への設置	現在、東京のみに設置されている対日直接投資総合案内窓口を、対内投資を促進する地域にも設置し、関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口を一元化することにより、中国や韓国をはじめとした海外からの進出に対応する。	本市では、外国企業の進出支援のためのワンストップサービス機能を持つ「アジアビジネス支援センター」を設置する予定であるが、同センターと関係省庁の地方出先機関の対内投資担当窓口との連携により、より効果的な外国企業の誘致を図る。	地方に進出してくる外国人事業者にとって、日本で事業を実施する際に必要となる手続きは煩雑で分りにくく、具体的に進出を検討する際の障壁となっている。そのため、地方における対内投資の促進にはこのような総合案内窓口機能が必要である。		6		要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各府省からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省からの回答
ゼッタテクノロジー株式会社	新観光立国一知ノキータス地域戦略プロジェクト	3049	3049010	102940	観光政策における知のユキピタス社会をめざすため、人材育成費を行う財政措置を、IT技術の分野、大学学科の増設に関する権限委譲	権限移譲：文部科学省による大学の学科増設及び定員に関する助言等に関する権限を都道府県に移譲する。財政支援：人材育成について、地域活性化に関する交付金・補助金に計上する。	1. コミュニティ・クリエイター育成事業 2. 観光評価システム事業 3. 地域の大学の観光学科増設事業 4. 情報ネットワーク構築事業 5. 地域の歴史文化遺跡・施設等整備事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生の為の新事業の創出が実施できにくい状況にあるため、また大学の学科増設については、地方公共団体には決定権がないため。	6. 担当でない	6		大学の学科増設は文部科学省の所管であるため					
茨城県	ひたちなか地区の土地利用及び港湾利用推進プロジェクト	1278	1278060	102950	検査体制の一元化	現在、検査対象ごとに実施されている検査事務について、対象区域内においては、体制を一元化して行うこととする。	船舶・人に係る検査及び動植物、食品に係る検査について、迅速かつ効率的な手続きとする。このことにより行政サービスの効率化を図り、港湾の利便性を高めることで常陸那珂港の利用を促進する。	現在、常陸那珂港の検査事務については、検査対象ごとに、厚生労働省、農林水産省の職員が出張等により実施している。このため、対象区域内において検査機関を一元化して体制を整備することにより、リードタイムの短縮を図り、早期の引き取りを要望する荷主のニーズ等への対応を可能とする提案を行うものである。	家畜伝染病予防法第40条第1項 植物防疫法第8条第1項	3	動物検疫所は、海外からBSE、鳥インフルエンザ等の伝染性病原、リンゴ実等類等の農作物の被害虫の侵入を防止することにより、我が国の畜産業及び農産物の生産性を確保するとともに食の安全を確保する観点から家畜伝染病予防法及び植物防疫法に基づき輸入される農畜産物の検査を実施。具体的には常陸那珂港に輸入される農畜産物に対する動物検疫所は動物検疫所成田支所、横浜植物防疫所東京支所、日立出張所等からの出張により実施。 検査対象物の輸入実績(件数) 輸入農畜産物H15年 - 件数 H14年 0件 H15年 20件 輸入植物 H15年 115件 H14年 112件 H15年 64件	動物検疫業務は、高度な知見を必要とする専門性が高い業務であるため、専門的な体制の下に行われているものであり、仮に一つの機関に一元化して行うこととすれば、動物検疫の実効性を確保できないこととなり、かえって行政サービスの低下を招くこととなる。なお、現在、常陸那珂港に輸入される輸入農畜産物については、動物検疫所成田支所、横浜植物防疫所日立出張所若しくは東京支所等からの出張で全て対応しているが、出張にあたっては利用者の要望に添えるよう円滑な対応を行い、常陸那珂港の運用に支障を来さないよう配慮している。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3			
下関市	下関港港湾物流サービス機能円滑化構想	2063	2063010	102960	動植物検査及び食品検査の年中無休検査体制の確保	下関港を利用する貨物は、少し期間な輸送コストを無視しても、スピードを要する貨物が多く、本港の荷主等は一刻も早く確実に当該貨物を目的地へ運びたい希望を持っている。現在、下関港において通関業務は年中無休の体制が整えられているものの、日・祝日に船舶・動植物・食品の検査が出来ないため、日・祝日に入港する船舶の滞留は避けられない。船舶に滞留を招いている。こうした状況等のニーズに応えられるよう、3.6.5日年中無休の検査体制を整備していただくことにより、下関港を利用する外貨貨物の増大、関連企業への経済波及効果が期待できる。	海上輸入貨物の植物・動物・食品に関する検査についても、祝間と同様に日・祝日の対応をしていただくことにより、下関港における外貨貨物について年中無休の即日通関を可能とする。	現在、下関港では植物・動物・食品検査を必要とする貨物は、日・祝日の取扱を取りやめる等の対応を行っているが、曜日に関係なく取扱いが出来ることによる利便性の向上から、下関港を利用する貨物量の増加、地域関連企業への経済波及効果が見込まれる。	家畜伝染病予防法第40条第1項 植物防疫法第8条第1項	5	下関港に輸入される農畜産物に対する動物検疫は動物検疫所門司支所、門司植物防疫所下関出張所に配置している検査官により実施。(輸入貨物については月曜日から土曜日の間実施)	現在も、日曜祝日について輸入者から事前の要望があれば検査は実施している。また、下関港における動物検疫の3.6.5日化の対応を進めるにあたっては、食の安全と安心の確保に向けて水際での検査を適正に実施し万全の検査措置を講じるため担当動物検疫所及び植物防疫所の体制整備等を必要に応じ行い対応することを検討している。	関係部局間で密接に連携・調整の上、検討し、1.6年度中に結論を得て、1.7年度予算要求に反映されたい。	5			
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079060	102970	動植物検査の2.4時間体制化	通関の2.4時間体制化に合わせて、動植物検査についても2.4時間体制とすることとする。	平成15年4月に構造改革特区として「福岡アジアビジネス特区」が認定されたことを受け、博多港及び福岡空港での通関の2.4時間対応が可能となったが、食品等で通関後に発生する動植物検査についても流通の迅速化を図るため、2.4時間対応できる体制を整備する。	平成15年11月に上海港と博多港を約2.7時間で結ぶ高速RORO船(上海スーパーエクスプレス)が就航し、生鮮食品等の取り扱いが増加する見込みである。そのため、動植物検査について流通の迅速化を図るため、2.4時間対応できる体制を整備する。	家畜伝染病予防法第40条第1項 植物防疫法第8条第1項	5	博多港に輸入される農畜産物に対する動物検疫は動物検疫所博多出張所、門司植物防疫所福岡支所に配置している検査官により実施。	博多港を担当する動物検疫所、植物防疫所については、平成16年10月までには税関と同様、2.4時間化に向けた対応を実施することとしている。なお、現在でも要望があれば時間外においても対応しているところ。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都府県からの回答
青森県	国際線を核とした地域の活性化	1107	1107010	102980	CIQ関係機関の連携と体制強化(県職員による応援も含む)	・地域の活性化、ビジット・ジャパン・キャンペーン推進のため、地方空港におけるCIQ関係委員の充実及び弾力的な相互応援など、関係省庁の連携と柔軟な体制の確保による地方空港の国際化促進に向けた支援 ・国際線運航時におけるCIQ関連業務について、県職員の応援が可能となるような制度の導入	青森・ソウル線の増便をはじめとする青森空港の国際化促進	CIQは、それぞれ所管省庁が分かれており、各機関の連携により体制が整わないと国際線の運航ができないため	家畜伝染病予防法 第40条第1項 植物防疫法第8条第1項	動物検疫は、海外からBSE、鳥インフルエンザ等の伝染性疾患、リンゴ火傷病等の農作物の病害虫の侵入を防止することにより、我が国の畜産業及び農業生産の基礎を確保するとともに食の安全を確保する観点から家畜伝染病予防法及び植物防疫法に基づき輸入される農畜産物の検査を実施。 具体的には青森空港に輸入される農畜産物に対する動物検疫は動物検疫所仙台空港出張所、横浜植物防疫所増産支所青森出張所等からの出張により実施。	5/3		44. 各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	5/3		47. 再検討要請に対する各都府県からの回答	
千葉県	「バイオマス立県ちば」の推進	1306	1306030	102990	バイオマス利用促進のための新組織設置及び弾力的な予算枠の創設	「バイオマス・ニッポン」の制定により、バイオマス利用促進に関する先進的な取組を行う「バイオマス・ニッポン」の創設を進め、これらのバイオマスタウンが相乗効果を生み出した「バイオマス立県ちば」を目標とするとしている。 そのために、バイオマス利用促進に取り組む事業者の参入を促すための制度改正について、国に対し働きかけをすることとしている。 具体的には、事業の推進にあたって、事情の変化等に柔軟に対応ができて、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設を提案する。 この組織が設置されることで、事業者はバイオマス関連技術等の最新情報が手に入りやすくなるなどの利益が生ずる。また、(仮称)「バイオマス振興調整費」が創設された場合は、関係省庁や関係機関の調整が円滑にされること期待されるため、事業の実施が一層促進されることとなる。	「バイオマス・ニッポン」の制定により関係省庁による協議体制の第一歩は踏み出されたと思うが、事業の推進にあたっては、事情の変化等に柔軟に対応ができて、総合的な調整やワンストップの窓口となる組織の設置や、年度当初の予算に拘束されない柔軟な予算である(仮称)「バイオマス振興調整費」の創設が必要である。 バイオマスは、資源となる種類、利用技術、最終製品等が多岐にわたり、同一原料から複数の用途が可能であり、有効利用のためには総合的に利得が望ましいが、現行の補助制度は、目的、有効技術、事業主体等が広く定められているため、総合利用には適しているとは言いにくい場合もある。	バイオマス関連施策については、バイオマス・ニッポン総合戦略推進会議の場を通して各都府県の緊密な連絡体制を取っているほか、各地方ブロックごとに各都府県先機関係での連携を密にしている。	5.8	2	提案者の構想する事業が実現できるような、関係各都府県の間で連携して予算執行する等工夫することができな、検討されたい。	平成16年度においては、地域の特性を活かし、バイオマスを活用するバイオマスタウン構想(仮称)について、関係各都府県が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドワークなどにより情報提供する。					
岐阜市	バイオマス・タウンづくり構想	1321	1321040	103000	バイオマス利活用促進に係る支援制度の整理	地方が活用しやすいバイオマス支援制度への整理統一化および情報の流れ、窓口の一元化	一定地区を指定したモデル事業の実施は、エネルギー、廃棄物、食品など様々な要素があるため、国の支援策が各都府県のものとなっている。 支援策の整理をし、窓口を一元化することで、モデル地区事業を実施しやすくなる。			3.5	2	提案者の構想する事業が実現できるような、関係各都府県の間で連携して予算執行する等工夫することができな、検討されたい。	平成16年度においては、地域の特性を活かし、バイオマスを活用するバイオマスタウン構想(仮称)について、関係各都府県が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドワークなどにより情報提供する。				
神戸市	神戸港再生構想	2023	2023010	103010	動物検疫所・植物防疫所における動物検疫体制の強化・充実	国際みなと経済特区における税関職員等の勤務時間外の常駐体制と同様、動物検疫所、植物防疫所の勤務時間外の常駐体制と同様、動物検疫体制の強化・充実	税関職員等の勤務時間外の常駐体制と同様、動物検疫所、植物防疫所の勤務時間外の常駐体制を強化、充実することで、港湾物流のリードタイムを短縮し、神戸港の競争力を強化する。	動物検疫は、税関の通関業務に先立って実施されるものであり、これらの検査業務が円滑に実施されることは、港湾物流のリードタイム短縮につながるものと考えられる。 平成15年4月に神戸港が国際みなと経済特区の認定を受け、およそ6ヶ月が経過したが、税関の勤務時間外の体制が整備されたことで、担当地域の輸出入取扱は増加している。 この税関の体制と一体的に動物検疫の検査体制を整備することは、時間外の輸出入手続に対する需要をさらに顕在化し、取扱量の増加が見込まれる。 特に、生鮮食品など迅速な処理を必要とするものも多く、事業者からの期待が寄せられている。	家畜伝染病予防法 第40条第1項 植物防疫法第8条第1項	神戸港に輸入される農畜産物に対する動物検疫は動物検疫所神戸支所、神戸植物防疫所に配置している検査官により実施。	5		44. 各都府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請			47. 再検討要請に対する各都府県からの回答	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
大分県	港湾C10利便性向上のための国・県タイ・アップ計画	2060	2060010	103020	県専門職員の特任職員の福同検査所職員、動物検査所専門支所業務発令	現在、福同検査所支所から食品衛生監視員の派遣を受けながら行っている輸入食品検査業務については、福同検査所支所において研修を受け、その食品衛生監視員として業務発令を受けた大分県の食品衛生監視員も入るようとする。 現在、動物検査所支所から職員の派遣を受けながら行っている輸入動物検査業務については、動物検査所支所において研修を受け、その職員として業務発令を受けた大分県の専門職員も行うことができるようとする。	輸入食品検査業務については、福同検査所から出張して来る食品衛生監視員と、福同検査所の食品衛生監視員として業務発令を受けた大分県の食品衛生監視員が役割分担をし、いつでも輸入食品検査を行うような体制を構築する。 動物検査業務については、動物検査所支所から出張して来る職員と、動物検査所支所業務発令を受けた大分県の専門職員が役割分担をし、いつでも輸入動物検査を行うような体制を構築する。	現在、大分港における食品検査については、福同検査所が所管しており、輸入食品に係る届出は福同検査所に行わなければならない。年に数回行われる抜き取り検査では、福同検査所の食品衛生監視員の出張予定との調整が必要になる。また、動物検査については、動物検査所支所が所管しており、同支所の職員の出張によって行われているため、出張予定との調整が必要になる。これらは、輸入業者にとって負担となっており、大分港を稼進する原因となっている。	家畜伝染病予防法 第40条第1項	3		伝染性病害及び病害虫が我が国に侵入した場合、その被害は動物物の輸入者だけではなく国民全体に及ぶこととなる。そのため、動物物の輸入者等個人に検査を受けること等の義務を課し、法令に基づき必要な場所に立ち入り、動物物等を搬出・収集の上検査し、個人の所有する動物物等について必要な場合には廃棄を含む措置を命令しまたは自ら措置を実施しているものである。 これは、個人の権利を強制的に制限する国庫措置であり、その実施に当たっては全国均等に実施すべきものである。また、動物物等については極めて高い専門性を有する業務であることから、専門的体制で実施する必要がある。以上のように動物物検査は、専門的体制の下、全国均一に行うべき業務であることから、大分県職員等による動物物検査業務への応援は不適切。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3		伝染性病害及び病害虫が我が国に侵入した場合、その被害は動物物の輸入者だけではなく国民全体に及ぶこととなる。そのため、動物物の輸入者等個人に検査を受けること等の義務を課し、法令に基づき必要な場所に立ち入り、動物物等を搬出・収集の上検査し、個人の所有する動物物等について必要な場合には廃棄を含む措置を命令しまたは自ら措置を実施しているものである。 これは、個人の権利を強制的に制限する国庫措置であり、その実施に当たっては全国均等に実施すべきものである。また、動物物等については極めて高い専門性を有する業務であることから、専門的体制で実施する必要がある。以上のように動物物検査は、専門的体制の下、全国均一に行うべき業務であることから、大分県職員等による動物物検査業務への応援は不適切。	
環境エコセンター(有)	エコ肥料事業	3011	3011010	103030	農業系廃棄物の適正処理	畜産を大規模に行うと、大量の糞尿が副産物として発生する。現在それを有効利用して農作物や緑化の為に堆肥・土壌改良材として活用するのは、国内需要だけでは、無理である(農業生産者の減少等により)。余剰の堆肥等を製品として活用したい。	関西、中国、四国、九州の中間処理された堆肥の残余を大分に輸送し、受け入れ先(顧客)の要求する成分構成の肥料として加工する。	農業系廃棄物の適正処理のため	1. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律においては、 家畜排せつ物の管理の適正化のための措置として、家畜排せつ物の処理・保管施設の構造基準等に関する管理基準の遵守(適用期:平成16年10月) 家畜排せつ物の利用の促進のための措置として、基本方針の策定、畜産調整計画の作成等を定めているところである。 2. 肥料取締法において、汚泥を原料として肥料を生産・販売するには、農林水産大臣の登録が必要となっているところである。 家畜ふん尿を原料として肥料を生産・販売するには、生産事業場を管轄する都道府県知事に対し届出が必要である。 なお、専ら輸出に係る肥料については、肥料取締法の規制の対象外となる。	5		1. 家畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律は、家畜排せつ物が畜産業者を営む者の管理下にあるところまでの処理の仕方を規定したものであり、御提案の各地域で中間処理された堆肥の残余を輸送・成分調整等の加工を行うことについては、当該法律では特段妨げないところである。 2. 汚泥を原料とした肥料については、農林水産大臣の登録を受ければ、生産・販売は可能である。 家畜ふん尿を原料とした肥料については、生産事業場を管轄する都道府県知事に届出れば、生産・販売は可能である。 なお、専ら輸出に係る肥料については、肥料取締法の規制の対象外となる。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにしたい。	5	41 措置の概要に記載したとおり、御提案の各地域で中間処理された堆肥の残余を輸送・成分調整等の加工を行うことについては、畜排せつ物の管理の適正化及び利用の促進に関する法律では特段妨げないところである。 また、汚泥を原料とした肥料については、農林水産大臣の登録、家畜ふん尿を原料とした肥料については、生産事業場を管轄する都道府県知事に届出れば、生産・販売は可能である。		
平田村	平田ICを活用した地域活性・交流促進事業構想	1271	1271060	103040	本構想の実施にあたり、国土交通省・環境省・農林水産省・経済産業省・総務省・文部科学省などの公園整備・基盤整備・地域活動に係る助成・支援策の一元化	同一地域で行われる同一または類似の政策目標を有する複数の施策があつて、複数の府省に所管がまがっているものについて、それらの施策を統合して実施し、または進行管理を調整する。	平田村の美しい自然や環境、多彩な産業展開への取り組みを背景に、あぶくま高原道路平田IC整備のインパクトを生かして、持続発展的な地域経済の活性化と、周辺市町村はもとより広域的な観光・文化交流を促進するため、平田IC周辺地域においてハード・ソフト両面から、『道の駅ひらた』整備計画、『あぶくま高原ファミリー牧場』整備計画、『はたの里』河川公園整備計画に取り組むものです。	同じような施策内容であるにもかかわらず、府省が異なることと手続も異なり、またその調整にも多大な時間と手間を要することから、大きな特定目的の施策の場合は、内容の統合化と窓口の一本化をしていただきたい。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第5条(補助金の交付の申請(契約の申し込みを含む。以下同じ。))をしようとする者は、政令で定めるところにより、補助事業等の目的及び内容、補助事業等に要する経費その他の必要な事項を記載した申請書に各府省の長が定める時期までに提出しなければならない。 畜産環境総合整備事業実施要綱(7画B第326号農林水産事務次官依後通知) 畜産環境総合整備事業実施要綱(7画B第327号畜産局長通知)	1.3	5	事業の実施に際しては、補助事業の採択要件を満たすことが必要であるが、他府省が本件について対応することを前提に、それら他府省とともに当該省として要請の窓口一本化に協力することは可能である。	関係部局間で密接に連携・調整の上、検討し、16年度中に結論を得て、17年度予算要求に反映されたい。	1.3	5	事業実施に際しては、補助事業の採択要件を満たすことが必要であるが、他府省が本件について対応することを前提に、それら他府省とともに当該省として要請の窓口一本化に協力することは可能である。	
古殿町	「グローバルe町づくり-おらが町のIT戦略-」による地域再生計画	1365	1365030	103050	情報通信施策の連携	各府省間に跨る情報通信施策の連携による一元的推進	総務省「情報通信格差是正事業等」、「電気通信格差是正事業」及び農林水産省「e-村づくり計画」の一元的推進	当時の基幹産業は、農林業であるため、産業の再生という観点から、農林水産省の「e-村づくり計画」と総務省の事業を一体的に整備することで相乗的な事業効果を期待できるため。	平成15年7月に農林水産省の情報化の基本方針となる「e-むらづくり計画」を策定。これに基づき「e-むらづくり地区計画」を策定し、農業の情報化に積極的に取り組む市町村等を重点的に支援することとしている。	5		提案にある農林水産省の「e-むらづくり計画」所管課と総務省事業所管課との間で、連絡調整会議を開催しており、連携して農村地域における情報基盤整備を行っているところである。 また、「e-むらづくり計画」に基づき各市町村等が策定する「e-むらづくり地区計画」を実現するために、総務省事業を含む他府省事業を実施することに特段の制限はない。 この提案の趣旨を踏まえ、今後とも両省間の連携を一層緊密にしていく。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	5		「e-むらづくり計画」は、農山村及び農林漁業の情報化の方策を示す基本計画であり、その計画実現に特定の事業を指定するものではない。 このため、従来の事業の要件を満たせば、要望内容は実現可能である。 なお、個別内容を把握した上で対応の必要があることから、具体的な案件について担当部局と相談して頂きたい。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
鳥根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化・農業種協働による生き生き農園プロジェクト	2130	2130030	103060	土地基盤整備、施設整備等の一体的な実施	構想(地域再生計画)に位置づけられた複数の補助事業については、整備の効率化・迅速化を図るために、一括協議・承認を行えるよう措置する。また、事業別に設けられている補助要件について、一体的実施が可能となるよう配慮する。	市町村が農地保有合理化事業により、まとまった農地を取得し、土地基盤の整備と果樹園地、直売施設等の整備を一体的に実施すること。事業間の調整が簡略化でき、早期の実現が可能となる。	土地基盤、農業用施設等を一体的に整備しようとした場合でも対応する補助事業が複数である場合は、それぞれ個別に協議・申請等を行う必要があり、調整等事務手続きに時間を要す。	(農地保有合理化事業)(土地基盤整備)(果樹園地、直売施設の整備)	(農地保有合理化事業)(土地基盤整備)(果樹園地、直売施設の整備)	3		補助事業の一体的な実施については、各事業にそれぞれの採択要件があり、それぞれ実施に係る手続きが必要である。これらの手続きは、事業を実施する上で簡素化できないものである。なお、事業の一体的な実施については、各事業の採択者において連携を図って頂きたい。また、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局等が個別の事業毎に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	1,3		補助事業の一体的な実施については、各事業にそれぞれの採択要件があり、それぞれ実施に係る手続きが必要である。これらの手続きは、事業を実施する上で簡素化できないものである。なお、補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予定できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に従った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の要件を満たす場合には、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関連施設やそれ以外の公共施設への転用を認めるよう検討する。
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153060	103070	農水産加工室建設における農林水産省の経営局と水産庁の連携	農林水産省農業経営構造改善事業の経営構造施設整備事業により整備を考えている地域再生拠点施設の特産品加工施設は地元の水産物と考えているが、農林水産省の補助メニューでは農産物加工のみで、水産物加工は水産庁の沿岸漁業漁村振興構造改善事業と対応が2つに分かれるので、同一施設内で導入を考えているのでそれらを一元化するための連携要請。	本市特産品である梨やノリ加工品を始めとして地元の新鮮、安全な素材を使ったスローフードの惣菜作り等を行う。雇用12名(職員1名、パート11名)の雇用が見込まれる。	それぞれの補助事業で加工施設を整備するより、一体的に施設を整備することが建設費用や維持管理のコスト低減につながり、また申請事務作業を分離するより統一した方が効率的と考えられる。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)水産省振興総合対策事業実施要領(平成10年4月8日付け10水漁第9445号農林水産地事務次官依命通知)	経営構造対策事業で整備できる加工施設については、農畜産物処理加工施設であり、水産加工施設については水産庁の漁業経営構造改善事業で整備することが可能。	5/3		農畜産物の処理加工施設と水産加工施設の一体的整備については、それぞれの事業の合体施行により実施が可能。ただし、申請事務作業の一元化については、各事業のそれぞれの目的に応じて実施していることから、困難である。	提案は、それぞれの補助事業で加工施設を整備するより、一体的に施設を整備することが建設費用や維持管理のコスト低減につながり、また申請事務作業を分離するより統一した方が効率的と考えられるとの内容だが、その趣旨を踏まえ検討できないか。			経営構造対策事業と漁業経営構造改善事業とはそれぞれの事業目的により事業実施されていること。また他の事業の加工施設は補助対象となっていないことから、いずれか一方の事業で他の事業の加工施設を整備することは困難。しかしながら、コスト削減の観点から、両事業を合体施行により実施することは可能であるので、活用につき検討されたい。また、申請事務については、それぞれ目的が異なることから、一元化は困難。
荒尾市	荒尾市における中小企業及び観光と農漁業の共生対流活性化事業	2153	2153070	103080	農業経営構造改善事業と道の駅整備事業との連携	地域再生拠点施設の中に情報双方向施設の設置を考えているが、国土交通省の道の駅整備事業の道路情報提供施設と農林水産省の経営構造改善事業の情報複合施設を一元化するための連携を要請。	道路情報、観光施設の案内だけでなく、生産者と消費者、観光客と販売拠点、観光施設の双方を結ぶネットワークの構築と特産品の販売や観光の振興が図られる。販売額(インターネット、通販)2,000万円、雇用3名(職員1名、パート2名)が見込まれる。	施設整備のコスト低減と効率化。	農業経営総合対策実施要領の制定について(平成14年3月29日付け13経営第6627号農林水産事務次官通知)	経営構造対策事業は、担い手の育成を図ることを目的とする事業であり、以下の事項を事業計画の認定要件としている。(1)次の全国共通目標を設定。認定農業者の育成、担い手への利用集積、遊休農地の解消。(2)整備を予定している施設が目標達成に直結するものであること。	5		経営構造対策事業においては、国土交通省の「道の駅整備事業」との連携により総合交流拠点施設として整備が可能。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府の間で連携して予算執行する等工夫することができなかつ、検討されたい。			経営構造対策事業を効果的に実施するためには、国土交通省の道の駅整備事業との連携を図ることが重要である。この観点から、従来より連携して実施してきているところである。
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098020	103090	複数都道府県にまたがる施策の連携と集中的実施	農林水産省、経済省、文部科学省、厚生労働省、経済産業省、国土交通省、環境省の連携が行われている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在前例に実施されている施策を積極的に活用できるようにする。そのための相談、申請窓口と事務情報連携会議の場を設け、現在前例に実施されている施策を積極的に活用できるようにする。本地域においては、「エコツーリズム」の推進を目的とした各都府の施策を統合的かつ集中的に実施する。	支援措置番号1において策定したアクションプログラムに基づき、「森林環境を活用したビジネスモデル創造プロジェクト」を推進する。特に本地域において有能な人材を多く保有し、短期間で成果が期待されている「都市と農山漁村の共生・対流推進会議」の機能を強化し、現在前例に実施されている施策を積極的に活用できるようにする。アクションプログラムの継続的な実施を実現する人材を確保するため、有能な人材の発掘を行うと共に、官民問わず地域の有望な若者を中心に、実践的な教育を実施する。これにより、本地域に不足しているツアーコーディネーターやツアーオペレーターといった、エコツーリズムに関するプロの人材を創出し、さらに効果的な施策を実施することのできる公共スタッフを創出する。	本来複合的な産業である「エコツーリズム」の促進を実現するためには、既存の省庁の枠組みを超えた支援が必要となる。そのため、現在「都市と農山漁村の交流・対流推進会議」が設置されているが、各都府の施策を統合的に運用するまでには至っていない。この問題を解決するため、政府内に地域再生構想の内容に即したワーキング型の実現策が実施できる、統一的な運用機関の設置を要す。	都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム設置要領	関係7省の副大臣によるプロジェクトチームが設置されているところ。(平成14年9月12日設置)関係各府は、総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省である。農山漁村地域における都市住民等の受入体制等を強化・充実するため、地域を熟知する農林漁業者等を対象とした「農の達人」、「食の達人」等の体験指導員、農村ガイド、市民農園インストラクターの育成を行う。	5		引き続き副大臣プロジェクトチームの枠組みを活用し、各省の施策の連絡調整やその情報発信に努めていく。人材の創出については、グリーン・ツーリズムビジネス育成事業で対応可能。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府の間で連携して予算執行する等工夫することができなかつ、検討されたい。	2		都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係7省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の展開を図るため、副大臣によるプロジェクトチーム「都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム」が設置されていること。平成16年度においては、「政策群」の課題のひとつに、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を位置づけ、各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより、都市等の都市の交流、農山漁村の魅力の向上及び都市と農山漁村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。こうした取組を通じた機動的な対応・連携の強化に加え、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流に関する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
滝根町	「あぶくま洞(鍾乳洞)」を核とした活力ある観光地づくり	1137	1137060	103100	観光振興に活用する補助制度の整理統合・一元化	各都道府県の補助金で、観光振興に活用できる補助金を整理統合する。あるいは、各種施策を連携集中する。	鍾乳洞を中心とした体験型学習施設、学びの拠点を整備する。	観光振興目的の補助金制度というものは存在せず、農林水産省の「中山間地域総合整備事業」をはじめとした各都道府県の補助金制度から目的に叶うものを見つけていけるとか施設整備をしている状況である。	農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する。	5		各都府の果たすべき任務、役割に応じて補助事業の目的・要件が設けられており、「観光に関わる」からといって一律に統合することは困難である。 なお、体験型学習施設等の整備については、新グリーン・ツーリズム総合推進対策のうち、やすらぎ空間整備事業、その他各種事業により対応が可能である。 また、グリーン・ツーリズムの推進については、新グリーン・ツーリズム総合推進対策により関係都道府県と連携しつつ総合的に推進しているところである。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各都府の間で連携して予算執行する等工夫することができなかつた、検討されたい。	2		都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係7都府(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の展開を図るため、総大臣によるプロジェクトチーム(都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム)が設置されているところ。 平成11年度においては、「政策部」の課題のひとつに、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を位置づけ、各種施策の組み合わせにより、都市間の移動の促進、農山漁村の魅力を向上及び都市と農山漁村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。 こうした取組を通じた持続的な対流・連携の強化に加え、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各都府連携して都市と農山漁村の共生・対流に関する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。	
愛知県豊田市	都市農山村共生生活圏構想	1192	1192060	103110	グリーンツーリズムを含む都市と農山漁村の交流関連施策の連携	「地域連携システム整備事業(農林水産省)」と、「地域総合支援事業(国土交通省)」や、「農産漁村地域活性化事業(総務省)」、「新山村振興等農林漁業特別対策事業、都市農村交流対策事業(農林水産省)」は、グリーンツーリズム推進(イベント含む)や都市農村交流促進施設建設等類似点が多いため、関係都府の連携による一元化により、効率的な推進を図る。	地域連携システムの整備や、地域連携交流促進施設の設置に関して、関係都府の連携により取組みが円滑になる。そのため、早期に都市と農山漁村の交流活性化を図ることにより、地域活性化に資することができる。	現状、国の関連事業メニューが、都府ごとに非常に細分化して市町村にとっては利用しにくい。連携・統合化による一元化を図り、その利用勝手を向上させることにより、事業の円滑化を図る。	都市と農山漁村の共生・対流に関する副大臣プロジェクトチーム設置要領	3.5		各都府の果たすべき任務、役割に応じて補助事業の目的・要件が設けられており、「観光に関わる」からといって一律に統合することは困難である。 なお、引き続き副大臣プロジェクトチームの枠組みを活用し、各都府の施策の連絡調整やその情報発信に努めていく。 地域連携システム整備事業については、関係都府との連携・調整に努めて参りたい。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各都府の間で連携して予算執行する等工夫することができなかつた、検討されたい。	2		都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係7都府(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の展開を図るため、総大臣によるプロジェクトチーム(都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム)が設置されているところ。 平成11年度においては、「政策部」の課題のひとつに、「都市と農山漁村の共生・対流の推進」を位置づけ、各種施策の組み合わせにより、都市間の移動の促進、農山漁村の魅力を向上及び都市と農山漁村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。 こうした取組を通じた持続的な対流・連携の強化に加え、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各都府連携して都市と農山漁村の共生・対流に関する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。	
愛知県豊田市	都市農山村共生生活圏構想	1192	1192090	103120	交通インフラの整備	一般市町村道、農道、村道の有機的利用促進のための整備推進	一般市町村道、農道、村道は、現実では一体として道路ネットワークを形成しているため、個別都府ごとの採択基準によらない、ネットワークとしての道路利用のための採択基準の新設	道路の一体的整備の推進は、都市と農山漁村の交流・共生を支える上で必要である。	各補助事業の実施要領、要領等	3.5		農道の整備は、農業の振興を図る地域において、農業生産性の向上、農産物流通の合理化を図るとともに、農村地域の生活環境の改善に資するものとして、土地改良法に基づき、農家からの申請を受け、一般道路の整備が図られない地域において、実施しているものである。 また、道路事業と農道事業は、効率的な投資及び整備を図られるよう、県内部の道路部局と農道部局が計画の調整を図り、地域の一体的な道路ネットワークを形成する特長が整備されている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3.5		道路事業と農道事業は、効率的な投資及び整備が図られるよう、県内部の道路部局と農道部局が計画の調整を図り、地域の一体的な道路ネットワークを形成する特長が整備されている。 計画に当たっては、県内部の道路部局と農道部局が協議・調整を図り、地域の一体的な道路ネットワークの下で整備が図られている。このことから、都市と農山村の交流を含めた一体的な整備が現行の制度でも対応可能と考えている。 また、広域農道整備事業のメニューの一つに、一般道路と農道が連携し、都市と中山間地域の交流拡大及び中山間地域の活性化を計画的・効率的に促進する中山間活性化ふれあい支援農道も制度化されている。	
愛知県豊田市	都市農山村共生生活圏構想	1192	1192100	103130	生活インフラの整備	下水道施設等生活インフラ整備の一体的財源付与	下水処理施設等生活インフラは、市街化区域や農業振興地域を一体的に処理対象区域として整備し、維持管理することが効率的な場合があるので、補助事業の対象範囲の拡大と弾力化を行う。	生活基盤整備は、農山村居住を推進する上で重要である。	・汚水処理施設の整備については、市街化区域・農業振興地域を含む各都道府県下全体の汚水処理施設の整備に関する総合的な「都道府県構想」を、各都道府県が市町村の意見を反映した上で策定しており、これに基づき下水道、農業集落排水、浄化槽等の連携・調整を図りながら効率的に進められている。	5		・「都道府県構想」の見直しは適宜行われており、事業主体である市町村の判断により地域の実情に応じた事業選択が可能である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	5		市町村が地域の実情に応じて最適な事業を選択することにより、汚水処理について市街化区域・農業振興地域を含む地域の一体的な整備は可能である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
愛知県 新城市	DOS地域再生プラン (Do outdoor sports)	1236	1236040	103140	利用者へ親切的な快適空間の形成	各種の団体・機関ごと設置している種目や案内板の様式の統一又は一元化	誰でも来ることのできる、わかりやすい案内板を設置する。	各機関が独自の様式で各々に設置しており、分かりにくい。		6. 担当でない	6		要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため				
福岡県田川市		2136	2136030	103150	農産物直販施設整備に関する補助金の弾力的運用	農林水産省が所管する農産物直販施設整備に関する補助金と国土交通省の所管する道の駅整備に関する補助金の連携及び弾力的な運用	グリーンツーリズムによる農業振興 農産物直販所の充実・強化 農家レストラン 農業体験 農家民泊	グリーンツーリズムによる農村振興及び地域振興のため、各種規制の緩和を要望するもの。	やすらぎ空間整備事業実施要領	5		農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各府の間で連携して予算執行する等工夫することができないか。	2		都市と農山漁村の共生・対流の推進については、関係7省(総務省、文部科学省、厚生労働省、農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省)が協力・連携して国民運動の展開を図るため、創大区によるプロジェクトチーム(都市と農山漁村の共生・対流に関するプロジェクトチーム)が設置されていること。 平成14年度に創設した、各都道府県との協働のついでに、都市と農山漁村の共生・対流の推進を位置づけ、各種規制改革、予算措置等の組み合わせにより、都市間の協力の支援、農山漁村の活力の向上及び都市と農山漁村のつながりの強化を総合的に推進することとしている。 こうした取組を通じた構造的な対応・連携の強化に加え、関連施策が地域において円滑に実施されるよう、各省連携して都市と農山漁村の共生・対流に関する施策を取りまとめ、地方公共団体に提供する。	
四日市市	生活排水対策総合推進構想	2158	2158010	103160	流域別下水道整備総合計画の見直しの弾力化	下水道と農業集落排水施設との接続に関する連携については、既に関係各府間で調整されているところであるが、農業集落排水施設を公共下水道に接続を計画する場合、双方の計画に位置付ける必要がある。下水道事業は流域計画の見直し10年1度とされており、暫定見直し等制度の簡素化を図る。	八郷地区、下野地区、三重地区、豊地区、小山田地区、内部地区等の市街化調整区域の下水道計画区域を農業集落排水事業で整備し、公共下水道幹線へ接続する。	本市の公共下水道整備が遅れており(平成14年度末下水道普及率56%)、市街化区域内の整備にあと35年かかることから、市街化調整区域の下水道計画区域を農業集落排水事業と連携を図りながら整備を進める必要がある。	【下水道事業の流域計画の見直しについてであり、国土交通省で作成】	6		【下水道事業の流域計画の見直しについてであり、国土交通省で作成】					
四日市市	生活排水対策総合推進構想	2158	2158020	103170	下水道へ接続する農業集落排水事業の計画の承認	農業集落排水事業の計画には処理場の設置が義務付けられているが、効率的な整備のため、当初から公共下水道への接続を容認する	保々地区、豊地区等の既存の農業集落施設の処理場を廃止して下水道に接続することにより、処理施設の更新費用を削減し、新たな整備地区の事業を推進する。	本市の公共下水道整備が遅れており(平成14年度末下水道普及率56%)、市街化区域内の整備にあと35年かかることから、市街化調整区域の下水道計画区域を農業集落排水事業と連携を図りながら整備を進める必要がある。	「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」(平成12年12月1日「12-2」建設省都下公第46号)	5		・適切かつ効率的な汚水処理施設整備を図る観点から、計画段階においては、適宜「都道府県構想」の見直しを行い、各事業間の連携・調整を図っている。 ・また、実施段階においては、「下水道と農業集落排水施設とを接続する場合の留意事項について」(平成12年12月1日「12-2」建設省都下公第46号)に基づき、事業主体である市町村の判断による接続の実施が可能。					





15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アップ・プロジェクト	1272	1272080	103230	野外活動体験施設整備に係る各種施策の統合・集中	・野外活動拠点整備に係る各都道府県の補助事業の効率的な一元化を図る。 ・歴史の道整備活用推進事業 ・ふるさと自然ネットワーク整備事業 ・教育のもし整備事業	・市町村が森林や小川、歴史遺産など地域資源を活用して体験交流事業の拠点を整備するような場合、各都道府県の野外活動施設整備に係る補助制度を一本化して受け付けることにより、対象範囲、整備項目が拡大し、市町村の使いやすいものとなり、整備が一体的に促進される。	・野外活動拠点(学校活用)周辺に体験フィールドを整備するに当たり、活用する補助事業を個別に展開すると非効率なことから、一本化することで、体験フィールドとしての一体的かつ効率的な整備が図れる。	森林・林業基本法第17条等	林野庁においては、平成16年度予算として「教育のもし整備事業」が概算決定されており、山村地域や都市近郊の里山林等において、子どもたちの継続的な体験活動を通じた森林環境教育の推進の場、市民参加や後継者育成に資する林業体験学習の場等の森林・施設整備を実施する。	5		「教育のもし整備事業」については、森林環境教育や林業体験学習などの施設・森林等の整備を実施しており、環境省の「ふるさと自然ネットワーク整備事業」、文部科学省の「歴史の道整備活用推進事業」とは事業の趣旨・目的が異なることから、通称、事業の実施地域も異なる場合が多いが、同一地域において、これらの事業を行う場合には、地方自治体で作成する事業計画に基づき、関係省庁の関連施策と一体的に推進することが可能であると思料。	関係部局間で密接に連携・調整の上、検討し、16年度中に結論を得て、17年度予算要求に反映されたい。	5		提案事項の教育のもし整備事業を含む各都道府県の補助事業の一本化による一体的な実施については、地方公共団体の具体的な要望を見ながら当該事業自体の要否を判断していくとともに、関係省庁と連絡を密しつつ、その一体的な実施の可否についても判断していくことと考える。
茨城県	鬼怒・小貝 花と水の交流圏形成プロジェクト	1274	1274010	103240	河川等を活用した自然環境ネットワークの整備に係る各種施策の連携・統合	各都府県で実施する河川・森林等を活用した環境教育や自然体験活動、交流事業に資する各種補助事業(環境整備、施設整備)について、市町村等が策定する総合的な整備計画に基づく一括採択を可能にする。 ・水辺の楽校プロジェクト、河川環境整備事業(国交省) ・都市地方連携推進事業(国交省) ・ふるさと自然ネットワーク整備事業(環境省) ・森林空間総合整備事業(林野庁)	本地域の持つ、河川や森林などの豊かな自然環境を活用した環境教育や体験交流活動に親しめる良好な自然空間の形成を図るとともに、地域内外の人々の交流の場を創出する。	本地域は、鬼怒川と小貝川がほぼ平行して南北に貫流するという特徴的な地形を有するとともに貴重な平地林も数多く存在していることから、これらの保存・再生を図りつつ、自然とのふれあいの場づくりや交流施設の整備などを計画的に進め、一体的な交流空間の形成を図る。	特段の関連法令、告示、通達等はない。	林野庁においては、平成16年度予算として「里山林再生総合対策」が概算決定されており、里山林の再生・利用に向けて、環境省等の関係する都府県との連携を図りつつ、総合的かつ効果的に地域のニーズに対応していく考えである。	5		里山林の保全・再生に向けては、里山林再生総合対策を実施することとしており、この中で、地方公共団体、森林組合、地域住民等が協議し、再生のための構想をまとめ、関係省庁の関連施策と一体的に推進することが可能であると思料。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各都府県の間で連携して予算執行する等工夫することができな、検討されたい。	5		里山林再生総合対策等の採択に当たっては、まず、その中で、地方公共団体、森林組合、地域住民等から構成される里山林再生協議会が作成する基本構想、事業実施計画に基づき、その可否について判断することとなる。また、他の関連施策との一体的な推進については、地域の要望を踏まえ、関係省庁と連携を密しつつその可否について検討していくことと考える。
平取町及び平取町教育委員会	サケ・クマ・フクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	1387	1387050	103250	流木や間伐木の木材資源を活用したバイオマスエネルギーの供給	二風谷ダムは平成15年8月の台風10号襲来時に、洪水を調節し流木を捕捉した。この時の流木の量は6万7千立方メートルと言われ、森林崩壊や埋もれ木が一緒に流出したものと考えられている。しかし、これら流木の処理については、当初の想定を超える量であることから有効な対策が考案されていない。また、森林の崩壊は森林の持つ保水力を超える降水によるものであるが、今後、降雨の都度崩壊が拡大することも想定されるので、河川整備と連携した森林の復旧整備が求められる。 二風谷ダム等に捕捉される流木や森林整備における間伐木等の利活用に関する研究調査。 流木や森林整備における間伐木等の木材資源を活用したバイオマスエネルギーの供給。 流域を対象とする治山事業による森林整備の促進。	二風谷ダムは平成15年8月の台風10号襲来時に、洪水を調節し流木を捕捉した。この時の流木の量は6万7千立方メートルと言われ、森林崩壊や埋もれ木が一緒に流出したものと考えられている。しかし、これら流木の処理については、当初の想定を超える量であることから有効な対策が考案されていない。また、森林の崩壊は森林の持つ保水力を超える降水によるものであるが、今後、降雨の都度崩壊が拡大することも想定されるので、河川整備と連携した森林の復旧整備が求められる。	沙流川はアイヌ語でシリムカ(河口が砂で閉塞する川)と表現されるように、砂礫や流木を含む洪水の多発する河川で、その被害は甚大で、築堤等の整備が求められている。現在は築堤の整備も進み二風谷ダムも完成し、二風谷ダムは平成15年8月の台風10号襲来時に、洪水を調節し流木を捕捉するなどその機能を十分に発揮した。この時の流木の量は6万7千立方メートルと言われ、森林崩壊や埋もれ木が一緒に流出したものと考えられている。しかし、これら流木の処理については、当初の想定を超える量であることから有効な対策が考案されていない。また、森林の崩壊は森林の持つ保水力を超える降水によるものであるが、今後、降雨の都度崩壊が拡大することも想定されるので、河川整備と連携した森林の復旧整備が求められる。	森林法第41条	木質バイオマスエネルギー利用促進事業において、木質バイオマスエネルギーの供給施設や利用施設の整備等について支援しているところである。 保安施設事業については、森林の維持・造成を通じて、国土の保全や人命、財産の保全を目的とし、国又は都道府県が事業を行っているところである。	3,5/8		3,5:提案の内容は必ずしも明らかではないが、流木、間伐材等の利活用については、バイオマス利活用の観点から、バイオマス利用用プロシエティア事業により調査等の実施について支援しているところである。また、木質バイオマスエネルギー利用促進事業において木質バイオマスエネルギー供給施設・利用施設等の整備について支援しているところであり、既に対応は可能である。 8:流木化につながる崩壊のおそれのある森林等を対象として、立木の生育基盤となる山脚の固定や河岸の侵食防止等を図る河川工事等の整備 本政調整伐や複層林化、針広混交林化等による、根系が発達した、水士保全機能の高い森林の造成 等、保安施設事業による施設整備と森林整備を総合的に推進しているところである。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	3,5/8		提案の内容は必ずしも明らかではないが、流木や間伐材等の利活用に関する研究調査や木質バイオマスエネルギーの供給については、事業採択要件を満たすことが必要であり、事業内容も明確にしたい。
熊本県	地域農林業再生構想(案)	2049	2049040	103260	シカの捕獲対策(環境省)と防除対策(林野庁)の一元化	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限らず、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策を可能とし、併せて防護柵や防護ネットによる防除対策を組み合わせて総合的なシカ対策を実施できるように、環境省と林野庁の事業を一元化する。	緑の財産である森林をシカ被害から守るため、市町村や森林組合が実施する事業で箱わな、囲いわなに限らず、狩猟免許がいらぬ等の条件緩和による捕獲対策と防護柵や防護ネットによる防除対策を森林整備事業及び森林病虫害等防除対策事業の要件を改善して総合的に実施する。	深刻なシカ被害から森林を守るためには、省庁ごとに縦割りとなっている現行制度を一元化し、総合的なシカ対策を効率的に推進する必要がある。	森林病虫害等防除法	野生鳥獣による森林被害対策として防護柵等の設置や広域的な駆除活動の体制整備等を実施。	4.5		野生鳥獣による被害対策として、林野庁においては、環境省等関係省庁との連携強化を図りつつ、平成16年度予算案で、防護柵の設置等の被害防除対策に加え、新たに囲いわなの設置にかかる予算を計上し、総合的な被害対策を推進しているところである。 なお、シカ等の有害鳥獣駆除については、環境省において、構造改革特別区域法に基づく特例措置として、網・わな等に限り従事者に狩猟免許を有しない者を含むことができることとされたところである。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係各都府県の間で連携して予算執行する等工夫することができな、検討されたい。	4.5		野生鳥獣による被害対策は、被害防除、生息環境整備及び個体数管理を総合して実施することが重要であり、現在、林野庁においては、主として防護柵の設置等の被害防除や広域的な森林の造成等野生鳥獣の生息環境の整備に関する施策を講じ、環境省においては、着しく増加した野生鳥獣の個体数管理に関する施策を講じているところである。今回の提案を踏まえ、林野庁としては、提案者の構想する事業についての具体的な内容を見つつ、その実施の適否を判断してまいりたい。また、環境省との連絡調整を的確に実施し、防除対策と捕獲対策のより一層の事業連携を図ってまいりたい。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
長野県	都市住民と農山村を結ぶ農林業の活用促進事業(「田舎の親戚制度」)	1097	1097020	103270	鳥獣害防止のための森林整備に係る補助要件の緩和	鳥獣害による荒廃農地化防止のため、森林造成事業における現行の補助要件を緩和する	1 獣害防除対策として実施する森林整備については林齢制限をはずし毎年実施が実施できるよう補助要件を緩和する 2 上記施策を実現できるように補助率を3/10から5/10に引き上げる	遊休農地や森林の利用においては獣害防除対策が必要となる。特に遊休農地と隣接した森林については、野生鳥獣の生息地となっている場合があるため、獣害を防ぐためにはこうした森林の下層植生を含めた整備が必要である。このため、獣害防除対策に現点を置いた森林整備を補助対象にしたいと併に、林齢制限を外し、毎年、森林整備が可能となるよう現行制度の改善を望むものである。また、こうした森林はいわゆる里山に相当し、こうした森林整備が人と森林の結びつきを高め、里山活用へのきっかけとなったり、里山の景観向上に寄与し、来村時の景観ポイントになればピーターの確保にも結びつくと考えられる。	林野庁では、防護網の設置、忌避剤の散布、食害防止チューブ等による防除 新たな防除技術の開発 市町村による監視・防除や駆除活動の体制整備 野生鳥獣の生息環境となる広葉樹林の造成等について予算措置を講じると、森林の被害対策を総合的に推進していることである。 また、森林と人との共生を重視する森林(森林と人との共生林)において行う共生林整備事業(森林整備事業)については、野生生物との共存の観点から山内における生活環境保全等の公益的機能発揮等の観点から行う森林整備(防護網等を含む)に対し、特に林齢の制限を設けず補助率を行っていることである。(補助率5/10)。 イノシシ、シカなどの野生鳥獣による農作物被害は、特に中山間地域において深刻な問題であると認識しており、森林水産省としては、被害防止のため、侵入防止柵や電気柵等の被害防止施設の整備、被害発生原因の究明と対策技術の開発等の基礎研究、住民全般を対象とした鳥獣の生態や被害防止に必要な知識等の普及啓発活動及び生産者による追い払い等の防除活動を行う自治体体制の整備強化等の諸対策を推進していることである。	林業関係事業補助金交付要綱 各事業の実施要綱・実施要領	3,5	制度の現状に記載したとおり、共生林整備事業においては、森林整備について特に林齢の制限を設けず、補助率5/10の助成を行っているところである。 また、農作物被害及び森林被害に対する各種施策についても取り組んでいるところである。	林齢制限の撤廃について提案の趣旨を踏まえて検討できないが、	3,5	長野県の提案は、「森林の整備に対し林齢に問わず助成措置を求めるもの(そのための要件緩和)」である。林齢要件については、既に共生林整備事業(森林整備事業)等において、特に林齢の要件を設けず森林整備等を行えることとしていることである。 なお、森林整備事業においては、森林の公益的機能の発揮に必要な健全な森林の維持増進を図るため、森林の健全な生育を確保した上で、必要性を考慮し、整備の補助対象年齢を設定して助成を行っていることである。現行で補助対象年齢を設定して助成を行っている事業について現行の森林の林齢要件を撤廃することはこのような事業の趣旨から見て困難である。 また、「地域再生構想の提案募集について」別紙第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることであり、必要な要件を撤廃し要件を拡大することは、地域再生の趣旨にもそぐわないものと考えられる。		
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065030	103280	林業・水産業・観光の施策の連携	・林業・水産業・観光の振興につながる市町村の行う事業に対して、府省の連携した支援をお願いしたい。	・間伐漁獲や藻場造成による海中林は、優良材の育成と森林の持つ公益的機能を維持するための間伐と、間伐材を利用した自然に優しい漁獲造成と、エコツーリズムとしての観光振興を目的としている。また、海中林と一体となった、海底公園を整備しダイビングスポットとして利用する。	・現状では、間伐を目的とした支援と、漁獲設置を目的とした支援が別々であり、これらと観光も連携した支援により豊かな森林と海を守り観光振興を図る必要がある。	水産物供給基盤整備事業等実施要綱 自然調和・活用型漁港漁場づくり推進事業実施要綱	2	運用対応	平成16年度から、森林・林業関係者と漁業関係者の参画の下、豊かな海を育む森林の整備と漁場環境の改善にかかる施策を一体的かつ総合的に実施するとともに、地域で生産される間伐材等の木材資源について魚礁等への活用を推進する。なお、間伐材等の木材を活用した魚礁の整備にあたっては、技術の集積や普及を図る上で有効である事業をモデル事業として実施。					
東広島市	合併に伴う都市機能の再編成	2039	2039060	103290	国の各地方機関の行政管轄区域の統一	市内における国の各地方機関の行政管轄区域の統一する方針の決定と統一までの期限の設定。	合併に伴う新市内で行政管轄区域を統一することの政府の方針決定を求めるとともに、これが迅速に行われるために期限の設定を行う。	合併後の新市の一体性の強化や住民の利便性の向上を図るため、これらの管轄区域を同一にすることが必要である。	6. 担当でない	6		要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため					
福岡市	福岡アジアビジネス交流拠点都市構想	2079	2079080	103300	競争的資金等による研究開発終了後の機械器具等の管理法人・大学への無償譲与	地域新生コンソーシアム研究開発事業など産学官連携を推進するための競争的資金等を活用し、国の委託を受け研究開発を実施する場合、管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならぬが、当該機械器具等を活用した、新たな産学の研究開発を促進するため、現物を管理法人もしくは大学(私立大学を含む)に無償譲与できるようにする。	(内容) 産学官連携の推進による研究開発機能の強化を通じた地域産業振興 (効果) 採択テーマは、比較優位にある研究分野であるので、競争的資金等で購入した機械器具等の蓄積を通して、当該分野の優位性向上や新たな産学研究開発・グループの創出を図ることができる。	管理法人は、研究開発(補充研究を含む)終了後、購入した機械器具等を国に返納しなければならず、その後の当該地域・大学における産学の研究開発の進展に何ら活用されない。	物品の無償貸付及び無償譲与等に関する法律 委託費の事務取扱について	6		無償譲与を可能にするには、物品の無償貸付及び無償譲与等に関する法律を改正する必要がある。(本省は同法を所管していない。)					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
ゼッタテクノロジー株式会社	地域再生・知のユキピタス社会構築プロジェクト	3107	3107010	103310	コミュニティ・クリエイター育成事業に関する財政措置	1. 地域活性化対策費等、補助金にて補助金・交付金に計上する。2. 外国人医師の診療免許登録について緩和措置を要する。	コミュニティ・クリエイターを育成事業	現下の地方公共団体の財政悪化では、地域創生の為の新事業の創出が実施できにくい状況にあるため、地方公共団体の条例・規則による取決が設置の障害になっているため。		6. 担当でない	6	医師法は厚生労働省の所管であるため					
熱塩加納村	有機農業の推進	1002	1002010	103320	有機農産物の日本農林規格の緩和	有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号)中第4条の輸送、運別、調整、洗浄、貯蔵、包装に係るもの内特に、収穫調整のための機械及び施設への二重投資や洗浄等に要する多大な労力の投入が避けられるようにしてほしい。	本村においては、有機無・低農薬栽培については、昭和55年から取り組み20余年に亘り村一丸となり取り組み、実践してきたところであり有機JAS規格承認の補給、経費の問題等認証を受けやすい制度、実態にあった取り組みやすい誘導施策の実現をはかり有機農業の認証を受け、有機JAS規格の原則に則り有機農産物の生産拡大に努める。	農作物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号) 有機農産物の日本農林規格(平成12年1月20日農林水産省告示第59号) 有機農産物についての生産行程管理者の認定の技術的基準(平成12年6月9日農林水産省告示第819号)	有機農産物として有機JASマークを付して有機の表示をするためには、国の登録を受けた登録認定機関から国が定めた認定の技術的基準に基づいて、有機の規格に合致した生産が行われているという認定を受ける必要がある。なお、規格第4条には、調整工程等の管理として、他の農産物との混同の防止、有害動植物の防除又は品質の保持改善に使用できる資材、有機農産物の汚染の防止が図られる必要があるなど、有機農産物の有機性を担保する上で必要不可欠な措置について規定されているが、新たな設備投資を義務づけているものではない。	8		有機農産物に対する消費者の信頼を確保するとともに、国際的なスタンダードであるコーデックス委員会の「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠するため、有機農産物は、生産行程から流通過程に至るまで、非有機農産物との混合や、使用が許可されていない物質や資材との接触から守られるような管理が必要であるが、新たな設備投資まで行われなくとも、洗浄や清掃等の防止措置を実施していただければ良いこととなっている。	提案は、有機農産物の日本農林規格の内、洗浄等に要する多大な労力の投入が避けられるようにしてほしいとの内容であり、この観点から検討されたい。	8		有機農産物に対する消費者の信頼を確保するとともに、国際的なスタンダードであるコーデックス委員会の「有機的に生産される食品の生産、加工、表示及び販売に係るガイドライン」に準拠するため、有機農産物は、生産行程から流通過程に至るまで、非有機農産物との混合や、使用が許可されていない物質や資材との接触から守られるような管理が必要であるが、新たな設備投資まで行われなくとも、洗浄や清掃等の防止措置を実施していただければ良いこととなっている。	さらに、洗浄や清掃にかかる労力の投入を極く方法として、収穫調整のための機械投資等と若干の有機農産物を混して、非有機農産物を混入定率といういわゆる共混(ともあひ)の手法があり、非有機農産物との混合防止措置の一つとして認められているところである。
石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	1056	1056050	103330	大麦・大豆の作付について、転作助成金並みの作付奨励金の助成	河北潟干拓地は水田の拡大と水害常襲地等である沿岸低地の排水改良を目的に昭和38年度に開墾されたが、昭和40年代からの米余りが顕著化したこと、昭和45年度に開田抑制措置が実施され、水田から畑作へ転作に計画が変更された。このため、大区画を活用した土地利用型作物である、大麦・大豆を主体に栽培を行っているが、大麦・大豆の価格低迷及び事業償還負担金により農業経営は非常に厳しい状況にある。このことから、大麦・大豆の転作助成金並みの作付奨励金の助成を要する。	大麦・大豆の転作助成金並みの作付奨励金を助成することで、土地利用型作物である、大麦・大豆の作付が増加し、河北潟干拓地の特徴を活かした大区画営農の確立が期待でき、併せて農地の流動化が促進される。	河北潟干拓地は水田の拡大と水害常襲地等である沿岸低地の排水改良を目的に昭和38年度に開墾されたが、昭和40年代からの米余りが顕著化したこと、昭和45年度に開田抑制措置が実施され、水田から畑作へ転作に計画が変更された。このため、大区画を活用した土地利用型作物である、大麦・大豆を主体に栽培を行っているが、大麦・大豆の価格低迷及び事業償還負担金により農業経営は非常に厳しい状況にある。このことから、大麦・大豆の転作助成金並みの作付奨励金の助成を要する。	民間流通業に対して助成金を交付(16年産小粒大麦 4,465円/50kg) 国産大豆の生産の確保と農家所得の安定を図るため、大豆交付金暫定措置法に基づき大豆交付金を交付	3		転作助成金並みの作付奨励金の助成を要する。また、大豆については、大豆交付金暫定措置法に基づき大豆交付金を交付していることである。現在、大、大豆ともに生産量については、生産努力目標に示された数値を既に上回っており、今後は品質、生産コスト等の観点の解決が急務となっていることから、実需者ニーズに応じた良店販売、良店大豆の生産を図る場合であれば、生産振興組合事業等の活用されたい。	地域限定や条件付け等により対応できないが、検討されたい。	3		転作助成金並みの作付奨励金の助成を要する。また、大豆については、大豆交付金暫定措置法に基づき大豆交付金を交付していることである。現在、大、大豆ともに生産量については、生産努力目標に示された数値を既に上回っており、今後は品質、生産コスト等の観点の解決が急務となっていることから、実需者ニーズに応じた良店販売、良店大豆の生産を図る場合であれば、生産振興組合事業等の活用されたい。	
石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	1056	1056060	103340	河北潟干拓地において、加工米の作付を認める。	河北潟干拓地は水田の拡大と水害常襲地等である沿岸低地の排水改良を目的に昭和38年度に開墾されたが、昭和40年代からの米余りが顕著化したこと、昭和45年度に開田抑制措置が実施され、水田から畑作へ転作に計画が変更された。しかしながら、増反農家の高齢化の進行に加え、野菜生産に多大な労働力を要すること、野菜等の価格の低迷などにより、入植農家の経営状況は非常に厳しいものとなっている。このため、耕作放棄地の増加だけでなく、干拓地から開墾を希望する農家も増えつつある。よって、干拓地での加工米の作付を認め、地域再生を図ることを目的とする。	加工米の作付を認めることで、河北潟干拓地の特徴である大区画営農を活かした大規模経営、低コスト化が図られ、農業所得の向上が図られるとともに、農地の流動化が促進される。	河北潟干拓地は水田の拡大と水害常襲地等である沿岸低地の排水改良を目的に昭和38年度に開墾されたが、昭和40年代からの米余りが顕著化したこと、昭和45年度に開田抑制措置が実施され、水田から畑作へ転作に計画が変更された。しかしながら、増反農家の高齢化の進行に加え、野菜生産に多大な労働力を要すること、野菜等の価格の低迷などにより、入植農家の経営状況は非常に厳しいものとなっている。このため、耕作放棄地の増加だけでなく、干拓地から開墾を希望する農家も増えつつある。よって、干拓地での加工米の作付を認め、地域再生を図ることを目的とする。	・事務次官通達47農地A第165号(新規開田の抑制について) ・事務次官通達47農地A第2001号(土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について) ・農地局長通達47農地A第647号(一般土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置要領)	5		平成16年度から生産調整の手法が数量調整に転換されるが、米の生産調整そのものが廃止されるものではないことから、「新規開田の抑制について」及び「土地改良事業の受益地の開田等に伴う補助金の返還措置について」等は、引き続きっていく方針。	要望内容は実現できるが、確認されたい。	5		平成16年度からの当面の農給調整については、面積を管理し米を伴わない面積を配分する方式から米の生産量を調整する方式に転換することから、米や転作作物を伴う等の対象範囲の設定は行わないこととなる。このため、基本的には、ご提案の地域においても、地域の米の需要に応じ配分される生産目標数量に即した生産や、米による転作の一環としての加工用米についてもその需要に応じ配分されることとなる。ただし、米の生産調整の仕組みは変わらうとも、生産調整は継続していくことから、新規開田は抑制する方針であり、開田計画を含む土地整備事業は新規採択しないこと。また、事業完了後8年以内の開田した場合、補助金返還を求めないこととしている。(国産河北潟干拓地は補助金返還の対象外、その後、県産土地改良総合整備事業(560-H9)が実施されており、H17年度までは補助金返還の対象となる。)	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
会津坂下町	米生産調整の緩和	1214	1214030	103350	米の生産調整の緩和	食糧法に関連する生産調整についての緩和	米価格の安定化を図るとともに、売れる米作り施策を展開し、農業経営の安定と産業の活性化を図るため、米の生産調整を緩和し、	稲作に適した環境を有し、稲作を基幹産業とする本町にとって、生産調整を緩和することにより、農家の経営安定と産業の活性化を図るため。	改正食糧法第2条・第4条、米政策改革大綱、米政策改革基本要綱	平成16年度から当面の需給調整としては、国は都道府県段階の生産目標数量を設定し、これを受け、都道府県・農業者団体が、第三者機関的な道徳的助言を受けつつ、市町村段階の生産目標数量を策定することとなる。	8		44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請			47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答	
岩瀬村	地域農業再生「売れる米づくり」計画	1250	1250010	103360	米生産・販売に対する支援措置	「新たな米政策」の中で「売れる米づくり」を推進した場合に水田農業構造改革交付金の活用方法に制約があるため、制度を見直し地域に合った利活用が図れるよう是正すること。	岩瀬清流米等の特別栽培の作付け面積の拡大に要する経費の助成。水稲の安全・安心を確保するための栽培履歴管理、残留農薬分析の経費の助成。ライスセンサ、機械利用組合等の施設、機械等を導入する経費の助成。産地づくり対策交付金の認定は、需要に即した米づくりの取組実績を算定に反映させる。有機JAS認証料、販売活動PR経費の助成。	産地間競争が激化するなか「産地づくり対策交付金」の交付制度を活用し米の生産販売からPR販売活動を実施することにより水田農業の振興を図る。	交付金の算定 自給率の向上、構造改革の促進等に重点をおいて算定 交付金の使途に係るガイドライン 通常の主食用米の価格に上乗せ補てんする助成 国、都道府県、市町村等から補助を受けたい取組に対する直接的な助成 補助金等に係る予算の適正化に関する法律上の処分制約のかかる財産の取得等に対する直接的な助成	水田農業の構造改革と消費者の期待に応える産地の育成を支援するため、国は対策期間中安定した一定額を都道府県米田農業推進協議会に交付し、交付金の使途・水準は地域が決定する仕組みを16年度から創設(水田農業構造改革交付金)。 交付金の使途は、国が定めたガイドラインの範囲内。	3.5		提案は、「産地づくり対策交付金」の交付制度を活用し米の生産販売からPR販売活動を実施することにより水田農業の振興を図るというものであるが、その趣旨を踏まえて要件の緩和等検討できないか。	3.5		本制度は16年度からの新規事業であり、御提案を含む様々な要望も踏まえ、これまで制度設計を検討してきたことである。御提案の内容には複数の事項が含まれており、制度の趣旨、他の補助事業との関係等から御案、対応策も、条件付で対応可能なもの、対応可能なものに分けて作成した次第である。対応が困難と認められたものは、ライスセンサ、機械利用組合等の施設、機械等を導入する経費の助成のみであり、これについては、他の補助事業との関係を勘案すると、国の予算の効率的な執行の観点から対応策とすることは適切でないものと判断している。	
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163010	103370	輸入バイオマス原料のより安定的・安価な供給体制の確立	閉税割当制度の下で国産イモ澱粉の一定量の購入を条件に閉税が無税とされているコーンスターチ用トウモロコシの輸入について、バイオマスプラスチックの製品等の用途に用いる場合、当該条件を廃止するなど、バイオマス原料のより安定的・安価な供給体制の確立を図る。	本支援措置により、より低コストの澱粉を使用して、バイオマスプラスチック原料となるプルラン等の生産を行う。	「閉税定率法」(第9条の2)、「閉税割当措置法」(第8条の6)、「閉税割当制度に関する政令」、「とうもろこしの閉税割当制度に関する省令」(第6条)、閉税割当公表(とうもろこし)の閉税割当てについて(第6条)	いもでん粉の原料であるばれいしょ及びかんしょは、北海道及び九州の畑作農業を支える基幹作物である。また、収穫された原料は地元工場などで粉砕に加工されるなど、地域経済上も重要な役割を担っている。 このため、国内産いもでん粉と輸入でん粉の内外価格差を踏まえ、コーンスターチの原料となる輸入とうもろこしの閉税を国内産いもでん粉の購入を条件に無税とし、これにより、国内産いもでん粉の需要を確保し原料いもでん粉の生産農家の所得安定を図りながら、ユーザーに対しては安価なでん粉を供給しているところである。	3		提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3		特定の地域・用途についてコーンスターチ用とうもろこしに係る国内産いもでん粉の購入を条件に無税とする。他の地域経済に対し悪影響を及ぼす。		
草加市	古さと新しさが調和する賑わいと潤いのある「今様・草加宿」	1130	1130020	103380	「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定める	「草加せんべい」を表示するために必要な産地・材料・製法等の基準を定める	「草加せんべい」が名産として草加市が全国に誇れるものとして、平成13年10月、「草加せんべい醤油のありか」が全国様々な候補の中から「草加せんべい」が選ばれることとなり、市内のせんべい職人が培ってきた伝統と技術、そして新しい経済状況下の企業努力の賜物であり、全国の消費者に本物の「草加せんべい」を味わっていただくためにも、その伝統の技をさらに継承しながら永く伝えていく決意である。しかし、産地を消費者に誤認・混淆させるような表示は不当競争防止法などで禁止されているにも関わらず、現在、食品の表示では地名を含む名称が多用されており、「草加せんべい」を名乗るために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認定することによって、「草加せんべい」を名乗るに相当しない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図る。	産地を消費者に誤認・混淆させるような表示は不当競争防止法などで禁止されているにも関わらず、現在、食品の表示では地名を含む名称が多用されており、「草加せんべい」を名乗るために必要な産地・材料・製法等の基準を定め、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認定することによって、「草加せんべい」を名乗るに相当しない商品を市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図る。	「草加せんべい」を名乗るに相当しない商品は市場から排除し、消費者に安心と満足を与え、納得を得ることによって「草加せんべい」ブランドの確立を図る。	6. 担当でない	6		商標法は当省の所管ではないため		8		提案は、農林水産省が2005年を目標に制定するとしている「農産加工商品についての地域や一定の製法基準などを定める基本法」のことであり、これにより「草加せんべい」を名乗るために必要な産地・材料・製法等の基準を定めることは可能としないのか、この基準を満たした「せんべい」のみ「草加せんべい」として認定することは実現できないのか、検討された。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
カルビー株式会社中四国カンパニー(日本ポテトチップ協会)	加工用生馬鈴薯の限定的輸入と加工の可能性の実証と実現	3022	3022010	103390	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	輸入禁止の海外産地からの生馬鈴薯の輸入とその馬鈴薯を使った国内加工を可能とする法令の改訂とその手続き・処置に関する体制の整備	特定地域・施設における輸入・貯蔵・加工を可能とする特例処置(隣接の広島県農産物流通加工事業共同組合にて当社の国内産生馬鈴薯の貯蔵)(弊社広島西工場にて国内産生馬鈴薯の加工)	通年での安定した馬鈴薯加工・販売事業の展開による地域振興・振興の安定・通年での高い品質の保証	植物防疫法(昭和25年法律第151号)第7条、第8条 植物防疫法施行規則(昭和25年農林省令第73号)第9条、第14条、第15条、別表2	輸入禁止対象病虫害の発生地域から発送される馬鈴薯は、輸入を禁止している。それ以外の地域から発送される馬鈴薯は、我が国の隔離ほ場において隔離栽培を実施し、検疫有価動植物の付着がないもののみ輸入することができる。	3		ばれいしょについては、加工用に輸入する場合であっても、我が国で未発生病虫害が付着している場合は、輸入後、国内輸送、加工工場周辺の汚染経路において病虫害が分散する恐れがある。特にばれいしょに大きな被害を与える細菌、糸状菌の中には、土壤中に30日以上生存するものや、他の野菜類にも被害を及ぼすものもある。このため、海外から我が国未発生病虫害が侵入した場合は、(1)ばれいしょのみならず他の野菜類に対しても大きな被害を与える恐れがあること、(2)根絶が困難なこと、(3)防除方法が確立していないこと、から我が国の農産物生産に重大な支障が生じることとなる。したがって、(1)生産国(輸出国)植物検疫機関との技術的な検討を基とした輸出国の産地検査、定常検査等の植物検疫措置、(2)我が国への輸入時における隔離検疫に代わる迅速な病虫害の検査技術、(3)輸送方法、加工施設の要件、加工工程、排水・汚濁処理等における病虫害の分散防止技術などを検討し、適切な病虫害の侵入防止技術の確立を要する必要がある。当省では、ばれいしょに対する病虫害の侵入防止技術の確立は極めて困難であると判断しており、我が国未発生病虫害の侵入を防止する観点から、技術確立がなされていない段階で本事業を採用することは不適切と考えている。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3		ばれいしょについては、加工用に輸入する場合であっても、我が国で未発生病虫害が付着している場合は、輸入後、国内輸送、加工工場周辺の汚染経路において病虫害が分散する恐れがある。特にばれいしょに大きな被害を与える細菌、糸状菌の中には、土壤中に30日以上生存するものや、他の野菜類にも被害を及ぼすものもある。このため、海外から我が国未発生病虫害が侵入した場合は、(1)ばれいしょのみならず他の野菜類に対しても大きな被害を与える恐れがあること、(2)根絶が困難なこと、(3)防除方法が確立していないこと、から我が国の農産物生産に重大な支障が生じることとなる。したがって、(1)生産国(輸出国)植物検疫機関との技術的な検討を基とした輸出国の産地検査、定常検査等の植物検疫措置、(2)我が国への輸入時における隔離検疫に代わる迅速な病虫害の検査技術、(3)輸送方法、加工施設の要件、加工工程、排水・汚濁処理等における病虫害の分散防止技術などを検討し、適切な病虫害の侵入防止技術の確立を要する必要がある。当省では、ばれいしょに対する病虫害の侵入防止技術の確立は極めて困難であると判断しており、我が国未発生病虫害の侵入を防止する観点から、技術確立がなされていない段階で本事業を採用することは不適切と考えている。
千葉県	「東京湾ゲノムベイ地域」の形成の推進	1303	1303070	103400	研究成果のネットワーク化の推進等産学官の連携の強化	産学官の連携強化を推進するため、大学、国立試験研究機関等全国的基盤を提供する機関のネットワーク化を推進する。バイオテクノロジーにおける研究成果に係る情報を、関係省庁横断的に、かつ、一元的に提供する国による総合的窓口を整備。	大学、国立試験研究機関等全国的基盤を提供する機関の全国的なネットワーク化に基づく、国のバイオテクノロジーの研究成果に係る情報を活用することにより、当地域における産学官の共同プロジェクトを積極的に推進する。	産学官連携の共同研究プロジェクトを恒常的に実施していくためには、地域を超えた連携が必要であるが、地域間連携は希薄で、地域の「ズ」や「ズ」を迅速かつ「ム」に域外と連携させることが困難な状況にある。国際競争力のあるゲノム産業を加速化するためには、産学官の連携強化を推進することが重要であり、公開可能な研究成果情報の一元的な共有化が必要である。	・農林水産省では、研究成果情報をHP等で幅広く提供するとともに、イネゲノム研究の成果については統合データベースを作成し、独立行政法人農業生物資源研究所を通じて公開しているほか、大学・民間等に対し、ゲノム研究の推進上重要となる研究試料等を提供するためのイネ・ゲノムリソースセンターを整備している。	5		研究の進捗に伴い得られた新規のデータ・研究試料等を順次、イネ・ゲノムリソースセンターに追加すること等により、農林水産省のバイオテクノロジー研究成果に関する情報提供体制の充実を図る。	提案者の構想する事業が要望に沿って円滑に実施できるように、関係省庁の間で連携して予算執行する等工夫することができないか、検討されたい。	6		バイオテクノロジーに関する研究成果情報の一元的窓口の整備については、「バイオテクノロジー戦略大綱」等に基づき、内閣府・総合科学技術会議が中心となりバイオテクノロジーの研究成果の活用等の取組を積極的に進めているところであり、当該提案の実施主体は当該大綱とは異なる。農林水産省としても、引き続き関係省庁と連携してまいりたい。	
多治見市	バイオマスによる持続可能な地域社会・多治見の創造	1382	1382040	103410	バイオマス利活用に関する補助金の統合化	BDFと堆肥化・ガス化の統合施設設置に対して、一部旧来技術の活用であったとしても補助対象として運用できるようにする。また、農林水産省、環境省、NEDOの施設補助制度があるが、省庁の枠を超えて統合補助金化する。	バイオマス(堆肥化・ガス化)施設をBDF施設と併設し、生ごみ資源化を推進する。	新しい技術のみならず、旧来型の施設についても複合施設化することで、新しい取組みという位置付けをする。	バイオマス利活用フロンティア整備事業実施要綱・同要領	・バイオマス利活用フロンティア整備事業(地域バイオマス利活用施設整備事業)は、新技術あるいはその他の開発されているバイオマスの変換、製造技術等を活用したバイオマス利活用施設整備事業である。 ・バイオマス関連の支援措置については、各都府、各県においてそれぞれ補助事業を実施	2,3,5		・本事業はメタン発酵等の新技術を採用した施設の整備の他に、既存技術の組合せにより効率性の改善や環境負荷の低減が図られる新たなシステムを採用した施設の整備についても、補助対象としているところである。 ・補助金の統合化については、それぞれ目的が異なるため、すべて統合することは困難である。しかしながら、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想(仮称)の実現に向け、関係省庁が一体となった支援を試行的に開始する。	補助金統合についても提案の趣旨を踏まえて検討できないか、検討されたい。	2,3		目的の異なる補助制度をすべて統合することは困難である。しかしながら、平成16年度にありは、地域の特性を活かし、バイオマスを効率的に利活用するバイオマスタウン構想(仮称)について、関係省庁が一体となった支援の手法を検討する。また、支援の成果等をバイオマス情報ヘッドクォータなどにより情報提供する。
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066020	103420	牛突きを対象とした収益事業(トータルチョウ)の実施	牛突きに関して、サッカーくじのように勝敗をあてる収益事業を実施する。	福岐の闘牛は、歴史も古く観光の目玉の一つであるが、抱い手等の問題で非常にその存続が危ぶまれている。サッカーくじのような勝敗を当てる「牛突きくじ」を施行し、牛突きの魅力アップを図るとともに、その収益により観光振興を図る。	闘牛は福岐観光の目玉の一つであるが、闘牛の頭数の減少や抱い手不足により継続が難しくなっている。収益事業を導入することにより、観客を増加させ、その収益の一部で飼育頭数の増加と後継者育成を図る。	刑法第186条 常習として賭博をした者は、3年以下の懲役に処する。 2 賭博場を開帳し、又は博徒を結合して利益を図った者は、3月以上5年以下の懲役に処する。	刑法第186条による違法性を阻却するため、いわゆる公営ギャンブルについては立法措置がなされている。	6		一般的に、我が国においては、立法措置により違法性を阻却されたいわゆる公営ギャンブルのみが実施されているが、そもそも賭博場を開帳することは、刑法第186条に基づき処罰の対象となる行為である。このことから、現状では闘牛を賭博の対象とすることは極めて困難である。				

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
鳥根県	遊休農地等の活用による農業振興及び農村地域の活性化・農業種協働による生き生き農園プロジェクト	2130	2130050	103430	農地転用、多用途利用に係る補助金返還の免除	構想(地域再生計画)に位置づけられた農地の転用や施設の多目的利用の場合は、補助金返還を免除する。	農地転用により発生する過去の土地盤整備事業の補助金返還や農業用施設の多目的利用により発生する施設整備事業の補助金返還を免除すること。負担の軽減。コストの低減。	構想実現のためには、過去に投入した補助金の返還が必要となる場合がある。補助金返還には、多くの時間と費用を伴い、構想の早期実現の妨げとなっている。	補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律第22条、同施行令第13条、14条	補助事業者等は、補助事業等により取得し、又は効用の増加した政令で定める財産を、各都道府県の長の承認を受けずに、補助金等の交付の目的に反して使用し、譲渡し、交換し、貸し付け、又は担保にはしてはならない。	3.5		補助金は国会の議決を経て、国民の税金等貴重な財源による国費を特定の行政目的達成のために交付しているものであることに鑑み、農林水産省においては、補助事業等により取得した財産について、地方農政局長等が個別の事業等に審査を行い、適当と判断されれば、条件を附して目的外使用等を承認することとしている。		1	補助事業完了後一定の期間を経過し、事業実施当時予見できなかった社会経済情勢の急激な変化等により、当初の補助目的に合った利用が困難になっている農林水産共同利用施設について、一定の条件を満たす場合には、補助金適正化法第22条の承認があったものとして、補助金相当額の国庫納付を求めるとなく、農林水産関係施設やそれ以外の公共施設への転用を認める。	
岡山県	岡山グリーンバイオプロジェクト	2163	2163020	103440	グリーンバイオ製品生産用途に用いる古米の安価で安定的な供給	グリーンバイオ製品を生産するために用いる古米を、石油等と同等レベルの安価で安定的に供給する。	本支援措置により、輸入に頼らない我が国の古米を用いて、バイオマスプラスチック原料となるプルラン等の生産を行う。	本支援措置により初めて、国産バイオマスとしての古米を用いた、低コストの安定的なプルラン生産が可能になる。	改正食糧法第2条 会計法第29条の3 予算決算及び会計令80条	政府備蓄米は主食としての米穀の供給が不足する事態に備えて保有しているが、販売にあたっては会計法第29条の3に基づき行つ。	3		1 政府備蓄米は主食用として購入、販売しているものであり、バイオマスプラスチック原料として販売する場合は、古米であっても市場価格に比べて大幅に安い価格となり政府の多額の財政負担が発生し、石油なみに安価かつ安定的に供給することは出来ない。 2 ただし、政府備蓄米のうち、保管期間の長期化により主食用として販売することが適当でない判断される8・9年度産米の一部については、15年度補正予算により主食用以外の用途(飼料用等)に処理することとし、この中で生分解性プラスチック用途等への売却についても予定している。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3	1 政府備蓄米は主食用として購入、販売しているものであり、バイオマスプラスチック原料として販売する場合は、古米であっても市場価格に比べて大幅に安い価格となり政府の多額の財政負担が発生し、石油なみに安価かつ安定的に供給することは出来ない。 2 ただし、政府備蓄米のうち、保管期間の長期化により主食用として販売することが適当でない判断される8・9年度産米の一部については、15年度補正予算により主食用以外の用途(飼料用等)に処理することとし、この中で生分解性プラスチック用途等への売却についても予定している。	
建設業協会 郡山支部	県中地区産業廃棄物リサイクル推進計画	3005	3005010	103450	法人による農業経営	法人による農業経営	廃棄物中間処理施設より発生する資源を活用し高付加価値農産物の生産を行う。	廃棄物の中間処理だけでなく、そこから発生する2次資源・エネルギーを事業主体が有効に活用してゆくため	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	4		農業生産法人以外の法人が農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能である。				
川相勝	超強力生命活性物質で作る果実による人材育成	3012	3012010	103460	超強力生命活性物質とその成果の科学的検証	当該地域の再生構想は生命活動に係る事ですから、安全が第一です。害の無いことが絶対です。検証しつつ、慎重に進めなくてはなりません。特に食に対する不安が広がっている今日、安全の確認は不可欠です。しかしながら、私達は科学的検証機関を持っていません。そこで政府に御願いしたいのです。当再生構想への支援措置は信頼出来る検証機関での科学的検証を御願い致します。可能なら京都大学を希望致します。	超強力生命活性物質はありとあらゆる植物を活性化し、植物を介して動物を元気にします。数多くの実験の結果、ぶどうとトマトの栽培がもっとも有効です。ぶどうを一反、トマトを一反予定しています。 ぶどう 植付 一坪に10本 一反で3千本 収穫 一本に5房 一反で1万5千房 トマト 植付 一坪に20本 一反で6千本 収穫 一本に30個 一反で18万個 支援措置が得られるなら、販売が促進されると考えています。	02年10月、ぶどうを岡山農生物化学総合研究所へ持参した時、研究所の所長と次長から、僕がこれのぶどうを普及させてくれ、と言われました。そこで、岡山農生物化学センターに話を持込んだところ、マニュアルに無いと言われました。自分も知る、とはあることです。私は驚き、お喜ばれました。園から下りて来たこと以外は何もないと言っていました。研究所に連れて来て、と言われ、研究所と一緒にやれ、と言ったのです。そして、人体実験をしろ、と頼まれたのが、実ははなしを聞く、と言っていました。人体実験は多くの方に受けていたとき、害はまったく見られず、好評ばかりですから自信を持っていますが、科学的検証のほうにもなりません。高度な生命科学の知識と最新の分析装置を持たなくては正しい検証結果を得ることは出来ません。検証結果が絶対安全でなければこの構想は実現出来ません。私の希望している支援が得られるなら、実現は加速し、支援が得られないなら、迅速化形しくは中止するでしょう。支援をお願いする理由です。尚、京都大学にこだわっているのは、私に親しい関係を下さっている研究所の博士が京都大学のご出身だからです。	6.担当でない	6	要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため						

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想案番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
農事組合法人フラワーズ生産組合	健康の駅・園芸福祉の里	3015	3015010	103470	所用金額 合計 600万円也の支援処置	31の「具体的事業の実施内容」を実施するにあたり、事業を円滑に運営するために所要金額の支援措置を受ける必要がある。	件名：健康の駅・園芸福祉の里 目的：健康増進をはかる・スローライフ・スローフードの体験 対象：主に都市住民 参加者：一日二日コース 50名 一日コース 100名 内容：園芸作業（園芸福祉）森林浴・温泉入浴等、健康講話・健康診断・健康相談（専門医師による）、健康データの作成（東大式THI方式による） 事業主体者：農事組合法人 フラワーズ生産組合 協力者：倉測村 村内NPO 2団体 効果：園芸活動・園芸福祉・自然活動を通じた健康増進のデータ 事業推進における地域雇用の創出・地域資源の活用 都市農村交流における地産品の販売など経済効果	このプログラムは、健康増進という全庁共通の目的であるため、通ずる事業が見当たらないこと。また、すぐ事業ベースでの運営が難しいこと。ただし、実験事業としてマニュアルが確立できれば、以後事業ベースとして地域再生のための重要なプログラムとして継続できること。 農村高齢者にとっても園芸指導者になることによって生きがいや健康増進の効果がある。 参加者には、スローライフ・スローフードの体験により、健康増進の効果と、健康調査による変化の状況や、専門医の相談が受けられる。	地域連携システム整備事業実施要領	3.5		地域の受け入れ態勢のプログラム作成等以外についても提案の趣旨を踏まえて検討された。			地域の受入体制のプログラム作成等以外、当省での対応は困難である。		
山ノ内町	遊休農地活用による地域農業活性化構想	1003	1003010	103480	農業者年金受給者資格の弾力化	農地の売り手（貸し手）である所有者と買い手（借り手）となる特定譲受者以外の者双方の合意が得られ、所有者が農業者年金受給者であっても、支給を停止せず受給者本人に返還の後、特定譲受者以外の者への移転を認めるものとする。	構造改革特区の申請により、農地取得の面積要件について、下限面積を現行の40アールから10アールに緩和することを前提とし、農地の売り手（貸し手）である所有者と買い手（借り手）となる特定譲受者以外の者双方の合意が得られ、所有者が農業者年金受給者であっても、支給を停止せず受給者本人に返還の後、特定譲受者以外の者への移転を認めるものとする。このことにより、農地の有効活用及び非農家における農地取得機会の拡充を図り、地域農業の再生をすすめる。	遊休農地が増加する中、構造改革特区の適用により農地取得の下限面積を緩和できるにもかかわらず、一方で農業者年金受給者であることにより農地の売買（貸借）契約において支給停止となる問題をほらんでいる。この問題を解消する上で、現行の農業者年金基金法の弾力化がなされなければ、売り手（貸し手）、買い手（借り手）双方の合意が得られる状況があるにもかかわらず農地を活用しにくい状況が放置されたままとなるものである。	平成13年改正前農業者年金基金法第42条第1項第2号イ、第46条第2項、第3項 平成13年改正前政令第12条の2、第12条の3	5		経営移譲年金は、保険料納付済期間等が20年以上ある人が、65歳までに自分名義の農地等を後継者や第三者等に所有権の移転又は使用収益権の移転等を行いことにより農業経営から引退した場合に支給され、農業経営を再開するなどの支給停止事由に該当したときは支給が停止される。	1. 経営移譲年金は、農地の移転の防止、経営者の転移等の農地上の目的を実現するための制度であり、その支給に当たっては一定の要件が設けられている。経営移譲した農地等が譲渡者に譲渡される等の場合には、原則として経営移譲年金は支給停止となるが、受給者が農地等の返還を受けた場合であっても再度返還に再処分される等一定の要件を満たす場合には、経営移譲年金の支給は停止されないこととなっている。 2. 現行の制度においては、経営移譲年金が支給停止にならないケースとして、受給者が一旦返還された農地等を農業協同組合に返還し、その後再び返還された農地保有合理化法人に再処分を行う場合が規定されている。 3. これによれば、提案のように、定年退職等により新たに農地に移入する者への農地等の権利設定を行う場合であっても、受給者が地方の雇用や高齢者による農地保有合理化法人を介することにより処分することになれば、経営移譲年金を支給継続することが可能である。 以上のことから、所要の手続きをとることにより実現は実現可能である。	要件緩和できないか検討されたい。		既に回答したとおり、所要の手続きをとることにより実現可能である。	
国見町	遊休農地の利活用	1027	1027010	103490	農地取引の下限面積の緩和	遊休農地の利活用を促進させるため、農地取引の下限面積を緩和する。	新規就農者創生のために、新規就農促進事業を行う。	農地の売買等に対する許可の基準に「農地の権利取得後の経営面積が原則として都道府県50a以上になること」とした下限面積制限があるが、この制限により新規就農者が増えない要因にもなっている。農業経営の大規模化、意欲を持つ人材のためと言うことは下限制限も理解できるが、現実には、そのことが、農業を目指す人の障害となっている。副業としての農業経営から始めて、将来的に規模拡大をしていくことが効果的である。	農地法第3条第2項第5号	4		農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a（北海道2ha）以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが富農状況等地域の事情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準（農地法施行規則第3条の4）を緩和し、より小さな別段の面積の設定（10a以上）が可能となったところである（農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条）。この制度を活用することにより当提案は実現可能である。			
白沢村	花実の里「福舞里」プラン	1035	1035050	103500	農地保有合理化事業法人指定要件の拡大	地域再生のため株式会社等が農地保有合理化法人になることを可能とする。	新設する法人組織が農地保有合理化法人となり、遊休農地を集約する。	現在、本村での農地保有合理化法人は本宮農業組合が指定されているが、株式会社等が合理化法人となることにより、農地の集約が促進される。	農業経営基盤強化促進法第6条第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第4条第1項	3		市町村で農地保有合理化事業を行う社団法人は、民法34条法人（公益法人）であり、社団法人の場合には、市町村が社員となっており、その有する表決権（農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の有する表決権を含む。）が総数の過半を占めること、財団法人の場合は、市町村が寄附財産の拠出者となっており、寄附財産の額が寄附財産の総額（農業協同組合が含まれている場合には、当該農業協同組合の拠出した寄附財産を含む。）の過半を占めることが必要。		農地保有合理化法人は、農地の権利移動を政策的に方向づけることを目的として、特例的に農地取得が認められているものであり、また、事業の公平な実施を担保するためにも、公的色彩が強い法人とすることが必要であることから、株式会社等を農地保有合理化法人にすることは困難。なお、農協以外に市町村自身又は市町村が出資する公益法人（いわゆる市町村公社）も農地保有合理化法人になることが可能。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	1056	1056010	103510	農業生産法人以外の法人についての農地の取得	農地法上、農業生産法人以外の法人についての農地の取得は制限されているが、県農業開発公社保有農地の売り渡し促進が進まない中で、農地流動化を促進し、土地の有効活用が図られるよう、農業生産法人以外の法人についての農地の取得を定める。	農地法上、農業生産法人以外の法人についての農地の取得を認めることで、県農業開発公社保有農地の売り渡しの促進が図られ、農地流動化を円滑に進めることができる。	農地法上、農業生産法人以外の法人についての農地の取得は制限されているが、県農業開発公社保有農地の売り渡し促進が進まない中で、農地流動化を促進し、土地の有効活用が図られるよう、農業生産法人以外の法人についての農地の取得を定める。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3		農業生産法人制度については、平成17年3月までに新しい食料・農業・農村基本計画を策定すべく、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、望ましい農業構造・土地利用の実現の観点から、制度全般に関わる問題として総合的に検討を加えていくこととしている。このため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	要望を実現することができないが再度検討された			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。
石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	1056	1056040	103520	農地保有合理化法人等による農地の転用を前提とした農地取得の容認	河北潟干拓地においては、離農者の増大が見込まれる一方、これ以上の農業的利用の拡大は事実上殆ど期待できないことから、農地保有合理化法人である県農業開発公社による転用を前提とした農地の先行取得を認める。	転用を前提とした農地の取得を農地保有合理化法人である県農業開発公社に認めることで、非農業用途への土地の活用が期待できる。	河北潟干拓地においては、離農者の増大が見込まれる一方、これ以上の農業的利用の拡大は事実上殆ど期待できないことから、農地保有合理化法人である県農業開発公社による転用を前提とした農地の先行取得を認める。	農業経営基盤強化促進法第4条の2の1項	「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人が、農用地等を買い入れ又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換又は貸し付ける事業である。農地保有合理化法人が転用を前提とした農地の先行取得は認められていない。	8		農地保有合理化事業として、転用を前提とする農地の先行取得を認めるといふ提案は、農業経営規模の拡大、農地の集団化、その他農地の保有の合理化を促進するという農地保有合理化事業の本来の目的についての誤認に基づくものと考えられる。				
上田市 NPO法人地域循環ネットワーク	地域循環・環境に配慮した地域基幹産業の再生プログラム	1104	1104010	103530	株式会社等による農業経営	株式会社等(建設業)による農業経営(構造改革特区(特定事業番号1001)申請)(2005年度から全国的に規制緩和予定)遊休農地の貸貸による農業経営に限る。(株式会社等による農地の取得は認めない。)	株式会社等による農業経営(農地の取得は認めない)建設業等からの農業参入を促進するとともに、遊休農地の解消を目指す。	農地についての権利取得は、農業生産法人以外の法人には認められていない。 「構造改革特別区域法」において認められている、農業生産法人以外の法人の農業への参入解禁では、農地は地方公共団体等から株式会社等に貸し出される必要があるが、これを直接農地所有者から株式会社等に貸付を可能にし、地方公共団体は報告を受けるものとする。(但し、株式会社等の農地所有は認めない。)	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2、構造改革特別区域法第23条第2項	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。又、特区の特定法人については、地方公共団体等からの農地の貸付に限定されている。	3		地方公共団体等を介さずに個人が特定法人に対し直接農地を貸し付ける方法では、特定法人による農地の不適切な利用等が行われても、適切な是正措置が講じられることが担保されなくなるため、このような手法は認められない。	要望を実現することができないが再度検討された			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。
山梨県		1116	1116010	103540	農地転用事業が頓挫した農地の有効活用のための農地法の規制の緩和	農地転用許可後、事業が頓挫した農地について、認可を受けた地域再生計画に基づき、地方公共団体がその権利を取得する場合及び同計画により地方公共団体が権利を取得した農地を地域再生に資するため、民間団体等がその権利を取得する場合は農地法第3条の2に基づく転用事業の許可条件の変更手続きを不要とし、農地法第3条及び第5条の全ての許可基準が整っているものとして許可が出来るものとする。	ゴルフ場建設計画や大規模建売分譲住宅建設計画が頓挫し、事業主体である企業が解散することとなった農地について、当該支援措置により、地方公共団体が農地の権利を取得し、都市農村交流施設等を建設するとともに、森林組合が林地としてその権利を取得したり、株式会社が地域雇用の促進のための施設を建設するために当該地の権利を取得する等、民間団体が地域再生のための土地利用を行う。	農地転用許可事業が頓挫した場合、農地法第83条の2に基づき、事業計画の変更や承継手続き。また、農地転用許可申請時には詳細な事業計画が求められるため、企業の不況価格放棄に迅速な対応が出来ず、当該地の権利取得が困難になっている。	農地法第3条第1項 農地法施行令第1条の6 農業経営基盤強化促進法第18条	法人が農地を取得する場合は、原則として農業生産法人の要件を満たさなければならない。農地を取得する場合には、農業委員会等の許可を受けなければならない。	5		公用・公共に利用する場合には、市町村は農地を取得することができる(農地法施行令第1条の6)。また、担い手への農地集積を目的とする農地取得については、市町村は農地保有合理化法人として許可を受けずに農地を取得することができる(農地法3条1項7号の2、農業経営基盤強化促進法18条)。	提案者の要望は、地域再生計画に基づき、地方公共団体がその権利を取得する場合及び同計画により地方公共団体が権利を取得した農地を地域再生に資するため、民間団体等がその権利を取得する場合は、農地法第3条及び第5条の全ての許可基準が整っているものとして取り扱うこととする提案事項をそのまま実現することはできない。			地域再生計画に基づ(場合に農地法第3条及び第5条の全ての許可基準が整っているものとして取り扱うこととする提案事項をそのまま実現することはできない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
山梨県		1116	1116010	103540	農地転用事業が頓挫した農地の有効活用のための農地法の規制の緩和	農地転用許可後、事業が頓挫した農地について、認可を受けた地域再生計画に基づき、地方公共団体がその権利を取得する場合及び同計画により地方公共団体が権利を取得した農地を地域再生に資するため、民間団体等がその権利を取得する場合は農地法第33条の2に基づき、転用事業の許可条件の変更手続きを不要とし、農地法第3条及び第5条の2の許可基準を整っているものとして許可が出来るものとする。	ゴルフ場建設計画や大規模建売分譲住宅建設計画が頓挫し、事業主体である企業が解散することとなった農地につき、当該支援措置により、地方公共団体が農地の権利を取得し、都市農村交流施設等を建設するとともに、森林組合が林地としてその権利を取得したり、株式会社が地域雇用の促進のための施設を建設するために当該地の権利を取得する等、民間団体が地域再生のための土地利用を行う。	農地転用許可事業が頓挫した場合、農地法第83条の2に基づき、事業計画の変更や承認手続き、また、農地転用許可申請時には詳細な事業計画が求められるため、企業の不良債権放棄に迅速な対応が出来ず、当該地の権利取得が困難になっている。	農地法第3条、農地法第5条、農地法第83条の2	3.5		担い手への農地集積を目的とする農地取得については、市町村は農地保有合理化法人として第3条の許可を受けずに農地を取得することができる。 また、農地転用許可後転用目的に供されていない農地を新たな転用目的で取得しようとする場合は、農地取得後確実に転用を行う等の所要の条件を満たせば第5条の許可が可能である。 なお、新たな転用事業者が許可を受けて農地転用を行う場合については、農地法第83条の2の規定に基づき是正措置等の処分は行われたいところである。	提案者の要望は、「農地法第83条の2に基づく転用事業の許可条件の変更手続きを不要」というものであるが、それは可能となるのか確認されたい。	3.5		農地法第83条の2による許可条件の変更等の処分については、許可条件等に違反している場合において、申請した事業に対して行うものである。なお、新たな転用事業者が許可を受けて農地転用を行う場合については、当該処分は行われたいものである。	
都路村	小規模農地取得による定住促進	1132	1132010	103550	新規就農に係る農地面積等の要件緩和	現在、農地取得時に取得面積についての制限があるが、50アール未満の農地についても取得を可能とする	小規模農地を取得できることをメリットとして、イターン等を積極的にい地域活性化につなげる。	現在、小規模農地を取得し家庭菜園的なものを行いながら、農村生活をしたいという新規入村者が多くなっている。しかし、現実に小規模農地を取得することは困難となっており、イターン等を積極的に実施している民間業者等の障害となっている。要件を緩和の支援措置を活かしより積極的にイターン等の受入を実施したい。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときは、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可条件の一つとなっている。 例外として、上記の下開面積を当地域に適用することが営農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4.5		構造改善特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改善特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当該提案は実現可能である。 また、イターン等が農家住宅を取得しようとする場合に、住宅用地が取得費として利用されている等その機能等からみて社会適性上耕作の目的に供される土地であると認められないような場合は、農地法第3条の許可を受けずに取得することができる。				
野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリビジネス	1176	1176010	103560	農業後継者の育成	地元主要産品の継続的な生産を確保するための後継者育成	プロ農業経営の維持・発展のための支援の集中化・重点化 農業機械の低価格化への企業への働きかけ イターン、リターンによる就農者を確保するため、受入体制の整備(住居、農地、機械設備等)に対する補助 農地を取得できる条件の緩和	誰でも、いつでも農業に参入しやすくし、後継者が育つ土壌を構築するための支援を要望するもの。 ・これにより、受け入れ態勢を整備し農業参入者の確保を図る。	農業経営総合対策実施要領、青年等の就農促進のための資金の貸付け等に関する別措置法 農地法第3条第2項第5号	新たに就農しようとする青年等に対し、新規就農相談センターで農地・住居に関する情報の提供を行っているほか、就業支援資金(就業施設等資金)による融資を行っている。 農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可条件の一つとなっている。例外として、上記の下開面積を当地域に適用することが営農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	5/3/4		13年から農林水産省指導の下、肥料、農業、農業機械の製造、流通の業務団体及び全農、都道府県がそれぞれ資材の製造、流通、利用の段階にわたる合理化、コスト削減の行動計画を作成し、具体的な取組を推進しているところである。例えば農業機械の低価格への取組については、全農が、メーカーに対し、基本的な性能の特化等により10～20%コストを下げたい(「農業機械(低コスト)農業支援策」)の期許を要請し、現在、H2F農機の主要機軸出回台数に占める割合は、3割を超えているところである。 個人の私財の形成については補助の対象にはならない。 農地の権利を取得するためには、農地法第3条第2項各号の要件を満たす必要があるが、その許可条件の一つである下開面積要件については、構造改善特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改善特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより、農地の権利取得は容易になるものと考えられる。	要件緩和できないか検討されたい。			個人の私財の形成については補助の対象にはならない。
岩代町	遊休農地の有効利用	1177	1177020	103570	経営移譲年金支給停止要件の緩和	経営移譲年金支給停止要件の緩和	荒廃した桑園を元の里山に戻し、「自然美術館のまちづくり」を推進する。	「自然美術館のまちづくり」を推進するうえで、経営移譲年金の支給停止が大きなネックとなっていることから、これを緩和することにより円滑なる事業の推進が図れる。	平成13年改正前農業者年金基金法第46条第2項・第3項 平成13年改正前政令第12条の2、第12条の3	経営移譲年金は、保険料納付済期間等が20年以上ある人が、65歳までに自分名義の農地等を後継者や第三者等に所有権の移転又は使用収益権の移転等を行い、ことにより農業経営から引退した場合に支給され、農業経営を再開するなどの支給停止事由に該当したときは支給が停止される。	5		1 経営移譲年金は、農地の細分化の防止、経営者の若返り等の農政上の目的を実現するための制度であり、その支給に当たっては一定の要件が設けられている。経営移譲した農地等が受給者に返還される場合には、原則として経営移譲年金は支給停止となるが、受給者が農地等の返還を受けた場合であっても再返還に再処分される等一定の要件を満たす場合には、経営移譲年金の支給は停止されないこととなっている。 2 現行の制度においては、経営移譲年金が支給停止にならないケースとして、受給者が一旦返還された農地に国土保全を目的として植林を行う場合が規定されている。 3 これによれば、提案のように、桑園を国土保全を目的として、植林を行い里山に戻す。又は桑園への植林のために地方公共団体に対して権利設定を行う場合、経営移譲年金を支給継続することは可能である。 以上のことから、所要の手続きをとることにより貴提案は実現可能である。	要件緩和できないか検討されたい。		既に回答したとおり、所要の手続きをとることにより実現可能である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答		
川崎市	農環境の保全と市民交流等農地活用促進構想	1180	1180010	103580	相続税納税猶予適用拡大による農地の保全と都市農村交流の拡大	1 相続税納税猶予適用拡大による農地の保全と都市農村交流の拡大 農地(市町村区域を除く。)において次の各号の規定に基づき、相続人が使用又は収益する権利を設定し又は継承相続人が設定する場合は相続特別措置法第70条の規定する相続税納税猶予の特例の適用を受けられるようにすること。 (1) 特定農地貸付けに関する農地法の特別に関する法律第2条第2項に規定する特定農地貸付けにより市町村又は農業協同組合による権利が設定される場合 (2) 市町村が共同又は農地保有者協同組合が認定農業者又は教育、連携若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人(当該目的に係る業務の遂行に必要な施設の利用に供する場を含む。)に転貸するに使用又は収益する権利を取得する場合 (3) 農地が農業集落圏法第4条第3項第1号の規定に基づき利用権設定促進事業により使用又は収益する権利が設定された場合 (4) 上の農業集落圏法第4条第3項第1号の規定に基づき利用権設定促進事業により使用又は収益する権利が設定された場合	市が事業主体となり、連携協議等を設置し農地団体等との連携を図りながら、農業者等に対する説明会を開催し、農地の貸し手、借り手の希望を聞きながら両者を調整し、農地の活用・流動化を進めていく。農地の使用又は収益する権利が設定されている農地について、相続税納税猶予の特例の適用を受けることが可能となれば、農地の遊休化を防ぐと同時に特定農地貸付けによる市民農園や法人による食農教育等(体験農園、学童農園、園芸療法等)の事業等により、都市と農村の交流を促進するための農地の流動化が促進され、農村における食農教育や園芸療法等の推進等前記の農地の活用策、資源モデルの創出等の可能性が広がることと考えられる。 1年目 権利設定面積 1ヘクタール 3年目 権利設定面積 3ヘクタール	現行法においては、農地を特定農地貸付けにより市町村又は農業協同組合による権利が設定された場合や農業集落圏法第4条第3項第1号の規定に基づく利用権設定促進事業により使用又は収益する権利が設定された場合など、農地の使用又は収益する権利が設定されている農地については、相続特別措置法第70条の規定に基づき、相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。そのため、農地の貸し手、借り手が希望する権利が設定されている農地については、相続特別措置法第70条の規定に基づき、相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。そのため、農地の貸し手、借り手が希望する権利が設定されている農地については、相続特別措置法第70条の規定に基づき、相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。そのため、農地の貸し手、借り手が希望する権利が設定されている農地については、相続特別措置法第70条の規定に基づき、相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。	農業相続人が農地等を農業の用に供していく場合には、農業投資価格を超える部分の相続税の納税を猶予し、20年間農業を継続したとき、相続人が死亡したとき、又は、生前一括贈与をしたときにこれを免除		3.5	-	「特定農地貸付けに供している農地の相続税の納税猶予」については、農地の相続税の納税猶予制度は、相続人が農業経営の継続の意思はあるものの、相続税の納税のために農地を売却せざるを得ず、農業経営を縮小せざるを得ないという事態を回避するために創設されたものであり、自ら農業経営を行わない市民農園の用に供している農地等に対して納税猶予を認めることは、納税猶予制度が認められていない他の業種(中小企業、自営業等)とのアンバランスがさらに広がることから実現は困難である。 しかしながら、農地の貸付けは行わず、自ら農業経営を行う中で利用者に農作業を兼んでもらういわゆる農園利用方式の場合は、相続税の納税猶予の打ち切りにならない取り扱いとされているところである。	提案は、農地を特定農地貸付けにより市町村又は農業協同組合による権利が設定された場合や農業集落圏法第4条第3項第1号の規定に基づき、相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。そのため、農地の貸し手、借り手が希望する権利が設定されている農地については、相続特別措置法第70条の規定に基づき、相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。そのため、農地の貸し手、借り手が希望する権利が設定されている農地については、相続特別措置法第70条の規定に基づき、相続税納税猶予の特例の適用を受けることができない。	相続税の納税猶予適用農地について、農地の集団化や耕作地の集団化による農地の有効利用を図ることを目的に、平成12年度制度改正において、自ら農業を継続するといふ本制度の基本的な考え方を維持しつつ、農業経営集約化促進法の規定に基づき納税猶予適用農地等(耕作、当該農地と同等規模以上の農地を有する)に対して農業経営を継続した場合に、納税猶予を継続する特例措置を創設したところである。 なお、納税猶予の対象とならない農地を事前に貸付け、自ら農業経営を行わない(なるような)場合については、自ら農園を行うことを前提に認められている納税猶予制度の趣旨に照らしたところである。 相続税の納税猶予が全(認められていない)他の業種とのアンバランスを拡大するものから、納税猶予を継続することは困難である。				相続税の納税猶予適用農地について、農地の集団化や耕作地の集団化による農地の有効利用を図ることを目的に、平成12年度制度改正において、自ら農業を継続するといふ本制度の基本的な考え方を維持しつつ、農業経営集約化促進法の規定に基づき納税猶予適用農地等(耕作、当該農地と同等規模以上の農地を有する)に対して農業経営を継続した場合に、納税猶予を継続する特例措置を創設したところである。 なお、納税猶予の対象とならない農地を事前に貸付け、自ら農業経営を行わない(なるような)場合については、自ら農園を行うことを前提に認められている納税猶予制度の趣旨に照らしたところである。 相続税の納税猶予が全(認められていない)他の業種とのアンバランスを拡大するものから、納税猶予を継続することは困難である。
大信村	ニューアグリビジネス-農業再生計画	1226	1226010	103590	農業への民間企業、NPO(特定非営利活動法人)等の参入	現行農地法では、農地の買入れ又は借入が出来るのは、農業者と農業生産法人に限られているが、これを農業生産法人以外にも可能とすること。 外食関連企業が、その食材を調達するため自社直営の農業を営む。 障害者等を支援するNPO法人が、その自立や職業訓練のための農場を経営する。 観光関連企業が、グリーンツーリズムの受け入れ施設としての農場を経営する。	現行農地法では、農地の買入れ又は借入が出来るのは、農業者と農業生産法人に限られているが、これを農業生産法人以外にも可能とすること。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2、農地法施行令第1条の6第5号	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	4.5		農業生産法人以外の民間企業やNPO法人が農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能である。 また、社会福祉事業を行うことを目的として設立されたNPO法人の場合、その目的に係る業務の運営に必要な農地については、特区以外でも権利取得することが可能である。	提案者の要望には民間企業等の農地の買入れも含まれているが、それも可能と考えてよいが、	3,4,5		社会福祉事業を行うことを目的として設立されたNPO法人の場合、その目的に係る業務の運営に必要な農地については、買入れることができるが、特区制度の場合、民間企業等が農地を買入れることはできない。			
雲山町	地域交流による地域再生計画	1248	1248010	103600	農地を利用した都市住民との交流	現在、農地法による農地の下限面積の緩和により、遊休地解消と体験学習事業を通しての交流事業が図られる。 農地法の緩和により、都市住民等の体験事業の実施による遊休農地の解消を図る。	現在、農地法により規制されているので緩和によって、農地等が有効利用されることと交流事業が推進される。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道 2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが営農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当提案は実現可能である。							
南郷村	地域特性を生かした農村地域の活性化	1259	1259010	103610	農地取得面積の要件緩和	新規参入農家の農地取得について、農地法の農地所有面積の要件を緩和する。 南郷トマト新規参入農家の募集を行う。	農地法では、農地を取得する場合50aの面積が必要であるが、トマト栽培の場合、農作業や土地の確保等の観点から30aという場合があり、農業経営の形態により判断した方が効果的である。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道 2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが営農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4.5		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当提案は実現可能である。 また、トマト等野菜・花きなどの栽培でその経営が集約的に行われるものと認められる場合には、経営耕地面積は、農地法第3条の許可要件とならないので、現行制度でも50a未満の農地の権利の取得は可能である。							

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想案番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
茨城県	いばらき常盤大地における大規模農産物の育成	1281	1281010	103620	農地取得に際する下限面積要件の緩和	・農業担い手の減少等により農地の耕作放棄が進む一方で、現行の農地法では、農地の細分化防止を図る観点から農地取得後の最低経営規模面積要件を設けており、新規の就農が難しい状況にある。 ・地域の実情に応じた最低経営規模の下限面積を緩和し、新規就農者の受け入れを促進することで、農地の保全及び有効利用を図り、地域の活性化を推進する。	・新規就農者の最低経営規模下限面積を地域の実情に応じて設定する。	・農業担い手の減少等により農地の耕作放棄が進む一方で、現行の農地法では、農地の細分化防止を図る観点から農地取得後の最低経営規模面積要件を設けており、新規の就農が難しい状況にある。 ・地域の実情に応じた最低経営規模の下限面積を緩和し、新規就農者の受け入れを促進することで、農地の保全及び有効利用を図り、地域の活性化を推進する。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが富農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当提案は実現可能である。				
茨城県	いばらき常盤大地における大規模農産物の育成	1281	1281020	103630	農業協同組合による農地権利取得制限の緩和	・現行の農地法では、農地はその耕作者自身が所有することを最も適当であるとの観点から、農業生産法人以外の法人が農地の権利設定(売買・貸借)は認められていない状況にある。 ・また、農業協同組合は、農業協同組合法上、組合員からの委託を受けて行う場合以外、農業経営を行うことが認められていない。 ・このため、農業協同組合自身が農業経営を行うことを前提とした農地の権利取得を認める。	・農業協同組合に農地の権利取得を認めることで、農地の保全及び有効利用を図り、地域の活性化を推進する。	・現行の農地法では、農地はその耕作者自身が所有することを最も適当であるとの観点から、農業生産法人以外の法人が農地の権利設定(売買・貸借)は認められていない状況にある。 ・また、農業協同組合は、農業協同組合法上、組合員からの委託を受けて行う場合以外、農業経営を行うことが認められていない。 ・このため、農業協同組合自身が農業経営を行うことを前提とした農地の権利取得を認める。	農地法第3条、農業協同組合法第10条、第11条の15の2	農協が農地を取得する場合は、農業委員会の許可を受けなければならない。 実施組合数(平成13年度1182組合中) 受託農業経営:130 農業経営:9	8		農協は、組合員に奉仕することを目的としており、農協自身が農業経営を行うことを認めるという本提案は、組合員との事業競争という問題を惹起することとなり、協同組合制度の趣旨についての事実認識である。 そのため、農協法上、農協が農業経営を行うことができるのは、組合員からの委託を受けた場合に限られており(農協法第10条第2項)である。農地法は、これとの整合を図るため組合員から農業経営を受託する場合に限って農地の権利取得を認めている(農地法第3条第2項本文)。農協の出資により設立された農業生産法人には、農地の権利取得が認められているところである。	提案者の要望は、農業協同組合に農地の権利取得を認めることで、農地の保全及び有効利用を図り、地域の活性化を推進するというものであり、その趣旨を踏まえ再度検討された。	3		たとえ地域限定であるにせよ、組合員への最大奉仕を目的として設立され、営利を目的とした事業を行うことが禁止されている農協に対して、組合員と事業競争が生じ、かつ、営利活動に当たる農業経営を行わせることは、協同組合の本質に反する問題であり、適切ではない。また、仮に、農協に農業経営を認め、これによって農協が利益を上げることとなっても、農家組合員が撤退するようなものとなれば、地域再生の趣旨と逆行する。むしろ、農協は、担い手の育成を通じた地域農業の振興や農家所得の向上を図るための事業に徹する方が、地域再生に資すると考えられる。
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286010	103640	都市住民の農業への参入の促進	・農地賃借面積制限の緩和 ・農地を相続した場合の相続税の徴収猶予措置の拡充	農家以外の農業への参入の条件整備を行う 地方公共団体による農地のあっせん	・農地法には厳格な賃借規制があるため、農家以外からの農業への参入の支障となっている。 ・農地を賃した場合、相続税の徴収猶予措置が適用されないことから、農地の賃借が進まない。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが富農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当提案は実現可能である。				
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286040	103650	農地利用権の設定と定期借地権付き農地制度の創設	・耕作放棄地における公的機関の農地利用権の強制設定制度の創設 ・農地(耕作放棄地)の使用収益権を設定するための規制の緩和 ・取得農地の管理を目的とした農作業管理会のための規制緩和	耕作放棄地等のまとまった農地に農地利用権や定期借地権を設定し、早期退職者の就労の場の設定を目的として都市住民を誘導し、地域の活性化を図る。	・農地の有効利用による地域の活性化	農業振興地域の整備に関する法律15条の7 農業経営基盤強化促進法第18条	農地を取得する場合は、農業委員会等の許可を受けなければならない。	5		市町村又は農協が耕作放棄地を活用するために、農地に強制的に権利を設定する必要がある場合には、特定利用権制度を活用することができる(農業振興地域の整備に関する法律15条の7)。また、耕作放棄地を担い手に集積する等農地の有効利用を図るために市町村が集団的な土地利用調整を行う場合には専用土地利用計画制度を活用することによって農地の許可を受けることなく農地の権利移動を行うことができる(農業経営基盤強化促進法第18条)。	提案者の要望内容には公的機関の農地利用権の強制設定制度創設が含まれるが、それも実現可能と考えてよい。			要望内容だけでは、制度を創設することが可能かどうか判断することはできない。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
只見町	新規就農者の支援、農業と建設業の連携による産業振興対策	1329	1329010	103660	行政、株式会社による農地取得と農業経営、新規就農者の農地取得	行政、株式会社による農地取得、農業経営、新規就農者の農地取得が可能とする。	都市からの新規就農者の受け入れ推進、地元建設業の農業経営への参入など「農」を機軸とした新たな産業振興を行う。	現行農地法では取得できない	農地法第3条 農地法施行令第1条の6 農業経営基盤強化促進法第18条 農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令2条	農地を取得する場合には、下限面積要件を満たさなければならない。 法人が農地を取得する場合は、農業生産法人の要件を満たさなければならない。 農地を取得する場合には、農業委員会等の許可を受けなければならない。	4/5		公用・公共に利用する場合には市町村は農地を取得することができる(農地法施行令第1条の6)。また、担い手への農地集積を目的とする農地取得については、市町村は農地保有合理化法人として許可を受けずに農地を取得することができる(農地法第3条1項7号の2、農業経営基盤強化促進法18条)。新規就農者のために下限面積要件を引き下げることについては、構造改革特区法による規制の特例として、10アールを限度として弾力的に引き下げることとする緩和措置を講じているところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。また、農業生産法人以外の法人が農業経営を行うことについては、構造改革特区法による特例措置によって実現できる(構造改革特区法第23条)。		3,4,5		特区制度の場合、民間企業等が農地を買い入れることはできないが、農業生産法人の要件を満たす株式会社や市町村の場合には農地を買い入れることが可能である。また、小規模な農地を譲渡することも可能である。
喜多市	誘客による地域再生	1348	1348020	103670	新規就農の際の面積要件緩和	利用権設定が可能となる50aを10aに緩和し、野菜・花き等集約型農業の新規参入を促進する。	利用権設定が可能となる50aを10aに緩和し、野菜・花き等集約型農業の新規参入を促進する。	農業で野菜や花き等に新規参入を希望する者は、技術、経験とも不足し、小規模な経営からはじめるのは理想的である。また、50aの農地取得経費が新規参入の妨げとなっている。	農地法第3条第2項第5号、農地法施行令第1条の6第2項第1号、農地法施行規則第3条の4	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが当該農地等地域の状況に適合しない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4,5		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当該提案は実現可能である。 また、トマト等野菜・花きなどの栽培でその経営が集約的に行われるものと認められる場合には、経営耕地面積は、農地法第3条の許可要件とならないので、現行制度でも小規模農地の権利の取得は可能である(農地法施行令第1条の6第2項第1号)。				
山形県	山形いきいき圏産地創出構想	1386	1386050	103680	農地下限面積制限の緩和	農地下限面積の制限を緩和し、小規模の農地需要にも対応することにより、施設園芸などで農地を利用していない農業法人等の農地を利用した経営の拡大、生産の多角化を促進する。	施設園芸などで現在農地を利用していない農業法人が農地を取得して経営の拡大、生産の多角化を図る場合は農地取得の下限面積要件を適用しない。	農業生産部門の複合化や、加工販売部門を組み入れた多角的な経営など、総合的なアグリビジネス産業としての発展を促進することにより、農業分野で雇用の創出を図る。	農地法第3条第2項第5号、農地法施行令第1条の6第2項第1号	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。 例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが当該農地等地域の状況に適合しない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	4,5		野菜や花き等の栽培でその経営が集約的に行われるものと認められる場合には、経営耕地面積は、農地法第3条の許可要件とならないので、現行制度でも小規模農地の権利の取得は可能である(農地法施行令第1条の6第2項第1号)。 また、構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。				
香川県	かがわ中山間地域活性化構想	2015	2015020	103690	農地法の要件緩和による「さぬきうどん」の振興	香川県内に住所を有する者が「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培する場合、面積などに制限されず農地の賃借ができるよう、農地法の要件を緩和する。	県民ぐるみで「さぬきうどん」の原料となる小麦「さぬきの夢2000」を栽培し、全国的なブームとなった「さぬきうどん」にさらに親しむとともに、本県のイメージアップを図る。 有休農地の利用促進、地域の活性化も併せて図ることができる。	現行の農地法では面積など一定の要件を満たさなければ農地を保有(耕作)できないため、香川県民が「さぬきうどん」の原料となる小麦を自分で栽培できない。	農地法第3条第2項第5号	4		構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する省令の特例に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当該提案は実現可能である。					

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想戦略番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
鳥栖市	教育の杜構想	2019	2019020	103700	企業等による農地の取得・賃貸借が可能	農地法で規制されている農地の取得について、本構想内で企業が農業体験を通じた教育を行う場合に限り農地の取得や賃貸借を可能とするもの。	農地法第3条の農業生産法人以外の法人の耕作目的での農地取得ができないとされているが、本構想区域内において、農業体験を教育の一環とし、教育施設として使用する場合は、これに該当する企業等については、農地取得に対する緩和措置を行なうもの。	荒廃しつつある中山間地域の再生と農地を適性に有効に活用することで環境への配慮と農業を通じた教育を行うことで、特に青少年の生きる力や思いやり等の心を大地から学ぶ、	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2、農地法施行令第1条の6第5号	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	4.5		農業生産法人以外の法人が農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能であり、その農業の一環として農業体験を行うことも可能である。また、教育を目的として設立されたNPO法人の場合、その目的に係る業務の運営に必要な農地については、特区以外でも権利取得することが可能である。	提案者の要望には民間企業等の農地の取得も含まれているが、それも可能と考えてよいのか。	3,4,5		教育を目的として設立されたNPO法人の場合、その目的に係る業務の運営に必要な農地については、買い入れることができるが、特区制度の場合、民間企業等が農地を買い入れることはできない。
熊本県	地域農業再生構想(案)	2049	2049030	103710	J A自らによる農業経営事業の容認	担い手の確保が著しく困難な地域においては、J Aが農地を借りて自ら農業経営を行うことを認める。また、その場合、J Aを中山間地域直接支払い制度の対象とする。	J A自らが農地を借りて農業経営を行う途を開き、借り手のいない優良農地等をJ Aが総合的に有効活用し、収益を上げることは認められていない。特に担い手確保の困難な中山間地域では、地域農業の核であるJ Aが、自ら農業経営事業に取り組み、生産・販売における人材、技術、施設等を活用し、農地を有効に活用することが地域農業の維持発展、食料自給率向上、多面的機能の維持等の観点から必要である。併せて中山間地域直接支払い制度の対象とすることで、財政的な後押しをすることが必要である。他方、特区では農業生産法人以外の法人の農業参加が認められていることから、J Aの農業参加についても途を開くことで地域農業の担い手の選択肢が広がる。	現在、J Aが農業経営事業を実施できるのは、農地保有合理化法人として新たに農業を営もうとする者の研修を実施する場合及び組合員の委託を受けて行う場合に限られており、収益を上げることは認められていない。特に担い手確保の困難な中山間地域では、地域農業の核であるJ Aが、自ら農業経営事業に取り組み、生産・販売における人材、技術、施設等を活用し、農地を有効に活用することが地域農業の維持発展、食料自給率向上、多面的機能の維持等の観点から必要である。併せて中山間地域直接支払い制度の対象とすることで、財政的な後押しをすることが必要である。他方、特区では農業生産法人以外の法人の農業参加が認められていることから、J Aの農業参加についても途を開くことで地域農業の担い手の選択肢が広がる。	農地法第3条、農業協同組合法第10条、第11条の15の2	農協が農地を取得する場合は、農業委員会の許可を受けなければならない。実施組合数(平成13年度 1182組合中) 受託農業経営: 130 農業経営: 9	8	農協は、組合員に奉仕することを目的としており、農協自らが農業経営を行うことについては、協同組合制度の趣旨についての事実認識である。そのため、農協法上、農協が農業経営を行うことができるのは、組合員からの委託を受けた場合に限りである(農協法第10条第2項)。農地法は、これとの整合を図るため組合員から農業経営を受託する場合に限って農地の権利取得を認めている(農地法第3条第2項本文)。農協の出資により設立された農業生産法人には、農地の権利取得が認められているところである。	提案は、担い手確保の困難な中山間地域において、農地等をJ Aが総合的に有効活用し、食料自給率の向上や多面的機能の維持等を図る内容であり、地域限定や条件付けなどにより対応できないか、検討されたい。	3		たとえ地域限定であるにせよ、組合員への最大奉仕を目的として設立され、営利を目的とした事業を行うことが禁止されている農協に対して、組合員と事業組合が生じ、かつ、営利活動に当たる農業経営を行わせることは、協同組合の本質に開く問題であり、適切ではない。また、仮に、農協に農業経営を認め、これによって農協が利益を上げることとなっても、農家組合員が撤退するようなものとなれば、地域再生の趣旨と逆行する。むしろ、農協は、担い手の育成を通じた地域農業の振興や農家所得の向上を図るための事業に徹する方が、地域再生に資すると考えられる。	
熊本県	地域農業再生構想(案)	2049	2049030	103710	J A自らによる農業経営事業の容認	担い手の確保が著しく困難な地域においては、J Aが農地を借りて自ら農業経営を行うことを認める。また、その場合、J Aを中山間地域直接支払い制度の対象とする。	J A自らが農地を借りて農業経営を行う途を開き、借り手のいない優良農地等をJ Aが総合的に有効活用し、食料自給率の向上や多面的機能の維持等を図る。また、その場合、中山間地域直接支払い制度にJ Aを対象とすることで支援を行い、食料自給率の向上や多面的機能の維持等の一層の推進を図る。	現在、J Aが農業経営事業を実施できるのは、農地保有合理化法人として新たに農業を営もうとする者の研修を実施する場合及び組合員の委託を受けて行う場合に限られており、収益を上げることは認められていない。特に担い手確保の困難な中山間地域では、地域農業の核であるJ Aが、自ら農業経営事業に取り組み、生産・販売における人材、技術、施設等を活用し、農地を有効に活用することが地域農業の維持発展、食料自給率向上、多面的機能の維持等の観点から必要である。併せて中山間地域直接支払い制度の対象とすることで、財政的な後押しをすることが必要である。他方、特区では農業生産法人以外の法人の農業参加が認められていることから、J Aの農業参加についても途を開くことで地域農業の担い手の選択肢が広がる。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の1	交付対象者は、農業者、第3セクター、農業協同組合等としているところ。	5	中山間地域等直接支払交付金実施要領第6の2(2)により、個別協定の対象行為として利用権の設定等の他に、農作業受委託についても認めており、農作業受委託を行うことにより、農業協同組合も交付対象となる。	農協協同組合が農業経営を行うことについては、協同組合の本質に開く問題であり、適切ではない。また、仮に、農協に農業経営を認め、これによって農協が利益を上げることとなっても、農家組合員が撤退するようなものとなれば、地域再生の趣旨と逆行する。むしろ、農協は、担い手の育成を通じた地域農業の振興や農家所得の向上を図るための事業に徹する方が、地域再生に資すると考えられる。	3		たとえ地域限定であるにせよ、組合員への最大奉仕を目的として設立され、営利を目的とした事業を行うことが禁止されている農協に対して、組合員と事業組合が生じ、かつ、営利活動に当たる農業経営を行わせることは、協同組合の本質に開く問題であり、適切ではない。また、仮に、農協に農業経営を認め、これによって農協が利益を上げることとなっても、農家組合員が撤退するようなものとなれば、地域再生の趣旨と逆行する。むしろ、農協は、担い手の育成を通じた地域農業の振興や農家所得の向上を図るための事業に徹する方が、地域再生に資すると考えられる。	
熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	2050	2050030	103720	農業に参入する場合の農業制度資金の利用可能化	農業制度資金のうち農業経営改善関係資金については、農業の実績がなければ貸付を受けられないため、特区で認められる新規参入の場合でも貸付を受けられるよう貸付対象者要件(農業粗生産額、農業従事日数等)を緩和する。	新市場の動向や進出に当たった規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。	特区で認められた農業へ新規参入する場合の貸付対象者要件(農業粗生産額、農業従事日数等の実績)を緩和することにより、建設業の農業分野進出を促進する。	農業近代化資金融通措置要綱第2の1 農業改良資金制度適用基本要綱第3の1 農業経営基盤強化資金要綱第3の1 経営体育成強化資金実施要綱第2の2	農業経営改善関係資金では、認定農業者等の担い手等が対象となるが、認定農業者等以外の農業者も対象となる場合がある。したがって、新規参入する個人又は法人についても農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより、現行制度での貸付は可能である。農業経営基盤強化促進法第12条第1項では、農業経営を営み又は営もうとする者は、認定を受けることができると規定しており、構造改革特別区域において農業参入する者も除外したものはなっていない。したがって、特区により新規参入した建設業者等であっても、その行う農業部門とその他の事業部門とを明確にした上で、農業部門の経営の規模拡大等に関する農業経営改善計画を作成し、市町村に提出した場合には、市町村が、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切ものであること等の基準に照らして、基本構想において目指すこととする地域農業の将来像に照らして育成すべき効率的かつ安定的な農業経営を行うことと目指したものであると判断するのであれば、認定を受けることは可能な法制度となっている。	提案者の要望は、新規参入者にとって、農業制度資金の貸付要件(農業粗生産額、農業従事日数等)を満たすことが難しいため、この要件を緩和するというものであるが、それは実現可能であると考えてよいのか。			新たに農業を営もうとする者(新規参入者)であっても、農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者となれば、農業粗生産額、農業従事日数等の要件(認定農業者以外の農業者に課されている要件)をクリアしているか否かにかかわらず、貸付は可能であることから、現行の制度でも実現可能である。			

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想識別番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
加世田市	人と自然の「往来」地域再生構想	2097	2097060	103730	市が所有する農地の農業生産法人等への貸し付け等を可能とする措置	市が所有している農地を農業生産法人や農家へ貸し付け若しくは売り渡すを可能とする。農業生産法人や農家等への農地の貸し付け若しくは売り渡すを前提とした市による農地の取得を可能とする。	特区域域内に市が所有する農地又は農業生産法人等へ貸し付け若しくは売り渡すことを前提に市が取得した農地を、農業生産法人や農家に貸し付け若しくは売り渡すことにより、規模拡大を志向する農業生産法人や農家の育成につながる。	特区制度により、市が所有する農地を株式会社等へ貸し付けた場合、更新されなかったときは、その農地が遊休化してしまう恐れがある。そのような農地を含め市が所有する農地であれば、農業生産法人等も安心して長期間借りることができる。また、場合によっては、農業生産法人等へ売り渡すことにより、規模拡大にもなる。	農地法第3条 農業経営基盤強化促進法18条	法人が農地を取得する場合は、原則として農業生産法人の要件を満たさなければならない。農地を取得する場合は、農業委員会等の許可を受けなければならない。	5		特定法人から返還を受けた農地を含め、市町村が所有している農地を農業生産法人や個人に売り渡すことは可能である(農地法第3条第2項)。また、市町村が担い手に集積するために、農地を取得する場合は、市町村は農地保有合理化法人として許可を受けずに農地の権利を取得することができる(農地法第3条第1項第7号、基盤強化促進法第18条)	要望内容は実現できるか、確認されたい。			前回お答えしたとおり、現行でも要望を実現することは可能である。
兵庫県	市民農園開設による農地活性化構想	2113	2113010	103740	生産緑地に係る相続税の納税猶予措置の要件改善	生産緑地に係る相続税の納税猶予措置について、生産緑地を市民農園としての利用を目的として農園開設者へ貸し付ける場合も、納税猶予措置の対象とする。	市町やJAの生産緑地借受けによる市民農園の開設	現行では生産緑地を貸し付けた場合は、相続税の納税猶予が打ち切られるため、生産緑地を市民農園として利用促進することができない。そこで、生産緑地に係る相続税の納税猶予措置について、生産緑地を市民農園としての利用を目的として農園開設者へ貸し付ける場合も、納税猶予措置の対象とする必要がある。		6		市街化区域内なので国土交通省の所管					
兵庫県	地産地消推進地区づくり構想(西播磨圏と窓の郷構想)	2115	2115030	103750	農地保有合理化法人の農業経営を可能にする措置	農業経営基盤強化促進法における農地保有合理化法人の事業内容を拡大し、農用地(借入地)等の管理について自ら経営できるようにする。	農地保有合理化法人「宍粟北みどり農林公社」による農業経営	現行では農業経営基盤強化促進法で農地保有合理化法人の事業内容が定められているが、不耕作地が増加している中山間・過疎地域においては、農地保有合理化事業(農地あっせん)の多数の貸出希望者に対して、借受希望農家は極少であり、しかも、農地保有合理化法人が自ら借受け、農業経営を行うことができない。そこで、農業経営基盤強化促進法における農地保有合理化法人の事業内容を拡大し、自ら借受け、農業経営ができるようにする必要がある。	農業経営基盤強化促進法第4条第2項、第7条第3項 農業経営基盤強化促進法施行規則第9条 農地法第2条第7項	「農地保有合理化事業」とは、農業経営の規模の拡大、農地の集団化その他農地保有の合理化を促進するため、農地保有合理化法人が、農用地等を買入れ又は借り受けて、当該農用地等を売り渡し、交換又は貸し付ける事業である。農地保有合理化法人の農業経営は認めない。	4.5		農地保有合理化法人が買入れ又は借入れた農地を担い手に売渡す又は貸し付けるまでの間、良好な状態で管理するため、耕作することは可能。また、構造改革特区法において、農業生産法人以外の法人の農業経営が可能であり、市町村公社も、この特例を活用して農業経営を行うことは可能。				
福岡県 田川市 香春町 添田町 糸田町 川崎町 赤池町 方城町 大任町 赤 村	田川地域産業再生構想	2136	2136020	103760	農業生産法人の認可要件の緩和 農業協同組合法に基づく農事組合法人などの農業生産法人の認可要件の緩和	良質米等ブランド化の推進 グリーンツーリズムによる農業振興 農産物直販所の充実・強化 農家レストラン 農家体験 農家民宿 企業的園芸農業の推進	企業的農業の実施については、その経営主体が農業生産法人が適当であり、農業生産法人の設立に関する緩和が必要である。	農地法第2条第7項、農地法第3条第1項及び第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3		提案の具体的な内容が必ずしも明らかではないが、農業生産法人制度及び農地の権利移動許可制度については、平成17年3月までに新しい資料・農産・農村基本計画を策定すべく、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、望ましい農業構造・土地利用の実現の観点から、制度全般に関する問題として総合的に検討を加えていくこととしている。このため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	要望を実現することができないが再度検討されたい。			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
福山市	農地を守る担い手・生産組合等活動支援事業	2144	2144010	103770	生産組合及び認定農業者の機械購入に対する補助金の創出及び同積立金法人課税の免除	生産組合設立時及び認定農業者の機械購入に対する助成。 生産組合及び認定農業者の機械更新時に係る助成。 生産組合を公益法人並みの扱い並びに減価償却費として積み立てる機械更新積立金の課税免除。	生産組合による農地の利用調整機能の発揮及び地域農業者の担い手としての活動を支援するとともに、集落の農地保全に大きな役割を果たすため、機械購入・更新に係る助成と法人税等において公益法人並みの取り扱いと積立金の法人課税の免除を行う。(地域の農業者から受託する農作業委託料については収益事業から除外を希望)	機械のない農家には共同利用機械の調達、耕作できる人がいない農家には自らが農作業を行ない、集落の農家に血を通わす役割を積極的に果たし、集落の農地を守るための生産組合への支援を行うことにより担い手を確保し、農地の保全と有効活用を図る。	法人税法第2条、第3条、第4条、別表2 租税特別措置法第61条の2、第61条の3、第68条の6、第68条の6	5/5/3		生産組合設立時及び認定農業者の機械購入に対する助成については、中長期低利資金の活用や経営構造調整事業及び生産振興総合対策等の各種補助事業の活用により対応が可能である。 生産組合及び認定農業者の機械更新時に係る助成については、中長期低利資金等の活用により対応が可能である。 法人税における公益法人並みの扱いについては、農作業受託を収益事業から除外することは、法人税の体系上、課税の公平性を欠くものとなることから困難である。 また、農用地利用集積準備金制度は農用地の収容機能を有する特定農業法人にのみ認められた税制上の特別措置であり、法律上このような義務を負うこととされていないものに適用することは極めて困難である。 ただし、当該生産組合が地域の合意形成に基づき、農業経営基盤強化促進法上の特定農業法人となれば、農用地利用集積準備金制度を活用することが可能である。					
竜王町	(仮称)エコ田園産業拠点交差点(交流)プロジェクト構想	2154	2154060	103780	農地権利の取得にかかる下限面積緩和	農地権利取得にかかる下限面積の緩和(50aから10aへ規制緩和)を行うことで都市住民等の非農家の農業参画機会の創出	新たな竜王町の農業のあり方として、遊休地や休耕田などの地域資源を有効活用し、農業における地域再生事業をめざす。事業としては、以下のような事業を計画している。 クライムアップ事業は、従来の農業従事者の育成のための事業で、地域資源の有効活用と就業人口の拡大を目的に、都市住民に対して新しい農業スタイルを提供するための場を整備する。 サイドビジネスは、地域資源の有効活用と就業人口の拡大を目的に、町内在住、在勤者を対象に農業の場と機会を創出するものである。 コミュニティ農ビジネス事業は、農業にコミュニティビジネス的な要素を取り入れることで、農家の企業化等の新しい農業事業を展開できる。	従来の農業振興施策では農地権利の取得に50a以上という要件があり、非農家や新規農業従事者にとって、厳しいものであった。農業人口の拡大と農業を新ビジネスとして展開していくことを可能とするために、農地権利取得の規制緩和を求め、また水田のみならず畑地の活用としてもこの規制緩和は有効と考えられ、町内のアグリパーク周辺の畑地への適用が可能となり、新たな農業従事者の確保や新規農業ビジネスの創出も期待できる。	農地法第3条第2項第5号	4	構造改革特別区域制度において、農地の遊休化等が深刻な地域を対象に、知事の定める別段の面積の設定基準(農地法施行規則第3条の4)を緩和し、より小さな別段の面積の設定(10a以上)が可能となったところである(農林水産省関係構造改革特別区域法第2条第3項に規定する知事の特別に関する措置及びその適用を受ける特定事業を定める省令第2条)。この制度を活用することにより当提案は実現可能である。						
岡山県	条件不利地域における地域資源を生かした農村再生	2167	2167010	103790	株式会社等の農業参入の促進	構造改革特区で認められている株式会社等による農地の借り受けを、本提案に係る地域に拡大する。これにより株式会社等の農業への参入を促進し、企業的な感覚を生かした生産から販売・流通までを一貫して行うことにより、当該地域の一層の活性化と雇用の創出が期待できる。	農地法により農業生産法人以外の法人は農地等の権利を取得できないが、地域特産の農畜産物を生かし、生産から流通・販売までを含めた農林水産業の総合産業化を目指すためには、株式会社等が農業に参入し、自ら企業的な感覚を生かした農業生産活動等を行う必要がある。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	4	農業生産法人以外の法人が農業経営を行うことについては、構造改革特別区域法第23条の農地法の特例により実現することが可能である。						
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：農地	3065	3065010	103800	地方公共団体の農地取得の要件緩和	地方公共団体の農地取得の要件緩和：農地法第3条第2項	1.市民農園事業：遊休農地の有効利用2.生産物流通事業：地域振興・産業創生3.人材派遣事業：雇用促進4.グリーンツーリズム：都市農村村交流・観光の振興	申請に掛かる事務手続きが煩雑、権限の移譲を進める	農地法第3条 農地法施行令第1条の6 農業経営基盤強化促進法18条	農地を取得する場合には、農業委員会等の許可を受けなければならない。	5	公用・公共に利用する場合には市町村は農地を取得することができる(農地法施行令第1条の6)。また、担い手への農地集積を目的とする農地取得については、市町村は農地保有合理化法人として許可を受けずに農地を取得することができる(農地法第3条1項7号の2、農業経営基盤強化促進法18条)。	提案者の要望には農地譲渡に関する権限を市町村に移譲することが含まれているが、それも可能と考えてよい			農地法第3条による都道府県知事の許可権限は、地方自治法第232条の17の2の特例条項により市町村へ委譲可能であり、現行制度で実現できる。	

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想管理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト:農地	3065	3065010	103800	地方公共団体の農地取得の要件緩和	地方公共団体の農地取得の要件緩和:農地法第3条第2項	1.市民農園事業:遊休農地の有効利用2.生産物流通事業:地域振興・産業創生3.人材派遣事業:雇用促進4.グリーンツーリズム:都市農山村交流・観光の振興	申請に掛かる事務手続きが煩雑、権限の移譲を進める	特定農地貸付法	特定農地貸付法は、非常利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	5	-	地方公共団体の農地取得の要件緩和については、特定農地貸付法を行う場合においては、地方公共団体が、農地所有者から農地を取得することが可能となっている。	提案者の要望には農地譲渡に関する権限を市町村に移譲することが含まれているが、それも可能と考えるとよい			市民農園の開設に係る手続きについては、特定農地貸付法による特定農地貸付の承認は農業委員会、市民農園整備促進法による市民農園開設認定は市町村となっている。
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト:農地	3065	3065020	103810	法人の農業経営への参入	遊休農地の管理を農業経営者、それと同等の者以外の者に委託出来る要件緩和:農地法第3条第2項	1.市民農園事業:遊休農地の有効利用2.生産物流通事業:地域振興・産業創生3.人材派遣事業:雇用促進4.グリーンツーリズム:都市農山村交流・観光の振興	農業の後継者不足、過疎等による農地の荒廃の解消の為、やる気のあるものが農業を営む	農地法第3条 農業経営基盤強化促進法18条	農地を取得する場合には、農業委員会等の許可を受けなければならない。	5	-	企業の持つ遊休農地を、やる気のある者(農地を適正かつ効率的に利用する者)が取得することは、可能である(農地法第3条、農業経営基盤強化法18条)。	要望内容は実現できるが、確認されたい。			前回お答えしたとおり、現行でも要望を実現することは可能である。
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト:農地	3065	3065020	103810	法人の農業経営への参入	遊休農地の管理を農業経営者、それと同等の者以外の者に委託出来る要件緩和:農地法第3条第2項	1.市民農園事業:遊休農地の有効利用2.生産物流通事業:地域振興・産業創生3.人材派遣事業:雇用促進4.グリーンツーリズム:都市農山村交流・観光の振興	農業の後継者不足、過疎等による農地の荒廃の解消の為、やる気のあるものが農業を営む	構造改革特別区域法第31条	構造改革特別区域法により、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を実施	4	-	遊休農地の有効活用の促進については、平成15年4月から実施している構造改革特別区域法による地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置が講じられたところである。これにより、遊休農地を市民農園として活用する場合には、地方公共団体等を介して、農業者及びその他の者が農地を借受けることが可能となっている。				
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト:農地	3065	3065030	103820	塩漬け農地の規制緩和(農地法第5条の許可を得た後に当該農地転用事業が進行できなくなった場合の農地法の規制)	企業の塩漬けた宅地開発用農地法第5条許可農地であっても、農地として活用する場合は原状回復することなく、公共機関もしくは、監督官庁が認可した団体に譲渡出来る緩和:農地法第83条の二	1.市民農園事業:遊休農地の有効利用2.生産物流通事業:地域振興・産業創生3.人材派遣事業:雇用促進4.グリーンツーリズム:都市農山村交流・観光の振興	パブル崩壊後増大した企業所有農地の有効利用	農地法第3条、 農地法第5条、 農地法第83条の2	農地を耕作目的で取得する場合には農地法第3条の許可が、転用目的で農地を取得する場合には農地法第5条の規定に基づく許可が必要である。 都道府県知事等は、農地転用の許可を受けずに転用した者や農地転用許可に付した条件に違反している者等に対して、土地の農業上の利用の確保及び他の公益並びに関係人の利益を脅かして特に必要なと認めるときは、その必要な限度において、工事その他の行為の停止を命じ、又は、相当の期間定めて原状回復その他違反を是正するための措置をとるべきことを命ずることができる(農地法第83条の2)。	8	-	農地法第83条の2の規定については、転用許可後転用目的に供されていない農地の譲渡を制限する規定ではなく、事実認定である。 なお、新たな転用事業者が許可を受けて農地転用を行う場合には、農地法第83条の2の規定に基づく是正措置等の処分は行われないうところである。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
福島県中小企業団体中央会	企業組合の農業参入	3070	3070010	103830	農業に関する各種制度資金の対象とする。	新規就農資金 経営体質強化資金 農業改良資金 等の対象とする。			農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3		農業生産法人制度については、平成17年3月までに新しい食料・農業・農村基本計画を策定すべく、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、望ましい農業構造・土地利用の実現の観点から、制度全般に関する問題として総合的に検討を加えていくこととしている。このため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	要望を実現することができないが再度検討された。			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。
福島県中小企業団体中央会	企業組合による農地の利活用の促進	3100	3100010	103840	農地法第2条7項の改正が必要である。	現在、農地法第2条7項では、農業生産法人となり得るのは株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、農事組合法人のうちで一定の要件を満たしていることが必要であるとなっている。これを企業組織を追加するよう法改正する。	農地法では一定の要件を満たした株式会社、有限会社、合名会社、合資会社、農事組合法人しか農地を取得し農業を営むことができない。企業組合組織は創業やベンチャーの組織として登記されている組織であり、この組織は労働と資本を持ち寄りかつ民主的な運営により、組合に参加した人達の労働の場を確保する組織である。要するに農地を取得してそこに参加した組合員が自ら就業することが必要である。したがって、単に農地を取得し、そこで他人を雇って農業を営もうとする組織ではない。組合に参加した者は農業の担い手となるのである。また、今後が国では、創業やベンチャー企業の育成が急務となっているが企業組合による農業分野の就業も立派な創業であると考えられる。	農地法の特例措置ではNPO法人であれ株式会社であれ農地を借りて農業を営むことができることになっている。したがって企業組合もその対象であると考えられる。しかし、これは農地を借りてのことであり、農地を取得してということではないようである。農地を所得して行うには農地法を改正することが必要。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3		農業生産法人制度については、平成17年3月までに新しい食料・農業・農村基本計画を策定すべく、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、望ましい農業構造・土地利用の実現の観点から、制度全般に関する問題として総合的に検討を加えていくこととしている。このため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	要望を実現することができないが再度検討された。			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。
(株)つえービー	地域特産物の商品化事業	3111	3111010	103850	第三セクター方式の株式会社による農地取得要件の緩和	地域農林業の活性化のために設立した第三セクターの農産加工所であり、また株主は地域3村(中津江村・上津江村・前津江村)とJA(農家代表)であることから、この様な法人に対して農地取得の方途を開くこと。	(実施内容) 農地確保にかかる規制要件の緩和(効果) 独自の安定的な原料の生産体制が確保できる。	急速に進む農家の高齢化に対応した生産の確保と雇用の確保を図るため。	農地法第2条第7項、農地法第3条第2項第2号の2	法人による農地の権利取得については、原則として、一定の要件を備える農業生産法人に限って認められている。	3		農業生産法人制度については、平成17年3月までに新しい食料・農業・農村基本計画を策定すべく、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、望ましい農業構造・土地利用の実現の観点から、制度全般に関する問題として総合的に検討を加えていくこととしている。このため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。	要望を実現することができないが再度検討された。			前回お答えしたとおり、担い手・農地制度の改革として本格的な検討に取り組むこととしており、制度全体としての整合を図りつつ、総合的に検討を加えていく必要があるため、現段階で具体的な対応を決定することはできない。
昭和村	新規就農促進と山間農村地域の再生計画	1058	1058010	103860	農地法の規制緩和	新規就農者が農地を借りる場合の下限面積の緩和	新規就農の促進	農地を賃借する場合の経営面積の下限が50aという要件によって、新規に農業参入する場合の弊害になっている。これを5a程度に緩和することで、農業にふれる機会が増加し、本格的な就農参入機会を創出することができる。	農地法第3条第2項第5号	農地の権利移動を行うときには、農業委員会の許可が必要であるが、その権利取得後の農業経営面積の合計が、原則50a(北海道 2ha)以上であることが許可要件の一つとなっている。例外として、上記の下限面積を当地域に適用することが当該農状況等地域の実情に適さない場合には、知事の判断により、一定の要件の下、より小さい別段の面積を設定することができる。	5		野菜や花き等の栽培でその経営が集約的に行われるものと認められる場合や、市町村が担い手育成等のため作成する農用地利用集積計画による権利移動の場合は、下限面積要件が適用されないこととなっており、小規模農地の権利取得は現行制度において可能である。(農地法施行令第1条の6第2項第1号、農業経営基盤強化促進法第16条)。また、農業に親しむ段階として小面積面積で農業を行う場合には、特定農地貸付法により、農地法の許可を受けずに市町村や農協から小面積の農地を借り受けることができることになっている。	要望内容は実現できるが、確認されたい。			前回お答えしたとおり、現行でも要望を実現することは可能である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070080	103870	任意団体等による主催旅行の実現のための旅行業法の特例	余明法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する者は、余明法第2条で定める農林漁業体験民泊による宿泊を伴う場合に限り、旅行業法第3条に定める主催旅行を行うことができる。このことにより、グリーン・ツーリズムにおいて体験メニューを提供する主体がその体験メニューを併せて、余明法第2条で定める農林漁業体験民泊と連携をとった、旅行業法第2条で定める主催旅行を実施することで魅力的な体験メニューを提供でき、グリーン・ツーリズムをより一層推進できる	余明法第2条で定める農村滞在型余暇活動のサービスを提供する主体は、地方自治体やそれに準ずる団体、農業経営者を主とする任意団体の場合が主で、旅行業法第2条で定める主催旅行ができない場合が多いが、農山漁村滞在型余暇活動をより一層推進させるため、農林漁業体験民泊と連携をとった主催旅行に限り、旅行業法第3条の適用を除外する。	「農家民宿が自ら宿泊者に対して行う農業体験サービスに関する旅行業法の解釈の明確化について」平成15年3月20日付 国総観光第526号の2 国土交通省総合政策局観光部旅行振興課長通知	旅行業法の運用において宿泊事業者が自らサービスの販売については、旅行業(旅行業法第2条)に、該当しないこととされているところ。(平成8年2月9日付 運輸旅第74号) これに則し、国土交通省の通知により農林漁業体験民泊業者を営む者についても旅行業に該当しない事とされたことと承知している	5		農家民宿を営む者が、農業体験施設等と連携して宿泊・体験メニュー等のサービスを自ら販売する場合においては、旅行業の対象とはならない。	要望内容は実現できるか、確認されたい。			農家民宿が自ら提供する運送・宿泊サービス(これに農業・農林体験ができる農業体験サービスを付加する場合を含む。)を販売する場合は、代理、媒介、取次、利用のいずれにも該当しないことから旅行業に該当しない。ただし、旅行業法上、「農山漁村滞在型余暇活動のサービスを提供する者」が自ら宿泊・運送サービスを提供しない場合は、旅行業に該当することとなり、旅行業の登録が必要。	
長野県	コモンスの視点からの観光・都市圏交流型産業の推進	1070	1070130	103880	過疎地域の1ターンのための市民農園法等の特例	特定農地貸付に関する農地法の特例に関する法律第2条に規定する貸付期間及び市民農園整備促進法2条に規定する貸付期間の規制について、クラインガルテン利用者が地域外から利用者でかつ定住を希望した場合に、貸付期間制限を適用せず、施設の定住的活用を可能として過疎に悩む地域の定住促進等を実現する。	長野県の豊かな自然を育む農山村を都市住民に体験してもらうためのグリーンツーリズム事業は、県内各地で多くの事業をもとに活発に行われている。クラインガルテンの建設を中心とする農園貸付事業においては、農地法の特例規制を緩和し、継続的な利用を促すことにより、交流促進、定住促進、農地の荒廃化等を防止する。	クラインガルテン建設が中山間地域中心に各地に広がるが、関係法令で施設利用は5年間以内の契約期間に限定されるが、利用者は継続契約を望むケースも多い。関係法令による農地利用の規制により、交流促進、定住促進のための資源が有効活用されていないことから、規制の緩和により定住または一層の来訪、交流に結びつけることが必要である。	特定農地貸付法第2条第2項第3号	3.5	-	「特定農地貸付の貸付期間制限の除外」については、貸付期間が長期となった場合、できるだけ多くの人が利用するという特定農地貸付の趣旨が全うされないとともに、耕作の継続が事実上既得権化する恐れがあるため実現は困難である。しかしながら、特定農地貸付法においては、期間満了時の更新について何ら制限は設けられていないので、更新を行うことで継続して利用していくことが可能である。	提案は、クラインガルテン利用者が地域外から利用者でかつ定住的活用を希望した場合に、貸付期間制限を適用せず、施設の定住的活用を可能としたい内容であり、地域限定や条件付け等により、対応できないか検討されたい。緩和に併せて、基本的な更新することを確保することが可能であるか確認されたい。		特定農地貸付は、レクリエーション目的にも農地を利用したいという都市住民等の強いニーズに対応するため、本来の農業としての農地利用に悪影響を及ぼさないことが前提である場合(小面積の農地を短期間かつ定型的な条件で、非営利目的の農作物の栽培のために貸し付ける場合)に限って、極めて例外的に農地法第3条の適用を除外する制度である。このため、特定農地貸付の期間を長期化し、農家以外の者に本格的な農業に絡めて近形の農地利用を認めることは、効率的かつ安定的な農業経営に農地を利用農地としていく構造改革の目指す方向に逆行することにもなり、適当ではないと考えられる。なお、最初に借りる際に更新を確保することについては、次の利用者選考時に、希望者が定住に連していること等を条件に、更新して継続利用することを予め認めることは可能と考えられる。		
野田市	プライマリー農産物を中核とするアグリネサンス	1176	1176020	103890	アグリファーム・パークの構築	地元主要産品を内外にPRすると共に、市民が農業を体験したり、くつろげたりする場所の構築	市内全域にバランスよく市民農園を設置し、気軽に市民が農業体験できることにより、農業への関心を深めるとともに主要産品等の消費拡大を図る。	市民農園の設置基準の緩和を図り短期間、低コストで開設できるように要望するもの。(既存の市民農園整備促進法第2条における整備では大きなコスト、多くの整備期間を必要とすることから要望する)	農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する。	5		市民が農業を体験し、くつろげる場所の構築については、やすらぎ空間整備事業で対応可能			「低コストでの市民農園の整備」については、市民農園整備促進法は市民農園施設の整備を必須としているものではなく、また整備を行う場合でも法第7条3項において妥当な規模であることと規定されており、個別事業に応じて柔軟に対応することができるので、整備内容を精査する等によりコストを削減することが可能である。		
川崎市	農環境の保全と市民交流等農地活用促進構想	1180	1180030	103900	食農教育等推進のため必要な施設設置に係る規制緩和	農業者、農業団体並びに教育、医療若しくは社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人等が市街地調整区域において食農教育等の実施に係る建築物の建築の用に供する目的で行うものについては、都市計画法第29条第1項第2号の政令で定める建築物に該当するよう、同施行令第20条に政令で定める建築物とする内容を盛り込むこととし、食農教育等に係る建築物の建築を可能とする。	市が事業主体となり、連絡協議会等を設置し農業団体等との連携を図りながら、農家、法人等に対する説明会を開催し、食農教育等を実施したい事業者の募集を行う。農業・農村体験と食の学習を通じた食農教育や医療・社会福祉関係の農芸療法等の新たな手法を取り込んでいくことにより、農業を基盤とした地域コミュニティを促進し、農村の活力を増進する起爆剤になると考えられる。また、地元農業団体等との連携により、新たな農業収入の増加も期待できる。1年目 設置件数 1件 3年目 設置件数 3件	食農教育等を推進していくためには、その活動拠点となる施設等が必要になるが、建築物の新築等に関しては、市街地調整区域においては、都市計画法による開発規制等があるため、必要な施設等を整備することが困難になることもありえることから、事業者の参入も困難になることが予想される。そこで、都市計画法上の規制緩和を行うことで、食農教育等を事業化した事業者の参入を容易かつ円滑に行うための支援策とする。			6		当該提案に係る規制は、都市計画法に係るものであるため。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
美瑛町	美瑛町農村地域再生構想	1181	1181070	103910	景観再生事業への支援	わが町の地域資源となっている景観の今後の維持・修景を事業化			農村振興総合整備事業実施要綱、要領	提案事項については、現行制度で一部対応可能である	3.5		農業の有する多面的機能の発揮や魅力ある田園空間の形成に資するよう地域住民が快適で豊かに暮らせ、都市住民にも魅力ある地域環境を形成するため、自然環境や農村景観の保全・復元に配慮した農業生産基盤と農村生活環境の総合的な整備の中で一部実施が可能				
釜石市	環境産業を核とした釜石の再生構想	1185	1185040	103920	風力発電施設建設に係る農業振興地域整備計画指定農用地除外要件の緩和	風力発電事業展開のために設置する発電機及び送電施設、変電施設、管理施設などについて、農業振興地域の整備に関する法律第15条の1第1項第6号に定める、いわゆる公益性の高い事業と同等の事業として要件の緩和を行う。	当市北西部に位置する和山牧場(1500ha)での風力発電事業の二次展開。このことにより新エネルギーの普及促進、二酸化炭素排出量の削減など地球環境にやさしい産業の展開を可能とする。また、畜産業や農林業は、依然として厳しい経営環境にあるが、風力発電の立地による土地賃借料収入が見込まれるなど経営の建て直しが期待される。さらに、本市には、固定資産税収入が見込まれるほか、保守メンテナンスに関わる地元雇用創出、観光資源としての活用など、地域活力の増進が図られると期待される。	風力発電の適地は、山間部の牧草地(農振農用地の農地)が多く、その推進にあたっては農振農用地の指定除外手続きは必要な手続きと考えられる。しかし、大規模風力発電事業における農振農用地指定除外については、その手続きに事前準備期間を含めると6ヶ月以上の期間が必要となり、事業推進の障害になっている。このことから、公共性の高い事業と同等の事業として、いわゆる農振農用地における開発行為についての都道府県知事の許可を不要とし、風力発電導入に関わる許認可の簡素化を図るとするもの。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。	3.5		提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば農用地区域からの除外は可能である。	要件緩和できないか検討されたい。	3.5		地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、公益性が高い施設として農用地区域からの除外は可能である。
福島県会津若松市	総合治水対策による歴史・自然・文化がいきづく夢のあるまち再生事業	1200	1200020	103930	流域総合治水支援	建築・土木施設を整備する場合、市町村経由で個人や企業へ治水事業費相当額を補助する。従来、国土交通省が行ってきた公共事業としての治水事業を、民間が小規模多数で間接的に行い、同等以上の効果を実現させ、もって公共の福祉への貢献と雇用創出、環境問題改善に寄与するもの。	建築・土木施設を整備する場合、市町村経由で個人や企業へ治水事業費相当額を補助する。駐車場の透水性舗装や遊水池化、屋上緑化、雨水升や水路の透水(ポーラスコンクリート等)化、敷地内の雨水貯留施設(窪地・地下タンク等)その他、総合治水の考え方に合致したもの	・地方の都市においても従来の河川改修等、線的な治水対策では限界が生じており、総合治水による面的な対策が必要になってきている。 ・健全な水循環系を形成し、循環型社会を実現する必要がある。 ・地方の都市においても、熱帯夜の増加するなど、ヒートアイランド対策が急務となっている。		6		国土交通省が行ってきた公共事業としての治水事業については、当方ではお答えする立場にはない。					
南知多町	農業と観光と風車との共生	1222	1222010	103940	農業用施設以外の施設構築のための規制緩和	・国営農地開発事業用地は、国の補助を受け、甲種農地として農地以外への転用が厳しくなっている。 ・風力発電施設を設置するのに建築コストが最も重要であり、人家からも距離があるため、適地となっている。 ・自然の力を使ったクリーンなエネルギーとしての風力発電を今後進めていくためには、ある程度広域な用地が必要であり、地域の特性(風・観光)を生かしたまちづくりが必要であるため、区域内に風力発電施設等の設置を可能にしたい。	・地域内で風力調査を可能とする。 ・風力発電の適地にクリーンエネルギーの「風力発電施設」を設置し、農業用施設(排水機場)への電力供給と観光農園との共生を図ることで、南知多へ訪れる人たちの癒しの場としても提供できるようにする。 ・将来的に美味なる魚介類や観葉植物などの地産地消を図る売店等の付帯設備を設置可能とするために、農業振興と観光振興とが共生できるようにする。	本町は「太陽と海と緑豊かなまちづくり」をテーマにすすめてきており、自然をモチーフに今後もまちづくりを進めていく方針であり、クリーンな風力発電施設とともに自然を満喫できる空間を創出していくためである。	農業振興地域の整備に関する法律第13条 農地法第5条	農用地区域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。優良農地を確保するため、優良農地の転用に当たっては、地域の農業振興に資する施設や公共性の高い事業に供する場合等に限り転用を認めている。	3.5		提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、公益性が高い施設として農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可も可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、風力発電施設を建設するものであり、地域限定やその他の条件付けるなどにより、対応することはできないが、検討されたい。	3.5		地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、公益性が高い施設として農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可が可能である。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
茨城県	茨城グリーンふるさと交流圏魅力アッププロジェクト	1272	1272010	103950	遊休農地活用要件の緩和と支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地を活用し市民農園を開設する場合、面積要件の引き上げ、農産物販売などを可能とする</li> <li>遊休農地を活用した都市農村交流事業を実施するNPO等に対し、市町村が支援を行った場合、その経費を地方交付税に算入</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>遊休農地をNPOや民間企業が賃借し、主に都市住民を対象にした市民農園として整備する場合、10%未満の面積要件を引き上げるとともに、借受期間の延長及び借受者が収穫物を販売することを可能とする。</li> <li>NPO等が遊休農地を賃借し、農機具の購入支援や営農指導等のアドバイザー派遣を受け、農業体験の場として整備・管理する。</li> <li>これにより、地元直販店の売上げ増などの経済効果が見込まれるとともに、農村環境の保全が図られる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>高齢化や過疎化等により遊休農地が増加し、農村環境の荒廃が懸念されている。他方、都市部では農業・農村体験へのニーズが高まっている。このため、遊休農地を体験交流の場として活用し、農村環境の保全を図るとともに、都市住民の市民農園におけるニーズを充足し、また、市町村が、NPO等への支援をしやすい環境を整えることで、都市との交流活動の拡大を図るものである。</li> </ul>	特定農地貸付法第2条第2項第1号及び2号	特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	3,5/2	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市民農園の面積要件の引き上げ」については、特定農地貸付に係る貸付面積は10アール未満とされているが、これは10アールという農地面積が、本来の農業を行う場合とそれ以外の場合との区切りになっていること等によるものであり、特定農地貸付がレクリエーション等非営利目的であることから実現は困難である。</li> <li>しかしながら、農地の貸付は行わず、自ら農業経営を行う中で利用者に農業を楽しんでもらういわゆる農園利用方式の場合は、面積要件は設けられていないところである。</li> <li>「市民農園で生産された農作物の販売」については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特別区域基本計画の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解釈に関する通知を平成15年度中に発出することとしている。</li> </ul>	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。			特定農地貸付は、レクリエーション目的にも農地を利用したいとの都市住民等の強いニーズに対応するため、本来の産業としての農地利用に悪影響を及ぼさないことが明らかである場合(小面積の農地を短期間かつ定型的な条件で、非営利目的の農作物の栽培のために貸し付ける場合)に限って、極めて例外的に農地法第3条の適用を除外する制度である。
茨城県	カンマスポーツ交流空間創造プロジェクト	1275	1275050	103960	市街化調整区域における関連施設の開発支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ施設に近接した地域におけるスポーツ交流事業に寄与すると認められる施設の整備については、地域経済の動向など地域状況を考慮のうえ市街化調整区域内であっても開発を許可するものであることを開発許可制度運用指針で明示する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>スポーツ施設に近接した地域において、施設利用客の利用に資する大規模な休憩サービス施設、土産品等の物販施設を設置する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>域内のスポーツ施設には多くの人が訪れているが、近隣に立ち寄り場所がなく、すぐ隣路につくため、地域の活性化に十分活用できていない。スポーツ施設は市街化調整区域にあり、現行制度上、市街化調整区域でも商業・サービス施設の開発は不可能ではないが、実態は、時間と労力を相当要するものであり、円滑な地域再生を図ることは困難であり、開発規制の緩和が必要である。</li> </ul>			6	-	農林水産省の所管外である都市計画法の開発許可基準に係るものである。				
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277070	103970	緑豊かな住宅地の形成	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良田園住宅制度等に対する優遇措置の実施</li> <li>優良田園住宅や沿道、商業地等における緑地部分について固定資産税の減免を講じる。</li> <li>市街化区域における市民農園の整備の促進</li> <li>市街化区域内に対して市民農園の固定資産税の減免措置を講ずる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>民有緑地(農地や林地)と一体となった住宅の整備促進、沿道や商業地における緑化、あるいは地区内における市民農園の展開を図ることにより、本県の沿緑地域の特色を生かした緑豊かな住宅地を形成する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>優良田園住宅等の建設や市民農園の整備においては、現行制度では固定資産税の減免措置が十分に受けられず個人負担が大きい。</li> </ul>	地方税法342条外	市街化区域内農地(三大都市圏特定市の市街化区域内農地含む)については、生産緑地地区の指定を受けたものであれば、市街化区域外農地と同様に、固定資産税は農地評価、農地課税されることとなる。	5	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>「市街化区域内の市民農園の固定資産税の減免措置」については、市街化区域内農地(三大都市圏特定市の市街化区域内農地含む)については、生産緑地地区の指定を受けたものであれば、市街化区域外農地と同様に、固定資産税は農地評価、農地課税されることとなり、当該農地を市民農園の用に供する場合も同様の扱いである。</li> <li>また、農地を市町村に無償で貸付する場合(公的利用される場合)には、固定資産税は非課税となり、市民農園もこれに該当する。</li> </ul>	要望を実現することができないか再度検討されたい。			「市街化区域内の市民農園の固定資産税の減免措置」については、既に回答のとおり、生産緑地地区の指定を受けることや市町村に無償で貸し付けるにより優遇措置が受けられるので、活用されたい。
茨城県	つくば広域都市圏活性化プロジェクト	1277	1277190	103980	スマートICの整備基準等の配慮・交流情報発信拠点整備への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>スマートICについて、交通渋滞の緩和や時間短縮の他、交流の拡大など地域振興にも配慮した整備方針・基準を検討する。</li> <li>また、道の駅等の制度を活用した地域振興拠点施設の整備について支援する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>首都圏からのマイカーやバス等による本地域へのアクセス及び域内回遊性の向上を図るため、筑波山や霞ヶ浦方面への回遊性を向上させるため、2つの10の間にある千代田PAへのスマートICの誘致や、地域の特産品販売や加工体験、総合的な観光PR等の機能をもつ広域的な交流情報発信拠点の整備について併せて検討する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>常磐自動車道土浦北IC・千代田石岡10間を併走する国道6号の区間は渋滞が特に著しいことから、筑波山や霞ヶ浦方面への回遊性を向上させるため、2つの10の間にある千代田PAへのスマートICの誘致や、それと併せた地域の情報発信を効果的に行うための交流情報発信拠点整備を検討している。</li> </ul>	新山村振興等農林漁業特別対策事業実施要領	本事業においては、農林水産物直売・食材供給施設、地域資源活用総合交流促進施設等を助成対象としている。	5	-	<ul style="list-style-type: none"> <li>本事業においては、道の駅の一部として、農林水産物直売・食材供給施設及び農林水産物等の加工体験を行うための地域資源活用総合交流促進施設等を整備することは可能である。</li> </ul>	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。			新山村振興等農林漁業特別対策事業については、平成13年度補正予算より、地方分権の着実な推進を図る観点から、都道府県が自らの裁量により地区別に予算の配分を行う総合補助事業としたところであり、国が認定した地域再生計画に位置づけられていることをもって特定の地域に集中して行うことは適当でないと考える。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	1280	1280010	103990	市民農園開設主体の拡大及び開設手続きの簡素化	・現行法上、地方公共団体と農協に限定されている市民農園の開設主体の範囲を拡大し、民間企業等の参加も認められる。 ・市民農園区域における市民農園の開設認定は、市町村が行うこととされているが、その際に必要な都道府県の同意を不要とする。	・民間企業等が温泉施設周辺の農地を賃借し、休憩所、トイレ、農機具収納施設等の施設を備えた市民農園として整備し、農業体験ができる場として活用する。	・現行法上、市民農園の開設主体が地方公共団体と農協に限定されていることから、市民農園の開設主体の範囲を拡大し、民間企業等による開設も可能とする。 ・市民農園区域における市民農園の開設認定は、市町村が行うこととされているが、その際に必要な都道府県の同意を不要とし、開設手続きの簡素化を図る。	・構造改革特別区域法第31条 ・市民農園整備促進法第7条第4項	・構造改革特別区域法により、地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置を実施 ・市民農園整備促進法は、都市住民のレクリエーション等の用に供するための市民農園の整備を適正かつ円滑に推進するための措置を規定。	4/3,5	-	・「市民農園の開設主体の拡大」については、平成15年4月から実施している構造改革特別区域法による地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置の活用により実現可能である。 ・「市民農園開設の認定の際の都道府県知事の同意の廃止」については、都道府県知事が定める「市民農園整備基本方針」に即しているかどうか、転用ができるかどうか等の判断を都道府県知事に求める必要があるため、実現は困難である。 なお、この手続きは、本来ならば市町村から都道府県知事に対して個々に行うべき諸手続きを一括して処理できるように措置されたものであり、既に簡素化が図られているものと考えている。	要望を実現することができないが再度検討された。			・「市民農園の開設主体の拡大」については、既にご回答のとおり、特区の認定を受けることにより可能であるので活用されたい。 ・「市民農園開設の認定の際の都道府県知事の同意の廃止」については、本来ならば、個々の市民農園を開設する都度、別々に受けるべき手続きを、「市民農園整備基本方針」に適合していること 転用を要する施設の規模等が適正であること等の要件を満たしていれば手続きを一括して処理できるように措置されたものであり、既に現行制度において最大限の簡素化がなされているものと考えている。
茨城県	温泉施設を活用した観光農業推進プロジェクト	1280	1280020	104000	施設園芸用地等の取扱いの弾力化	・農地に温室等を設置し、野菜、花卉等を栽培する際、その農地に形質変更を加えた場合、農地法に基づく転用許可が必要となるが、農作物の栽培目的に利用される場合は、農地として取り扱うこととして、転用を不要とする。	温泉施設周辺に観光農園を整備し、一体的な活用を図る。	・農地に温室等を設置し、野菜、花卉等を栽培する際、その農地に形質変更を加えた場合、農地法に基づく転用許可が必要となることから、農作物の栽培目的に利用される場合に限って、農地として取り扱うようにする。	農地法第4条・第5条	農地の転用については原則として都道府県知事の許可が必要である。	3,5		提案に係る農地の形質変更の詳細が不明であるが、形質変更を加えた場合であっても、形質変更の目的、程度等の内容により農地として取扱う場合もある。				
金山町	内水面漁業の振興	1357	1357010	104010	アユ冷水病原因究明のための支援及びヒメマス生態環境を改善するための支援	沼沢湖は県内唯一のヒメマスが生息しているため、生態環境の改善を行うため、電力発電用の水位の変動を少なくし、自然繁殖と害魚の見川からの流入を防ぎたい。 野尻川は、冷水病の発生により放流魚の「アユ」及び「在来魚」が感染し魚の生態系に変化が起きている。冷水病の解消と渓流魚の復活を図りたい。 只見川及び小河川は発電用ダム及び砂防堰堤の設置により魚の遡上が阻害され、またダム等の設置により水の流が滞留して魚の繁殖に影響を及ぼしているためダム等に魚道を設置し豊かな漁業資源の復活を図りたい。	魚道資源の保護と豊かな川の恵みを復活させるため 魚道設置の義務化 冷水病対策と早期解消 ヒメマス生態環境の改善を図るため、国県の支援	電力会社が水の利用権を持っているため、生態環境の改善ができない。	1 個別河川のアユ冷水病対策は、関係都道府県が対応 2 全国レベルのアユ冷水病対策は、アユ冷水病対策協議会で対応	アユ冷水病対策協議会では15年度において、以下のとおり取組んでいるところ。 (1)「対策・指導の取組」として、種苗来歴カードの普及と冷水病発生時の的確な把握、各都道府県での関係者の指導、等 (2)「研究・開発の取組」として、アユと他魚種間の感染の有無の究明、ワクチン開発、飼育管理方法による冷水病に対する抵抗性への影響の究明、等	5	5	要望内容には電力事業者に対する義務付け事項も含まれるがそれらも実現できるか、確認されたい。			アユ冷水病対策協議会では15年度において、以下のとおり取組んでいるところ。 (1)「対策・指導の取組」として、種苗来歴カードの普及と冷水病発生時の的確な把握、各都道府県での関係者の指導、等 (2)「研究・開発の取組」として、アユと他魚種間の感染の有無の究明、ワクチン開発、飼育管理方法による冷水病に対する抵抗性への影響の究明、等	
浦川原村	ふるさと産業おこし戦略	1363	1363040	104020	農村地域の再生を総合的に支援する「農村再生交付金」制度の創設	農村地域再生のプロジェクトは、特に総合的な事業となることが多く、各事業を一元的に実施できる「交付金制度」の創設をお願いしたい。事例としては、国土交通省が都市再生のために創設した「まちづくり交付金制度」をイメージしている。	地域再生計画「ふるさと産業おこし戦略」に基づき建設される「ふるさと産業会館」の建設と併設する都市交流事業(市民農園の開設等)及びアクセス道路を整備する。	地域再生は総合的な事業となることが多く、その事業を各都道府県の補助事業で実施したのでは、多くの時間と労力を必要とし、迅速な対応が出来ないため。	やすらぎ空間整備事業実施要領	農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する。	3,5		本提案は、追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものとする。 なお、市民農園等の整備については、やすらぎ空間整備事業、その他各種事業により対応可能である。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。			施策の実施に当たっては、具体的な提案内容を詳細に把握した上で対応する必要があるが、今後、地域再生計画が認定された地域で事業が実施できるよう検討していきたい。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想案番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答			
三島市	農産物「地産地消」振興事業	1367	1367010	104030	「地産地消 箱根山西麓地域野菜直売所設置」に係る規制緩和	市街化調整区域の農地における作業小屋等の設置に係る運用に準じ、面積および用途を限定して期限付きで直売所設置ができるよう、都市計画法第29条第1項第2号及び同条第2項第1号の規定の緩和を求める。	箱根山西麓の国道・県道に面した農地に10m未満の直売所の設置を許可し、地場野菜の地元での消費及び観光客への販売を促進する。将来的にはアグリ・ツーリズムへと発展させ、観光振興を図っていく。直売所従事者の雇用創出、地場野菜の販路の拡大、市民への周知等の効果が期待できる。	現行の都市計画法の規定では、農地における野菜直売施設を設置して販売行為ができないため、都市計画法第29条第1項第2号及び第2項第1号の規定を緩和し、直売所設置を推進することで、地域づくり、雇用対策、生産者と消費者の直接的な情報交換等を促進する。	6.担当でない	6		都市計画法に関する規制緩和は国土交通省の所管であるため								
笠岡市	「べいふぁーむ笠岡」夢と希望のまちづくり構想	2021	2021020	104040	農地の多目的利用の規制緩和	大規模農地の転用であり、農林水産大臣の許可が必要となるが、市街化区域同様の対応(届出)とし、多目的土地利用の早期実現を図りたい。(支援措置対象地域約80ha)	農産物加工施設及び直売所を建設。新鮮で安全な干拓産農産物を生産から加工、そして消費者へ供給する。地域の活性化を図る事業を推進する。また、笠岡市民の要望に応じた大規模ショッピングモールを建設誘致し、地元生産地元消費を促進する。大規模な土地を有効に使い、農業者や農業者であっても利用しやすい(余剰)ハウスのショッピングモールや干拓産農産物の専用に特化した笠岡市指定などではあるが、農地の転用は、都市と農産物産地との交通拠点施設(アグリマッセ)やログハウスなど市民農園を建設し、干拓地内農家(専門家)による農産物加工や農産物体験を通じて魅力ある農産物創出を図る。また、スチールベアスや四角管の活用を積極的な取組により実現している農家のベアス等に転用させ、全国レベルの観光へとつなげる。干拓産のばらや中米もかんかん人にとっての必須品であり、新鮮・安全な産品の農産物物産館を建設し、都市住民の暮らしの質を向上させる。	農産物加工施設及び直売所を建設。新鮮で安全な干拓産農産物を生産から加工、そして消費者へ供給する。地域の活性化を図る事業を推進する。また、笠岡市民の要望に応じた大規模ショッピングモールを建設誘致し、地元生産地元消費を促進する。大規模な土地を有効に使い、農業者や農業者であっても利用しやすい(余剰)ハウスのショッピングモールや干拓産農産物の専用に特化した笠岡市指定などではあるが、農地の転用は、都市と農産物産地との交通拠点施設(アグリマッセ)やログハウスなど市民農園を建設し、干拓地内農家(専門家)による農産物加工や農産物体験を通じて魅力ある農産物創出を図る。また、スチールベアスや四角管の活用を積極的な取組により実現している農家のベアス等に転用させ、全国レベルの観光へとつなげる。干拓産のばらや中米もかんかん人にとっての必須品であり、新鮮・安全な産品の農産物物産館を建設し、都市住民の暮らしの質を向上させる。	農地法第4条・第5条	3,5	農地の転用については原則として都道府県知事の許可が必要である。	提案に係る大規模開発の詳細は不明であるが、住宅ゾーンや大規模ショッピングモールを含めて大規模に市街化を図るのであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街化を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考えられ、この場合農地の転用は農業委員会への届出で可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可手続きを届出とするというものであるが、地域指定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	3,5	提案に係る大規模開発の詳細は不明であるが、住宅ゾーンや大規模ショッピングモールを含めて大規模に市街化を図るのであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街化を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考えられ、この場合農地の転用は農業委員会への届出で可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可手続きを届出とするというものであるが、地域指定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	提案に係る大規模開発の詳細は不明であるが、住宅ゾーンや大規模ショッピングモールを含めて大規模に市街化を図るのであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街化を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考えられ、この場合農地の転用は農業委員会への届出で可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可手続きを届出とするというものであるが、地域指定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	提案に係る大規模開発の詳細は不明であるが、住宅ゾーンや大規模ショッピングモールを含めて大規模に市街化を図るのであれば、農林漁業との調整を経た上で計画的に市街化を図るべき市街化区域に編入することが適当であると考えられ、この場合農地の転用は農業委員会への届出で可能である。	
三次市	市町村合併時の新市まちづくりを早期に実現	2040	2040030	104050	農地転用時の農業者会議へ意見聴取の廃止	農地法4条・5条の農業者の許可権限を市長に移譲した場合、定められている農業者会議への意見聴取事項の廃止。	中国縦貫自動車道三次インターチェンジや三次運動公園・公立三次病院・広島三次ワイナリー・美術館(建設中)が集中する酒造地区は、新市においても行政・文化拠点として各種公共施設等を誘導し新しいまちづくり(行なう中核ゾーン)であり、地理的許容条件により民間開発が集中している。最近では大型小売店舗の進出計画もあり、こうした民間開発計画が速やかに実行に移せるよう農地転用手続期間を短縮するため、農地法4条・5条に定められている農業者会議の意見聴取事項を廃止しようとするものである。	都市周辺部の開発についても、計画から実施まで相当な期間を要する状況にあるため、農地法に定められている農業者会議への意見聴取事項を廃止することにより、事業開始までの期間を短縮し開発経費の削減による企業負担の軽減と雇用の創出を促進する。	農地法第4条第3項及び第5条第3項	農地の転用許可をしようとする者は、都道府県農業者会議の意見を聴かなければならない。	3		都道府県農業者会議は都道府県とは独立した機関であり、市町村への権限委譲によって都道府県農業者会議への意見聴取の必要性がなくなるものではない。農地転用許可にあつては都道府県農業者会議の意見は、広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可手続きを農業者会議への意見聴取を廃止するというものであるが、地域指定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	3	都道府県農業者会議は都道府県とは独立した機関であり、市町村に権限委譲されたとしても、都道府県農業者会議の意見は広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。また、農地転用規制の厳格な運用を求められているところである。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可手続きを農業者会議への意見聴取を廃止するというものであるが、地域指定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	都道府県農業者会議は都道府県とは独立した機関であり、市町村に権限委譲されたとしても、都道府県農業者会議の意見は広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。また、農地転用規制の厳格な運用を求められているところである。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地について、農地転用の許可手続きを農業者会議への意見聴取を廃止するというものであるが、地域指定やその他の条件付けをするなどにより、対応することはできないが、検討された。	都道府県農業者会議は都道府県とは独立した機関であり、市町村に権限委譲されたとしても、都道府県農業者会議の意見は広域的な見地からの判断や耕作者の権利を保護する観点から慎重な審査を行うために必要なものである。また、農地転用規制の厳格な運用を求められているところである。

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
三重県	地産地消による地域産業の活性化	2059	2059030	104060	市民農園農産物の販売許可	市民農園で生産された農作物について、地域内消費を目的とする場合には販売を可能にする。	市民農園で生産した農産物等を地元消費を目的として販売することにより、本来消費者サイドであった都市住民を地産地消の担い手のひとりとして引き込むと共に、地域住民と都市住民の交流を促進する。 ・市民農園での朝市の開催 ・道の駅、直売所での販売	現在、市民農園で作った農作物を地域イベント等で売りたいとの要望が高い。一般的に市民農園等を活用する都市住民は本来は消費者であり、かつ資についての関心が高いため、地産地消や教育の担い手には最適であるといった側面を持っている。	・特定農地貸付法第2条第2項第2号 ・市民農園整備促進法第2条第2項第1号口	特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	2	-	「市民農園で生産された農作物の販売」については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特別区域基本計画の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解禁に関する通知を平成15年度中に発出することとしている。				
佐賀県	佐賀県農山村地域再生構想	2095	2095030	104070	中山間地域等直接支払制度の田畑の格差解消	中山間地域の有する国土の保全、水源のかん養、景観の形成など多面的機能を保全するために実施されている中山間地域等直接支払制度の田畑の交付要件の緩和	中山間地域の田の保全に効果のある中山間地域等直接支払制度において畑に対しても田と同程度まで格差を解消する。	佐賀県では、中山間地域において畑の耕作放棄化の傾向が強く、地域特性に応じた田畑の均衡のある保全を行うには、同制度において畑への交付を田と同程度まで格差を解消する必要がある。	中山間地域等直接支払交付金実施要領第4の2及び第6の3	対象農用地及び交付単価(10a当たり) 田(1/20以上): 21,000円 畑(1/100以上1/20未満): 8,000円 畑(15度以上): 11,500円 畑(8度以上15度未満): 3,500円	3,8		本提案は、追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 交付単価については、中山間地域の農業生産の不利を補うという制度の基本的枠組みの下、傾斜度の割合や地目によるほ場形態の相違などによる生産条件の格差を生産費の格差として捉え、田、畑等の別、傾斜の割合による平地との生産費の格差に応じて設定しているところである。 例えば、田は灌水を行う必要があるなど、一般的に、畑に比べて、畦畔や法面の維持管理の費用や不整形な区画形状による非効率性など、平地地域と中山間地域との生産費との格差が大きいことが指摘され、従って高い単価となっているところである。 傾斜要件については、田と畑の営農形態の差等を踏まえ、特定農山村法の地域指定の基準に照し、一定区画以上のほ場整備の整備の可否や農業機械の利用効率等の農業生産条件の不利性を考慮して設定しているところである。 本制度がWTO農協協定における直接支払いに関する規定を満たすためにも、交付単価は、平地地域と対象農用地との生産条件の格差の範囲内で設定する必要がある。また、傾斜要件は、中立的かつ客観的な基準に照らして不利と認められるものとして設定する必要がある。 以上のことから、田と畑の交付単価及び傾斜要件を同一にすることは困難であるとともに、本制度は、地目毎の傾斜等による生産条件の格差を補正するためのものであり、地目間の格差を補正するものではない。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。		前回回答した通り、本制度は、地目毎の傾斜等による生産条件の格差を補正するためのものであり、地目間の格差を補正するものではないことをご理解願いたい。	
本渡市	事業用地取得分における農地の所有権移転に関する支援措置	2124	2124010	104080	事業用地取得分における農地の所有権移転に関する支援措置	農地法第5条第2項における許可できないとされる要件の緩和	現在の農地法では、事業用地として取得予定の農地について、当初計画の断念により事業計画が消失した場合、所有権移転の許可が下りず登記が不可能となる。売買契約を交わしたにもかかわらず、仮登記のままとなり、その後の事業実施まで本登記ができないことから、取得した自治体にとっても地権者にとっても多大な問題が生じることとなる。	農地法第4条・第5条	農地の転用については原則として都道府県知事の許可が必要である。		3,5		提案概要等では提案に係る施設の位置等が不明であるが、農業公共投資の行われた農地等の優良農地以外の農地を転用する場合、または優良農地であっても、地域の農業の振興に資する施設に転用する場合には、転用実施の確実性が認められる等の所要の要件を満たせば許可が可能である。	提案は、地域再生計画に位置づけられた土地であって、事業用地であった農地について、当初計画の断念により事業計画が消失した場合には、具体的な事業計画が確定しない段階で所有権移転の許可ができるようにしてほしいとの要望であるが、地目指定やその他の条件付けをずらすなどにより、対応することはできないか、検討されたい。	3	具体的な事業計画がなければ許可の可否が判断できないので困難である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答	
福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132100	104090	優良田園住宅建設の促進	優良田園住宅の建設の促進に関する法律における促進に関する配慮内容を明確にし、より一層促進が図られるようにして頂きたい。また、優良田園住宅促進協議会において、配慮内容について協議する等、地方公共団体の意見を参考にして頂きたい。	九州大学学術研究都市構想において、大学新キャンパス周辺の開発に関して、「豊かな自然や歴史の特性を保存、活用して学術研究都市を形成するため、大規模な開発を必要最小限にとどめ、周辺環境と必要な機能が共生した比較的小規模な開発が分散して行われるよう開発誘導することと定められており、そのような環境共生型の開発を分散型地域核(ほたる)として位置付けている。具体的には、九州大学学術研究都市に必要で、学術推進を実現するための研究施設、ベンチャー企業、大学関係者等が居住するゆとりある優良田園住宅、研修施設等の比較的小規模な開発(20ha未満)を豊かな自然環境を生かしながら整備していくこととしている。優良田園住宅の建設にあたっては、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の適用を受けて促進を図ることとしているが、配慮内容を明確にすることにより、建設がより一層促進されることとなる。また、地方公共団体の意見を参考にすることにより、地域性等に応じた配慮が可能となり、さらに促進が図られる。	配慮内容が不明確なため。また、都市計画法の配慮内容は手続きの迅速化、簡素化、円滑化等であり、規制内容までの配慮を行わなければ、促進が図れないと思われる。	優良田園住宅の建設の促進に関する法律、優良田園住宅の建設の促進に関する法律施行令、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の施行について、優良田園住宅の建設の促進に関する法律の運用について	5		優良田園住宅建設計画の認定制度は、優良田園住宅の建設に際して、関連法に基づく諸手続の迅速化等を図るために、市町村による認定、市町村と都道府県知事の事前協議等の制度的枠組みを設けたものである。本制度の周知徹底を再度図るとともに、提案にある優良田園住宅促進協議会等の活動を通じて建設の促進に取り組んで参りたい。						
篠山市	滞在型市民農園整備事業の支援	2145	2145010	104100	・特区構想により市民農園設置者の拡充、市民農園設置手続きの簡略化 ・滞在型市民農園の整備促進に係る補助金の補助率増と重点配分	滞在型市民農園等の開設者等を拡充することにより、耕作放棄地等が増えている地域において、市民農園の利用による農地の有効利用を進めるとともに、一定の農業従事者を確保することにより、市民農園の貸出規模制限を撤廃することにより、市民農園の開設から新たな農業従事者が生まれてくること期待される。	耕作放棄・遊休農地が顕著でかつ高齢化等により農業従事者の確保が困難な地域において、都市部等から滞在型市民農園を支援として農業に従事する人を受け入れることにより、地域の農地の有効利用を進めるとともに、あたたかな地域外からそれらの施設を核として新たな農業従事者の流入を図る。	地域によって、人口の減少により農業従事者が減少が続けられ、農地の遊休化、耕作放棄が進むおそれがある。	・構造改革特別区域法第31条 ・特定農地貸付法第2条第2項第2号 ・市民農園整備促進法第2条第2項第1号 ・やすらぎ空間整備事業実施要領	4/2/5	・市民農園の開設主体の拡大については、平成15年4月から実施している構造改革特別区域法による地方公共団体及び農業協同組合以外の者による市民農園の開設を可能とする特定農地貸付法等の特例措置の活用により実現可能である。 ・市民農園で生産された農作物の販売については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特別区域基本計画の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解禁に関する通知を平成15年度中に発出することとしている。 ・滞在型市民農園施設補助金の補助率増と重点配分については、追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、農園部分の整備については、「中山間地域総合整備事業」など、地域特性等を考慮した高補助率の事業の活用が可能である。							
福岡商工会議所	スポーツコンベンション機能整備事業	3034	3034010	104110	スポーツ関連の公共施設の近隣における民間開発の規制緩和および手続きの簡素化	スポーツ関連の公共施設が立地する地区は、都市計画法、農振法等の規制があり、これらの許認可手続きを簡素化するとともに、地域が開発計画を策定した場合、規制を緩和する。	地域における整備計画の策定、土地利用の許認可、民間施設の導入、これによりスポーツコンベンション作目が整備され地域の集客力の向上及び雇用の創出に寄与できるとともに、周辺の観光施設との連携により地域活力が増大する。	現行の制度では、民間事業者が許認可の手続きを進めることが困難である。	農業振興地域の整備に関する法律第13条	農用地域からの除外に当たっては、市町村の農業振興地域整備計画の変更が必要である。	3.5		提案概要では設置しようとする施設の位置等は明らかでないが、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じない等の要件を満たせば農用地域からの除外は可能である。また、地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じないこと、都市計画法の開発許可等の他法令の許認可の見込があること等の要件を満たせば、農用地域からの除外は可能である。					農用地利用計画は、食料安定供給増進等優良農地を確保するための基本的な土地利用計画であり、その策定・変更に係る事務は、その策定主体である市町村の自治事務である。 当該計画の変更に係る知事との協議、同意は、国及び都道府県の優良農地の確保の方針、広域的な農業振興施策の整合を図るために必要不可欠なものであり、また、提案の施設の立地に係る農用地利用計画の変更のみでは、農振整備計画全般にわたる調整を行うものであることから、地域限定等により知事との協議・同意を防止することは困難である。 農用地利用計画の公布、複製及び異議申出等の手続きは、農用地利用計画は、開発行為の制限等の法的効果を持つことや、周辺の農業環境や農業振興施策の推進等に支障が生じないように変更案について関係権利者へ周知等をするための必要最小限の手続きであり、簡素化は困難である。 また、総合規制改革委員会の第3次答申においても、農用地利用計画の簡素化を求められており、この答申を尊重する旨閣議決定されていることである。なお、計画変更協議等の円滑な処理を図るため、都道府県は市町村の事務負担等に配慮するとともに、関係部局間の連携調整を円滑に行うよう働きかけて周知するなど、迅速化に努めていることである。
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286020	104120	農家以外のものが生産した農産物の販売機会の確保	・直売所の整備に対する助成の対象を農家以外のものにも拡充する。 ・学校給食センターを兼ねた農産物加工所に対する助成 ・直売所の設置に関する農地法、都市計画法、建築基準法の緩和 ・果実酒等加工品の製造販売の規制の緩和	農家以外のものが生産した農産物を販売する直売所の設置 学校給食センターを兼ねた農産物加工所の設置 直売所の特産品として、果実酒等の加工品の販売	・直売所、加工所の施設整備に対する補助事業の採択要件を緩和することにより柔軟な施策を展開できる。 ・農地法等の規制により直売所等の設置が困難になっている。 ・酒税法の規制により、果実酒の製造販売が難しい。	やすらぎ空間整備事業実施要領 ・特定農地貸付法第2条第2項第2号 ・市民農園整備促進法第2条第2項第1号	農山漁村の多様な地域資源を活用した都市住民に魅力ある滞在交流拠点や体験交流空間を整備する。 特定農地貸付法は、非営利目的で小面積の農地を一定期間貸し付ける場合に農地法の特例を認めるものである。	5/2		本提案は、追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、やすらぎ空間整備事業で整備した施設において、農産物や果実酒等を販売することも可能である。 「市民農園で生産された農作物の販売」については、その全てが営利目的となるわけではないことから、「構造改革特別区域基本計画の一部変更について」(平成15年7月4日閣議決定)を受けて、市民農園で生産された農作物の販売の解禁に関する通知を平成15年度中に発出することとしている。					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
神奈川県	都市住民と協働した都市農業地域の活性化	1286	1286020	104120	農家以外のものが生産した農産物の販売機会の確保	・直売所の整備に対する助成の対象を農家以外のものにも拡充する。 ・学校給食センターを兼ねた農産物加工所に対する助成 ・直売所の設置に関する農地法、都市計画法、建築基準法の緩和 ・果実酒等加工品の製造販売の規制の緩和	農家以外のものが生産した農産物を販売する直売所の設置 学校給食センターを兼ねた農産物加工所の設置 直売所の特産品として、果実酒等の加工品の販売	・直売所、加工所の施設整備に対する補助事業の採択要件を緩和することにより柔軟な施策を展開できる。 ・農地法等の規制により直売所等の設置が困難になっている。 ・酒税法の規制により、果実酒の製造販売が難しい。	農地法第4条第2項	優良農地を確保するため、優良農地の転用については、地域の農業の振興に資する施設や公共性の高い事業に供する場合等に限って転用を認めている。	3,5		提案概要書では提案に係る施設の位置等が明らかでないが、地域で生産される農産物の直売施設については、他法令の許可が得られる等事業実施が確実であること及び周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと等の要件を満たせば、許可が可能である。	要望を実現することができないが再度検討されない	3,5		提案概要書では提案に係る施設の位置等が明らかでないが、地域で生産される農産物の直売施設については、他法令の許可が得られる等事業実施が確実であること及び周辺農地の営農条件に支障を生ずるおそれがないこと等の要件を満たせば、許可が可能である。
玉川村	バイオマス活用による地域再生	1049	1049010	104130	バイオマスプラント整備等の財源を確保するための地方債を措置。	バイオマスエネルギーを有効活用し、アーク施設・農業法人の経営を行うための財政的支援	バイオマスプラント及びアーク施設の設立及び法人的農業経営を行う。	バイオマスに対する財政支援措置の拡大及び資源利活用のための規制緩和・体制整備	平成15年度の地方債許可方針の運用方針について	バイオマス利活用施設の整備に当って、一般単独事業債の起債は現状でも可能である。	5		バイオマス利活用施設の整備に当って、一般単独事業債の起債は現状でも可能である。このほか、バイオマス利活用フロンティア整備事業等地方公共団体向けの補助金の活用することができる。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた	5		補助については、事業内容が補助要件に合致すれば支援可能である。
野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリビジネス	1176	1176030	104140	品種改良のための研究	地元大学や民間企業との連携による品種改良の研究	品種改良による地元ブランド商品の開発や収穫の増量、品質のレベルアップを推進(例えば「野田独自のF1大豆」の開発など)	地域研究開発を推進するための支援(金銭的支援)を要望するもの。 ・これにより地元ブランド商品等の研究開発に参入しやすくなる	先端技術を活用した農林水産研究高度化事業実施要領	本事業は平成14年度に創設した提案公募型の競争的研究資金であり、産学官連携による研究グループを対象とし、生産現場に密着した試験研究を委託実施している。 ・地域固有の特産物等地域資源又は地域の技術シーズを活用し、地域産業を活性化させる研究を推進する応募区分を設けているところ。	5		農林水産省としては、現場に密着した農林水産分野の試験研究の迅速な推進を図るための「先端技術を活用した農林水産研究高度化事業」等、提案公募型の競争的研究資金制度を充実させてきているところである。 ・品種改良による地域ブランド商品開発等の研究に取り組みされる場合、これら競争的研究資金の活用に向けて、産学官連携のもと、研究の目標等を明らかにし、技術開発の提案を応募して頂くことが可能である。	要望内容は実現できるが、確認されたい。	5	競争的研究資金制度に応募して頂くことは可能と考えられる。なお、競争的研究資金制度は、応募課題について、外部専門家等による書面審査、ヒアリング審査等の結果を踏まえて、毎年度、予算の範囲の中で優れた採択課題を決定する仕組みとなっている。	
神奈川県	知的イノベーション創出プログラム(神奈川県方式の知的財産戦略)	1284	1284010	104150	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的認定	財団法人であるKASTを、公的研究機関として法的に認定し、独立行政法人である研究機関と同等の環境整備及び各種補助事業等の対象機関としてもらいたい。 具体的には、KASTについて、産業技術力強化法第16条(公設試験研究機関(その他)の定義)の認定を受け、また、科学技術振興調整費などの各種競争的資金における申請要件として、「独立行政法人」と同様の取扱をしてもらいたい。	本構想の中核的な研究活動を行っているKASTの研究事業などが、研究機関として大学や国の独立行政法人と同等の研究環境が整備される。 このことにより、神奈川県が取り組んでいる「知的イノベーション創出プログラム」の強力な推進が始め可能となる。	KASTは、実質的には地域における大学以上の公的研究機関としての役割を担っているにもかかわらず、組織として財団法人であるため、国の各種競争的資金の申請要件から外れてしまうケースが多かった。 KASTの活動は、これまでも、基礎的経費は県の補助金などを中心として推進してきているが、本支援措置が実現されることにより、その成果のより大きな展開を図る際、国の競争的資金の積極的な活用が図られ、本構想の推進が可能となる。	6. 担当でない	6	要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため						

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項（事項名）	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要（対応策）	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
埴町	埴町森林林業再生プロジェクト	1006	1006010	104160	森林林業に係る補助事業の採択基準緩和と林業振興の為に財政支援	・補助事業採択基準の緩和 現行の森林整備に係る補助事業の認定要件の緩和 ・林業振興の為に財政支援 国土保全の見地から積極的な財政支援	作業道、林道の開設（効果：森林林業の効率化、雇用の創出） 積極的な森林林業の実施（効果：雇用の創出、森林環境の整備、良質な木材の生産） 里山整備（効果：自然環境保全、観光資源としての活用） 製材工場のレベルアップ（効果：良質な木材の生産、高付加価値材の生産） 高付加価値製品生産のための組織整備（効果：素材の供給だけでなく、高付加価値製品の生産） 建設関連業種の組織化による木材の消費拡大を目指す バイオマス利用促進（森林に積極的に手を加える事によって増大する未利用間伐材や林地残材、その他木質系資源物を利用して資源循環に努める地球温暖化防止を目指す。） 上記事業を有機的に連携させることにより雇用創出と地域経済の活性化が期待できる。	戦後日本の各地で積極的に人工造林が進み現在これらが間伐期、主伐期を迎えている。しかし木材価格の低迷から森林所有者は経費をかけてまでも山林の手入れをしようとする意欲がわいてこない。その為森林は最近とみに荒廃が進み林地崩壊なども見られる。山林のもつ国土保全、水源涵養など多面的機能を考えれば由々しき問題である。よって現在の森林整備の為に補助制度の認定要件の緩和及び財政的支援を提案したい。 例 ・作業道、林道の事業要件の緩和 ・森林整備要件の緩和 ・補助対象間伐令級の拡大 ・補助額の拡大	森林法第193条 国庫の補助 森林・林業基本法第19条 望ましい林業構造の確立 森林・林業基本法第24条 木材産業等の健全な発展 提案の森林法第11条の森林整備計画を樹立しなければならないというは誤り（任意での樹立）。また、森林整備計画に基づき施行する場合に限り補助をするというも誤り（森林法第193条参照）。	森林法第193条に基づき、造林及び地域森林計画に定める林道の開設又は拡張につき費用の一部を補助している。 森林・林業基本法第19条、第24条に基づき、林業経営基盤の強化や木材流通及び木材加工の合理化に必要な施策を講じている。 林業・木材産業構造改革事業において、森林・林業基本法に基づき、林業の持続的かつ健全な発展と、業態構造の変化に対応した林産物の供給・利用の確保を推進する観点から、競争力のある木材産地の形成と地域材の安定的な供給を目的として、木材流通加工施設の整備等を支援している。 地域材利用促進事業においては、住宅や公共施設における地域材利用の促進や品質・性能の明確な木材を低コストで安定的に供給し得る体制の構築を支援している。 木質バイオマスエネルギー利用促進事業において、木質バイオマスエネルギーの供給施設や利用施設の整備等について支援しているところである。	3,5		提案事項である「森林林業に係る補助事業の採択基準の緩和と林業振興の為に財政的支援」については、「地域再生構想の提案事項について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、森林法第193条に基づき、国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において補助をすることとしており、限られた予算の中で対応していることに御理解を頂きたい。 また、補助対象間伐令級の拡大については、長伐期林業の密度管理を目的とする機能増進策（60年生まで）や、裡層林への誘導を目的とする長期育成促進策（80年生まで）などの事業メニューを活用したい。 製材工場の加工施設の高効率化や原木・製品流通システム効率化のための体制整備等の推進、地域材利用関係者による連携強化のための協議会の開催等については、「林業・木材産業構造改革事業」や「地域材利用促進事業」により助成を行っているところであり、また、「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」により、木質バイオマスエネルギー供給施設・利用施設の整備等について支援しているところであり、既に対応は可能である。	要件緩和できないか検討されたい。	3,5		提案事項である「森林林業に係る補助事業の採択基準の緩和と林業振興の為に財政的支援」については、「地域再生構想の提案事項について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 また、提案事項にある「補助事業採択基準の緩和」については、毎年度限られた予算の範囲内において、最大限の効果を得るべく対応していることに御理解を頂きたい。 また、「林業・木材産業構造改革事業」や「地域材利用促進事業」、「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」により、木質バイオマスエネルギー供給施設・利用施設の整備等について支援しているところであり、既に対応は可能である。
沼田町	沼田式雪山センターを活用した民間企業の施設整備補助金	1021	1021010	104170	補助事業の採択基準の緩和と対象事業主体の拡充	(例) 林業構造改善事業・新山村振興等農林漁業特別対策事業等 事業主体：雪冷熱エネルギー活用民間企業 採択基準：緩和措置	雪冷熱エネルギーを活用した農産物、林産物の生産工場を設置しようとする民間企業に対し、国の補助を受けようとする民間企業に対し、国の補助を受けようとする民間企業に対して、1割程度であり、企業の負担が大きい。また、国の補助制度では、こうした民間に対する助成制度がない。更には、沼田式雪山プロジェクトを進める上で、利用される施設が立地しないと、雪山施設を設置できない。	【問題点】企業立地関連補助金の北海道企業立地促進条例補助金では、農産物、林産物の生産工場は対象外となっていること、補助金の額が投資額に対して1割程度であり、企業の負担が大きい。また、国の補助制度では、こうした民間に対する助成制度がない。更には、沼田式雪山プロジェクトを進める上で、利用される施設が立地しないと、雪山施設を設置できない。	1: 新山村振興等農林漁業特別対策事業の事業主体：市町村、都道府県、農業協同組合、森林組合、漁業協同組合、農業者の組織する団体、第三セクター等 2: 林業・木材産業構造改革事業においては、森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体等を事業実施主体としているところである。 このうち、「林業者等が組織する団体」については、5戸以上の農業者から組織されるものを対象としている。この場合、林業を営む者、森林組合等が生じる構成員となり、かつこれらの者が事業活動を主体的に支配できると認められる場合には、林業を営む株式会社、有限会社等の法人を構成員に含んだ団体についても事業主体となることが可能である。	3,5		1: 新山村振興等農林漁業特別対策事業及び林業生産流通総合対策施設整備事業においては、農林漁業の振興等が確実に図られるとの観点から、事業主体を市町村、農業協同組合、森林組合、第三セクター及び野林漁業者の組織する団体等に限定している。そのため、民間企業を事業主体とすることはできない。しかしながら、民間事業者についても、市町村や農林漁業者の組織する団体等と連携して第三セクターを設立し又は出資することにより、本事業に参加することは可能である。 2: 提案事項である「森林林業に係る補助事業の採択基準の緩和と林業振興の為に財政的支援」については、「地域再生構想の提案事項について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、森林法第193条に基づき、国は、都道府県に対し、毎年度予算の範囲内において補助をすることとしており、限られた予算の中で対応していることに御理解を頂きたい。 また、補助対象間伐令級の拡大については、長伐期林業の密度管理を目的とする機能増進策（60年生まで）や、裡層林への誘導を目的とする長期育成促進策（80年生まで）などの事業メニューを活用したい。 製材工場の加工施設の高効率化や原木・製品流通システム効率化のための体制整備等の推進、地域材利用関係者による連携強化のための協議会の開催等については、「林業・木材産業構造改革事業」や「地域材利用促進事業」により助成を行っているところであり、また、「木質バイオマスエネルギー利用促進事業」により、木質バイオマスエネルギー供給施設・利用施設の整備等について支援しているところであり、既に対応は可能である。	要件緩和できないか検討されたい。	2		平成16年度から、本事業の事業主体に、PF法の手続きを経た民間事業者を追加する予定である。	
沼田町	沼田式雪山センターを活用した民間企業の施設整備補助金	1021	1021010	104170	補助事業の採択基準の緩和と対象事業主体の拡充	(例) 林業構造改善事業・新山村振興等農林漁業特別対策事業等 事業主体：雪冷熱エネルギー活用民間企業 採択基準：緩和措置	雪冷熱エネルギーを活用した農産物、林産物の生産工場を設置しようとする民間企業に対し、国の補助を受けようとする民間企業に対して、1割程度であり、企業の負担が大きい。また、国の補助制度では、こうした民間に対する助成制度がない。更には、沼田式雪山プロジェクトを進める上で、利用される施設が立地しないと、雪山施設を設置できない。	【問題点】企業立地関連補助金の北海道企業立地促進条例補助金では、農産物、林産物の生産工場は対象外となっていること、補助金の額が投資額に対して1割程度であり、企業の負担が大きい。また、国の補助制度では、こうした民間に対する助成制度がない。更には、沼田式雪山プロジェクトを進める上で、利用される施設が立地しないと、雪山施設を設置できない。	林業・木材産業構造改革事業においては、森林組合、生産森林組合、林業者等の組織する団体等を事業実施主体としているところである。 このうち、「林業者等が組織する団体」については、5戸以上の農業者から組織されるものを対象としている。この場合、林業を営む者、森林組合等が生じる構成員となり、かつこれらの者が事業活動を主体的に支配できると認められる場合には、林業を営む株式会社、有限会社等の法人を構成員に含んだ団体についても事業主体となることが可能である。	3,5		単独の民間企業が事業実施主体となることは困難であり、左記の要件を満たす「林業者等の組織する団体」を組織することにより事業主体となる道が開かれている。	要件緩和できないか検討されたい。	3,5		特定の個人、企業の営利事業のために補助することは、補助金が目的とする公共性・公益性が失われることから困難と考えている。 また、林業・木材産業構造改革事業は、林業・木材産業の総合的な構造対策として、林業経営や森林整備の担い手の育成等を目的とした林業生産基盤等整備するものであり、より多くの地域の関係者が参加することが重要と考えている。このため、措置の概要等に記したように単独の民間事業者については、「林業者等の組織する団体」等を組織することにより事業主体として参加していただく。	
月舘町	国有施設の開放・有効活用による地域再生計画	1082	1082010	104180	国の機関・施設、遊休国有地等の活用規制の緩和	国の機関・施設、遊休国有地等の活用を促し、その使用に当たった規制を大幅に緩和する。	国は、現状は「私的」なものには使用させておらず、申請主義で、その内容も「あれこれ、これを添付する、期間がどうの、内容が」とか事細かく、結局なんやかや「使用させない」方向に持っているところでは、役所は問題がないほうが楽だから、地域再生を目指すからには、多少のリスクは必要。住民活動支援、性善説で。		6. 担当でない		6		要望事項の中に当省の所管するものが含まれないため				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
住田町	「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト	1096	1096010	104190	森林認証材生産森林所有者への直接支払制度整備	環境に配慮した持続可能な森林経営を行う森林認証材から生産された木材に対して、その材種に応じて、森林所有者に対して、交付金を交付する交付金制度の整備を提案します。	荒廃の途をたどっている森林を持続可能な健全な森林に再生するためには、森林に投資がなされなければならない。そのためには、現在の森林施策に対する補助制度を見直し、森林認証を取得し環境に配慮した持続可能な森林経営を目指す森林所有者の生産活動に対してその実績に応じた交付金の交付を実施する。		森林認証・ラベリングは、民間の第三者機関が一定の基準を満たす経営が行われている森林を評価・認証し、そこから産出される木材にロゴマークを付して商品の差別化を図り、消費者の選択的購買意欲を促すことにより、持続可能な森林経営を進めようとする民間主体の取り組み。現在、国内では、複数の取組みが進められており、平成15年未現在、林家、民間企業、森林組合、地方公共団体などの所有森林等計約17万haが(森林面積の0.7%)認証を受けている。	8		本提案は、森林認証の性格(民間主体の取組みであり、国等の制度としての性格は有していない)について誤認されていると考えられる。また、ご提案のような交付金措置を自国の生産活動だけに講じることはWTO協定の内外無差別の原則に抵触する恐れがある。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	8		本提案は、森林認証の性格(民間主体の取組みであり、国等の制度としての性格は有していない)について誤認されていると考えられる。また、提案のような交付金措置を自国の生産活動だけに講じることはWTO協定の内外無差別の原則に抵触する恐れがある。 なお、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)の「追加的な財政支出を伴わないものである」という地域再生の趣旨から見て、対応は困難と考える。	
住田町	「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト	1096	1096020	104200	森林認証普及促進	第一に全国の国有林、公有林への森林認証取得拡大を進めていただき、全国的な大きな動きを起こしていただきたい。第二に森林認証材の利用促進を図るために、公共事業での優先的な利用と、民間企業や住宅販売業者に対しての普及促進策を講じていただき木材利用促進の支援策についての検討を提案いたします。	森林認証取得の実例の紹介とその活用状況や森林の再生状況を紹介します。国内の森林の全国的な森林認証取得に向けた動きを促す。そして森林認証材の公共事業での利用の義務化と民間企業、住宅販売業者での認証材利用について一定の割合の利用を義務化する。	森林認証取得について、全国的な取り組みが必要であり、その範囲を拡大するための普及啓蒙のための事業を実施する必要があります。そして森林認証材が優先的に消費されるシステム作りが必要である。		5/3		(「第一」関連) 既に、国内外の認証制度、事例の情報収集・提供等を実施してきており、今後も、この取組みを実施していく考え。 取組みにあたっては、認証制度が消費者の選択的購買活動を通じて自らの取扱い商品の付加価値を高めるといった個々の森林経営者の経営戦略的側面があることに留意することが必要。 (「第二」関連) 公共事業で用いる建築部材としては、施設の性格や規模等に応じた求められる性能、品質、価格、量等の条件を満たす必要があり、森林認証材であっても、一概に優先利用することは困難である。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	5/3	(「第一」関連) これまで、森林認証・ラベリングの取組みが「持続可能な森林経営」に資するものとして、国内外の制度、認証取組事例等について情報収集等を行い、また、森林・林業白書等で動向・事例の紹介に努めてきたところである。今後とも、森林認証・ラベリングが、個々の森林所有者・加工流通業者等の経営戦略に依存して成立する側面を有すること、民間主体に進展してきたものであることに留意しつつ、情報収集等の取組を実施してまいりたい。 (「第二」関連) 住田町が提案しているのは「森林認証材を公共工事や民間企業等の住宅建設において一定量使用する」ということである。当該提案の趣旨を踏まえれば、建築には一定量の認証材を用いることを制度化することが必要ということになるが、建築材として用いる木材は、施設の性格や規模等に応じて求められる性能、品質、価格、量等の条件を満たす必要があり、認証材であることをもって、一概に義務づけることは困難である。		
住田町	「森林・林業日本一の町づくり」プロジェクト	1096	1096030	104210	木質バイオマスエネルギー利用促進	森林資源を無駄なく利用するために、これまで利用されなかった森林資源の利用促進を図り、化石燃料からの転換による地球温暖化防止のモデルとする。そのためには、民間企業、一般家庭への木質燃料燃焼装置導入への支援を提案いたします。	公共施設への木質バイオマスエネルギー燃焼装置の設置普及の他に、今後民間企業や一般家庭への対象の拡大を図り、消費層を広げる必要がある。そのためには、現行の助成制度の要件を拡大し、民間企業、個人を対象に木質燃料燃焼装置導入にたいしての助成拡大をする。	木質バイオマスエネルギー利用の最終的な形は一般家庭における燃焼装置の普及である。化石燃料による燃焼装置からの転換を図っていく必要がある。		3.5		提案事項である「民間企業、一般家庭への木質燃料装置導入への助成拡大」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないもの」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。 なお、平成16年度においては、地方財政措置において、新たに、木質バイオマスエネルギー利用施設の整備に対して普通交付税が措置されることとなったところである。この普通交付税を活用して、地方自治体が創意工夫して取り組むことにより、今後は実現が可能となる。	要件緩和できないか検討されたい。	3.5	提案事項である「民間企業、一般家庭への木質燃料装置導入への助成拡大」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないもの」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものと考えている。 なお、平成16年度においては、地方財政措置において、新たに、木質バイオマスエネルギー利用施設の整備に対して普通交付税が措置されることとなったところである。この普通交付税を活用して、地方自治体が創意工夫して取り組むことにより、今後は実現が可能となる。		

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想戦略番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
三島町	森林業のビジネスチェーン再構築による地域再生構想	1098	1098100	104220	JAS企画にとらわれない木材の品質証明の発行	現在、地産地消を推進しているが、芯が黒いとの理由で、構造的には全然劣らない会津杉は、JAS企画から外されたが、公共事業への利用は極めて少なかったのが、規制を緩和することで、消費拡大につながる。	会津杉の黒芯材が地域の特産となる研究開発を行う 会津杉の利用拡大運動の展開。	会津地域全域で植林されている杉が、市場価格が低くなってしまったことから、生産者の多くが意欲を無くしてしまっている現状であるが、企業の撤退や公共事業の減少等で山村地域の就労の場も減少してしまい、資源を活用しての産業を生み出していけないと地域の再生は望めないと考え、林業の再生が地域の生きる道と考えている。	・農林物資の規格化及び品質表示の適正化に関する法律(昭和25年法律第175号) ・針葉樹の構造用製材の日本農林規格(平成3年1月31日農林水産省告示第143号)	会津杉を含む針葉樹の構造用製材については、針葉樹の構造用製材の日本農林規格において、JAS規格品として格付けする際の品質基準が定められている。	8		針葉樹の構造用製材の日本農林規格では、スギの黒芯を理由としてJAS規格から除外する規定はなく、スギに黒芯があってもJAS規格に基づく品質基準を満たすものについては、JAS格付けを受け、JASマークを付すことは可能である。	提案者の要望内容は実現できるのか、確認されたい。	8		針葉樹の構造用製材の日本農林規格では、スギの黒芯を理由としてJAS規格から除外する規定はなく、スギに黒芯があってもJAS規格に基づく品質基準を満たすものについては、JAS格付けを受け、JASマークを付すことは可能である。
加賀市、小松市、山中町	加賀越前水郷構想	1235	1235040	104230	水質浄化による自然環境の再生	生活排水浄化施設整備への助成。ふるさと森づくりへの助成	生活排水浄化施設整備。ふるさと森づくりを拡大し、治山治水と水質浄化、在来水生物植物生態系の回復。釣りなど川遊びを通じて水辺環境学習の推進、環境がランティアの育成。環境調和型農業の普及支援(再掲)	水質汚濁の原因である生活排水の浄化とふるさと森づくりを推進する支援措置が必要である。	各事業の実施要綱・実施要領	生活排水等の浄化施設の整備については、農業集落排水事業、森林居住環境整備事業、漁業集落環境整備事業において実施しているところである 森林の整備については、森林整備事業により、植栽、間伐、路網整備等の整備を実施しているところである。	5	-	制度の現状に記述したとおり、生活排水浄化施設の整備、森林の整備を実施している事業が既にあることから、当該事業の活用を願いたい。	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされたい。	5		加賀市・小松市・山中町の提案事項は「生活排水浄化施設への助成と、ふるさと森づくりへの助成」である。本提案事項については、具体的な事業内容等が全(不明)であることから、詳細な計画を提案主体が作成した上でご相談頂きたい。 なお、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)において「追加的な財政支出を伴わないものであること」とされていることから、各事業において必要な要件を満たすことは必要であると考えている。
平取町及び平取町教育委員会	サケ・クマ・ブクロウと共生する河川・森林環境再生プロジェクト	1387	1387020	104240	水産動物が適上上で支障となる施設への魚道設置と維持管理の委託	鮭鱒等の水産動物の適上上で支障となる施設(堰堤、頭首工、治山ダム等)には事業主体が魚道を設置し、その機能の維持管理については、民間に委託する。	魚道維持管理業務の民間委託により、きめ細やかな監視がこなわれ、修繕費が削減すると共に、水産動物の保護・保全につながる。	各種施設に魚道を設置しても、時間の経過とともに魚道の機能を果たされていない状況にありながら放置されているのが現状で、設置主体が責任をもって監視業務・維持補修など管理体制を確立して行く必要がある。			6		当該提案において、水生生物の適上の支障となっている施設は国土交通省所管の施設であるため。				
岡山県	おかやま木質バイオマス産業クラスター整備構想	2168	2168010	104250	技術開発の強力な推進	リグニン・セルロース相分離や分離成分の製品化等の技術開発に対する支援	現在林野庁が実施している木質資源循環利用技術開発事業等によるリグニン・セルロース相分離技術や分離成分の製品化等の技術開発に対して一層強力な支援が必要である。	早期の構想実現を図り、地域活性化に繋げるためには、リグニン・セルロース相分離や製品化等の技術確立が必要である。		リグニン・セルロース相分離や分離成分の製品化等については、平成13年度より技術研究組合により技術開発が進められており、林野庁においても補助により支援を行っているところである。	5		平成15年末に大規模な実証プラントが設置されたところであり、今後、このプラントを用いて商業ベースでの製品化に向けた技術開発が行われる予定であり、当該技術開発について林野庁として引き続き支援していく考えである。				



15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想案番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
日興ビルディング株式会社	大月エコの郷プロジェクト：森林	3065	3065050	104300	公有林の除間伐材等未利用材の無償化	公有林財産の無償化・除間伐材等未利用材除間伐促進補助金等の目的外使用の認可、間伐後の収集輸送費用への使用認可	1. 陶芸事業(教育実習、体験教室、貸し登り窯)2. 除間伐材の有効利用3. 産業創生、3. 特産品の創生4. 雇用創生	地域振興のコストを下げる。		(公有林財産の無償化) 公有林財産の無償化について、特段の規制は設けていない。  (間伐後の収集輸送費用) 森林整備事業においては、水源かん養機能等の公益的機能発揮の観点から、除伐や間伐の実施に対して助成を行っているところである。 また、木質バイオマスエネルギー利用促進事業において、林地残材等の収集・運搬の効率化に資する機材の整備等について支援しているところである。	8/3,5		地方公共団体とよく相談していただきたい。  提案事項である「間伐後の収集輸送費用に対する財政的支援」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものとする」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものとする。 なお、森林整備事業は、森林の有する公益的機能の発揮の観点から、森林の整備に対する助成を行うものであり、木材利用の観点から行う伐採木の輸送等経費に関しては対象とすることは適切ではないと考える。 また、木質バイオマスの収集輸送経費に対する支援については、地方財政措置において、木質バイオマスエネルギーの利用促進に要する経費として普通交付税が措置されている。この普通交付税を活用して、地方自治体が補助金として取り組むことにより実現は可能である。 また、森林整備事業は、森林の有する公益的機能の発揮の観点から、森林の整備に対する助成を行うものであり、木材利用の観点から行う伐採木の輸送等経費に関しては対象とすることは適切ではないと考える。	8/3,5		提案事項である「間伐後の収集輸送費用に対する財政的支援」については、「地域再生構想の提案募集について」別紙1第1(2)二において「追加的な財政支出を伴わないものとする」とされていることから、地域再生の趣旨に沿わないものとする。 なお、森林整備事業は、森林の有する公益的機能の発揮の観点から、森林の整備に対する助成を行うものであり、木材利用の観点から行う伐採木の輸送等経費に関しては対象とすることは適切ではないと考える。	
標津町	地域の産業や自然環境を活用した、都市住民との交流推進事業	1156	1156050	104310	「釣り(遊漁)」のルール化による漁業との調整と調和により、もって「釣り(遊漁)」振興による都市住民交流の推進により地域活性化を図る。	「釣り」のライセンス制による漁業との調和及び施設等の提供により「釣り」振興を促進し地域の活性化を図る。	沿岸での「釣り」に対する振興策として、ライセンス制でのルール化による遊漁者の意識の向上及び漁業との調整及び施設整備を行う。 行政区域全体の海岸についてライセンス制により多目的に管理を行ない、持続的な地域資源を活用と施設整備及び維持管理による釣り振興を目的とするが、当時は、管理態及び新制度であることから遊漁者の理解のもとでの推進を考慮し、管理による遊漁者へのサービス提供等が可能な、漁港整備施設及び海岸環境整備施設でのライセンス制により進める。 その他の海岸については、釣りへのライセンス制の全道的な普及を推進し進める。 ライセンス制については、地元地域での管理体制により進める。(ライセンス料の取り扱いを含めて) ライセンス制による具体的な事業内容 ・「釣り」への利便施設の提供(トイレ、駐車場、情報等の施設整備等(釣り人の目)) ・施設及び海岸等の清掃による環境保全 ・資源管理による漁業との調和と調整、乱獲対策等	当地域では、海岸や漁港及び釣船等で多数の人々が入り込み「釣り(遊漁)」が行われている状況である。 このことは、「釣り(遊漁)」により都市住民交流が促進して地域の活性化の要因を十分含んでいる。 これらの地域の特色を生かした活性化を行う上で、都市住民交流の要因となる素材を地域で管理し育てて行くことも必要と考える。 このことから、管理者として広域的に管理することのほか、地元での地域を特定した釣りに対するライセンス制により、一定のルールでの漁業との共存と持続的な地域資源の活用による釣り振興及び地域活性化が図られる。	漁業法第67条第1項		5	根室海区漁業調整委員会が、標津町等の地先海面における秋さけ船釣りについて、制限期間内は同委員会のライセンスを取得した者以外に行ってならない旨の指示を行っている例がある。遊漁者等の理解を得た上で、海区漁業調整委員会において漁業調整のため必要があると認められた場合には、同様の方法を導入することは制度上可能である。 また、現在、北海道庁では遊漁制度研究会を設置し遊漁問題全般について検討を行っているので、道庁ともよく連絡をとられたい。  なお、漁港施設は漁業根拠地の観点から、海岸保全施設は国土保全の観点から整備しており、釣り機能は有していないが、近年、釣り場等の親水施設、漁港の利用者のためのトイレ等の休憩所等の整備を行っているところであり、漁港等を訪れる人はこれら施設を利用できるものである。					
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065010	104320	海底地図の作成	・海底についても陸上同様に地形図の作成をお願いしたい。	・アワビの海底牧場の設置、海中林の設置、海底公園の設置等の海洋開発に利用する。	・周りを日本海に囲まれた隠岐島後で、自然を活かした海洋開発(アワビの海底牧場の設置、海中林の設置・海底公園の整備等)を行うためには、海底の地形を知ることが必要である。陸上では国土地理院の作成した地形図があり、これにより事業計画等を作成しているが、海底についても事業計画の参考になるような水深30mまでの地形図が必要である。			6	海底地図の作製は当省の所管ではないため					

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想管理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各府省庁からの回答
西郷町	隠岐の自然を活かした地域再生	2065	2065020	104330	・企業による海底の所有又は占有 ・企業による海底での漁業権の占有	・長期に渡り海底を事業のために利用する企業に、所有権又は占有権を認めて欲しい。 ・長期に渡り海底を事業のために利用する企業に、漁業権の占有を認めて欲しい。	・企業が水深5～15mの海底に透視防止施設や給餌施設を設置し稚魚を放流しアワビの海底牧場を経営することにより、漁業者との協力により資源の管理を図るとともに、旅館や飲食店への安定供給やダイビングスポットとしての利用により観光振興を図る。	・海底は個人による所有や占有ができず、また企業の漁業権の占有も困難である。アワビの海底牧場は、同一の海底を長期間占有する必要がある。	漁業法第6条、第14条、第23条	5(6)		・海は、国民一般が利用する財産であり、漁業以外にも船舶の航行、遊漁等多様な目的で用いられている。 ・このため、漁業権は、ある特定の区域において特定の漁業を排他的に営むに必要最低限の権利を認められたものであり、また、当該漁業権の区域内の土地の所有権や占有権を認められたものではない。 ・本提案中、海底牧場の概念が必ずしも明らかでないが、株式会社等企業に対する漁業権の免許は、漁業法上排除されていない。 ・しかしながら、アワビを対象とする第1種共同漁業権が地元漁協に免許されているので、本提案事項については、地元漁協、都道府県等とよく協議されたい。 ・海における所有権及び占有権については、法務省が担当。					
千葉県リーガルマインド	「民間事業者」の範囲	3078	3078010	104340	民間委託先を株式会社等の事業法人に限定	行政サービスの民間委託先を株式会社等の普通法人に限定	行政サービスの委託先を普通法人に限定し、民間事業者による入札・プロポーザルによるコンペティションを通じて、リーズナブルな行政サービスを実施する。	民間活力による地域経済の活性化を実現させるため			6						
長野県	コモンスの視点から始まる公共事業	1072	1072020	104350	国及び県が行う公共事業の実施に関する特例	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自ら事業を実施できよう制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地すべり等防止法に基づき実施する事業のうち全部または一部について、国及び県が必要と認められたもの範囲内においてその執行権限を委譲するとともに、国及び県から市町村へ職員を派遣し、市町村自ら事業を実施できよう制度を創設。または上記法律の改正により、市町村へ権限を委譲できる項目を追加。	地域に必要な公共事業を地域住民自らが考えるという発想が生れる。いつ、誰が、誰に対して、どのような要望なのか不明確な事業が無くなり、真に必要な事業のみが、一層地域住民に身近な官庁である市町村役場の手によって実施される。	地すべり等防止法第7条、第10条、第11条	3		地すべり防止に関する事業は、地すべりを防止することにより、国土の保全と民生の安定を目的として行うものであり、その効果は広範囲にわたること等から、国又は都道府県が広域的な視野から事業を行っているところである。 なお、事業の実施にあたっては、市町村の意向や地域の実情を十分踏まえ行っているところである。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3			地すべり防止に関する事業は、地すべりの防止を通じて、国民の生命・財産や重要なライフライン等の保全を図ることにより、国土の保全と民生の安定を目的として行うものであり、その実施に当たっては、地すべり防止工事の効果は広範囲にわたること等から、国民の生命・財産や地域にまたがるライフラインの保全に係る整備水準や技術的水準等の確保が重要であること、等から、国又は都道府県が広域的な視野から、計画的に事業を実施しているところである。 なお、事業の実施にあたっては、市町村の意向や地域の実情を十分踏まえ行っているところである。
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325570	104360	海岸(漁港に係るものを除く)の建設・管理に係る事務の移譲	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、燃焼ガス事業の許可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	海岸法第6条	6		政令県構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、以下のとおり。 主務大臣の直轄工事は、国土保全上重要である海岸であることのみならず、工事に高度の技術が必要とされるとき等に実施されるものである。	提案の趣旨を踏まえ検討できないか。	6			政令県構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため、以下のとおり。 主務大臣の直轄工事は、国土保全上重要である海岸であることのみならず、工事に高度の技術が必要とされるとき等に実施されるものである。

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想総覧番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各省庁からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各府省庁からの回答
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325580	104370	砂防の建設・管理に係る事務の移譲	砂防及び地すべり事業は都道府県知事が原則として管理することになっており、急傾斜地崩壊対策事業については、すべて都道府県知事が管理することとなっている。砂防及び地すべり対策事業については、国土の保全上特に重要なものであると認められる区域等については、国が管理することにしており、主務大臣が告示した一定の区域(重要工事区域)において管理職に代わって自ら施設の新築・改築等ができることになっている。この直接工事区間内における砂防設備等の建設及び管理を政令県に移譲するものとする。なお、政令県が行う当該事務、事業の執行に当たっては、国からの財源等の移譲、組織の移譲、及び法令等の改正を必要とする。移行のイメージ図参照	・地震対策、風水害対策、土砂災害防止対策、大規模火災等への対策、感染症の予防とまん延防止の推進、食品・医薬品の安全の確保など様々な政策手法を組み合わせて、地域における安全社会づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・安全社会づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	東海地震等による災害や健康危機管理等への万全な備えがなされ「安全社会」づくりをめざすためには、簡易ガス事業の許認可、河川管理、食品衛生法に規定する総合衛生管理製造過程を経て食品を製造し、又は加工することについての承認などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	地すべり等防止法第7条、第10条	第7条 地すべり防止工事の施行その他地すべり防止区域の管理は、当該地すべり防止区域の存する都道府県を統括する都道府県知事が行う。 第10条 地すべり防止工事が国土保全上特に重要なものであると認められ、その規模が著しく大きい場合において、主務大臣が地すべり防止工事を施行することができる。	6		政令県構想は、地方制度の全般的なあり方についての構想であり、地方制度全体は総務省の所管であるため担当外である。 なお、要望にある個別事項を現在の都道府県に移譲することについては、地すべり防止工事の施工は都道府県が行うこととされ、国の直接施工は、工事の規模が、都道府県の境界に係る等の理由で、国が当該行為を行うことが適当と認められるときに限定され、また、その実施に当たっては都道府県知事の意見をきいた上で行うこととされており、制度の趣旨に対して事実認識である。				
大津市	古都大津ルネッサンス	2085	2085110	104380	河川等の管理等を住民団体等へ開放等	NPO法人等による国有保安林や民有保安林における「里山再生活動」の際や、河川における「近自然型川づくり活動」の際の法手続きの容易化とともに、その後における国有保安林等や河川の管理をNPO法人等の市民へ開放する。 また、これらの市民活動のもととなる構想づくりのための協議会設置に対する支援。	構想段階であるが、本市南部の田上山系とその周辺地域において、NPO法人等の市民が主体となり、地域の自然や歴史・文化等の資源を見つめ直し、自然の再生に取り組みすることで、自然と共生し、活力ある地域社会の実現を目指した取り組みを検討している。	田上百年の森づくり構想のなかで、その自然の再生を市民と行政が連携し、協働する必要があるが、法律上の規制があり、総合的な施策を円滑に展開できない。	森林法第34条第1項 国有林野内における民間団体等の多様な活動を推進するための協定について(平成15年7月14日付け15林国経第8号林野庁長官通達)	保安林内で立木の伐採を行う場合は、都道府県知事の許可を受けなければならない。 国有林野内については、森林管理署長等との間で協定を締結することにより、NPO法人等の多様な活動を支援	5		保安林内で行う植栽や除伐等の保育については、都道府県知事の許可等は不要であり、間伐についても平成10年に法改正を行い許可制から届出制へ簡素化しているところである。 また、林野庁においてはNPO等の多様な主体の参加による里山林の整備・保全を推進するため、森林整備事業等による里山林整備の推進のほか、国民参加の緑づくり活動推進事業や共生林の多様な利用活動推進事業によりNPO等のネットワーク構築の支援や活動場所の斡旋等の施策を展開しているところである。 また国有林野内の活動については、大津市や地元NPO法人等と国との間で自然再生の取組に向けた協定を締結することにより、実現可能である。				
静岡県	静岡政令県構想	1325	1325690	104390	「高度技術産業集積活性化計画」の同意	新事業創出促進法第24条第5項による、都道府県等が作成する「高度技術産業集積活性化計画」への主務大臣の同意を不要とし、もって計画策定権限を政令県に委譲する。	・豊かな産物を供給する農業・水産業の支援、高付加価値の製造業等への支援、独自の多彩な産業の創出・高度化、雇用の安定・創出及び就業環境の向上など様々な政策手法を組み合わせて、地域における元気な産業づくりに関する総合的な事務事業を実施する。 ・元気な産業づくりに関する多くの事務事業権限を移譲し、政令県の自主性・主体性に委ねることにより、地域において受益と負担の明確化が図られ、真に住民に必要な行政サービスを地方自らの責任で効率的・効果的に実施することが可能となる。	独自性のある「元気な産業」への従事や、自己の能力を活用した起業等を通して、豊かな生活を築き、その意欲に応じて生涯現役で自己実現に挑戦できることを基本目標に、産業の競争力の向上や誰もが能力を発揮できる雇用環境の実現を図るためには、農地管理、商工会議所に関する許認可や労働局が行う雇用対策などの行政権限を可能な限り一元化し、総合的に推進することが最も効率的・効果的である。	新事業創出促進法第24条第1項	新事業創出促進法第24条第1項に基づき、都道府県等は高度技術産業集積活性化計画を作成し、主務大臣に協議し、同意を求めることができる。	3		国は、新たな事業の創出を促進するための総合的な施策を展開する立場から、都道府県等が作成する「高度技術産業集積活性化計画(新たな事業の創出のための基礎となる高度技術産業集積地域が有する機能の維持及び強化に関する計画)」が、国として法定の基準を満たすものであることを確認する必要がある。	提案の趣旨を踏まえて検討できないか。	3		国は、新たな事業の創出を促進するための総合的な施策を展開する上で、その基礎となる個々の施策が活力ある経済社会を構築していくという目的の達成に十分資するものであることを確認しなければならない。そのため、「高度技術産業集積活性化計画」についても、それが法定の基準を満たすものであることを国が確認する必要がある。
神奈川県	国際観光県「かながわ」推進構想	1285	1285070	104400	映画等の撮影に関する手続の簡素化	フィルムコミッション推進のため、道路、海岸等の使用許可申請等の手続の簡素化	県内での撮影を促進するために、市町村のフィルムコミッションと連携し、映画等の媒体による神奈川県の情報の発信を図る。	映画等の撮影の際、道路等の使用許可の手続事務が煩雑である。	海岸法第7条及び第37条の4	海岸保全区域及び一般公共海岸区域において映画・テレビ等のロケセットを設置する際、その規模・期間によっては海岸管理者たる都道府県知事の許可を受けることとなっている。	5		そもそも海岸法第7条及び第37条の4に規定する許可は自治事務とされている。 許可基準については海岸管理者たる都道府県知事の裁量となっており、県内部での調整により基準の緩和は可能と考えられる。 また、地方自治法上、法の趣旨を逸脱しない範囲において条例等で基準を定めることが可能と規定されている。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	5	海岸法第7条及び第37条の4に規定する許可は自治事務とされており、海岸管理者たる都道府県知事の裁量により要望内容の実現は可能である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想識別番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
西郷町	観光を機軸に交流・産業を創出するまち	2066	2066120	104410	公有地の用途外使用による活用促進	港湾・漁港等の公有地の用途外使用を認め有効活用を図る。	港湾・漁港等の公有地は景観や交通の条件を含め、条件の良い場所にある。民間による観光拠点施設や水産研究施設、地域コミュニティの活動拠点施設での利用を可能にし、公有地を有効活用し地域産業の振興と地域活動の活性化を図る。	港湾・漁港用地は、用途外使用が認められないため、活用しきれない状況がある。また、用途外使用をした場合には補助金等の返還を伴う。これらを容易にすることで、民間企業や地域住民の有効活用を促進する。	「漁港施設用地(公共施設用地に限る。)(取扱いについて)」(昭和33年12月3日付け33水生第6563号水産庁長官通知)	漁港施設用地には、補助用地と地方単独用地等があるが、補助用地については「漁港施設用地(公共施設用地に限る。)(取扱いについて)」(昭和33年12月3日付け33水生第6563号水産庁長官通知)により、補助金の交付の対象とする漁港施設用地(公共施設用地に限る。)(地方公共団体又は水産業協同組合が管理する漁港漁場整備法第3条に掲げる漁港施設の敷地に係るものとされている。	3,5		漁港区域内の地方単独用地については対応可能である。補助用地については、補助金の交付の目的以外の用地の利用になることから、「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の目的外使用の承認を受ければ制度上は対応可能である。		3,5		「補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律」(昭和30年法律第179号)第22条の目的外使用は、申請に基づき個別に審査を行った上で、実情に応じて主務大臣が承認の可否を判断するものである。
福岡県福岡市前原市二丈町志摩町	九州大学学術研究都市構想	2132	2132050	104420	調整区域の地区計画と農村地域工業等導入促進法による地区の重複	都市計画運用指針には、用途地域が定められていない土地の区域(市街化調整区域)における地区計画の区域には、農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区が含まれるべきではないと定められているが、これを可能とする。	産業立地にインセンティブを与えるため、工業等導入地区を指定し、優遇措置を講じる。一方、市街化調整区域の土地利用を誘導するため、地区計画により立地施設の用途を限定する。そのためには本支援措置が必要となる。	新産業等の創出・育成や企業の誘致には、多くの支援・優遇措置が必要である。一方、市街化調整区域の環境と調和するには、立地施設の規制・誘導も必要である。	都市計画運用指針(H15.3.31国都計第173号)-2-1土地利用G地区計画2地区計画の対象となる区域(2)4)		2	用途地域を定めていない土地の区域における地区計画の区域には、農村地域工業等導入促進法に規定する工業等導入地区を含めるべきではないとしている。			：通達上の手当てを必要とするもの		工業等導入促進地区においても、農村地域工業等導入促進法に規定する実施計画との調和が図られれば、地区計画を定めることを可能とするよう、都市計画運用指針を一部改訂するものとする。
野田市	環境バイオシティ野田構想	1174	1174020	104430	廃棄物の資源化	バイオマスの利活用の推進事業等を利用した資源化技術の確立	バイオ資材の原料となる食品廃棄物、農業廃棄物、家庭生ごみのバイオ資材への転換方法の研究やテストプラントの設計、構築等実証に活用する。また、安価な原料の運搬、調達システムを構築するために必要。	食品廃棄物、農業廃棄物、家庭生ごみを原料としたバイオ資材を生産するため。	バイオマスの利活用については、研究開発・調査・計画策定、施設整備等に支援を行っているところ。		5		バイオマスの利活用については、研究開発・調査・計画策定、施設整備等に支援を行っているところ。	要望内容は実現できるか、確認されたい。	5		事業内容が補助要件に合致すれば支援可能である。
株式会社イーメンズ開発研究所 江別市元野幌西地区開発特別委員会	がんばろう！北の地域再生 複合型商業施設によるスピード雇用創出	3010	3010020	104440	江別市都市計画の変更に対する、国土交通大臣の迅速な指導・許可	本プロジェクトの商業施設区域が、市街化調整区域内の一種農地(農振農用地)であるため、農地転用(商業地または準工業地帯へ転用)に対して知事・国土交通大臣の指導・許可を積極的に且つ迅速にいたきたい。手続は、国土交通大臣の指導により江別市に対して江別市都市計画の早急な変更申請を指導していただいた上で、国土交通大臣の許可を付与していただきたい。	<商業施設構想概要> 予定される商圏の範囲 車で30分圏 高層内人口 約20万世帯(50~70万人) 売上予測 250億円(年度) 予定される施設面積 200,000~250,000㎡ 開発スケジュール 敷地決定後概ね2年以内 工事期間 約10ヶ月 地元との関係 出店テナント(100店舗以上を想定)のうち、概ね1/3は地元出店を期待 雇用環境として全従業員数 1,500~2,000名を予定 内80~90%は地元から採用 行政への期待 都市計画における位置付け・許認可手続きにおける支援・道路を中心とする基盤施設の整備	「江別市都市計画」では市街化調整区域内の一種農地(農振農用地)であるため、現況では困難。	農地法第4条・第5条、農業振興地域の整備に関する法律第13条	農地の転用については原則として都道府県知事の許可が必要である。農用地区域からの除外に当たっては、農振整備計画のうち農用地利用計画の変更が必要である。		6	国土交通大臣に対する支援措置要望であるため。				

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
新座市	新座市「観光による地域再生」構想	1312	1312010	104450	国の地域再生施策(まちづくり交付金等)の集中実施	各都道府県の地域再生施策として「まちづくり交付金」等の諸制度があるが、これらの施策の集中により、観光都市として「地域観光基本計画」を策定し、道の駅整備事業やうどん・そば等の地域産業の育成・公用車の休日のレンタカー利用・都市公園のワイナリー整備事業等の諸施策を効果的に推進する。	<ul style="list-style-type: none"> <li>道の駅整備事業(「仮称」ふるさと新座駅の設置) 市中央部の観光地の情報発信基地として、機能する施設として効果がある。</li> <li>うどん、そば等の産業集積 地域産品の促進・新たな地域産業の育成に効果がある。</li> <li>西湖浄水場農業水機・市庁舎の展望ラウンジの設置事業 観望地域の市庁舎最上階を活用し、来客者を楽しませる飲食施設を設置することで、集客の目玉にする。</li> <li>公用車の休日のレンタカー利用 話題性に富み、かつ安価な料金設定が可能のため、来客者の利便性の向上に資する。</li> <li>都市公園のワイナリー整備事業 観光の目玉となるとともに、地域産品の促進・新たな地域産業の育成に効果がある。</li> <li>都市公園内のキャンプ場整備事業 観光の目玉となるとともに、地域産品の促進に資する。</li> </ul>	これらの諸制度は、いずれも国の各都道府県枠を超えているが、一体的な整備を行う上で、非常に有効な制度であると評価しており、左記施策を効果的に実施していくに当たって、施策の集中をお願いするもの。		6		当該提案において集中を希望する施策に、当省関連の施策が含まれていないため。					
飯山市	地域の宝を活かす新しい創出・旅産業おこし	1311	1311040	104460	地域イベントに係る経費への支援	<ul style="list-style-type: none"> <li>地方のもつ伝統・文化・自然を活用し、新たなイベント等の開催に対し、3年程度(軌道にのせるまで)の支援を行い、地域市民と都市との交流人口拡大が図れるようにお願いしたい。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>伝統工芸品(内山紙など)を活用し、イベントの装飾として用い、市内全域を飾り付ける(例: イベントや盆、彼岸などに一斉に灯笼を点灯、千曲川一面に灯笼流し)</li> <li>自然(雪や菜の花、稲田)を活かしたイベントを興し、都市との交流人口を増やし、滞在型観光に結びつける。</li> </ul>	地域の宝をいかしたイベントの企画:開催により、都市との交流人口拡大が図られ、滞在型観光、更には定住へと結びつけ、地域の活性化を図るため。	地域連携システム整備事業実施要領	地方自治体、特定非営利活動法人、農林漁業、商工業、教育等多様な関係者が参画して、地域の農林水産資源の再評価等を行うワークショップ活動等の自発的な取組により、都市住民を受け入れる地域連携システムを整備する。	5		地域の資源を活用したイベントの企画などのソフト活動の支援については、地域連携システム整備事業で対応可能	地域再生計画が認定された地域に集中して行われるようにされた。			施策の実施に当たっては、具体的な提案内容を詳細に把握した上で対応する必要があるが、今後、地域再生計画が認定された地域で事業が実施できるよう検討していきたい。
石川県	河北潟干拓地土地有効活用構想	1056	1056030	104470	農振除外及び非農業用途への転用に係る要件の緩和	河北潟干拓地の、農地の有効活用を図るため、農振法において、事業完了年度の翌年度から起算して8年経過しない農地及び20ha以上の農地は、農振除外できないとされていること。及び、農地法上、事業が行われた農地及び20ha以上の農地は、原則として転用できない「第1種農地」とされている等の要件の適用除外を求める。	農振除外及び非農業用途への転用に係る要件を緩和することで、東農農業開発公社保有農地を含む、買手が見込めない農地の新たな活用が期待できる。	河北潟干拓地の、農地の有効活用を図るため、農振法において、事業完了年度の翌年度から起算して8年経過しない農地及び20ha以上の農地は、農振除外できないとされていること。及び、農地法上、事業が行われた農地及び20ha以上の農地は、原則として転用できない「第1種農地」とされている等の要件の適用除外を求める。					当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当省にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないが、検討し回答されたい。	3.5		地域の農業の振興に関する市町村の計画において定められた施設で、周辺の土地の農業上の効率的な利用に支障が生じるおそれがない等の要件を満たせば、農用地区域からの除外は可能であり、農地転用許可が可能である。	
長野県	建設産業構造改革推進支援	1071	1071010	104480	建設業農林業経営に対し中小企業信用保険法の対象とする。	地域の基幹産業である建設業の中小企業が農林業経営を行なう場合に必要とする資金に保証実施する信用保証協会の保証を中小企業信用保険法の対象とする。	地域の基幹産業である建設業の中小企業が農林業分野進出に必要な資金及び進出後の企業運転資金は中小企業向け制度融資を活用できるよう中小企業信用保険法の対象とする。	農業信用保証保険法第2条					提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各県で連携し、要件緩和などの余地がないが検討されたい。	5		業種転換に伴って必要となる設備及び運転資金等農業経営に必要な資金については、新規に農業に参入しようとする中小企業であっても、農業信用基金協会の会員となれば、当該資金につき、同協会による債務保証の対象となることが可能である。	

15. 提案主体名	19. 地域再生構想の名称	a. 地域再生構想整理番号	b. 支援措置提案事項管理番号	c. 管理コード	27. 地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28. 地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31. 具体的事業の実施内容	32. 提案理由	37. 提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38. 制度等の現状	39. 措置等の分類	40. 措置等の方法	41. 措置等の概要(対応策)	44. 各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45. 「措置等の分類」の見直し	46. 「措置等の方法」の見直し	47. 再検討要請に対する各都道府県からの回答
相模原市	新都市農業推進計画	1160	1160040	104490	新事業支援施設投資事業(地域整備振興公園)の出資範囲拡大(施策利便の向上)	現在、新事業支援施設投資事業は、技術開発・商品・サービス開発を前提にした貸オフィス・貸ラボラトリーを中心とした支援されているが、これをアウトソーシングの一環として設立される新都市農業推進計画の推進母体である第3セクターの株式会社が行う「農業版支援施設整備事業」に範囲を拡大するもの。	第3セクターの株式会社は農業のフィールドとなる農地の取得や支援施設の整備を行い、農業及び関連産業の創業・新規分野進出の支援を行う。 ・アグリテクニカル&メディカル創造(農業版産学連携)事業 ・アグリセンター事業 ・アグリセラピー事業 ・バイオマスフロンティア事業 ・ヤングファーマー・インキュベーター事業	新事業支援施設投資事業は、主として技術開発、新たな商品サービス開発等を支援するための貸オフィス、貸ラボラトリーが前提であるが、農業分野では、そのフィールドとなる農地の取得整備や直売所等支援施設の形態が異なる。そのため、それらを整備する第3セクターの株式会社へ事業対象を広げる必要がある。					当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	6		新事業支援施設投資事業は当省所管の事業ではないため	
野田市	プライマリー農産品を中核とするアグリルネサンス	1176	1176040	104500	まめバスによるPR	地元主要産品PRとコミュニティバスの運行をコラボレートすることによる相乗効果	平成15年6月6日に野田市と閉宿町が合併し、野田市の主要産品である「えだ豆」の出荷量が全国第1位ないし第2位になったことから、コミュニティバスも「まめバス」と命名し市民と一体となって地域活性化を図っている。従って、地元主要産品PRとコミュニティバスの運行をドッキングし、主要産品の地産地消とまめバスの利用促進を図る。	主要産品に対する支援(主要産品推進補助等)を要望するもの。 ・これにより、コミュニティバスの利用推進と地産地消を推進し市場拡大が図れる	・生産振興総合対策等補助金等交付要綱(平成14年4月1日付付12年度第1043号 農林水産省農政官公命通知) ・生産振興総合対策事業実施要綱(平成14年4月1日付付12年度第1018号 農林水産省農政官公命通知) ・生産振興総合対策事業実施要綱(平成14年4月15日付付12年度第1220号 農林水産省総合資料局長、生産局長発令) ・輸入急増農産物特別対策事業実施要綱(平成14年4月1日付付12年度第1012号 事務次官官公命通知) ・野菜産地強化特別対策事業実施要綱(平成14年4月1日付付12年度第1043号 農林水産省生産局長通達)	農業生産の振興を総合的に推進するため「生産振興総合対策事業」及び「輸入急増農産物対応特別対策事業」を実施しているところ。				当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	5	・ご要望にあるえだ豆の地産地消については、地元産の野菜を安定して供給するための流通施設や集出荷場の整備が可能であるほか、健康の維持・増進の観点から、えだ豆を含む野菜について、地域における消費を拡大するためのポスターを作成しバスの内部に貼付する等PR活動の実施が可能である。	
茨城県	いばらき常総大地における大規模園芸産地の育成	1281	1281050	104510	農産物加工施設等の建設に係る規制緩和	・農産物加工施設等は、市場出荷基準に満たない農産物を加工用として出荷できる、園芸産地づくりには欠かせない施設であるため、建設に係る規制を緩和する。 ・都市計画法により、市街化調整区域等において農産物加工施設・農産物直売所を建設することは困難となっているが、農産物加工施設等を、都市計画法第29条第2号の「農業の用に供する政令で定める建築物」と位置づける。	・農産物加工施設は、市場出荷基準に満たない農産物を加工用として出荷できる。園芸産地づくりには欠かせない施設であるため、建設に係る規制を緩和する。	農業信用保証保険法第2条					当初の検討要請に対し、担当省庁全てが分類「6」と回答したため、当室にて検討したところ、貴省が担当省庁と考えられる。については、提案内容が実現できないか、検討し回答されたい。	6		都市計画補は国土交通省の所管であるため	
山形県	やまがた産業ルネサンスプラン	1385	1385050	104520	アグリビジネスへの参入促進のための信用保証制度の要件緩和	他産業から農業への参入促進するため、中小企業信用保証制度の対象業種として限定的に認められている工場的生産設備を備えた非土地利用型の「農業的事業」として、新たに果菜・葉菜類や花卉等の「水耕方式の栽培事業」を加える。	本県では国を上回る水準で公共事業の縮減を図っていることから、県では建設業懇話会を設置して、新分野進出を巡る議論を業界とともに進めて経緯があり、建設業の新分野進出支援の機運が高まりつつある。						提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各県で連携し、要件緩和などの余地がないか検討されたい。	5	果菜・葉菜類や花卉等の水耕栽培の経営に必要な資金については、新規に農業に参入しようとする法人であっても、農業信用基金協会の会員となれば、当該資金につき、同協会による債務保証の対象となることが可能である。		

15.提案主体名	19.地域再生構想の名称	a.地域再生構想整理番号	b.支援措置提案事項管理番号	c.管理コード	27.地域再生のための支援措置に係る提案事項(事項名)	28.地域再生のための支援措置に係る提案事項の内容	31.具体的事業の実施内容	32.提案理由	37.提案事項に関連する法令、告示、通達等の定め	38.制度等の現状	39.措置等の分類	40.措置等の方法	41.措置等の概要(対応策)	44.各都道府県からの回答に対する地域再生推進室からの再検討要請	45.「措置等の分類」の見直し	46.「措置等の方法」の見直し	47.再検討要請に対する各都道府県からの回答
宮城県	緊急経済産業再生戦略事業(新世代アグリビジネス創出支援事業)	1393	1393010	104530	農外企業の農業参入における補助融資での制度資金及び信用保証の利用拡大	・農外企業が農業参入を行った場合の資金調達において、商工資金に基づく信用保証の利用が可能な場合は、苗床栽培方式によるキノコの生産と、苗床栽培方式によるカイワレ大根の生産の場合のみに限られるが、これを拡大し、農地を利用せず工場生産方式を行うトマトやイチゴ等の水耕栽培も対象とするもの。	・農外企業が農業参入をする場合、農業者が農業をする場合に利用できる農業系の制度資金(及び信用保証)が利用できない場合があり、また商工業者が利用できる商工系の制度資金(及び信用保証)の利用が極端に限られるなど、資金調達の面で、それらが阻害要因となっており、補助制度を創設しても十分に活用されない事態が懸念される。 ・そこで、制度資金や信用保証の対象の拡大を図ることにより、農外企業の農業参入が促進され、それにより、企業の経営ノウハウを活用した新しい経営感覚を持った農業経営体の育成が図られ、もって地域経済の担い手としての農業の振興につながることを期待される。		農業近代化資金融通措置要綱第2の1 農業改良資金制度運用基本要綱第3の1 農業経営基盤強化資金要綱第3の1 経営体育成強化資金実施要綱第2の2 農業信用保証保険法第2条				提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各県で連携し、要件緩和などの余地がないが検討された。	5		農外企業が農業参入する場合において、農業経営では、一定の要件のもとではあるが、農業経営改善関係資金の活用が考えられる。 農業経営改善関係資金の貸付対象者は、施策の集約・重点化とその政策効果等を担保する観点から認定農業者等担い手を対象としているところである。したがって、新規に参入する個人又は法人についても農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより、現行制度での貸付は可能である。 農業経営基盤強化促進法第12条第1項では、農業経営を営み又は営もうとする者は、認定を受けることができるものと規定しており、新規に農業参入する者も除外したものはなっていない。 したがって、農業参入した中小企業であっても、その行う農業部門とその他の事業部門とを明確にした上で、農業部門の経営の規模拡大等に関する農業経営改善計画を作成し、市町村に提出した場合には、市町村が、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること等の基準に合致する。基本構想において目指すところとする地域農業の将来像に照らして育成すべき効果的かつ定型的な農業経営を行うことを目指したものであると判断するのであれば、認定を受けることは可能な法制度となっている。 また、営農に必要な資金(民間資金及び農業近代化資金)の借入れに係る農業信用保証制度の適用については、新規に農業に参入しようとする法人であっても、農業信用基金協会の会員となれば、(認定農業者であるといふかわからず、)当該資金につき、同協会による債務保証の対象となること可能である。	
熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	2050	2050010	104540	農業産出に係る中小企業関係制度融資の対象化	中小企業が農業分野に参入する場合の施設・設備の整備(農業用倉庫の建設、農業機械の購入など)について、中小企業金融公庫の融資対象とする。	新市場の動向や産出に当たっての規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。		農業近代化資金融通措置要綱第2の1 農業改良資金制度運用基本要綱第3の1 農業経営基盤強化資金要綱第3の1 経営体育成強化資金実施要綱第2の2				提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各県で連携し、要件緩和などの余地がないが検討された。	5		中小企業が農業分野に参入する場合において、農業経営では、一定の要件のもとではあるが、農業経営改善関係資金の活用が考えられる。 農業経営改善関係資金の貸付対象者は、施策の集約・重点化とその政策効果等を担保する観点から認定農業者等担い手を対象としているところである。したがって、新規に参入する個人又は法人についても農業経営改善計画の認定を受けて認定農業者になることにより、現行制度での貸付は可能である。 農業経営基盤強化促進法第12条第1項では、農業経営を営み又は営もうとする者は、認定を受けることができるものと規定しており、新規に農業参入する者も除外したものはなっていない。 したがって、農業参入した中小企業であっても、その行う農業部門とその他の事業部門とを明確にした上で、農業部門の経営の規模拡大等に関する農業経営改善計画を作成し、市町村に提出した場合には、市町村が、その農業経営改善計画が基本構想に照らし適切なものであること等の基準に合致する。基本構想において目指すところとする地域農業の将来像に照らして育成すべき効果的かつ定型的な農業経営を行うことを目指したものであると判断するのであれば、認定を受けることは可能な法制度となっている。	
熊本県	熊本県建設産業振興プラン(案)	2050	2050020	104550	農業産出に係る中小企業信用保険制度の適用	中小企業が農業分野に参入する場合の施設・設備の整備(農業用倉庫の建設、農業機械の購入など)について、中小企業信用保険制度の対象とする。	新市場の動向や産出に当たっての規制・融資制度等に係る情報提供、専門アドバイザーの派遣等により、建設事業者の新規成長分野への参入を支援する。		農業信用保証保険法第2条				提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各県で連携し、要件緩和などの余地がないが検討された。	5		農業用倉庫の建設、農業機械の導入等農業経営に必要な資金については、新規に農業に参入しようとする中小企業であっても、農業信用基金協会の会員となれば、当該資金につき、同協会による債務保証の対象となること可能である。	
大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町 合併協議会 大東町・加茂町・木次町・三刀屋町・吉田村・掛合町	生命と神話が息づく新しい日本のふるさとづくりふるさと再生構想	2133	2133030	104560	「オンリーワンプロジェクト」の推進	6町村の地域資源(神話、桜、はたる、銅鑼、温泉、街並み等)を活かした観光交流、地域間交流の推進による地域経済活性化に向けた事業展開のための既存補助金の統合等。	既存補助金の活用については、省庁別に窓口が異なる、事務労力の増大や迅速性に欠ける弊害を取り除くため地域指定等による窓口の一本化を願いたい。これによりその効果を早期に発現したい。また、補助制度の統合・総合メニュー化、各計画一括認定(計画変更を含む)、補助対象事業主体の拡充等による効率化を図ることを期待している。	地域指定による補助制度活用の際の窓口の一本化、補助メニューと対象事業主体の拡充、地域指定の要件緩和、事業計画の一括認定計画策定や変更手続きの簡素化等により効率化と効果の早期発現を図るため。					提案者の要望は、中小企業が農業に参入しやすい制度への改善であり、関係各県で連携し、要件緩和などの余地がないが検討された。	3		各省の果たすべき任務、役割に応じて補助事業の目的・要件が設けられており、「地域経済の活性化」に資するからといって一律に統合することは困難である。 また、新山村振興等農林漁業特別対策事業の非対象地域を含める一体的整備や事業費の拡充のご要望は、追加的な財政支出を伴うものであり、地域再生の趣旨に沿わないものと考えられる。	